

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

No.
74

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

2018.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 国際協力部の役割と課題 国際協力部長 森永 太郎

寄稿

5 [連載] プノンペンの平日(2) ～カンボジア法整備支援の日常～ JICA長期派遣専門家 内山 淳

特集

【国際知財司法シンポジウム2017】

- 11 国際知財司法シンポジウム2017 ～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～ 国際協力部教官 横山 栄作
- 13 「国際知財司法シンポジウム2017 ～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」 知的財産高等裁判所判事 杉浦 正樹
- 23 ASEAN9ヵ国裁判官によるパネルディスカッションと海外調査研究事業の発表
日弁連知的財産センター委員長 城山 康文
同委員 相良由里子
法務省大臣官房司法法制部付 伊賀 和幸
- 32 国際知財司法シンポジウム2017 ～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～結果概要(3日目)
特許庁審判部審判課 課長補佐(企画班長) 高橋 克
特許庁審判部審判課 企画係長 高田 基史

外国法制・実務

- 41 [ベトナム] 2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状 JICA長期派遣専門家 塚原 正典
- 51 [カンボジア] カンボジアの司法 ～氏名等訂正の訴え～ JICA長期派遣専門家 内山 淳
- 59 [ラオス] ラオス刑事訴訟法の改正動向について JICA長期派遣専門家 須田 大
- 82 [インドネシア] インドネシアにおける知財判例集の作成について JICA長期派遣専門家 石神 有吾
- 89 [中国] 中国立法法の改正について(1) JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【国際研修・共同研究】

- 116 [中国] 中国民法典編纂に係る現地セミナーの開催 JICA国際協力専門員/弁護士 枝川 充志
- 125 [韓国] 日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナー 国際協力部教官 大西 宏道
- 146 [バングラデシュ] 第1回バングラデシュ本邦研修(裁判外紛争解決手続(ADR)等) 国際協力部教官 石田 正範
- 158 平成29年度国際協力人材育成研修実施報告 さいたま地方検察庁越谷支部 検察事務官 矢部 貴志
- 166 平成29年度国際協力人材育成研修に参加して 法務省民事局付 前田 芳人
- 172 国際協力人材育成研修に参加して 法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第二係長 川野麻衣子

【海外出張】

- 178 世界銀行Law, Justice and Development Week 2017に参加して 国際協力部教官 福岡 文恵
国際協力部教官 大西 宏道

【国際法務総合センター開所記念アジア研・ICD講演会】

- 188 国際法務総合センターでの新たなスタート 国際協力部副部長 伊藤 浩之
- 【講義・講演】
- 196 主任国際協力専門官 三浦 寛史
- 【活動予定】
- 198 主任国際協力専門官 三浦 寛史

専門官の眼

- 199 国際協力部に勤務して 統括国際協力専門官 伊地知康弘

各国プロジェクトオフィスから

- 202 ベトナム長期派遣専門家 塚部 貴子
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 須田 大
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 横幕 孝介

編集後記

- 205 主任国際協力専門官 三浦 寛史

国際協力部の役割と課題

法務総合研究所国際協力部

部長 森 永 太 郎

1. はじめに

私事から始めるのはどうも恐縮なのですが、私は昨年10月、国際協力部（ICD）の部長に就任いたしましたので、ご挨拶かたがた、このICDNEWSの紙面を借りて若干の自己紹介をさせていただきます。私は、1994年に検事に任官した後、2003年にICDの教官となり、2004年5月から2007年3月まで国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてベトナム・ハノイの法整備支援プロジェクト事務所で勤務いたしました。帰国してからは一旦検察の現場に戻りましたが、2009年4月から再び4年間にわたってICDに配属され、その後、佐賀地方検察庁次席検事を2年間、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長を3年半の間務め、昨年10月にICDがUNAFEIとともに新設されました東京都昭島市の国際法務総合センターに入居するのと同じタイミングでICD部長の職に就きました。今年3月末で任官後24年になりますが、その半分の通算12年間は国際分野での仕事に従事していたことになります。

2. ICDの役割

この間、日本の法整備支援活動が質・量ともに拡大してきたことは皆さまご承知の通りです。これにともない、仕事の内容もずいぶん変化してきました。対象国が増えてきたということもありますが、求められる支援の内容も次第に複雑化している上、20数年に及ぶ活動の結果、日本による法整備支援が徐々に国内外に知られるようになり、各方面からの期待が大きくなってきていることも拡大と変化の要因になっていると思われます。しかし、これまでの日本の法整備支援活動が順風満帆で、右肩上がりでの拡大成長してきたかという点、必ずしもそうではありません。元々、法整備支援という仕事は、他国の主権にかかわる部分があり、政治的、あるいは外交的な影響も少なからず受け、また、何よりも他国が相手ですので、我々にとって未知の事柄が多く、彼我の社会的・文化的あるいは歴史的な背景の違いなどから思わぬ行き違いや誤解が生じやすい分野でもあります。そのため、日本の法整備支援も当初はまさに手探りの状態で始まり、現在でもなお試行錯誤の繰り返しであると言っていいでしょう。

それでも、こちらへぶつかり、あちらで転んだりしながら、日本の法整備支援は徐々にそのスタイルを作り上げていっているように思います。「相手国の自主性・主体性の尊重」、「寄り添い型の支援」、「中長期的な視点に立っての支援」、「人材育成の重視」などが日本の法整備支援の特徴であるといわれ、そのことは日本側のみならず、相手国側、

あるいは他ドナーにも認識されているようですが、このスタイルは、初めから企図されていたものではなく、手探りで活動を行う中、自ら失敗を重ね、あるいは他ドナーの失敗例・成功例を見ながら徐々に形作られていったものなのです。

そのような中で、ICDはどのような役割を果たしてきたでしょうか。ICDは、増大する法整備支援の需要に対応し、法務省の行う法整備支援活動の中心的な役割を担うべく設立され、実際そのような役割を果たしてきました。具体的にはJICAからの依頼や委託を受け、あるいは自らのイニシアティブにより、国内外における研修やセミナーを企画・実施したり、国内アドバイザーグループのメンバーとして活動したりしてきました。また、JICAが実施する対象国での法整備支援プロジェクトの企画にも関わり、2003年ころからは、JICAが対象国へ派遣する長期専門家のいわば官側のプールとしての機能も担っています。さらに、法整備支援は、JICAと法務省だけで行うことが可能なものではなく、裁判所や他省庁、日本弁護士連合会や大学・大学院、さらには国際民商事法センター等のNGOなどとの連携・協力が不可欠ですので、これらの国内リソースを取りまとめるのも大切な仕事となっています。そして法整備支援にかかわっている様々な機関・団体・個人間の情報共有と相互連携の促進のため、毎年JICAとともに「法整備支援連絡会」という会議を開催していることもご承知の通りです。また、このICDNEWSというICDの機関誌は、法整備支援にかかわっている多くの方々のご協力を得て、単なるICDの活動報告という域を超えて、法整備支援に関する貴重な情報源となっていると自負しております。

このように、ICDは日々多種多様な業務をこなしているわけで、これに伴うICD教官らの仕事もなかなか忙しいものです。教官らは、いずれもしかるべき実務経験を有する検事（裁判官からの転官者もいます）か法務教官ですが、従来従事していた検察・裁判・法務行政の仕事に比べると、自らの法律知識や技術を活かさなければならない点では同じですが、はるかに守備範囲の広い仕事を任されるわけで、私なぞも初めてICDの教官になった時にはその仕事の多さといいますか、多様さに面食らったものです。「それは私の専門外です」とか、「そのような仕事をした経験がないもので・・・」などという呑気なことは言っていないのです。教官は、法整備支援活動の企画立案者、研修やセミナーの企画者兼講師、対象国が作る法案や人材育成用の教材のコメンテーター、各種会議のオーガナイザーなどを務めるばかりでなく、対象国との各種協議や折衝、他ドナーとの情報交換や協議なども行わなければなりませんし、その合間に対象国の法制度や法律実務の分析や事案によっては現地調査なども行う必要があります。そして、そのような経験を積み重ね、全員ではありませんが、JICAの長期専門家として対象国に派遣されることになるのです。

3. 課題

ICDの仕事が日本の法整備支援の拡大・深化とともに増大し、複雑化していることはすでに述べた通りで、ICDが今後より効果的な法整備支援活動を継続していくに

は、このような多種多様な仕事をこなしていける教官の存在が不可欠であることは言うまでもありません。現在のICD教官らはいずれも情熱をもって真摯に業務に取り組んでくれていますが、ICDの仕事は、各教官の従来業務ではほとんど要求されなかったであろう、外国の法制度や実務、あるいは文化や社会、歴史に関するある程度の知識のみならず、ひるがえって我が国についてもその法制度や実務の歴史について掘り下げた知識が必要になってきます。そのため、各教官は日々の多忙な業務をこなしながらも、かなりの勉強をしなければなりません。むしろ、その道の大家にならなければならない、などということではありませんが、法整備支援という、他国の法制度や法律実務を取り扱う業務ですから、どうしてもこのような知識がないと、実質的な内容に踏み込んだ効果的な支援はできなくなってしまいます。具体的な例を挙げますと、本邦研修（対象国の方々に日本に来てもらって受けてもらう研修のことです）の際、ICD教官は、自ら講師を務めるのみならず、日本のベテランの実務家や大学の教授などの講義の場に立ち会うことも多いわけですが、対象国からの研修参加者からは、日本ではほとんどなじみのない制度や法概念、あるいは専門用語（通訳の方がいても手に負えないやつです）を交えた質問や意見が出されることが往々にしてあります。「日本の軍法会議のシステムはどうなっているか？」とか、「今の講師の話は *cognizable offense* についてであると思うが *non-cognizable offense* の場合にはどうなるのか？」（何のことだかおわかりになりますか？これをご存知なのはかなりのベテランの方ですな）などというものです。逆もしかりで、日本の制度について講師が小一時間も説明した後、研修参加者が全員不思議そうな顔をして「今のは何の話だ？」という場面もよくあります。ICD教官が自らの講義でこのようなことで時間を無駄にするようではいけないわけで、また、外部の講師の方が対象国の制度・実務をご存じない場合には、講師と研修参加者の間に立って、いわば通訳の役割を果たさなければならないわけです。要は講師と研修参加者の双方が、どのような発想で、あるいはどのような制度や実務を前提にして話に臨んでおり、どこにすれ違いが生じているかを察する能力が必要なのであって、そのためには教官自身の自己研鑽が重要であることは言うまでもありません。

しかし、私自身も経験がありますが、ただでさえ忙しい教官にとっては自己研鑽、独学と言っても容易なことではありません。対象国が増え、支援内容が高度化している中ではなおさらです。やはりある程度、いま述べたような知識を、特に初任の教官らが身に着けることのできる体制をICD内に構築しなければならないのではないかと考えています。ICDでは、毎年、法務・検察で法整備支援に興味のある職員に向けたごくごく初歩的な研修を実施していますが、これに加え、ICD内部での初任教官向けの研修のようなものを実施すべきかな、と考えており、これが私にとっての当面の課題事項となりそうです。そのためにはいずれ、ICDのOBの皆様や、日ごろからお世話になっております大学等の研究者の皆様などにもお力をお貸しいただかなければならないかもしれません。その節には何とぞよろしくお願い申し上げます。もちろんICDにはほかにもいろいろ課題がありますが、まずはこの点に取り組み、ICDの *institutional*

capacity の向上に努めたいと思います。

プノンペンの平日（２）～カンボジア法整備支援の日常～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

【目次】

- 1 平日の朝
- 2 平日の午前
- 3 平日の昼休み（以上、前号）
- 4 平日の午後
- 5 平日の夜（以上、本号）
- 6 平日の特別行事
- 7 番外編「プノンペンの休日」

前回は、「平日の昼休み」までお伝えしました。今回は、「平日の午後」からの様子です。平日の午後と言えば、昼食で膨らんだお腹の影響で、まどろみがちな時間帯ですが、本稿の影響で、読者の皆さんが睡魔に襲われないことを祈るばかりです。

4 平日の午後

14:00 開催する

プロジェクトの重要な活動は、ワーキング・グループ（WG）です。

WGでは、プロジェクトの目的を実現するため、様々なことを議論します。WGの活動は、そのままプロジェクトの成果につながります。

WGは、カンボジアの裁判官、検察官、弁護士、大学教授などによる混成メンバーです。そうすることで、職業別の垣根を越えた交流ができることを期待しています。

新プロジェクトでは、WGの活動がまだ開始していないので、ここからは、前プロジェクトでのWGについてご紹介します。

私が担当していたのは、裁判官と検察官で構成されたWGでした。WGのメンバーは、裁判官検察官養成校で教官も務めていました。当時は、現在と違って、弁護士との混成ではありません。また、当時は、プロジェクト・オフィスの会議室だけでなく、その養成校の教室などでもWGを開催していました。

毎週1回。平日の午後。夕方までの数時間がWGの時間です。

WGのメンバーは、それぞれ担当する裁判期日などを調整して参加します。もちろん、日本側からの手当は、一切ありません。ですから、熱意がなければ続けられません。

WGでは、民法や民事訴訟法の解釈、日頃の実務で直面する問題点などについても議論します。カンボジアの民法と民事訴訟法は、日本が支援したため、その内容は日本法とよく似ています。しかし、カンボジアは、日本と社会や文化が違いますので、日本では想定しないような実務上の問題が発生します¹。

WGのメンバーは、お互いに意見を交わし、長期派遣専門家（現地専門家）にコメントや解説を求めます。しかし、私たち現地専門家も、日本法の全てに精通しているわけではありませんので、ときには、即答せずに持ち帰って調べることもあります。

以前、私は、メンバーに「現地専門家に求めるものは何ですか？日本法についての深い知識？質問に即答してくれる豊かな経験？」などと雑談ついでに聞いたことがあります。

さて、どんな答えだったと思いますか？

共通していたのは、「知識や経験があることはありがたい。でも、一番求めているのは、一緒に考えてくれること。それから、カンボジアの法律家は、日本語で書かれた本を調べることはできない。日本には、たくさんの蓄積があると思う。それを調べて、考え方を教えてくれるとありがたい。」ということでした。

民事法の専門家ではない私への気遣いが半分ほど含まれているとしても、そのような答えが返ってきたのは、驚きでした。考えてみれば当然のことかもしれませんが、どうやら「万能の巨人」を求めているわけではないようです。

カンボジア法については、カンボジアの法律家の方が知識や実務経験は多いはずですが、それだけでは直面した実務上の問題を解決できません。必要なのは、法的な思考です。「リーガル・マインド」などとも呼ばれます。

失礼ながら、この法的な思考の点では、たとえ民事法の専門家でなくても、日本の法律家の方がまだ圧倒的に優位な立場にいます。

しかし、「ウサギとカメ」の逸話が教えるように、安穩としてはられません。

例えば、WGで議論していても、メンバーは、決して、日本法の解釈を鵜呑みにしたり、無批判に追従したりしません。「なぜ、そう考えるのか。」と質問してくることがよくあります。そのとき、法的な思考過程を示すと、納得してくれることが多いです。

カンボジアの法律家全体からすれば、WGに参加できる人数はごくわずかですが、おそらく、今後、カンボジア司法の中枢を担う人たちです。クメール・ルージュ時代に多くの法律家を失った国ですが、WGを通じて、着実に人材が育っています。少し上から目線の言い方で恐縮ですが、本当にそう実感します。私たちには、木陰で昼寝をしている暇はなさそうです。

ただ、これまでのしがらみや因習を打ち破るのは、並大抵のことではありません。WGに参加している素晴らしい人材が、その力量を存分に発揮できる時代が来るまでには、もう少し辛抱が必要そうです。

¹ 詳しい法律的議論については、「カンボジアの司法」シリーズ（『ICDNEWS』2017年6月号以降）参照。

さて、WGは、法整備支援の日常の中でとても重要な1コマですので、思わず、しゃべり過ぎてしまいました。引き続き、WGがない日の午後もご紹介します。



【ワーキング・グループ活動】

15:00 出席する

相談したいことがあるときには、日本とテレビ会議をすることがあります。画像の乱れは多少ありますが、特派員のニュース中継のように、音声が届くまでの微妙な間はありません。

余談ですが、カンボジアに来てから、携帯電話に入っているアプリで、日本にいる家族とテレビ電話をするようになりました。意外だと思われるかもしれませんが、首都プノンペンでは、カフェやホテルに限らず、多くのローカル食堂でも、無料のWi-Fiを利用できます。たいていのカフェでは、グループのお客さんでも、それぞれ自分の携帯電話に没頭して、指先を画面上に走らせています。この姿は、どうやら世界共通のようです。

さて、話をテレビ会議に戻します。会議の相手は、日本にいるJICAやICDの皆さんです。カンボジアまでは、成田からの直行便が就航していますが、やはり遠路ですので、テレビ会議で協議するのが効率的です。

もちろん、メールや電話でも連絡を取り合っていますが、テレビ画面越しとはいえ、やはり顔を合わせた方が、議論が深まるように思います。そして、「議論」だけでなく、オール日本での支援という「絆」も深まるかもしれません。

16:00 書く

日本に送る報告書や『ICDNEWS』の原稿などを書くのも大切な仕事です。

缶ビール片手にこの原稿を書いているとお思いの方が多いかもしれませんが、実は、そんなことはないんです。締切りを迫る編集者はいませんが、より多くの人に法整備支援を知ってもらうため、日夜、推敲を重ねております。

法整備支援では、「発信」が大切です。世界中で、様々な国や団体が、多様な支援活動をしています。ですから、せっかく日本が素晴らしい活動をしていても、発信しないと埋も

れてしまいます。カンボジアで有名なアンコール・ワット遺跡群は、今でこそ世界遺産として有名ですが、発掘されるまでの長い間、深い森の中に埋もれていたそうです。後世の歴史家による発掘を待つのも悪くはないですが、やはり法整備支援については、「発掘」ではなく「発信」が向いています。

「Rule of law！（法の支配を！）」「Access to justice！（司法へのアクセスを！）」と声高に叫ぶのは少々気が引けますが、「以前、カンボジアの民法や民事訴訟法を作る手伝いをしまして、今も、その普及や人材育成の手伝いをしているんですよ。手前味噌で申し訳ないですが、カンボジアの法律家にはかなり好評でして・・・。」と奥ゆかしくアピールするくらいは、許されるのではないかと思います。

17:00 読む

スタッフは、終業時間の午後5時になると帰り支度を始めます。残業するスタッフは、ほとんどいません。多くが20代半ばで、仕事の後、大学院や語学教室などに通って、自己研鑽に努めています。

そんなスタッフたちに触発されたわけではありませんが、私も独りになれる時間を大切にしています。スタッフが帰った後は、オフィスも静まりかえるので、独りでじっくり考えたり、新聞や本を読んで情報を収集したりするには、ちょうどいい環境です。

また、日本語に翻訳されたカンボジア法令の翻訳チェックをすることもあります。チェック後は、ICDのホームページ²に掲載しています。日本の法律との違いに注目して読むと、無味乾燥な条文も、なかなか味わい深いものです。



【地元の英字新聞（2紙）】

² 随時更新。約60法令を掲載（2017年12月現在）。
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html

5 平日の夜

20:00 帰宅する

働き方改革が叫ばれる昨今、もっと早く帰るべきなのかもしれませんが、これでも検察の現場にいた頃に比べると、「夢の超特急」と呼べるくらい早く帰宅できます。

帰宅後は、缶ビール片手にテレビ…ではなく、ちょっとばかりクメール語（カンボジア語）を自習。

首都プノンペンでは、ホテルやレストランなど外国人が多い場所であれば、英語が通じることが多いです。しかし、クメール語を使えると、トゥクトゥク³に乗るときの値段交渉では、値引率が圧倒的に違います。ホテルや訪問先での挨拶では、笑顔率が圧倒的に違います。

そんな打算的な発想もあって、クメール語を学んでいます。日本で買ったテキストや辞書だけでなく、携帯電話に翻訳アプリをダウンロードして、ちょっと気になったら意味を調べてみます。また、ネット上の語学講座やカラオケなどの動画も利用しています。カラオケ形式だと、クメール語の文字が字幕になっている上、音に合わせて文字の色が変わるので、どこを歌っているのかが分かります。単語の発音を知るには好都合なのです。

クメール語は、マイナーな言語というイメージが強いですが、案外、学ぶための素材は溢れています。

覚えた単語は、スタッフ、WGのメンバー、ホテルの従業員との会話で実践練習。今まで意味のない音の「羅列」だったものが、あるとき意味のある音の「つながり」として聞こえてきたときの感動は、やみつきになります。この感動への依存性の高さは、薬物事件の比ではありません。おっと、不謹慎でした。

とは言え、私のクメール語は、まだまだ発展途上です。法整備支援と同じく、息の長い支援が必要そうです。



【クメール語の文字教材と辞書】

³ バイクの後ろに乗車用の台車が付いた乗物。

24:00 寝る

私は、単身赴任なので、夜は、気兼ねなく、ベッドにゴロ寝ができます。

カンボジアは、一年中、暑いので、湯冷めしないように素早く布団に潜り込むなどという状況にはなりません。

その代わりに、雨季の終わり頃になると、真夜中でも、雷雨。ゴロゴロ、ドカーン。雨が止んで静かになると、暗闇の中で、かすかな羽音。プ〜ン。寝付けずに、部屋の電気をつけると、壁面に、ヤモリ！

決して安宿に泊まっているわけではないのですが、暑さだけではない寝苦しい夜が続きます。

そろそろ、夜も更けてきました。片手に持った缶ビールの酔いが回ってきましたので（！？），筆を置くことにします。おやすみなさい。



【ヤモリ】

さて、今回は、「平日の夜」までをお伝えしましたが、いかがだったでしょうか？

私たちの日常を追体験していただけたとしたらうれしい限りです。

次回以降は、全国始審裁判所の実情調査、現地でのセミナー、インターンシップの受入れなど「平日の特別行事」の様子をお伝えする予定です。また、番外編として、私たちのプノンペンでの日常生活を「プノンペンの休日」と題してお伝えします。

どうぞお楽しみに。

(つづく)

国際知財司法シンポジウム2017

～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決～

国際協力部教官

横山 栄作¹

1 平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの3日間、弁護士会館2階講堂クレオ（東京都千代田区霞が関）において、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」（略称J-SIP2017）が開催されました。

J-SIP2017は、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6団体の主催により実施され、日中韓・ASEAN諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）という、いわゆる「ASEAN+3」と同じ枠組みにおいて、各国の知的財産関係紛争等処理している裁判官らが集い、知的財産関係紛争につき司法分野を中心に討議を行う初めての国際シンポジウムでした。

J-SIP2017開催の目的は、こうした討議等を通じて、知的財産関係紛争の解決に係る各国の法制度や法的課題に対する理解・共通認識が醸成され、それに伴って、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争の処理能力向上に貢献することにあります。また、日本の法曹関係者や海外進出を考えている民間企業の皆さんなどに対しても、有用な情報を提供する機会になると考えていました。

プログラムの概要ですが、まず、初日である平成29年10月30日には、日中韓・シンガポールの裁判官及び弁護士による特許に関する模擬裁判が実施されました。

2日目の同月31日は、日本の裁判例に基づいた商標の事例を使って討議を実施しました。シンガポールを除くASEAN諸国を、メコン地域の5カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）と島しょ部地域（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）に分け、分科会形式でパネルディスカッションを行った上、統括パネルディスカッションを実施しました。また、法務省司法法制部が実施している調査研究に関する発表も行いました。

3日目の同年11月1日は、アジアにおけるビジネスと知財紛争をテーマにした講演や、特許の進歩性判断、商標の類否判断等に関するパネルディスカッションが実施されました。

いずれも、非常に中身の濃いものとなり、各国制度の相互理解が進んだものと思えますし、知的財産関係紛争の処理能力向上につながる内容でした。各プログラムの概要・

¹ 本稿において意見にわたる部分については、いずれも私見に過ぎません。

結果につきましては、担当された裁判官、弁護士の先生、特許庁の担当者の方々からそれぞれ御寄稿いただきましたので、ぜひ御覧ください。

加えて、3日間をとおして、のべ約1300人もの方々が来場してASEAN+3各国の裁判官による討議に耳を傾けておられ、終了後に提出頂いたアンケートには「参考になった」との意見が多数ありました。有用な情報を提供する機会にするという目的も達成できたといえ、J-SIP2017を実施しようとした目的は達成したといつてよいと思います。J-SIP2017がこのように成功裡に終わったことを、運営に携った一人として非常に嬉しく思っております。

2 ところで、私たち法務省法務総合研究所国際協力部では、ASEAN諸国のうち、特にカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの各国にJICAの長期派遣専門家として検事を派遣するなどして各国の法制度整備支援を実施してきました。インドネシアではまさに知的財産制度に関する支援を実施していますし、ミャンマーにおいても、知財紛争解決の制度構築に向けて着々と活動を実施しているところです。

日本においてJ-SIP2017が開催され、成功裡に終わったことにより、日本を中心として、知財紛争解決能力の向上を目指そうという動き、ネットワーク化が進み、上記のような支援の輪が広がっていくことを期待しています。今後も、J-SIP2017の成果を活かしつつ、継続的にASEAN+3諸国での連携を深めていきたいと思ひますし、近い将来、J-SIP2017に引き続いてASEAN諸国における知財紛争解決に向けた連携を深めるような支援、会合を行うことにより、さらなる支援につなげていきたいと考えています。

「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」模擬裁判パート（1日目）の結果概要

知的財産高等裁判所 判事

杉浦正樹

第1 本シンポジウムの概要

1 本シンポジウムの背景と目的

知的財産高等裁判所は、平成29年（2017年）10月30日から11月1日の3日間にわたり、最高裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとともに、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」を開催しました。

特許権等の知的財産権分野では、従来から多国籍間の条約締結など国際的な協調の取組が図られてきましたが、近年の企業・個人の経済活動のグローバル化、インターネットによる国境を超えた情報通信の発達・普及、第4次産業革命ともいわれる技術革新の進展などに伴い、知的財産を巡る紛争の国際化は一段と進んでいます。こうした国際的な状況の中で、知財紛争を適切かつ実効的に解決するためには、他国の法制度や訴訟運営に関する相互理解が必要不可欠です。また、ことに経済発展著しいアジア諸国のような新興国では、海外からの直接投資等を促進する重要な基盤として、知財紛争を専門に取り扱う裁判所の設立やその種訴訟を担当できる人材の育成の重要性が指摘されています。

知財高裁及び最高裁では、こうしたニーズに対応する各種の取組を行っており¹、例えばアジア諸国において独立行政法人国際協力機構（JICA）と法務省が実施する法制度整備支援事業にも、重要判例の提供、研修での講義・訪問受入れ等を通じて協力しています。また、知財高裁勤務経験者の裁判官がインドネシアに長期専門家として派遣されています。

本シンポジウムは、こうした国際化に対応するための取組の一環として開催されるに至ったものであり、知財紛争に関するアジア地域の法制度や訴訟運営に関する相互理解を促進するとともに、各国の共通認識を醸成し、同地域全体の紛争処理能力の向上を図ることを最大の目的としています。同時に、本シンポジウムを傍聴した我が国の法曹関係者及び企業関係者に対して、海外展開等を図る上で必要な各国の法制度や訴訟運営に関する情報を提供することも、その目的に含みます。

さらに、知財高裁としては、本シンポジウムを通じて、司法機関にとって重要な法の支配、判断の中立公正さとそれに対する国民の信頼、裁判の透明性といった要請を、

¹ 具体的な取組みの例は、知財高裁HP（<http://www.ip.courts.go.jp/>）にて国内外に向けて紹介していますので、ぜひご覧ください。

各国司法機関に共通する課題として提起し、各国の司法関係者とともにもその実現に向けて取り組むための重要な機会として位置付けています。

2 本シンポジウム（全体）の成果

本シンポジウムは、前記のとおり、全体として3日間にわたるもので、知財高裁は、このうち1日目のプログラムを担当し、日本、中国、韓国、シンガポールの4か国による模擬裁判及びパネルディスカッションを行いました²。

幸いにして本シンポジウムは大きな関心を呼び、3日間通じて延べ約1300名という多数の参加を得られました。その際実施したアンケート結果を見ても、おおむね好評を博することができたようです。その意味で、本シンポジウムは全体として成功裡に終えることができたものといつてよいと思われます。



【本シンポジウムに参加した日中韓・ASEAN 諸国の裁判官及び弁護士】

第2 模擬裁判パート

1 模擬裁判の目的等

前記のとおり、知財高裁は、日本、中国、韓国、シンガポールの4か国による模擬裁判及びパネルディスカッションのプログラムを担当しました。具体的には、特許侵害訴訟における証拠収集手段をテーマとする共通事例に基づき、証拠の採否を巡る裁判所と当事者とのやり取り及び採否判断等を模擬裁判という形で各国の裁判官及び弁護士が実演した上、その結果の共通点及び相違点等につき4か国の裁判官及び弁護士がパネルディスカッションを行いました。

² 2日目は法務省、3日目は特許庁がそれぞれ担当しました。本シンポジウムの参考資料等は、現在、以下の特許庁HPにアーカイブされています。

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chizaishihou-2017.htm>

外国の法令及び法制度関連の情報の入手が時として困難であることはもちろんですが、訴訟運営の実際のあり方に関する情報は、記録化されない部分も少なくないことから、その把握にはより一層の困難が伴うと思われます。模擬裁判として特定の訴訟場面を取り上げ、実演して見せることで、このような訴訟運営の実情を文字通り可視化することができます。しかも4か国が同一の機会にこれを行うならば、相互間の共通点及び相違点等が際立つことになり、これらを比較することを通じて、それぞれの法制度及び運用の実情に関する理解をより一層深めることが期待できます。本シンポジウムにおいて模擬裁判及びパネルディスカッションという方式を採用したのは、このような意図によるものです。

また、具体的なテーマとして特許侵害訴訟における証拠収集手段を選択したのは、訴訟の帰趨を大いに左右する重要な手続である上、各国の法制度の沿革や実情に応じて、制度的にはもちろん、訴訟運営の実務レベルでもかなりの違いがあるのではないかと予想されたことなどが理由です。

さらに、模擬裁判の内容を理解する前提として、各国の特許侵害訴訟でポイントとなる制度の説明を当該国の法律実務家が行うことによっても、多くの有益な情報が得られるものと考えられたことから、そのような時間も設けることとしました。

なお、模擬裁判パートのプログラムの詳細は別添資料を参照してください。



【模擬裁判時の会場の模様】

2 模擬裁判の状況

模擬裁判は、壇上に裁判所席及び各当事者席等を設定し、裁判官（国によっては当事者代理人も）は原則として実際に法廷で着用する法服を着用し、更には裁判官の入退場時には壇上の演者だけでなく会場の参加者も傍聴人として起立する（！）という、文字通り全員参加の臨場感溢れる形で、当事者による証拠調べの申立てとそれに関する裁判所及び相手方とのやり取りから裁判所による証拠採否の判断に至るまでの手続が、本番さながらに実演されました。



↑ 【日本の模擬裁判の様相】 ↓



各パネルとも、それぞれ工夫しながらも模擬裁判の前記目的に適う形で進められましたが、日本の模擬裁判では、弁論期日における争点及び証拠の整理の基本的な場面としつつも、その過程で、非公開のインカメラ審理や裁判官及び裁判所調査官による合議の様相が実演されました。このように、模擬裁判において非公開の手続を実演した点は、これまで他に例を見ないと思われま



【中国の模擬裁判の様相】 ↑



↑ 【韓国の模擬裁判の様相】

また、シンガポールの模擬裁判では、書類提出命令の申立てを却下ないし留保した上で、'Hot Tubbing'といわれる、専門家証人（原告側・被告側各1名）が同席の上で議論を行うかのように尋問が進められる手続が実演され、こうした手続を通じて裁判官の心証が形成されていく様相が実演された点が特徴的であったと思われます。

そして、各国とも、模擬裁判の締めくくりとして裁判所が証拠の採否等に関する判断を示しました。その判断は、事前にパスワードによる保護付きのファイルが知財高裁HPに掲載され、各セッション終了後にパスワードを会場で告知するという形で、参加者向けに順次公開されました³。

³ ただし、これらの決定書等は模擬裁判向けに特に作成してもらったものであり、実際の訴訟手続において同様の文書が作成されるとは限らないことには留意してください。また、現在、前記知財高裁HPには、日本パネルの決定書と結果一覧表がパスワードによる保護を解除して掲載されています。



【シンガポールの模擬裁判の様相】

3 パネルディスカッションの状況

パネルディスカッションは、模擬裁判で示された各国裁判所の証拠採否に関する判断を踏まえ、モデレーターによる司会進行の下、各国の判断結果に相違を生じた部分を中心に質疑応答が行われました。

	検証	人証			書類提出命令				書証			
		シェバル博士	アン教授	イーゼル従業員	イーローマニュアル部分	その他イーローマニュアル	ドンキーマニュアル	ソースコード	イーゼル所有のB国用マニュアル	イーゼル陳述書	シェバル博士専門家意見書	アン教授専門家意見書
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	□	□	□	×	○	○	○	○
	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○
	×	△	△	×	○	×	×	×	○	○	○	○

○:採用 □:留保 ×:却下

【各国模擬裁判の結果】

そこで行われた議論の詳細は省きますが、結果一覧表からも明らかとなっており、共通事例でありながらも各国の判断には顕著な相違が見られました。特に、日本と韓国とは、制度的には似通った部分が多いにもかかわらずこのような結果となっており、運用上の相違が大きいことは個人的にも興味深いところです。



【パネルディスカッションの様相】

また、パネルディスカッションの最後には、各国のパネリストから、知財訴訟に関する国際交流や意見交換の意義が指摘された後、清水節知財高裁所長が、知財訴訟に関する国際的な相互理解を深める上で本シンポジウムのような機会は貴重なものであり、今後も継続的に開催していきたいとの意向を示し、万雷の拍手とともに、1日目のプログラムが締めくくられました。

第3 所感と今後の展望

1日目のプログラムには、延べ約500名にも上る「傍聴人」に参加していただき、当初の目論見以上に、こうしたテーマに強い関心が寄せられたことがうかがわれます。

また、日本、中国、韓国、シンガポールの特許侵害訴訟における証拠収集手段について、制度的な違いはもちろん、運用上も顕著な違いがあることは、以上の拙文を読んでもいただいてもおわかりいただけると思います。私個人としても、当初予想していた以上に質的にも量的にも相違があったことから、訴訟運営のあり方について批判的な再考を迫られる良い機会になったと考えています。

加えて特筆すべきは、このような模擬裁判パートを、シンガポールを除く ASEAN 諸国の裁判官も傍聴していたという点にあると思われまます。これらの国々は、程度の差こそあれ民事的側面での知財訴訟の制度的及び人的基盤整備に積極的に取り組まなければならない段階にあると思われまます。各国の裁判官が本シンポジウムの成果を持ち帰り、そうした取組みの一助としてくれるものと願ってやまないところですし、そうしてくれるものと信じています。



【手前がASEAN諸国の裁判官】

また、近いうちに再びアジア諸国の裁判官・弁護士が一堂に会する同様のシンポジウムを開催することが望ましいと考えていますが、関係各位のご理解とご協力を得られるならば、その際には、アジア地域で中国と並んで経済発展が著しいインドや、日本との経済的関係が深いだけでなく、ASEAN諸国との関係でも、地理的な近さもあって強い存在感を示すオーストラリアなども招聘することができれば、更に有意義ではないかと思われます。

プログラム

1日目 平成29年10月30日(月)

- 10:00 開会
- 10:00-10:15 あいさつ
知的財産高等裁判所 清水節所長
- 10:15-10:30 事案説明 ～特許訴訟における証拠収集手続～
知的財産高等裁判所 杉浦正樹裁判官
- 10:30-10:40 制度概要説明(日本)
知的財産高等裁判所 森岡礼子裁判官
- 10:40-11:30 模擬裁判(日本)
知的財産高等裁判所 清水節裁判官
知的財産高等裁判所 中島基至裁判官
知的財産高等裁判所 関根澄子裁判官
知的財産高等裁判所 佐藤聡史調査官
日弁連知的財産センター 平野恵稔弁護士
日弁連知的財産センター 村田真一弁護士
- 11:35-12:35 模擬裁判(中国)
中国北京知識産権法院 Zhang Xiaojin 裁判官
林達劉グループ Qixue WEI 弁護士
林達劉グループ Jie CHEN 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Liu Lei 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Yan Lian 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Lin HAN 弁護士
- 12:35-14:10 休憩
- 14:10-15:10 模擬裁判(韓国)
韓国特許法院 Hwan-Soo KIM 裁判官
金・張法律事務所 Sang-Wook Han 弁護士
法務法人世宗 Yoon-Hee KIM 弁護士

- 15:15-15:25 **制度概要説明（シンガポール）**
シンガポール最高裁判所 Cheng Pei Feng 裁判官
- 15:25-16:15 **模擬裁判（シンガポール）**
シンガポール最高裁判所 George Wei 裁判官
シンガポール最高裁判所 Edwin San 裁判官
シンガポール最高裁判所 Cheng Pei Feng 裁判官
シンガポール最高裁判所 Wong Baochen 裁判官
デュリュウ・アンド・ネピア法律事務所 Tony Yeo 弁護士
デントンズ・ロダイク・アンド・デビッドソン法律事務所 Foo Maw Jiun 弁護士
- 16:15-16:30 **休憩**
- 16:30-17:30 **パネルディスカッション ～模擬裁判の総括～**
モデレーター
知的財産高等裁判所 中島基至裁判官
日弁連知的財産センター 村田真一弁護士
パネリスト
知的財産高等裁判所 清水節裁判官
知的財産高等裁判所 関根澄子裁判官
日弁連知的財産センター 平野恵稔弁護士
中国北京知識産権法院 Zhang Xiaojin 裁判官
林達劉グループ Qixue WEI 弁護士
韓国特許法院 Hwan-Soo KIM 裁判官
金・張法律事務所 Sang-Wook Han 弁護士
シンガポール最高裁判所 George Wei 裁判官
デュリュウ・アンド・ネピア法律事務所 Tony Yeo 弁護士
- 17:30 **1日目終了**

ASEAN 9 カ国裁判官によるパネルディスカッションと 海外調査研究事業の発表

日弁連知的財産センター委員長 城山 康文
同委員 相良 由里子
法務省大臣官房司法法制部付 伊賀 和幸

1 2日目の概要

国際知財司法シンポジウム2017の2日目（2017年10月31日）は、法務省の主導による企画が実施された。

まず、午前中は、ASEAN 9 カ国から、各国2名の裁判官を招聘し、商標侵害事例をテーマにパネルディスカッションを実施した。9カ国の裁判官が一堂に会して議論すると、論点が拡散してしまうのではないかと懸念されたので、2つのグループに分けて行うことにした。第1分科会は、メコン川流域を構成するカンボジア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の各国の裁判官をパネリストとし、法務省法務総合研究所国際協力部の東尾和幸教官が司会、城山がモデレータを担当した。第2分科会は、島嶼部を構成するブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア共和国、マレーシア及びフィリピン共和国の各国の裁判官をパネリストとし、法務省法務総合研究所国際協力部の横山栄作教官が司会、相良がモデレータを担当した。各国から招聘した裁判官は次のとおりである。なお、合計18名のうち8名が女性であり、ASEAN各国の司法における女性活躍の状況を示している。

第1分科会

カンボジア王国：Appellate Court の Chay Chandaravan 裁判官（男性）と You Bunna 裁判官（男性）

ラオス人民民主共和国：People's Supreme Court の Chanthanom Sirivath 裁判官（女性）と People's Central High Court の Ompasa Sayakoummane 裁判官（女性）

ミャンマー連邦共和国：Supreme Court of the Union の Min Thant 裁判官（男性）と Myo Tint 裁判官（男性）

タイ王国：Supreme Court の Phattarasak Vannasaeng 裁判官（男性）と Toon Mek-yong 裁判官（男性）

ベトナム社会主義共和国：People's Court of Bac Ninh の Nguyen Dac Dung 裁判官（男性）と People's Court of Long An Province の Phan Ngoc Hoang Dinh Thuc 裁判官（女性）

第2分科会

ブルネイ・ダルサラーム国：Supreme Court の Harnita Zelda Skinner 裁判官（女性）と Intermediate Court の Pg Masni Pg Hj Bahar 裁判官（女性）

インドネシア共和国 : Surabaya District Court の Anne Rusiana 裁判官 (女性) と Tanjung Karang District Court の Pujiastuti Handayani 裁判官 (女性)

マレーシア : Kuala Lumpur High Court の Hanipah Binti Farikullah 裁判官 (女性) と Wong Kian Kheong 裁判官 (男性)

フィリピン共和国 : Regional Trial Court, Cagayan de Oro City の Dennis Zaballero Alcantar 裁判官 (男性) と同 Caloocan City の Remigio Magsino Escalada, Jr. 裁判官 (男性)

午後の前半は、城山と相良からそれぞれ各分科会報告を行った後、法務省法務総合研究所総務企画部の渡邊真知子部付の司会の下、9カ国の裁判官と相良をパネリストとし、城山をモデレータとする総括パネルディスカッションが行われた。

そして、午後の後半は、伊賀の司会の下、池田崇志弁護士及び鈴木健文弁護士並びに法務省大臣官房司法法制部の千葉由美子部付により、法務省で実施している海外調査研究事業について、知財紛争分野を中心とした発表がなされた。そして、最後に、法務省法務総合研究所の佐久間達哉所長により、2日目全体の総括がなされた。

2 パネルディスカッションの事例と設問

パネルディスカッションの事例と設問は、次のとおりである。

このパネルディスカッションを準備するにあたっては、横山教官及び東尾教官が尽力され、各国に事例及び設問を送付し、各国からあらかじめ書面による回答を得ることができた。そこで、当日は、当該書面回答を資料として参加者に配布すると共に、モデレータが各国の事前回答の内容を口頭で確認しつつ、さらに追加の質問を行っていくという方式を採用した。

Tuna Corporation (本社 : アメリカ合衆国カリフォルニア州) (以下、「Tuna」という。) は、貴国において、指定商品を「被服」として、下記商標 (以下、「本件商標」という。) についての登録を有している (以下、本件商標に関して当該登録に基づき貴国で与えられる権利を「本件商標権」という。)

本件商標 : DolfiN

貴国においては、貴国に本社を有する Sardine Ltd. (以下、「Sardine」という。) が輸入総代理店として、10年以上にわたり、Tuna製のTシャツを輸入販売してきた。TunaとSardineには資本関係はなく、全くの別会社である。また、Sardineは、Tunaとの契約により、Tuna製の正規品のTシャツを貴国に輸入し、それを販売する権利を有している。

Tuna製のTシャツの多くは、左胸に本件商標を付している。本件商標は、Tシャツのブランドとして世界的に有名であり、貴国でも、都市部では多くの人に知られている。

Sardineは、市場において、胸の部分に別紙記載の標章1乃至9 (以下、それぞれ「被疑

侵害標章1」乃至「被疑侵害標章9」という。)がそれぞれ大きく付された9種類のTシャツ(以下、それぞれ「被疑侵害商品1」乃至「被疑侵害商品9」という。)が販売されていることを確認した。そして、調査により、それらはいずれも貴国に本社を有する Bonito Corporation (以下、「Bonito」という。)が貴国で製造又は輸入したものであり、Bonito は貴国でそれらを販売するだけでなく、隣国への輸出も行っていることが判明した。

問1 貴国では、商標権侵害行為に対しては、民事訴訟手続及び刑事訴訟手続のいずれも可能ですか。それぞれの手続の年間の件数、割合はどの程度ですか。

問2 貴国では、商標権侵害行為に対して民事訴訟手続又は刑事訴訟手続を開始しようとする場合、商標登録がなされていることに加えて、公告や警告がなされているなど、なにか必要な要件はありますか？

問3 想定事例において、商標権者ではなく輸入総代理店にすぎない Sardine は、商標権侵害を理由とする差止及び／又は損害賠償を求める民事訴訟の原告になることはできますか。

問4 Bonito による被疑侵害商品1乃至9の製造、輸入、販売、輸出は、それぞれ本件商標権の侵害を構成しますか。

問5 裁判所において商標の類否を判断する際の一般的な基準はありますか。あるとすれば、どのようなものですか。

問6 本件商標が世界的に知られていることは、商標の類否の判断に影響を及ぼしますか。例えば、本件商標が全くの無名ブランドだった場合には商標の類否の判断が変わることがありますか。アメリカや日本でのみ有名だった場合にはどうですか。

問7 Tuna が使用する商標と本件商標とが完全に同一ではない、具体的には、Tuna が使用する商標は下記の商標であると仮定します。この場合、本件商標の不使用を理由として本件商標権が取り消されたり、又はその他の理由で本件商標権の有効性が否定されたりする可能性はありますか。また、本件商標権の有効性に影響がないとしても、本件商標と被疑侵害標章との類否判断又はその他 Bonito による商標権侵害の成否の判断に影響はありますか。

Tuna の使用商標 (仮定) : **Dolfin**

問8 貴国では、商標登録に際して、行政機関による審査がなされますか。審査がなされる場合、本件商標の登録に係る審査の過程において、以下のやり取りがあったと仮定します。つまり、審査官は、当初、Tuna に対して、「『Dolphin』という他人の先行登録商標があり、本件商標は当該先行登録商標と類似しているため、登録が認められない。」と商標登録を拒絶する旨の通知をしました。それに対して、Tuna は、審査官に対し、「『Dolphin』はイルカを表す英語であるのに対し本件商標は造語であって観念を異にし、本件商標は D と N だけが大きく大文字である点において外観上顕著な特徴を有しますから、本件商標と『Dolphin』とは類似しておらず、本件商標の登録は認められるべきです。」と主張して、その結果、「Dolfin」が商標として登録されたとします。その後、Tuna が、被疑侵害商標2「Dolphin」 と被疑侵害商標3「Dolphin」に対して、本件商

標と類似するとして訴えたとします。Tuna が登録時に「『Dolphin』とは類似しない」と主張していたことは、被疑侵害標章 2 と本件商標との類否判断、及び被疑侵害標章 3 と本件商標との類否判断に影響しますか？

問 9 Tuna が本件商標について商標登録を有していないと仮定した場合、Tuna は Bonito に対して何らかの法的措置をとることができますか。

[被疑侵害標章 1] Dolfin

[被疑侵害標章 2] DolphiN

[被疑侵害標章 3] Dolphin

[被疑侵害標章 4] Dollfine

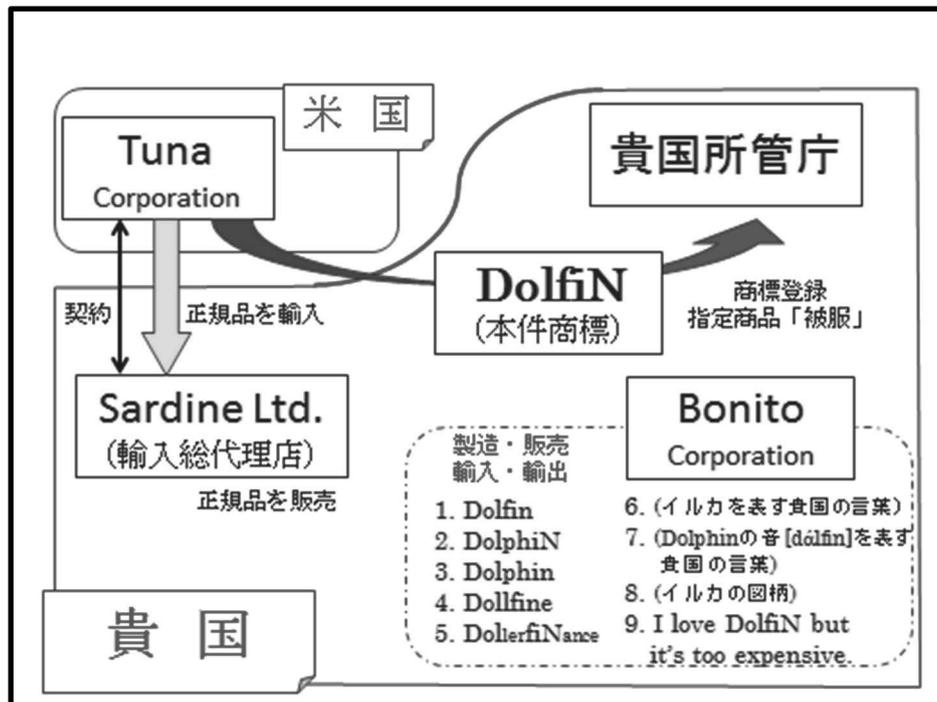
[被疑侵害標章 5] DollerfiNance

[被疑侵害標章 6] イルカを表す貴国の言葉

[被疑侵害標章 7] dolphin の音 (dólfín) を表す貴国の言葉

[被疑侵害標章 8] イルカの図柄

[被疑侵害標章 9] I love DolfiN but it's too expensive.



3 第1分科会の結果報告

第1分科会での各国からの回答状況について、以下、各設問毎に概要を報告する。

問1 民事／刑事の件数

カンボジアからは、件数の統計はないが、民事手続に加えて刑事手続も利用可能であり、両者を一緒に提訴することもできる、と回答があった。ラオスも、刑事手続において被害者が損害賠償請求をすることができるが、件数は非常に少ないとのこと。ミャンマーは、刑事と民事とは別手続であり、件数はやはり非常に少ない。タイでは、刑事事件数は2014年の4130件から2016年の2809件へ大幅に減少し、民事事件数は2014年の70件から2016年の106件へと増加しており、刑事から民事へ、という流れがあるようである。ベトナムは、6年間で民事は産業財産権全般で10件、刑事は模倣品の案件が合計で145件であり、民事事件では原告の立証が容易ではないことへの言及がなされた。

問2 登録以外の権利行使要件

カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムについては、商標登録がなされていれば、それ以上の警告や権利者自身による公告は不要である。ミャンマーの場合は、商標登録制度が未整備であることから、権利者が Declaration of Ownership を行い、当該 Declaration を Registration Office of Deeds and Assurances under Ministry of Agriculture に登録し、登録後に英語の日刊紙に Cautionary Notice を掲載しなければならない、との現在の実務の説明があった。

問3 独占的輸入代理店の原告適格

ベトナムでは、独占的輸入代理店にも原告適格が認められるとのこと。カンボジアは、ライセンシーも商標権侵害の差止請求をすることができるが、ライセンシーとはライセンスに基づき商品を製造する者に限られるので、独占輸入代理店はライセンシーに該当せず提訴不可、とする一方、輸入代理店も、一般不法行為 (tort) としての差止請求は可能という回答であった。ラオスは、輸入代理店は請求不可としながら、やはり一般不法行為 (tort) としての請求の可能性は肯定した。ミャンマーでは、1934年の裁判例で、独占的輸入代理店に差止及び損害賠償請求の原告適格を認めたものがあり、これは現在でも参照される可能性があるらしい。タイからは、著作権侵害に関して、独占的ライセンシーに原告適格を認めた最高裁判例があり、それが商標権侵害に関しても該当するだろう、とのコメントがあった。

問4 登録商標と標章1乃至9との類否

タイは、標章6、8は非類似、それ以外は全て類似。ベトナムは、標章1、2、3、6、8が類似、その他は非類似。カンボジアからは、事前回答は得られなかったが、会場でのコメントでは、標章1乃至4が類似・侵害、その他は非類似。ラオスは、事前回答では、標章1～4、7及び9は類似、標章5、6及び8は非類似であったが、会場での各国のコメントを聴いたのち、標章1～9の全てが類似ではないかとの意見になった。ミャンマーは、標章1及び2は類似、その他は全て非類似とする回答で、

類似の範囲が狭かった。

問5 類否判断の基準

具体的な類否判断については、上記問4のとおり各国で判断が大きく分かれたが、類否判断の一般的な基準について、モデレータより、日本の「しょうざん」事件最高裁判決（昭和43年）（外観、観念、称呼の三点を基礎として、取引の実情も考慮したうえで、出所の誤認混同を生ずるおそれがあるか否かにより類否を決する。三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。）を説明したところ、これに対しての異論は各国から特に出なかった。

問6 周知著名性の類否判断への影響

ミャンマー及びベトナムからは、周知著名であることが類否判断に影響する可能性がある、との回答があり、タイからは、登録商標が有名であることは、被疑侵害者の故意の認定に影響するのではないか、とのコメントがあった。

問7 登録商標の不使用

いずれの国でも不使用商標を取り消す制度があるが（ミャンマーも立法中の商標法で定められる予定）、本件では、実質的に登録商標と同一の商標が使用されているものとして取り消されることはないだろうとの回答であった。

問8 出願経過禁反言

タイとカンボジアからは、出願手続で出願人が登録機関に提出した意見書に述べたことが、登録後の商標権の行使に影響することはない、との明確な回答がなされた。他方、ラオスからは、権利行使において矛盾主張をすることは許されないのではないかと、とのコメントがあった。その他の国からは、明確な回答はなかった。

問9 未登録著名商標の保護

いずれの国も、未登録周知商標は保護されており、その周知性の立証の困難については我が国と大差ないようであった。

4 第2分科会の結果報告

第2分科会での各国からの回答状況についても、第1分科会の結果報告と同様に、各設問毎に概要を報告する。

問1 民事／刑事の件数

フィリピンでは、民事・刑事のいずれも、急激に件数が増加している。なお、統計上は刑事手続の件数が多いように見えるが、民事手続においては和解で終了している案件も多い、とのことであった。

マレーシアでも、民事、刑事いずれも件数が増えているが、商標権侵害については刑事手続がより効果的である、とのことであり、統計上も、2016年には刑事事件の件数が激増していた。

インドネシアは、正確な統計資料はないが、刑事手続も民事手続もいずれも多く、どちらかといえば、損害賠償が認められる点で、民事手続の方がより利用されやすいのではないかと、との回答であった。

ブルネイは、市場が小さいために件数の統計はないが、国としては熱心に知的財産権保護を行おうとしており、税関などが権利者に対し積極的に権利行使を促している、とのことであった。

問2 登録以外の権利行使要件

いずれの国においても、商標登録がなされていれば、それ以上の警告や権利者自身による公告は不要である。

問3 独占的輸入代理店の原告適格

各国でそれぞれ異なる制度となっていた。インドネシアでは、非独占的ライセンスであっても権利行使可能である。ブルネイとマレーシアでは、独占的ライセンスは、まず商標権者に権利行使を求め、2か月以内に商標権者が権利行使をしなかった場合に初めて権利行使できる、という制度であるが、ブルネイは商標権者を共同原告とすることが必要とされているのに対し、マレーシアでは、商標権者を被告とすることが必要とされ、かつライセンスは登録されていなければならない。フィリピンは、独占的ライセンスであっても一切権利行使は認められない。

問4 登録商標と標章1乃至9との類否

事例1～5及び9については、いずれの国においても類似であったが、事例6、7については、ブルネイは非類似、フィリピンは使用態様によっては類似になり得る、インドネシア、マレーシアでは類似、事例8も、ブルネイ、フィリピンは非類似、インドネシア、マレーシアは類似、と判断が分かれた。全体として類似とされる範囲は広く、特にインドネシアとマレーシアでは、登録商標の権利範囲が非常に強い、という印象であった。

問5 類否判断の基準

こちらのパネルにおいても、日本の類否判断の基準に対しては、大きな違和感が述べられることはなく、各国とも、誤認混同のおそれがあるか否か、という点を重視しているようであった。判断基準が同様であっても、具体的な類否判断においては結論が異なることが浮き彫りとなった。

問6 周知著名性の類否判断への影響

インドネシアにおいては、登録商標の周知著名性は全く影響がない、フィリピン及びマレーシアでは、考慮はされるものの、あまり重要ではない、ブルネイでは、周知著名であることが類否判断に影響する可能性がある、との回答で、こちらも回答が分かれた。

問7 登録商標の不使用

いずれの国でも不使用商標を取り消す制度があるが、本件では、実質的に登録商標と同一の商標が使用されているものとして取り消されることはないだろうとの回答で

あった。

問8 出願経過禁反言

フィリピンからは、出願手続で出願人が登録機関に提出した意見書に述べたことと矛盾する主張は許されない、との明確な回答が得られたが、その他の国からは、特に排斥されないのではないか、との回答であった。

問9 未登録著名商標の保護

インドネシアにおいては、登録のない商標を保護する法律はない、とのことであったが、その他の国においては保護される、とのことであった。

5 知財紛争を含む海外調査研究事業に関するプレゼンテーション

法務省では、日本企業の海外展開を支援するなどの目的で、日本企業が多く進出し又は今後の進出が見込まれるアジア新興国に法曹有資格者を派遣して現地の法制度や運用等の調査・研究を行い、その調査結果を公表する事業を行っている。

今回のプレゼンテーションでは、このような事業の概要を紹介した後、タイの調査研究を担当した池田崇志弁護士と、ミャンマーの調査研究を担当している鈴木健文弁護士から、それぞれの調査実施国における知財制度の概要・特徴や、現地日本企業が直面しうる知財紛争の特徴とこれに対する対応方策などについて紹介がされた。

タイについては、TRIPS協定に則って、特許法、著作権法、商標法など知的財産に関する法律が整備されており、こうした法制度の概要を理解できれば、企業がタイに進出するに当たっても紛争予防となること、知的所有権・貿易裁判所設置法に基づき、知的財産権及び貿易についての専門の裁判所が設置されていることなどが紹介された。一方で、實際上、知的財産権を扱うタイ法弁護士の数が少ないこと、知的所有権の侵害が刑事罰に直結する場合が多いことなどの指摘もされた。

また、ミャンマーについては、タイとは対照的に知的財産権の分野における法整備が途上にあり、制定法が存在しない商標、特許、意匠につき、登録法による登録実務などによる対応が行われてきたものの、現在、知的財産分野における制定法の起草作業が進んでいること、起草作業中の商標法と著作権法の草案の概要などが紹介された。

プログラムの最後には、会場から発表者に対し、日本企業が現地企業と取引する場合の紛争解決条項の定めに関する留意点等について質問がされ、発表者から、使用言語を選択できることや日本人の弁護士を代理人として選任できるなどのメリットがある商事仲裁を紛争解決手段として条項に定めることも有効である（両国とも「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）の締約国である。）といった回答がされた。

プログラム全体を通し、法曹実務家のみならず海外展開を今後予定している企業にとっても有益な内容となったのではないかと考えられる。



6 おわりに

知的財産紛争処理における司法の経験やプレゼンスは、ASEAN各国でまちまちという現状ではあるが、統一事例についての参加各国の知的財産紛争解決の考え方にそれぞれ特徴が出ており、短期間でこれらの異同を体験できた価値は非常に高い。今回、上川陽子法務大臣が2日目午前中の第1分科会及び第2分科会に直接参加され、記者会見において、アジア諸国における知的財産権に関する協力の強化は、アジア諸国の社会経済開発の発展や、日本企業の海外進出のためのビジネス環境整備等にも大いに貢献するものであるとの趣旨の発言をなされた。今回のシンポジウムを機に、より一層、各国のベスト・プラクティスを共有することができるよう、努力したい。

国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における 知的財産紛争解決～結果概要（3日目）

特許庁審判部審判課 課長補佐（企画班長）

高 橋 克

特許庁審判部審判課 企画係長

高 田 基 史

1. はじめに

平成29年秋に開催された「国際知財司法シンポジウム2017」の3日目は、主に特許庁が担当し、特許庁・産業界・学界による講演、特許の進歩性判断・商標の類否判断・悪意の商標出願に関するパネルディスカッションが行われた。

以下、3日目の各プログラムの内容について報告する。

2. 講演

冒頭、特許庁の宗像直子長官が基調講演を行った。本基調講演では、国際的な知財システムの改善に向けた新興国への期待、IoTやAIなどの新しい技術がもたらした知財制度上の課題、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定作業について述べた。

次に、「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとして、日本経済団体連合会の堤和彦企画部会長と東京大学の渡部俊也副学長が講演を行った。

堤企画部会長の講演では、ビジネスの現場の視点から、アジアでの知財侵害の状況・課題、アジアにおける模倣品被害及び対策の事例の紹介があった。また、アジア各国におけるエンフォースメントの強化、日中韓・ASEANが連携した知的財産制度の調和、日本政府による法整備支援への期待が述べられた。

渡部副学長の講演では、アジアにおけるビジネス展開に対する知的財産訴訟の影響に関する実証研究の紹介があった。その中では、企業にとって、知的財産訴訟は紛争解決手段となるだけでなく、知的財産制度を学習し、特許の質を向上させるための重要な機会となるという研究結果も示された。

講演後には、弁護士知財ネットの林いづみ弁護士による質疑応答があった。

渡部副学長に対する質疑応答では、中小企業が訴訟で負けた経験を5年経つと忘れてしまうという傾向に関し、そのような企業内で教訓が引き継がれない理由について尋ねたところ、渡部副学長からは、ビジネスモデル上重要なものについて、組織は必ず守るようにする仕組みを整えているものの、知的財産はその範囲になかなか入らないことがある旨の回答があった。

また、堤企画部会長に対する質疑応答では、営業秘密保護のために進出先で重点的に取り組んでいる対策や、アジア各国で知財の民事訴訟を進める上での課題について質問があった。堤企画部会長からは、営業秘密の漏えいのリスクの大きさを現地会社の幹部に教育

すること、営業秘密の項目や範囲を特定して管理すること、営業秘密となり得るキー技術をブラックボックス化し、現地はそのまま利用する仕組みを構築するといった対策が紹介された。また、アジア各国で知財の民事訴訟を進める上での課題については、事件数が増加し、訴訟が長期化していること、証拠保全申立てについては、制度は存在するが、実務上は認められにくく、証拠入手が困難であること、損害賠償額が低額であることなどが挙げられた。



質疑応答

3. パネルディスカッション テーマ1・2 ー審判実務者研究会よりー

パネルディスカッションのテーマ1及び2では、審判実務者研究会¹の検討事例について、議論を行った。

4. パネルディスカッション テーマ1 特許の進歩性判断に関するケース・スタディ

パネルディスカッションのテーマ1として、発明の名称を「骨代謝疾患の措置のための

¹ 実務者が一堂に会して個別事例の審決・判決について研究を行う、特許庁審判部主宰の研究会であり、2006年以降、継続的に実施されている。研究会メンバーは、特許庁審判官、産業界、弁理士、弁護士及び裁判官（オブザーバー参加）という立場の異なる知財実務専門家で構成され、メンバーそれぞれの視点に基づく自由な議論を行い、その成果を報告書としてとりまとめている。報告書は、特許庁ウェブサイト等を通じて公表されるとともに、海外向けに報告書要約編の英訳も作成・公表されている。2016年の研究会では、7つの分科会（特許5分野、意匠分野及び商標分野）を設置し、総勢約50名（各分科会6～10名）が参加して、合計20事例（各分科会2～4事例）について検討を行った。

医薬の製造のための、ゾレドロネートの使用」とする出願について、ゾレドロン酸を有効成分とし、用法用量に特徴のある医薬に関する発明の進歩性が争われた事例を取り上げた。

モデレーターとして、久遠特許事務所の奥山尚一弁理士、パネリストとして、特許庁の阿部利英首席審判長、知的財産高等裁判所の高部眞規子裁判官、武田薬品工業株式会社の奥村浩也グローバルIPヘッド、中国北京知識産権法院の Zhang Xiaojin 裁判官、韓国特許法院の Hwan Soo KIM 裁判官が登壇した。

本パネルディスカッションでは、特許庁の村上騎見高審判長による事例紹介の後、議論を行った。

・本事件の概要

(1) 対象となった特許出願、事件番号

国際出願番号：PCT/US2001/14886（国際公開 WO 01/89494 A2）

出願番号：特願2001-585739号（特表2004-501104号）

発明の名称：「骨代謝疾患の処置のための医薬の製造のための、ゾレドロネートの使用」

審判番号：不服2013-7030号

事件番号：平成26年（行ケ）第10045号

(2) 概要

ゾレドロン酸を有効成分とする医薬に関する発明の進歩性が争われた事件である。特許庁は拒絶査定不服審判において請求不成立と判断したところ、知的財産高等裁判所は審決取消訴訟においてその審決を取り消した。審決は、本願発明と引用例1記載の発明（引用発明）との相違点を「ゾレドロン酸を分単位の一定時間をかけて静脈内投与すること」における「分単位の一定時間」が、引用発明では「5分間」であるのに対し、本願発明では「15分間」である点、と認定した上で、本願発明は、引用発明、引用例2及び引用例3に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない、と判断した。これに対し、判決は、引用発明の投与時間を更に延長する動機付けを見出すことは困難であると判断し、審決には相違点に係る容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

議論の冒頭、阿部首席審判長から、特許庁の審査基準における「進歩性」の考え方について紹介した後、本事例における「動機付け」について、審決は、医薬発明における一般的な技術常識をベースにしたものと言うことができ、これに対して、判決は、本件発明の個別具体的な技術背景をベースに、投与時間の「5分」を「15分」にする動機付けはないとしたことの説明があった。

一方、進歩性のいわゆる「動機づけ」について、中国の裁判官からは、EPOの課題—解決手段アプローチ（Problem Solution Approach）に近い考え方が、韓国の裁判官からは、USPTOの教示（Teaching）—示唆（Suggestion）—動機（Motivation）テスト（TSMテスト）

に近い考え方が紹介された。

高部裁判官からは、裁判所における進歩性判断は、個別の事案の集積ではあるが、その判断プロセスは基本的には特許庁の審査基準に示された判断手法と同様の枠組みであること、そして、特許庁の審決が取り消された事案を分析したところ、訴訟の場では、より主張立証責任を重視した判断がされていることなどの発言があった。

また、奥村氏から、審判実務者研究会について、審判官、知財研究者、弁理士、弁護士、裁判官といった様々な立場の方と意見交換をする機会は貴重であり、検討結果は考え方の参考になるため、今後も継続されることを希望する旨の発言があった。



パネルディスカッション テーマ1

5. パネルディスカッション テーマ2 商標の類否判断に関するケース・スタディ

パネルディスカッションのテーマ2として、「Raffine Style」の文字を含む結合商標と「RAFFINE」の文字からなる商標との類否判断の事例を取り上げ、各国における商標の類否判断、とりわけ商標が複数の構成部分の組合せからなる「結合商標」の類否判断の実務について議論を行った。

モデレーターとして、黒瀬IPマネジメントの黒瀬雅志弁理士、パネリストとして、特許庁の阿部利英首席審判長、知的財産高等裁判所の森義之裁判官、住友電気工業株式会社の佐野裕昭知的財産部長、中国北京知識産権法院 Zhou Liting 裁判官、韓国特許法院の Jootag Yoon 裁判官、シンガポール最高裁判所の George Wei 裁判官が登壇した。

本パネルディスカッションでは、特許庁の青木博文上席部門長による事例紹介の後、議論を行った。

・本事件の概要

(1) 対象となった商標権，事件番号

登録番号：商標登録第5494262号

審判番号：無効2012-890054号

事件番号：平成25年（行ケ）第10065号

本件商標

指定商品：第3類「化粧品」を含む商品

(2) 概要

原告は，本件商標の指定商品中「化粧品」の登録につき，原告の引用商標と類似するなどの理由で，商標法4条1項11号，15号，19号，7号に該当するとして無効審判を請求したが，審決は，いずれも理由がないとして請求不成立とした。原告は，それらすべての理由について取消事由を主張して提訴したところ，判決は，本件商標が4条1項11号に該当するとし，審決を取り消した。

パネルディスカッションでは，出願審査，無効審判，侵害訴訟における商標の類否判断の手法について議論を行った。

まず，阿部首席審判長から，特許庁の出願審査，拒絶査定不服審判，無効審判における商標の類否判断の手法は，最高裁判決による判示事項（外観，称呼，観念の総合観察により出所混同のおそれがあるか否かにより判断）を踏まえて作成された特許庁の審査基準に沿ったものであることの説明があった。

森裁判官から，取引の実情については，出願審査，拒絶査定不服審判においても考慮するが，一般的な慣行について考慮すると考えられるところ，侵害訴訟では，登録商標と実際に使用している商標を対比し，具体的にどう使用しているかなど，一般的な業界事情ではないことについても考慮する旨の発言があった。また，中国，韓国，シンガポールの裁判官からも，出願審査においては，実際の使用は考慮されないが，侵害訴訟では，商標が実際にどのように使用されているかを考慮するとの発言があった。

また，本事例において，特許庁審判部では商標を一体的に把握して判断したのに対し，知的財産高等裁判所では分離して類否判断を行った結果，両者の結論が異なったものとなったことについて，中国，シンガポールの裁判官からは，知的財産高等裁判所の考え方に近いとの発言があった。この点，森裁判官からは，日本における結合商標の判断の手法は，全体観察が基本であるが，強く支配的な部分については，分離して観察するなど，例外もあり，提出された様々な証拠等から，全体観察を基本としながらも，部分的に見て判断する場合もあるという発言があった。

これについて，佐野氏からは，中国，韓国では，登録商標が結合商標に含まれる場合には，その結合商標は拒絶されることが多く，そのような運用はありがたいと考えていること，結合商標を基本的に一体として把握する判断には違和感がある，との発言があった。



パネルディスカッション テーマ2

6. パネルディスカッション テーマ3 討論～ASEANにおける知財紛争処理～

パネルディスカッションのテーマ3として、他国でよく知られた商標について、悪意のある者が権利を取得した場合の救済措置を取り上げ、仮想の事例を用いて議論を行った。

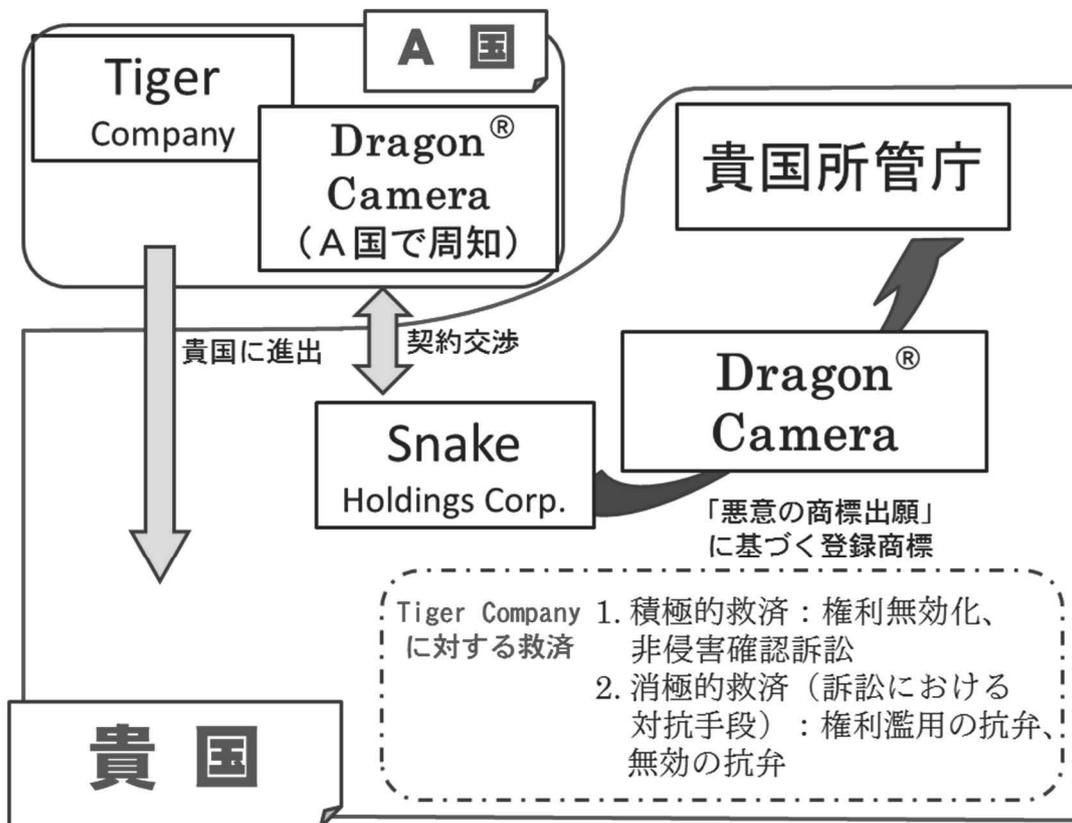
モデレーターとして、早稲田大学の高林龍教授、パネリストとして、ASEAN各国より、ブルネイ中級裁判所の Pg Masni Pg Hj Bahar 裁判官、カンボジア控訴裁判所の You Bunna 裁判官、インドネシアタンジュンカラ地方裁判所の Pujiastuti Handayani S.H. M.H.裁判官、ラオス最高人民裁判所の Chanthanom Sirivath 裁判官、マレーシアクアラルンプール高等裁判所の Hanipah Binti Farikullah 裁判官、ミャンマー最高裁判所の Min Thant 裁判官、フィリピンカローカン市地方裁判所の Remigio Magsino Escalada Jr.裁判官、タイ最高裁判所の Toon Mek-Yong 裁判官、ベトナムバクニン省人民裁判所の Nguyen Dac Dung 裁判官が登壇した。

・想定事例

A国に本社を有する Tiger Company (以下、「Tiger」という。)は、A国において、指定商品を「カメラ」とする「Dragon Camera」という登録商標を有している。この商標は、A国において周知の商標 (以下、「本件周知商標」という。) となっている。

貴国に本社を有する Snake Holdings Corp. (以下、「Snake」という。)は、Tiger が貴国への進出を検討していることを知り、輸入代理店契約を結ぶべく交渉を開始した。Snake は、その交渉を行っている間に、Tiger の了承を得ずに本件周知商標を貴国所管庁へ商標登録出願し、その商標登録が認められた。

その後、Tiger と Snake の間の交渉は決裂し、Tiger は、独自に「Dragon Camera」製品の貴国への進出を行ったところ、本件周知商標が貴国において Snake により既に商標登録されていたことに気づいた。



想定事例

本パネルディスカッションでは、高林教授による事例紹介の後、議論を行った。なお、高林教授の質問に対して、パネリストは表裏にYES/NOと書かれた札を掲げて回答する形式とし、聴衆にとって視覚的にも理解しやすいものとした。

パリ条約によって、周知商標は保護されることとなっているところ、Tiger の「Dragon Camera」が貴国において周知である場合、貴国において、Snake による商標登録は本来的に認められるべきなのか、との質問に対して、ASEAN各国の裁判官の回答は、「認められるべきではない」で一致する結果となった。また、A国では周知であるが貴国では周知とは言えない場合に本事案のように Snake がいわゆる悪意の商標登録をしてしまった場合において、Snake の Tiger に対する差止請求などの権利行使が認められるかとの質問に対しても、「認められない」でASEAN各国の裁判官の結論が一致した。

本パネルディスカッションでは、一口にASEAN諸国といっても、ミャンマーのように知財庁の設立準備段階にある国もあれば、タイのように知財専門裁判所である中央知的財産・国際貿易裁判所を古くから有する国もあるように、国によって整備状況がそれぞれであることが確認された。一方、パリ条約やTRIPS協定などに基づいて知財に関する

制度・運用が、一定程度整備されていることや、いわゆる悪意の商標登録による権利行使は認められないという見解でASEAN各国の裁判官が一致したことに見られるように、ASEAN各国において知財が尊重される傾向にあることを確認できる結果となった。



パネルディスカッション テーマ3

7. 閉会

閉会の挨拶には、知的財産高等裁判所の鶴岡稔彦裁判官、法務省の菊池浩官房審議官、特許庁の今村玲英子審判部長、日本弁護士連合会の中本和洋会長が登壇した。

各登壇者からは、知財司法分野の国際連携の重要性を強調した上で、国際シンポジウムを継続して開催していくことに対する期待も述べられた。

8. おわりに

本シンポジウムへは3日間で延べ約1300名が参加し、知財司法に対するユーザーの関心の高さを改めて認識する機会となった。

特許庁としては、今後も知財紛争に関する国際シンポジウムを継続的に開催し、各国・地域における知財司法や審判制度についての議論を深めることにより、各国・地域の知財制度の整備支援や、ユーザーへの情報共有を進めていきたいと考えている。



国際知財司法シンポジウム2017（11月1日）

2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状

JICA長期派遣専門家

塚原正典

第1 はじめに

2015年11月24日に国会で採択され、2017年1月1日に施行日を迎えているベトナム民法典（法律番号91/2015/QH13、以下「2015年民法」という）は、本稿作成時点で1年以上施行されていることになる。ベトナムとして、1986年のドイモイ政策に起源を有する「社会主義志向の市場経済」整備を続けていることを背景に、1995年に同国にとって初めての民法典（法律番号44-L/CTN）が採択され、2005年の全面改正を経て（法律番号33/2015/QH11、以下「2005年民法」という）、さらなる市場経済に対応することを目的とした2015年民法が成立したのである。実際にも、同民法では、法主体の整理、表見代理に類似¹した規定の採用に代表される取引への安全への配慮の強化、国際標準的な概念である「最密接関係地法」を準拠法選択の基本とする国際私法部分（同民法第5編）の採用など、市場経済に親和的な方向に進化していると評価することが可能であると思われる。

ベトナム司法省は、2016年10月31日に、「2015年民法典に関する法規範文書の精査結果の報告（以下、「2015年民法典報告」という）」を政府首相に提出し、施行日の到来に備えている。2018年1月には、同省民事経済法局（Department of Civil and Economic law, 以下「CED」という）が当プロジェクトの支援のもと、「2015年民法典の新たな基本的事項」という名称の2015年民法典解説書（以下「2015年民法典解説書」という）を司法関係者向けに出版・配布している。それ以外にも当プロジェクト活動の一貫として民法の普及あるいは上記解説書作成のために意見聴取を目的とするセミナーを複数回開催しており、筆者も参加している。さらに筆者は、2015年民法に密接な関係を有する担保登記を主幹する司法省国家担保取引登録局（National Registration Agency of Secured Transaction, 以下「NRAST」という）の活動に参加するだけでなく、ベトナムにおける登記についてのJICA調査団のメンバーとして財産登記及び担保登記につき調査し、その現状を理解することができた。これら文書の内容及び筆者が参加した各種活動から得られた経験からは、2015年民法の施行日経過後においても、実現が事実上又は制度上、困難又は不可能となっている規定、そもそも成立時点から現時点に至る

¹ 142条、143条は、無権代理人の行為の帰属に関する条文であるが、それら1項b号は「本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかった」場合に、本人に効果帰属すると定める。この書きぶりは、無権代理行為は本人に効果帰属しない、という原則と整合するのかが疑問が残る。通説的見解によれば、表見代理は無権代理の範疇に含まれることを考えれば、筆者は、ベトナム流の（日本とは異なった）無権代理行為の理解を基礎とする142条1項c号、143条1項c号を表見代理そのものと呼ぶことに躊躇するため、それらを表見代理に類似する、と記載している。

まで制度趣旨の統一的理解がされていないと思われる規定、成立当時と比してベトナム側の理解がより明らかになった規定（成立当時の日本側の理解と異なっていることが判明したものを含む）、等が明らかになってきた。

以下に、「2015年民法典報告書」、「2015年民法典解説書」の記載、及び各種セミナー等で筆者が接することができた見解に基づき²、以下に、それら規定の状況を説明することにする。但し、筆者が紹介できるものは、それら規定の代表的なものの一部にすぎず、また、意見、評価にわたる部分は筆者の私見であり、JICAや当プロジェクトを代表した見解でないことを申し添える。また、以下に引用する条文は特段の記載なき限り2015年民法のそれである。

第2 法主体における世帯の扱い

2015年民法は、2005年民法が法主体として認めていた「世帯」「組合」を原則的に法主体から外し、法主体性を個人（＝自然人）、法人の2つに整理している。しかし、1993年土地法（法律番号24-L/CTN）以来、2014年7月1日から施行されている現行土地法（法律番号45/2013/QH13）まで、一貫して世帯を土地使用者と想定しており、世帯の法主体性を認めている。そのため、一般のベトナム人の間では、「世帯ごとに土地所有権が与えられる」との理解が確立しているのが実情である。2015年民法もこの状況を踏まえて、101条1項で世帯等の組織の各構成員が法主体であることが原則であることを述べつつ、同条2項で「土地を使用する世帯の参加がある民事関係の主体の確定は、土地法の規定に基づき行われる」と規定する。

2015年民法改正作業時には、構成員が頻繁に変動する可能性があり、どの時点、どの範囲に属する構成員を「世帯」と捉えるかが不明確であるこの概念を今後、存続させることにつき、日本側からは否定的な意見を述べ続けていた。この懸念については、少なくとも起草担当者間では共有ができていたとの印象であった。しかしながら、現行土地法や、その後成立した土地所有権に関連する法令³が世帯の法主体性を認めていることに加えて、土地所有権の主体は世帯であるという理解が深く浸透している社会的現実から、起草担当者も土地所有権においては例外的に世帯に法主体性を認めざるを得なかったものと思われる。

今後、土地法等の改正により、土地所有権における世帯の法主体性が否定される可能性はありうるが、仮にその改正があったとしても、ベトナム社会の現実的状况から考えれ

² なお、日本その他の国では、条文の具体的運用を理解するための有効な手段として裁判例の研究があることは言うまでもない。この点に関して、2017年3月16日に発行された、裁判所ウェブサイト上での判決、決定公開に関するベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court 以下「SPC」という）裁判官決議03/2017/NQ-HĐTPに基づき、近時、SPCのウェブサイトにて、実際の事件で言い渡された判決を確認できるようになった。しかしながら、少なくとも本稿作成時点においては、条文番号に基づく裁判例検索が不可能であるため、調査をしたい条文に関する裁判例を見つけることが困難であることが残念である。

³ 2017年10月15日に施行された、土地所有権を含んだ担保措置登記について詳細を定める議定（102/2017/NĐ-CP）においても、世帯が登記の主体になりえることを前提にしている。

ば、いわば外縁が曖昧な法主体である「世帯」概念がベトナムの法制度から完全になくなるには相当の長期間を有すると思われる。

第3 財産に対するその他の権利に関して

財産に対するその他の権利には、①隣接不動産に対する権利⁴②享用権③地上権が含まれ(159条2項)、それら権利の排他性に基づく請求権を定めるなど、物権的効力があることが前提となっている(164条)。この3つの権利のうち、以下に、享用権、地上権に関する状況、それら権利に対する「2015年民法典報告書」「2015年民法典解説書」の記載から理解される内容等につき、紹介したい。

1 享用権の対象

享用権とは、他人の所有権に属する財産を一定の期間において利用し、天然果実、法定果実を享受する権利(257条)であるが、いかなる財産がこの権利の対象となるかにつき、現状では未だ明確になっていないようである。

その理由は、「2015年民法典報告」において、享用権を規定する257条は同権利の対象となるのは「他の所有権に属する財産」のみであるため、対象財産に知的財産、株式などが入るか不明であるため、特殊な民事関係における同権利を研究して具体化する必要がある、旨が記載されているからである。同報告書から1年以上経過して発刊された「2015年民法典解説書」においても、同権利の対象は2015年民法が規定する財産の全てにわたる旨を述べながら、「2015年民法典報告」と同様の表現で、企業、投資、証券などに関する法令における株式等の規定のなど、特別な民事関係における享用権の具体化の必要性が説かれている。

以上からは、2015年民法の担当部局であるCED内にも、同法立法時のみならず、同法施行日経過後現在に至るまで、享用権の対象を如何に解するかにつき意見の統一に至っていないのではないか、と思われる。

なお、この点につき、現代の日本であれば、新たに規定された法的権利につき、仮に立法者意思が不明であっても(通常はそのようなことはないと思われるが)、同権利に関する具体的事件が提訴された際に裁判所によりなされる解釈が積み重なることで、対象を含めた権利の詳細が明確化していくこととなろう。しかし、法律の条項の意味内容を具体化するための下位法規範がいくつも作られるベトナムの現状を考えると、裁判所の判断による速やかな明確化を期待することはそれほど簡単であるとは思われない。

2 ベトナム側が想定している地上権使用の具体例及びそれにより推測される他の制度に対する理解

地上権とは、他人の使用権に属する土地、水面、土地及び水面上の空間、並びに地下を利用する権利(267条)である。原文を直訳すると「表面権」となり、水面上の空

⁴ 他人の所有権に属する他の不動産(権利享受不動産)の開発に役立てることを目的として、ある不動産(権利負担不動産)上で行使される権利(245条)。日本民法の地益権に類似する権利であるが、法律の規定により確立する法定地益権をも含んでいる。

間も権利の対象になることにつき、ベトナム語上の齟齬はない。

(1) 「2015年民法典報告」は、地上権が使用される想定具体例として、「Aが使用権を有する土地に、不動産事業者Bを権利者とする地上権が設定され、Bがマンションを建設して、各戸を多数人（説明の便宜のため、以下C1～C5とする）に売却する」事案が挙げられている。筆者にとって興味深いのは、同報告書が、この場合C1～C5は、「Bの地上権の範囲内でマンションの各戸を所有できる」と記載している部分である。従来から、マンション各戸所有者それぞれが如何なる敷地利用権を如何なる割合で持っているのか、は疑問の一つであった。マンション各戸の所有権については登記され、「土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権証明書」に記載されるのであるが、その敷地利用権については全く記載がないからである。筆者の経験上、かかる敷地利用権の種類及びその持分割合について、ベトナム側に質問しても、明確な回答を得たことはなかった。これにつき、上記具体例では、敷地利用権を持っているのは、あくまで地上権者Bである、と読むことができる。かかる理解を前提とすれば、ベトナムにおいては、マンション各戸の所有者は、敷地利用権の持分を持つことはなく、あくまで敷地利用権者から、敷地利用を許容されている、又は持分を観念できない、使用貸借類似の弱い権利を敷地利用権者から与えられている、にすぎないと解することができるのではないか。

(2) 「2015年民法典解説書」では、地上権設定の具体例の一つとして投資プロジェクトを実施しようとする企業が、当該プロジェクト実施のために必要な土地を使用するために地上権を設定することが挙げられている。その中で、当該企業は、当該企業の選択肢として①土地使用権を他者から譲渡してもらう、または国から交付を受ける②土地使用権者から地上権設定を受ける③土地を賃借する、の三つがあるとして、その中で②地上権設定を受けることのメリットを説明しているのである。

その説明によれば、①土地使用権の譲渡を受けるには多大な資金が必要であるし、また国から交付を受けられるかは、当該地域の土地使用計画に基づく、投資家用に割り当て可能な土地がどれだけ残っているか次第であって不明確である、というデメリットがあるという。そこで、当該企業は、土地使用の費用を減らすためには、②地上権設定③賃貸借のいずれかを選択することができるとしつつ、②地上権設定の場合は、「権利者である当該企業は、物権を有しているので、地上権の賃貸、譲渡、など、土地使用権者に近い権限を有している」とするのみならず、「賃貸借は債権であるので、貸主である土地使用権者は、損害賠償を支払うことで、一方的に賃貸借契約を終了させることができるが、物権である地上権設定の場合は、そのような土地使用権者による一方的終了を受けることがない」旨を説明する。

これにつき、筆者が興味を惹かれるのは、「賃貸借における貸主は損害賠償をすることで一方的に賃貸借契約を終了させられる」旨の部分である。428条は、契約の一方的終了について規定するが、その1項では「一方当事者は、相手方当事者が契約上の義務に重大違反をした、当事者間に合意がある、又は法令に規定があるときは、損

害賠償をすることなく契約を一方的に終了できる」としつつ、同条5項は「契約履行の一方的な終了がこの条1項の規定に基づかない場合は、契約の履行を一方的に終了するものは義務違反当事者と確定され、本法典その他の法律の規定するところによる」と規定し、同条4項は、義務違反者は相手方当事者に損害賠償しなくてはならない旨を規定する。

「民法典解説書」の上記説明からは、契約の履行の一方的終了について規定する428条は、一方当事者は、他方当事者に契約違反等があったときに契約を終了させることができることは当然として(同条1項)、他方当事者に契約違反等がない場合でも損害賠償をすれば契約を一方的に終了させられることを肯定的に解している(同条5項)、と読むことができるのではないか。この理解が正しければ、少なくとも2015年民法は、「合意は守らなければならない(pacta sunt servanda)」のルールよりも、いわゆる契約を破る自由を重視していると理解することも可能ではないか、と筆者には思われた。

しかし、複数のCED関係者に、この理解につき確認したところ、2015年民法は、「合意は守らなければならない(pacta sunt servanda)」のルールを重視しているとの回答が得られた。「民法典解説書」の上記説明は、物権である地上権と、債権である賃貸借の差を際立たせるためのものにすぎない、ということであろうか。

第4 不動産である財産に対するその他の権利の登記

105条1項は、「不動産⁵である財産に対する所有権その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される」と規定している。そして、不動産である財産に対するその他の権利には、既述ごとく、①隣接不動産に対する権利②享用権③地上権が含まれる(159条2項)。

しかしながら、現実には、不動産である財産に対するその他の権利は登記することができない状態が現時点においても継続している。その理由は、それら権利の登記を行う手続規定の欠缺である。土地使用权、住宅所有権等の登記を行う土地登記事務所は、司法省ではなく、天然資源環境省の管轄下にある。そのため、ベトナムの現状においては、後述する不動産への抵当など担保設定などのように、司法省と天然資源環境省が共同して登記手続を定める合同通達を発行することが必要となるが、未だそのような合同通達は発行されていない。

ゆえに、不動産に関するその他の権利が登記されるようになるには、その合同通達の発行と、それに基づいて、土地登記事務所で使用されている「土地使用权、住宅及び土地付着財産所有権証明書」の書式及び同事務所で使用されている登記システムの変更が必要となる。司法省も「2015年民法典報告」において、その登記についての新たな法規範文

⁵ 不動産とは、①土地②土地に付着した住宅、建築物③土地、住宅、建築物に付着したその他の財産④法令の規定に基づくその他の財産であり(107条1項)、将来に完成する財産を含む(105条2項)。

書の発行の必要性を説いている。しかし、本稿作成時点で、その合同通達発行並びにそれに基づく書式及びシステム変更が、今後直ちになされる気配は見られない。

つまりは、不動産に関するその他の権利の登記ができない状態が今後も一定期間継続し、結果的にそれら権利を規定する2015年民法の条文が空文化し続けるように思われる⁶。

第5 担保措置⁷の登記

動産、不動産に関わらず、全ての担保措置は、NRAS Tが管轄している。飛行機、船舶を除き、動産登記についてはNRAS Tが所管する担保取引登記事務所（ハノイ、ダナン市、ホーチミン市にある）にて扱われるが、土地使用权、住宅及びその他土地付着財産に対する担保設定手続は、天然資源環境省所管の土地登記事務所が扱っている。この担保登記については、司法省と天然資源環境省の合同通達が存在してきたため（現在効力を有する合同通達は09/2016/TTLT-BTP-BTNMT）、先に述べた財産に対するその他の権利と異なり、土地使用权、住宅等の不動産所有権への担保設定であっても登記が可能となっている。

では、先に述べた享用権、地上権等の財産に対するその他の権利への抵当設定はどうであろうか。

まず、前提として、抵当設定の対象になるか否かにつき、条文上は不可能ではないように思われる。なぜなら、抵当を定義する317条によれば、抵当設定対象は抵当設定者所有の「財産」であればよく、「財産」とは財産権も含まれているからである（105条1項）。「2015年民法典解説書」においても、知的所有権その他の財産権に対する担保設定を前提とした既述がある⁸。

かかる理解が正しければ、不動産上のこれら権利に対する抵当設定は、民法上は想定されているにも関わらず、登記についての司法省、天然資源環境省による合同通達の欠缺一より実施ができておらず、この状態は相当長期にわたるといことが予想される。

⁶ なお、筆者が出席したあるセミナーでは、登記を不要とし、又は限定するためであろうが、財産に対するその他の権利はそもそも物権的性質を有しないと解すべきであるという主張、あるいは契約から発生する場合は債権的性質を有すると解すべきであるという主張などが聞かれたことがある。これら見解が多数説になるとは思われませんが、私見では、その背後には、新たな権利に関する登記を可能にするため、複数省庁間で利害調整、合意形成して新たな合同通達を作成することの困難さ、があるように思われる。

⁷ ベトナム法においては、日本のように、抵当、質などの担保措置（原文は *biện pháp bảo đảm* 担保手段のことであるが本稿では原文に忠実に担保措置と訳出する）に「権利」を表す *quyền* が付いていない。

⁸ ただし、同書では、各財産権に対する担保設定について、具体的な下位法規範文書が必要である、とする。

第6 契約外損害賠償責任⁹の成立要件

2005年民法では、契約外損害賠償責任に関して、その成立には行為者の故意または過失が必要であるとしつつ、無過失責任を規定する特別法がある場合にはその特別法を適用すると規定していた（2005年民法604条1項、2項）。つまりは、過失責任を原則とし、例外的に無過失責任となる余地を許容していたのである。

しかし、この制度下では、被害者であると主張する損害賠償請求者が加害者であるとされる行為者の故意または過失を立証しなければならないことになり、損害賠償請求者にとって過度の負担を課すものである、とベトナムでは理解されたようである。実際にも、2015年民法典改正作業時において、少なくとも筆者が参加した意見聴取セミナー等で、ベトナム側参加者から「過失推定の原則を採用すべき」との意見を多く聞くことができた。

日本側は、このような流れに対して、故意または過失の立証責任の行為者への転換の一般化、あるいは無過失責任の一般化は、個人、法人の活動を過度に委縮させるものであり、不当な結果を招来しかねないとして一貫して疑念を示していた。

しかしながら、2015年民法では、契約外賠償責任の成立要件として行為者の故意過失の文言が全く該当条文中に記載されておらず、行為者が①不可抗力、又は②完全な賠償請求者の故意過失、により損害が生じたことを証明した場合のみに、賠償責任を負わない、と規定している（584条1項2項）。この規定を素直に読めば、2015年民法における契約外損害賠償責任は無過失責任を原則としている、と解することも可能であろう。

実際にも、「2015年民法典報告」では、損害賠償請求者の立証事項として①損害の発生②被請求者の行為と発生した損害との因果関係、を上げるのみであり、加えて、過失責任原則を採用している保険事業法、旅行法の具体的条文を挙げ、これら特別法を2015年民法の契約外損害賠償責任に適合させるための改正を提議している。

「2015年民法典解説書」も、契約外損害賠償責任の成立要件として①損害の発生②違法行為③違法行為と発生した損害の間の因果関係、を挙げているのみである。もっとも同書は、上記3要件を述べた後に、2015年民法の契約外損害賠償責任は、故意過失を要件として完全排除していないことを強調するかの書きぶりを行っているのが興味深い。その論旨によれば、損害発生につき損害賠償請求者の完全な故意過失があった場合は、行為者は損害賠償責任を負わないと定める584条2項の存在がその根拠であるという。これは、損害賠償請求者に完全な故意過失があるとは言えず、かつ、損害発生が不可抗力によるものでない場合、行為者に何らかの故意または過失があるという理解なのであろうか。かかる理解が正しければ、2015年民法の契約外損害賠償は無過失責任というよりも、むしろ故意過失の立証責任を転換する中間責任、換言すれば行為者の故意過失の存在は請

⁹ 原文は、trách nhiệm bồi thường thiệt hại ngoài hợp đồng これまで「不法行為」と訳されることもあったが、本文で詳述するように、2015年民法が規定するこの制度は無過失責任、または過失の立証責任が転換された中間責任を原則としていると解されうる。この理解を前提とすれば、過失責任原則を基調として採用する伝統的不法行為概念から大きく離れるものであり、この制度を不法行為と訳出すことに筆者は違和感を覚える。ゆえに本稿では、不法行為という文言を充てることなく、原文に忠実に、契約外損害賠償責任、と訳している。

求原因事実ではないが、行為者に故意過失がないこと（＝不可抗力であること、又は、損害賠償請求者に完全な故意過失があること）が抗弁となる事実であり、行為者が立証責任を負う、と解すべきなのであろう。

なお、584条を適用しつつ、過失の有無を判断している裁判例（財産、健康侵害による契約外損害賠償請求事件、ドンタップ省人民裁判所、判決番号316/2017/DS-PT）を、脚注2で触れたSPCウェブサイトで見つけることができた。この事案は、控訴人（原审被告）が被控訴人（原审原告）をバイクで轢いて傷害を負わせたことに対して、被控訴人（原审原告）が治療費等その他の賠償を請求したものである。これは控訴審判決であるが、原审は、被告（＝行為者）に過失があることを認定しているようである。控訴審において、控訴人（原审被告）代理人弁護士は「被控訴人（原审原告）にも過失があること¹⁰」を主張したが、排斥されている。

このような、行為者の故意または過失の積極的な認定をする運用は一般的であるか否かは定かではない。しかし、実際の訴訟の現場では、（法律の文言から離れるとしても）行為者に、実質的な故意過失が積極的に認定できる場合に損害賠償を認めることで、損害賠償請求者と行為者の公平を大きく崩すことのない判断がなされているのかもしれない。

第7 遺産分割の時効

623条1項第1文、第2文は、「相続人の遺産分割請求の時効は相続開始から不動産につき30年、動産につき10年である。この期間が満了したときは、遺産はその遺産を管理している相続人に属する。」と規定する。その趣旨は「2015年民法解説書」にも詳述されているように、2005年民法645条は遺産分割に関する提訴時効だけを規定していたため、同期間経過後に遺産分割をめぐる紛争が解決できないまま存続することが多数生じており、かような事態を避けるために、時効期間経過後の遺産帰属を明確化する、というものである。

この規定は、改正作業時において日本側からは反対意見が出され、かつベトナム側でも意見が分かれた論点の一つであった。極めて簡潔に説明すれば、肯定説は、時効期間経過後の紛争防止の必要性を強調するが、否定説は、遺産管理する相続人以外の相続人が当該遺産を知り得ず、かつ、遺産管理する相続人もその遺産の存在を他の相続人に知らせなかった場合でも遺産管理者に遺産が帰属するのは不当ではないか、という実際の不都合性、及びこのような特殊な時効を設けなくても、一般的な善意悪意で期間を分けた取得時効の規定を設ければ足りるなど代替可能性の存在を主張していた。

結果的には、既述のように、肯定説が容れられたわけであるが、筆者が参加したセミナーでは、否定説が主張する上記の不都合性回避のために、同条で保護される「その遺産を管理する相続人」に、他の相続人がその遺産の存在を知ることが妨害した者は含まれない、と解すればよい、とする意見が出たことを記憶している。いわば、日本民法177条に関

¹⁰ 被害者に故意過失がある場合、賠償額が減額される(585条4項)。

する「背信的悪意者排除論」に通じうる見解と思われるが、ベトナムの現状では、下位法規範文書が発行されて、そのなかに明確な手がかりが与えられない限り、このような解釈が裁判官をはじめとする実務家の間に定着することは困難であろうと思われる。

第8 夫婦の共同遺言

2005年民法663条は夫婦共有財産につき、夫婦が共同で遺言をすること（＝夫婦で一つの遺言書を作ること）を認めていた。しかし、このような夫婦共同遺言をすると、夫婦の一方が遺言内容を変更する場合には他方の同意が必要である、夫婦の一方が死亡した場合には自己の財産に関する部分のみ変更できる（2005年民法664条2項）など、使い勝手がよいものとは思われなかった。そのため、改正作業時において、日本側からはこの夫婦共同遺言につき疑問を述べ続けていたところ、成立した2015年民法には、夫婦共同遺言を認める条文が落とされていた。これを受けて、同法の成立当初、日本側は、2015年民法はこの夫婦共同遺言を廃止した、と解していたのである。

ところが、「2015年民法典報告書」、「2015年民法典解説書」ともに、2015年民法は、夫婦共同遺言を認める規定を有さないが、同遺言を禁ずる規定もない、ゆえに、他の条項が規定する遺言の形式的、実質的要件を満たせば、夫婦共同遺言は許容される旨を説く。

私見では、この理解には無理が多いと思われる。論理的には、法が明示で禁じていない以上、他の要件を全て満たせば、夫婦共同遺言は許されると解する余地はあるのであろう。しかしながら、2015年民法には2005年民法のような、夫婦の一方が先に死亡した場合の遺言内容変更についての規定が全くない。夫婦と一緒に死亡することこそがまれであることを考えれば、このような場合の規定が2015年民法に全くないのに、夫婦共同遺言を認めてよいのであろうか。

加えて、「明示の禁止規定がない以上、他の要件を満たせば夫婦共同遺言が許容される」との理解は、夫婦でなくとも、さらには、2人を超える多数人であっても、他の要件を満たしさえすれば、共同遺言が認められうることになるろう。しかし、そもそも、そのような共同遺言を認める必要性があるのであろうか。仮に多数人による共同遺言の必要性がありうるとしても、多数人が全て死亡するまで、長期間にわたって遺言に基づく遺産分割ができないという事態が生ずるのは不都合ではないだろうか。疑問は尽きない。

第9 最後に

上述したものの以外にも、2015年民法が採用した新规定のなかで、実際の運用状況が気になるものがいくつもある。

例えば、表見代理に類似する制度（142条1項c号、143条1項c号）は、2015年民法で始めて採用された制度である。登記を信頼して、当該財産の引き渡しを受けた者を保護する規定（133条2項）も新たに採用されたものである。これら、権利概観理論を基礎にする規定につき裁判実務上、いかなる事実認定がなされているのか、それとも

その判断についての下位法規範文書の案内がない限り、使われていない状態が継続しているのか、興味深いところである。

また、形式要件を満たさないと無効である取引であっても、当事者が3分の2以上を履行した場合は有効になると規定する129条があるが、例えば不可分物の引き渡し債務の場合、実務上、いかなる場合に3分の2以上を履行したと認定できるのか。それとも、全部を引き渡さない限り、3分の2以上履行したと認定しないのか。その場合、可分物引き渡しの場合とバランスが取れているのか。これも、また、興味を引く規定である。

他にも注視すべき条項はあると思われるが、それらについての実務上の運用を知るために、SPCウェブサイト上の裁判例検索機能が進化していくことを大いに期待したい。少なくとも本稿作成時には、関連する条文での検索ができないようであるが、この状態が改善されれば、これまでは事件当事者以外は接近が困難であった下級審判決における（事実上の）解釈¹¹、事実認定の実態に、より容易に近づくことができよう。

最後になるが、本稿における現状の紹介及び私見に基づく考察は、はなはだ不十分なものであることを筆者はよく自覚している。しかしながら、これからも公私を問わず、この法典の研究を続けていきたいと思うところであり、今後も機会を捉えて、このような同法点の施行、運用の実態を発表することができれば幸いである。

¹¹ ベトナム憲法74条は、国会常務委員会が憲法、法律の解释权を有する旨を明記している。

カンボジアの司法 ～氏名等訂正の訴え～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

これまでは、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。また、始審裁判所に関する実務的な基礎データを紹介しながら、裁判所について概観した。

今号のテーマは、「氏名等訂正の訴え」である。日本では、このような訴えの類型を民事訴訟として見かけることはないと思われるが、カンボジアでは、条文上の明確な根拠がないにもかかわらず、広く利用されている。そのため、カンボジアの司法の特徴を知る上で、非常に興味深いと考えたので、取り上げる次第である。

2 氏名等訂正の訴えについて

(1) カンボジアの戸籍制度の概要

氏名等訂正の訴えとは、戸籍に記載された氏名の誤記等の訂正を求める訴えである。これは、あくまでも形式的な点の訂正にとどまるものを対象としており、全く新しい別の氏名に変更することを求めるものではない。

ここで、前提として、カンボジアの戸籍制度を概観したい。

カンボジアの戸籍制度は、各人の出生、婚姻、死亡という身分関係の変動を生じる事実に応じて帳簿が異なる「複数帳簿方式」である（戸籍に関する政令¹17条、30条、35条参照。以下「戸籍政令」という。以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア法を意味する。）。これらの帳簿は相互に連動していないため、カンボジアの戸籍制度は、日本のように、一個人の身分関係の変動を統一的かつ一覽的に把握できる仕組みではない。

各帳簿への登録手続については、戸籍政令に規定されている（出生につき、戸籍政令17条以下。婚姻につき、戸籍政令28条以下。死亡につき、戸籍政令35条以下。）。

例えば、出生の場合、父母は、30日以内に、定住の居住地を管轄する行政区画（コミューン又はサンカット）の役場の身分登録官に報告し、出生簿に登録してもらわなければならない。嫡出子の場合には、父母の結婚証書を見せなければならない（戸籍政令17条1項）。

¹ 政令103号、2000年12月29日発令。政令名については、「身分に関する政令」との訳語あり。戸籍政令は、2002年、2004年、2005年にそれぞれ改正。なお、戸籍法は、制定されていない。

カンボジア法令については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

出生登録後、身分登録官は、「出生証書」の正本1部を報告者（父母）に交付しなければならない（戸籍政令24条）。

他方、戸籍政令施行前に出生し、出生証明書を有さない場合、定住の居住地を管轄するコミューン又はサンカットにおいて、新たに出生登録を申請できる（戸籍政令43条1項）。

出生登録完了時、身分登録官の署名付きの「出生証明書」の正本1部を当事者に交付しなければならない（戸籍政令44条）。

なお、古い法律下で作成された身分証書や1978年以降に作成された身分証書で、現在もそれらを保存している者は、それらを持参して身分登録官に提示し、新しい制度に基づいて身分登録を行わなければならない（戸籍政令61条）。

以上のように、カンボジアにおける戸籍制度は、日本とは全く異なっている。

（2）氏名等訂正の訴えの概要

ア 氏名等訂正を巡る社会的事情

カンボジアでは、前述した出生証明書（別添1参照）²や身分証³等が人定書類の1つになっているが、ポル・ポト政権下で身分証明に関する資料がほぼ失われたという歴史的な事情や、その後の身分登録制度下においても、手書きで作成されたため、誤記等があったという人為的な事情等により、出生登録簿等（原本）の記載が、実際に使用している真実の氏名の綴りや生年月日等と異なっている事例が少なくない。

ところが、卒業試験、就職、選挙人登録、パスポート取得等の様々な場面で、上記の人定書類を提出する必要があるため、出生証明書等の記載が真実の氏名の綴り等と異なっていると証明書として機能しない。

そのため、当事者は、法律上の根拠規定はないが、氏名訂正等の訴えを提起し、出生登録簿等に記載されている氏名の綴り等を訂正する旨の判決を得た上で、出生登録等を所管する当局（内務省等）で、出生登録簿等の記載の訂正手続を行うことになる。

なお、戸籍制度が不十分なカンボジアでは、身分証明の手段が曖昧であるため、かつて、不正な事例が頻発したとのことである。具体的には、就労期間を長くする事例や給料を二重取りする事例等である。

前者の例は、実年齢が公務員の就労可能年齢に達していない者が、より早く就職できるようにするため、生年月日を古くする（実年齢よりも年上にする）事例や、

² カンボジアの実務で使われている出生証明書の一例（クメール語から日本語への仮訳）。「戸籍業務の記載方法についての資料集」（内務省、2015年）に基づく。

³ 国が発行。内務省又はコミューンの窓口で申請。形状は、カード型（日本の運転免許証よりも少し小さいサイズ）、ICチップ入り、顔写真付き。記載内容は、固有番号、氏名（クメール語及び英語）、性別、身長、出身地、住所、個人特定のための特徴点（顔に傷あり等）、有効期間（10年間）、署名など。

逆に、公務員の定年が近くなってきた者が、より長く就労できるようにするため、生年月日を若くする（実年齢よりも年下にする）事例等である。

後者の例は、軍関係者が、給料を二重取りするため、氏名を変更して別の架空人を作り上げる事例等である。

いずれも、氏名等訂正という名目の下、容易に身分登録事項を変更できたことに起因しているようである。

イ 法律上の根拠

氏名訂正等の訴えについては、カンボジアの法律上、明確な根拠規定がない。

しかし、実務上は、裁判手続によって行われている。その理由としては、戸籍政令9条において、身分登録官の役割として、「裁判所の確定判決」に基づく身分関連事項の訂正と規定されていることが挙げられる。

ただし、戸籍政令を受けた具体的な手続規定はなく、後述のとおり、条文の文言に従うと、通常の訴訟手続に依拠すべきことになるが、訴えの性質に従うと、非訟手続に依拠すべきことになる。

なお、日本における戸籍の訂正は、家庭裁判所の許可を得て行うもの（日本戸籍法113～115条）や戸籍官吏が職権で行うもの（日本戸籍法24条2項）などがあるが、いずれも明確な法律上の根拠規定がある。

ウ 運用実態

（ア）受理件数

いずれの始審裁判所においても、新規受理件数のうち大半は、氏名等訂正の訴えであり、新規受理件数の約8割を占めるところもある⁴。

（イ）裁判に要する時間

いずれの始審裁判所においても、訴え提起から判決言渡しまで（又は申立てから決定の告知まで）、数日間から1週間程度である。

事柄の性質上、受験や就職の直前期における訴え提起又は申立てが多いため、裁判所は、当事者の便宜を考え、優先的に処理するなどして、他の事案よりも迅速に処理できるように工夫している。

（ウ）訴えの種類

氏名等訂正の訴えについては、一般的に利用できる書式例（別添2参照）⁵を用意している裁判所もある。

しかし、前述のとおり、氏名等訂正の訴えという類型について、その手続の根拠規定が存在しないことから、どのような裁判手続に依拠すべきかが判然とせず、後述のように、裁判所によって、訴訟手続か非訟手続かという分類が異なる。も

⁴ 始審裁判所の受理件数等については、「カンボジアの司法～始審裁判所～」(『ICD NEWS』2017年12月号) 参照。

⁵ カンボジアの実務で使われている書式の一例（クメール語から日本語への仮訳）。バンテアイ・ミエンチェイ州始審裁判所の書式例。

つとも、いずれに分類するとしても、解釈上又は実務上の問題が残る。

(エ) 訴訟費用

いずれの手續に依拠するかによって費用額は異なる。

訴訟手續として扱うと、訴え提起費用は、1件当たり5万5000リエル（約14ドル弱）であるが、非訟手續として扱うと、申立費用は、1件当たり5000リエル（約1ドル強）にとどまる。

(オ) 日本との違い

日本における戸籍の訂正は、裁判手續を経る場合、通常の訴訟手續ではなく、家庭裁判所での家事審判手續に依拠する（日本家事事件手續法39条、別表1の124項）。また、戸籍官吏が職権で行う場合には、そもそも裁判手續を経ない。

以上のように、カンボジアの氏名等訂正の訴えの手續は、日本とはかなり異なっている。

3 実務上の問題点

(1) 訴訟手續か非訟手續か

前述のとおり、氏名等訂正の訴えについては、明確な根拠規定がないため、実務上、通常の訴訟手續に依拠すべきか、非訟手續に依拠すべきかが統一されていない。いずれの手續に依拠すべきかについて、根拠や問題点は、以下のとおりである。

ア 訴訟手續と考えた場合

戸籍政令9条では、登録身分官の役割として、「裁判所の確定判決又は法規の規定に基づく身分関連事項の訂正又は否認」を挙げ、条文の文言上、身分関連事項（氏名等）の訂正は「確定判決」に基づくと明記されている。

そのため、実務上では、氏名等訂正の「決定」ではなく「判決」を出す手續、つまり通常の訴訟手續に依拠している裁判所が多い。

しかし、以下のような問題が残っている。

まず、訴えの性質についてである。

氏名等訂正の訴えについては、給付訴訟、確認訴訟、形成訴訟のいずれなのかという点が不明であり、判決主文をどう書くべきかにも影響する。実際、訴えの性質について、あまり議論されていないためか、裁判官によって主文の書き方が異なり、統一されていない。

例えば、「戸籍官が発行した〇〇号の出生証明書に記載されている氏名△△を××に訂正せよ。」（登記手續訴訟的な記載）、「△△という請求内容を認めて、××であると確認する。」（確認訴訟的な記載）、「△△という請求内容を認めて、××に変更する。」（形成訴訟的な記載）等の記載がなされている。

これらの主文例については、判決主文の統一化以前の問題として、そもそも、それぞれの性質を前提にしても、過不足のない適切な記載といえるのかという疑問があるが、やや技術的な議論になるので、ここでは割愛する。

次に、訴訟の手続についてである。

氏名等訂正の訴えは、性質上、相手方（被告）がいないこと、公開になじまないことなどから、訴訟手続に依拠すべきとした場合、被告への送達、期日への被告の呼出しや立会い、手続の公開等の点について、実務上、どう対処すべきかが問題となっている。

実際には、裁判官の判断で、適宜、手続を省略する運用のようであるが、そのような運用が許される条文上の根拠は見当たらない。

イ 非訟手続と考えた場合

氏名等の訂正は、身分関係事項に関わる公益性が高い内容であるから、そのような性質に着目すると、非訟事件に分類すべきであろう。

しかし、以下のような問題が残っている。

まず、民事非訴訟事件手続法との関係についてである。

非訟事件については、日本が起草支援した「民事非訴訟事件手続法」が存在し、同法では、その適用範囲を明らかにするため、別表各項において、適用する事件類型を列挙している（同法3条1項）。この別表に「氏名等訂正の訴え」が列記されていれば、いずれの手続に依拠すべきかという問題は解決する。

しかし、この別表中には、「氏名等訂正の訴え」という類型が記載されていない。そして、別表に列記されていない類型にも同法を適用できるようにするための包括規定もない。

次に戸籍政令との関係についてである。

戸籍政令において、「確定判決」に基づくと明記されているが、非訟事件として扱うと、裁判形式は「決定」とせざるを得ない。

このように、一見すると明文に反しているため、実務上、非訟手続に依拠できるのかが問題となっている。

ウ 検討

氏名等訂正の訴えは、本質的には非訟事件であり、通常の訴訟手続にはなじまないため、非訟手続によるべきであろう。カンボジア法曹の中でも、同様の意見が少なからずあった。実際、全24か所の始審裁判所のうち、約3分の1に当たる始審裁判所では、特段の法令上の根拠がないにもかかわらず、氏名等訂正の訴えを非訟手続に依拠して運用していた。

もともと、いずれの手続に依拠するとしても、一定の問題が残るため、裁判手続を経るべきという前提を維持するならば、今後、「戸籍政令を改正し、民事非訴訟事件手続法を準用する旨を定める方法」、「民事非訴訟事件手続法を改正し、別表に氏名等訂正の訴えを列記する方法」などを検討する必要があるだろう。

(2) 裁判所の権限か戸籍官吏の権限か

ここまでは、氏名等訂正のためには、裁判所の判断（判決又は決定）を要すること

を前提に検討してきたが、そもそも、形式的な誤記等の訂正には、裁判所の判断を要するのか、戸籍官吏の権限で訂正できるのではないかという問題もある。

戸籍を所管する内務省の立場からすると、戸籍官吏の権限で、形式的な訂正を行える方が迅速かつ簡便であるということになろう。他方、民事訴訟法を所管する司法省の立場からすると、氏名等を安易に訂正できてしまうと、従前のような社会問題が発生したり、各種手続において当事者の特定が困難になったりするおそれがあるため、裁判所による慎重な判断を要すべきであるということになろう。

また、それぞれの背景には、財政的な事情もあり、件数が多い氏名等訂正の訴えを受理することに伴う手数料収入は無視できない。

この点、2017年10月、内務省は、司法省との共同省令ではなく、単独で、「戸籍簿のデータの訂正及び無効に関する通達」を発出した。それによると、氏名等の形式的な訂正については、戸籍官吏の権限だが、疑義があるものについては、裁判所に転送しなければならないと規定している。

しかし、この通達を発出しても、「当該通達によって、上位規範の戸籍政令と異なる運用ができるのか」、「そもそも、戸籍法がない（法律の委任がない）にもかかわらず、なぜ戸籍政令で規定できるのか」などの法の階層性に関する問題点は残っている。また、疑義があるものについては、依然として裁判所が判断する必要があるため、訴訟手続か非訟手続かという前記の問題も解消されていない。

4 おわりに

以上のように、「氏名等訂正の訴え」に焦点を当てて、カンボジアの司法の実情を見てきた。法整備支援を通じた法令起草においては、予めあらゆる問題を想定しておくことは難しいが、日本とは異なる問題が生じることは予測し得るので、柔軟に対処できるような条文の規定方法を模索する必要がある。法律上の根拠がない訴えの類型であっても、運用上認められているという実情は、そのことを想起させる。

日本では見慣れない法的問題や実情に直面する度に、法整備支援における「想像力」の重要性を再認識する。



カンボジア王国
国民 信仰 国王
rjss

州(1)
区(2)
コミューン(3)

番号 (4)
出生簿 (5)
年 (6)

出生証明書

苗字(7)		性別 (9)
子の名前 (8)		
英語の氏名 (10)	姓 名	
国籍 (11)		
年月日 (12)	年 月 日	
出生場所 (13) 村・コミューン・区・ 市・カン・州・国	
子の両親	父	母
姓及び名 (14)		
英語の氏名 (15)		
国籍 (16)		
年月日 (17)	年 月 日	年 月 日
出生場所 (18) 村・コミューン・区・ 市・カン・州・国		
出生時の子の住所 (19)	○○村, △△コミューン, ××区, □□州, カンボジア	

(20) 年 月 日, △△にて作成した。

(21) 戸籍吏
コミューン長

(22) 署名及び印鑑

(出生証明書を訂正する訴えの書式例)

カンボジア王国
国家 宗教 国王

訴え

〇〇始審裁判所所長へ

原告

名前....., 性別.....,年...月...日に生まれた。.....年...月...日付の身分証明書.....号を持っている。現在の住所は,である。

A. 目的

原告は, 裁判所に対して, 以下のような判決を出すように求める。

1. 名前....., 性別.....についての.....区/サンカットの戸籍官が出した.....年...月...日付の出生証明書/出生を特定する証明書/出生登録簿/出生を特定する登録簿にある事項..... (この事項は, 実際の請求に従って書く。)を訂正する。
2. 訴訟費用は, 原告の負担とする。

B. 請求を特定するのに必要な事実

...

C. 請求を特定するのに必要な理由

...

D. 請求を特定する書類である証拠

...

裁判所所長, 上記のような状況ですので, 本件の審理及び判決を出すことをお願い致します。

どうぞよろしくお願い致します。

.....州,年.....月.....日
原告の指紋

ラオス刑事訴訟法の改正動向について

JICA長期派遣専門家

須田 大

1 はじめに

ラオスでは、2017年11月に開催された国民議会において、新たな法律や改正法が成立した。すなわち、新たな法律として、物品の輸入によって影響を受ける生産者保護法、テクノロジー伝達法、気象法、支払法、国家資産による購入法、伝染病予防管理法、裁判官法、ラオス赤十字法などが、改正法として、刑事訴訟法、国家監査法、都市計画法、国籍法、ラオス労働組合法、鉱物法、知的財産法などが成立した。本稿では、これらのうち、刑事訴訟法の改正について、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の活動を通じて筆者が入手した同法の改正ドラフト最終版を基に、主な改正部分について報告したい。

2 刑事訴訟法のこれまでの改正状況等

(1) 2012年の改正までの状況

ラオスは、1975年に人民革命党の一党独裁体制のもとでの民主集中制を採用した社会主義体制となり、その翌年の1976年に刑事手続に関する首相令を発出した。その後、しばらくの間、いわゆる刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）に類する手続法は整備されず、1989年11月23日にラオスにおいて初めての刑訴法が国民議会で承認され、翌1990年1月9日に国家主席令により公布された（以下、「1990年刑訴法」という。）。

1990年刑訴法の構成は、全96条、「第1部 総則（第1条―第16条）、第2部 刑事手続関係者の権利及び義務（第17条―第25条）、第3部 刑事事件における捜査（第26条―第60条）、第4部 第一審裁判所における訴訟手続（第61条―第67条）、第5部 取消し裁判所における訴訟手続（第68条―第77条）、第6部 判決の執行（第78条―第80条）、第7部 医療措置に関する裁判所の方策（第81条、第82条）、第8部 完全に有効な裁判所の決定及び判決の監視（第83条―第96条）」となっていた。

刑訴法は、2004年に最初の改正が行われ、2004年5月15日に改正案が国民議会で承認され、2004年6月14日に国家主席令により公布された（以下、「2004年刑訴法」という。）。

2004年刑訴法は、全122条、「第1部 総則（第1条―第18条）、第2部 刑事事件手続における証拠（第19条―第21条）、第3部 刑事事件手続の責任を負う組織及び刑事事件手続への参加者（第22条―第35条）、第4部 刑事事件の捜査（第36条―第74条）、第5部 第一審裁判所における訴訟手続（第75条―第84条）、第6部 上訴に関する訴訟手続（第85条―第94条）、第7部 破棄裁判所に

における訴訟手続（第95条―第102条）、第8部 判決の執行（第103条―第107条）、第9部 訴訟事件の再審（第108条―第113条）、第10部 治療手段（第114条―第116条）、第11部 刑事事件手続における国際協力（第117条―第120条）、第12部 最終規定（第121条、第122条）」から構成されていた¹。2004年刑訴法への改正では、それまで二審制で行われていた刑事裁判に三審制が導入されたことに加えて、監督審制度が廃止されており、大きなシステムの変更を伴う法改正であったと評価することができるであろう。

（2） 2012年の刑訴法改正について

その後、刑訴法は、2012年に再度の改正が行われ、2012年7月10日に改正版が国民議会で承認され、2012年8月1日の国家主席令により公布された（以下、「2012年刑訴法」という。）。

2012年刑訴法は、全275条、「第1章 総則（第1条―第9条）、第2章 刑事手続における基本原則（第10条―第26条）、第3章 刑事事件における証拠（第27条―第44条）、第4章 刑事手続における組織及び参加者（第45条―第74条）、第5章 捜査手続（第75条―第112条）、第6章 捜査の方法と予防措置／強制手段（第113条―第150条）、第7章 捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限義務及び裁判所への被疑者の起訴（第151条―第159条）、第8章 第一審裁判所における訴訟手続（第160条―第210条）、第9章 控訴審の訴訟手続（第211条―第224条）、第10章 破棄裁判所における訴訟手続（第225条―第234条）、第11章 裁判所裁判の執行（第235条―第258条）、第12章 訴訟事件の再審（第259条―第264条）、第13章 治療措置（第265条―第269条）、第14章 刑事事件手続における国際協力（第270条―第273条）、第15章 最終規定（第274条、第275条）」から構成されている。

2012年刑訴法への改正の主なものとしては、証拠に関する規定の増加、被疑者・被告人の権利についての改正、捜査開始に関する規定の設置や時間制限に関する規定の増加など捜査に関する規定の詳細化、公判手続に関する規定の詳細化などが挙げられる²。別添の資料1に、新たな条項追加や変更について一覧表としているので参照されたい。

¹ 2004年刑訴法は「全12章わずか122条の法律であり、その中に上訴審、判決執行、再審等も規定されているなど、手続法としては簡略で、概括的な規定が多い法律であった。」伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」ICD NEWS 第61号（2014年）20頁。

² 「手続をより明確にし、かつ、2009年に改正された人民検察院法及び人民裁判所法で変更された検察及び裁判所の構成、名称と整合させるため、2012年に再度の改正が行われた。2012年刑事訴訟法は、全15章275条からなっており、条文数が倍以上になったことからもうかがえるように、より詳細な規定となっている一方で、基本的な構造、原則はほぼ変わらないままである。」伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」20頁。2012年刑訴法の主な改正点については、同論稿に詳述されている。

3 2017年11月の刑訴法改正について

2017年11月の国会で可決された改正刑訴法（以下「2017年刑訴法」という。）は、章及び節の構成、条文数において2012年刑訴法と変更がなく、資料2の対照表に記載した通り、一部の条文に関して項や号を加えたり、一部の条項やタイトルに関して文言の変更・追加を行うなどの改正にとどまっている。2004年刑訴法から2012年刑訴法への改正に比し、比較的小規模の改正を行うにとどめたものと評価できる。規模の小さな改正であった中でも筆者の目を引いたものとして以下のものが挙げられる。

一つは、単独の裁判官による審理判決を認める条項が設けられたという点である。ラオスでは職業裁判官3名による合議体により刑事裁判が審理されることとなっており、2012年刑訴法18条1項では、「最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。」と定められていたが、この度の改正により、2017年刑訴法18条1項に、「ただし、第一審における重大でない事件で、単独の裁判官が判決を行う場合を除く。」との文言が加わり、刑事第一審において軽微な事件に関する単独審が認められることになった。

次に、捜査機関が検察院から補充捜査の実施のために事件ファイルを送り返され事件の差戻しを受けた場合における再度の事件ファイル送致までの期間制限が延長された点である。2012年刑訴法153条3項では、「捜査機関は、追加捜査指示書受領後30日以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。」と定められていたが、2017年刑訴法の同条項では、「捜査機関は、本法110条3項の規定に従い、追加捜査指示書受領後2か月以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。」と下線部分が追加され、事件ファイルの再送致の期間制限が約2倍に延長されることになった。

事件ファイルの差戻しに関しては、検察院が起訴後に裁判所から補充捜査等のために事件ファイルの差戻しを受けた場合における補充捜査の期間制限についても、新たに規定が設けられた。すなわち、2017年刑訴法168条に、新たに「裁判所が補充捜査のために事件ファイルを人民検察院に差戻した場合、その捜査の期間を1か月以内とする。」との条項が3項として追加され、検察院が裁判所からの事件ファイルの差戻しを受けて補充捜査を行う場合の捜査機関が1か月以内と明確に限定された。

次に、地区、県、首都人民裁判所の権限（事物管轄）に関する基準が変更された点である。2012年刑訴法161条では、「地区人民裁判所、県、首都人民裁判所の審理判決は以下のとおり行う。1 刑法その他の法律が、3年未満の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である（同条1号）」と規定されていたが、2017年刑訴法では、「3年未満の自由刑を定める」の部分が「3年以下の自由刑を定める」との文言に改正され、3年の自由刑を定める犯罪についても地区人民裁判所の管轄とされることになった。この点、2017年刑訴法161条2号では、依然、「刑法典その他の法律が、3年以上の自由刑を定める各犯罪（中略）は、県、首都人民裁判所の管轄である。」と規定されており、3

年の自由刑を定める犯罪については地区人民裁判所でも県・首都人民裁判所でも扱うことができる」と解しうる規定となっており、上記両既定をどのように解釈するかが問題になると思われる。

最後に、220条控訴審裁判所の事件審議における権限範囲に関する220条の規定が改正され、同条2項の趣旨を明確化する意図と思われる文言の追加が行われたほか、新たに「もし第一審検察院の長が異議申立を行わず、しかし控訴検察院の長が異議申立を行っている場合には、控訴裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出し、事件ファイルを第一審裁判所の新たな合議体に再審理させる。」との規定が同条3項として追加された点である。現時点では、上記の場合に控訴審での審理を行わずに第一審への破棄差戻しを行うこととした改正趣旨は定かではないが、原審を担当した検察院と控訴審を担当する検察院とで一審判決に対する異議申立の要否の意見に相違がある場合を想定していることは特徴的と言えるだろう。

4 最後に

2012年刑訴法から2017年刑訴法への改正では、2012年刑訴法が抱えていた曖昧ないし不明確な条文文言の明確化、条文相互の矛盾混乱の整理、捜査段階の期間制限に関する整理などが行われることを期待していたが、実際には、それらの点に関する具体的な手当てがなされた改正にはなっていないようである。現在進行中の法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の刑事法サブワーキング・グループでは、捜査段階における論点をQ&A方式で取りまとめた執務参考資料を作成しており、同資料作成の協議の中で、2012年刑訴法が抱える問題点も検討の俎上に上げ、密な議論を行ってきた。刑訴法の次なる改正の際には、同グループの協議で培われた問題意識が活用され、法改正の検討作業の中で吟味されることを期待したい。

資料1 2012年刑訴法の改正概要表

	章, 節, 条文のタイトル	改正・新設 の有無等	2004年刑訴 法の関連条文
第1章	総則		
1条	目的	改正	
2条	刑事事件手続	改正	
3条	用語の説明	新設	
4条	刑事事件手続に関するポリシー	新設	
5条	刑事事件手続の必要性	改正	旧3条
6条	刑事事件手続を終了させる事由	改正	旧4条
7条	保護	新設	
8条	法律の適用範囲	新設	
9条	国際協力	新設	
第2章	刑事事件手続における基本原則		
10条	刑事事件手続における基本原則	新設	
11条	法遵守	新設	
12条	国民の権利自由侵害の禁止	改正	旧5条
13条	法と裁判所の前における国民の平等	改正	旧6条
14条	防御権の保障	改正	旧7条
15条	無罪推定	改正	旧8条
16条	刑事事件における損害賠償の検討	新設	
17条	判決の権限	改正	旧9条
18条	合議による事件審理	改正	旧10条
19条	裁判官の独立	改正	旧11条
20条	事件手続で使用される言語		旧12条
21条	公開審理	改正	旧13条
22条	回避, 忌避	改正	旧15条
23条	同一事件の審理に参加することの禁止		旧16条
24条	包括的, 完全かつ客観的な事件手続	改正	旧17条
25条	告訴権の保障	改正	旧18条
26条	協調	新設	
第3章	刑事事件における証拠		
第1節	証拠		
27条	証拠	改正	旧19条
28条	証拠の種類		旧20条

第2節	物的証拠		
29条	物的証拠	新設	
30条	物的証拠の収集と保管	新設	
31条	物的証拠に関する問題解決	新設	
第3節	書証		
32条	書証		旧20条
33条	手続遂行者の記録	新設	
第4節	人的証拠		
34条	人的証拠	新設	
35条	被疑者（ブートックソフサイ）の供述	新設	
36条	被疑者（ブートウハー）又は被告人の供述	新設	
37条	被害者の供述	新設	
38条	民事原告、民事責任者の供述	新設	
39条	証人の供述	新設	
40条	専門家又は熟練者の鑑定書	新設	
第5節	証拠の収集/組立		
41条	真実を追究しなければならない状況	新設	
42条	証拠排除	新設	
43条	証拠収集	新設	
44条	証拠の検査及び評価	改正	旧21条
第4章	刑事事件手続における組織及び参加者		
第1節	刑事事件手続の組織及び遂行者		
45条	刑事事件手続の組織	改正	旧22条
46条	捜査機関	改正	旧23条
47条	捜査機関の権限と義務	改正	旧24条
48条	人民検察院	改正	旧25条
49条	検察院の権限と義務	新設	
50条	人民裁判所	改正	旧26条
51条	裁判所の権限と義務	新設	
52条	刑事事件手続遂行者	新設	
53条	捜査機関の長、副長の権限と義務	改正	旧23条
54条	捜査官の権限と義務	改正	旧24条
55条	捜査官補の権限と義務	新設	
56条	検察院の長、副長の権限と義務	新設	
57条	検察官の権限と義務	新設	
58条	検察官補の権限と義務	新設	

59条	裁判所長, 副所長の権限と義務	新設	
60条	裁判官の権限と義務	新設	
61条	裁判官補の権限と義務	新設	
62条	書記官の権限と義務	新設	
第2節	刑事事件手続参加者		
63条	刑事事件手続参加者	改正	旧27条
64条	被疑者 (プートゥクソンサイ)	新設	
65条	被疑者 (プートゥクハー)	改正	旧28条
66条	被告人	改正	旧28条
67条	被害者	改正	旧29条
68条	民事原告	改正	旧30条
69条	民事責任者	改正	旧31条
70条	証人	改正	旧32条
71条	弁護人又は保護者	改正	旧35条
72条	専門家又は熟練者の鑑定書	改正	旧33条
73条	熟練者	新設	
74条	通訳人	改正	旧34条
第5章	捜査手続		
第1節	捜査機関の権限と義務		
75条	権限と義務を有する機関	新設	
76条	警察捜査機関の権限と義務	新設	
77条	郡捜査機関の権限と義務	新設	
78条	税務捜査機関の権限と義務	新設	
79条	森林捜査機関の権限と義務	新設	
80条	汚職防止捜査機関の権限と義務	新設	
81条	その他の捜査機関の権限と義務	新設	
82条	検察院の権限と義務	新設	
83条	管轄権	新設	
第2節	捜査開始		
84条	捜査開始	新設	
85条	捜査開始 s 命令の変更ないし追加	新設	
第3節	捜査に関する一般原則		
86条	捜査開始に至る原因	改正	旧36条
87条	告訴又は通報	新設	
88条	自首	新設	
89条	犯罪の痕跡の発見	新設	

90条	告訴又は通報の検討期間の規定	新設	
91条	捜査開始命令	改正	旧37条
92条	捜査不開始原因	新設	
93条	捜査不開始命令	改正	旧37条
94条	捜査開始のモニタリングと検証	改正	旧38条
95条	捜査官の活動	改正	旧39条
96条	捜査の行われる場所	新設	
97条	多数の場所で発生した犯罪	新設	
98条	捜査を遂行する捜査官又は検察官の任命	新設	
99条	捜査嘱託	新設	
100条	捜査の記録	新設	
101条	捜査の秘密保持	新設	
102条	揭示事件手続参加者からの要請の検討	新設	
103条	捜査手続期間における損害賠償請求	新設	
104条	民事責任者（となる者の検討）	新設	
105条	捜査における通訳人の参加	新設	
106条	通訳人，専門家，熟練者になることができない者	新設	
107条	損害賠償の担保	新設	
108条	財産，物品の差押，保全	改正	旧55条
109条	捜査手続の併合と分離	新設	
110条	捜査期間	改正	旧41条
111条	仮勾留期間の規定	改正	旧65条
112条	犯罪の原因又は条件を取り除く手段	新設	
第6章	捜査の方法と予防措置（強制手段）		
第1節	事情聴取		
113条	召喚状	新設	
114条	召喚の規定	新設	
115条	取調べ・事情聴取	改正	旧43条，45条
116条	被疑者（ブートゥクハー）の取調べ	改正	旧43条
117条	18歳未満の子供，聴覚・視覚・言語障害者，知的・精神障害者からの事情聴取	改正	旧44条
118条	証人からの事情聴取	改正	旧43条
119条	対質	改正	旧46条
120条	識別及び確認	改正	旧58条
第2節	財産の搜索差押保全		

1 2 1 条	搜索	改正	旧 5 1 条
1 2 2 条	搜索に至る原因	新設	
1 2 3 条	建造物の搜索	改正	旧 5 2 条
1 2 4 条	車両及び個人の搜索	改正	旧 5 3 条
1 2 5 条	搜索の記録	改正	旧 5 4 条
1 2 6 条	搜索の際の物、書類の差押	新設	
1 2 7 条	郵便、小包、ファックスの差押	新設	
1 2 8 条	刑事事件手続に有益な財産の保全	新設	
第 3 節	現場検証、検視		
1 2 9 条	現場検証	改正	旧 4 7 条
1 3 0 条	身体検査	新設	
1 3 1 条	検視/検死	改正	旧 4 8 条
1 3 2 条	検証の記録	改正	
1 3 3 条	専門家、熟練者の選任	改正	旧 5 0 条
1 3 4 条	再現	改正	旧 5 7 条
第 4 節	予防手段（強制手段）		
1 3 5 条	予防手段（強制手段）を使用するに至る基礎	新設	
1 3 6 条	予防手段（強制手段）の種類		旧 5 9 条
1 3 7 条	連行	改正	旧 6 0 条
1 3 8 条	拘束	改正	旧 6 1 条
1 3 9 条	逮捕	改正	旧 6 2 条
1 4 0 条	現行犯逮捕及び緊急逮捕	改正	旧 6 3 条
1 4 1 条	逮捕の記録	改正	旧 6 4 条
1 4 2 条	仮勾留	改正	旧 6 5 条
1 4 3 条	保釈	改正	旧 6 6 条
1 4 4 条	在宅軟禁	改正	旧 6 7 条
1 4 5 条	職責の停止	改正	旧 6 8 条
第 5 節	捜査の中止、却下、終了		
1 4 6 条	捜査の中止	改正	旧 6 9 条
1 4 7 条	中止された捜査の再開	改正	旧 7 0 条
1 4 8 条	事件却下	改正	旧 7 1 条
1 4 9 条	却下された捜査の再開	改正	旧 7 2 条
1 5 0 条	捜査の終了	新設	
第 7 章	捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限義務及び裁判所への被疑者（プートゥクハー）の起訴		

第1節	捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限と義務		
151条	検察院の権限と義務	改正	旧73条
152条	事件検討と付意見の期間の規定	改正	旧74条
153条	補充捜査のための事件ファイルの返還	新設	
第2節	裁判所への起訴		
154条	被疑者（ブートゥクハー）の裁判所への起訴	新設	
155条	裁判所に送らない子供の犯罪	新設	
156条	意見書（カムタレーン）	新設	
第3節	直接起訴		
157条	裁判所への直接起訴	新設	旧40条
158条	直接起訴の条件	新設	旧40条
159条	直接起訴手続	新設	旧40条
第8章	第一審裁判所における訴訟手続		
第1節	刑事第一審裁判所の権限（管轄）		
160条	刑事第一審判決において権限（管轄）を有する裁判所	新設	旧83条
161条	地区、県、首都人民裁判所の権限（管轄）	新設	旧83条
162条	裁判所の土地管轄	新設	旧83条
163条	裁判所の権限（管轄）に関する裁定	新設	
第2節	裁判（ピッチャラナー）のための事件受理		
164条	裁判のための事件受理	改正	旧75条
165条	第一審裁判所における事件検討判決（裁判）のための期間の規定	改正	旧75条
166条	裁判所の手段	改正	旧77条
167条	裁判所による事件検討	改正	旧76条
168条	補充捜査のための事件ファイルの差戻し	新設	旧76条
169条	事件を公判に付す命令の内容	新設	
170条	証言のための個人又は組織の召喚	新設	
第3節	公判における訴訟手続に関する規制		
171条	第一審裁判合議体	新設	
172条	公判の規則	新設	
173条	公判規則違反者に対する措置	新設	
174条	検察院の長の参加	新設	
175条	被告人の参加	新設	
176条	被害者、民事原告、民事責任者の参加	新設	
177条	証人の参加	新設	

178条	弁護士又はその他の保護者の参加	新設	
179条	専門家、熟練者の参加	新設	
180条	通訳人の参加	新設	
181条	公判審理の中止及び延期	改正	旧81条
182条	公判延期の期間	新設	
183条	裁判（事件検討判決）の範囲	新設	
184条	公判の記録	新設	
第4節	公判開始		
185条	公判開始手続	新設	
186条	公判に付された事件の告知	新設	
187条	合議体裁判官、書記官、検察院の長の名前の告知	新設	
188条	忌避の権利	新設	
189条	忌避に関する検討結果	新設	
190条	専門家及び通訳人の権利義務の説明	新設	
191条	証人の権利義務の説明	新設	
第5節	公判審理		
192条	第一審公判審理規則	改正	旧78条
193条	起訴状朗読	新設	
194条	審理（タイスワン）の方法	新設	
195条	被告人の審理（タイスワン）	改正	旧78条
196条	被害者、民事原告、民事責任者、弁護士又はその他の保護者の審理（タイスワン）	新設	
197条	証人の審理（タイスワン）	新設	
198条	専門家による鑑定意見陳述	新設	
199条	証拠の顕出	新設	
200条	審理の終了	新設	
第6節	弁論		
201条	弁論規則	新設	
202条	弁論	新設	
203条	被告人の最終意見陳述	新設	
第7節	非公開室での評議及び判決宣告		
204条	非公開室での評議	改正	旧79条
205条	判決	新設	
206条	裁判所の判決宣告	改正	旧80条
207条	面前での判決、面前とみなす判決、在廷しない判決	改正	旧82条
208条	第一審判決の種類	改正	旧84条

209条	被告人の釈放	新設	
210条	判決の印刷と交付	新設	
第9章	控訴審の訴訟手続		
211条	控訴審の判決権限を有する裁判所	新設	
212条	控訴要請の権利	新設	
213条	検察院の異議申立	改正	旧85条
214条	裁判所の判決に対する控訴要請及び異議申立	改正	旧86条
215条	裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の規制	改正	旧87条
216条	控訴審裁判所の判決手続の期限	改正	旧87条
217条	控訴要請又は異議申立てを追加、変更及び取り下げる権利	改正	旧88条
218条	控訴審裁判所での追加証拠の提示及び審議	改正	旧89条
219条	控訴審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制	改正	旧90条
220条	控訴審裁判所の事件審議における権限範囲	改正	旧91条
221条	控訴審裁判所の判決	新設	
222条	控訴審裁判所の判決の種類	改正	旧92条
223条	判決を破棄又は変更する理由		旧93条
224条	第一審裁判所による訴訟事件の再審議	改正	旧94条
第10章	破棄審裁判所における訴訟手続		
225条	破棄審の判決権限を有する裁判所	新設	
226条	判決への破棄要請又は異議申立	改正	旧96条
227条	破棄要請に関する規制	改正	旧97条
228条	破棄審裁判所の審議の期限	新設	
229条	破棄要請又は異議申立の審議	改正	旧98条
230条	破棄審裁判所の判決	新設	
231条	破棄審裁判所の判決の種類	改正	旧99条
232条	控訴審裁判所の命令、決定又は判決を破棄する理由	改正	旧100条
233条	破棄裁判所での訴訟事件審議における権限の範囲	改正	旧101条
234条	控訴審裁判所による訴訟事件の再審議	改正	旧102条
第11章	裁判所裁判の執行		
第1節	裁判所裁判の執行に関する一般規則		
235条	裁判所裁判の執行	改正	旧103条
236条	裁判所裁判の執行手続	新設	
237条	裁判所裁判の執行機関	改正	旧104条
238条	受刑者の釈放	改正	旧105条
239条	受刑者釈放の実施方法	改正	旧106条

第2節	自由刑及びその他の刑の実施		
240条	自由刑の実施	新設	
241条	自由刑の実施の停止	新設	
242条	自由刑実施の停止理由	新設	
243条	刑罰実施の停止された受刑者の監督	新設	
244条	執行猶予, 自由刑でない矯正刑の実施	新設	
245条	軟禁刑の実施	新設	
246条	罰金刑及び損害賠償の実施	新設	
247条	財産没収, 物品没収の刑罰の執行	新設	
第3節	受刑者の移送		
248条	受刑者の移送	新設	
249条	受刑者移送の願書提出	新設	
250条	受刑者移送の要請検討	新設	
251条	受刑者移送の経費	新設	
第4節	条件付期間前の釈放		
252条	期間前の釈放	新設	
253条	条件付期間前の釈放	新設	
254条	条件付期間前の釈放に関する検討規則	新設	
第5節	死刑の実施		
255条	死刑執行の規則	改正	旧107条
256条	死刑判決の実施	新設	
第6節	裁判所判決の実施に関する検察院の監督		
257条	刑罰実施場所の監督における検察院の権限及び任務	新設	
258条	裁判所判決の実施における検察院の権限及び任務	新設	
第12章	訴訟事件の再審		
259条	再審された訴訟事件の受理	改正	旧108条
260条	訴訟事件再審の理由	改正	旧109条
261条	訴訟事件再審の期限	改正	旧110条
262条	再審要請願書の提出及び検討	改正	旧111条
263条	検察院の長における再審	改正	旧112条
264条	再審における最高人民裁判所の権限	改正	旧113条
第13章	治療措置		
265条	治療措置	新設	
266条	治療処置の適用	改正	旧114条
267条	治療処置の種類	新設	
268条	緊急の場合における治療	改正	旧115条

269条	被治療者の保護・監督		旧116条
第14章	刑事事件手続における国際協力		
270条	刑事事件手続における国際協力の原則		旧117条
271条	刑事事件手続における国際協力		旧118条
272条	司法共助の実施	改正	旧119条
273条	司法共助提供の拒否		旧120条
第15章	最終規定		
274条	執行		
275条	発効		

資料2 2017年改正に関する新旧比較表

改正前	改正後 (条文文言の変更追加については、下線を付して明示。条項の追加については該当条項を適示。)
【第3条】用語の説明	新たに「捜査とは、犯罪に関する証拠を収集することである」が第3条13号として追加。
【第6条】刑事事件手続を終了させる事由 2項： 社会的に危険な行動をした15歳未満の少年については、少年の権利利益保護法、刑法その他の関連法律に従う。	社会的に危険な行動をした15歳未満の少年については、少年の権利利益保護法、 <u>少年事件手続法及び刑法典が適用される。</u>
【第18条】合議による事件審理 1項： 最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。	最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。 <u>ただし、第一審における重大でない事件で、単独の裁判官が判決を行う場合を除く。</u>
【第30条】物的証拠の収集と保管 1項： 物的証拠の収集は、発見されたときに直ちに行わなければならない。物的証拠は徹底的に行い、発見されたときの物の状態を記録しなければならない。規則に従って保管しなければならない。物証を収集できないときには、写真を記録し、技術的な規則に従って保管しなければならない。	物的証拠の収集は、発見されたときに直ちに行わなければならない。物的証拠は徹底的に行い、発見されたときの物の状態を記録しなければならない。規則に従って保管しなければならない。物証を収集できないときには、写真を記録し、技術的な規則に従って保管しなければならない。 <u>物的証拠が銀、金、サファイヤ等貴重な物品のように見える場合、発見次第、可及的速やかに、その質と量を分析し証明しなければならない。</u>
【第46条】捜査機関	新たに「捜査機関の設立、捜査機関の長・副長・捜査官の任命及び解雇は、当該機関が属する省の大臣又は中央機関の長が決定する」が2項として追加。
【第54条】(捜査機関の)捜査官の権限と義務 1項2号： 召喚状、招聘状、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の搜索、保全命令、拘束されている被疑者(プートゥクソンサイ)の釈放	召喚状、招聘状、 <u>捜査開始命令、捜査不開始命令、通訳人及び専門家の選任命令</u> 、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の搜索、保全命令、拘束されている

命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する	被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する
【第66条】被告人	新たに「法律の定めに従い民事の損害を賠償する」が3項3号として追加。
<p>【第67条】被害者</p> <p>2項6号： 公判における審理（タイスワン）に参加する（2項6号）</p> <p>2項9号： 捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判（カムクトクロン）に対し、上訴（抗告）し、取消を求める</p> <p>2項10号： 社会に対して深刻な危険でない犯罪事件について、被疑者（プートゥクハー）又は被告人と調停合意をする</p>	<p>2項6号： <u>事件手続及び公判</u>における審理に参加する</p> <p>2項9号： <u>法律の定めに従い</u>、召喚状、招聘状、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の捜索、保全命令、拘束されている被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する</p> <p>2項10号： 社会に対して深刻な危険でない犯罪事件の<u>民事損害</u>に関して、被疑者（プートゥクハー）又は被告人と調停合意をする</p>
<p>【第71条】弁護人又は保護者</p> <p>3項8号： 捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判書（判決書）に対し、抗告/上訴し、取消を求める</p>	<p><u>本法の定めに従い</u>、捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判書（判決書）に対し、抗告/上訴し、取消を求める</p>
<p>【第78条】税務捜査機関の権限と義務</p> <p>税務捜査機関は、刑法、関税法、税法、付加価値税法に定める国家徴税システムに関する規則違反について捜査する権限と義務を有する</p>	<p>条文タイトルが「税金及び関税捜査機関の権限と義務」に変更。</p> <p>本文が「<u>税金及び関税</u>捜査機関は、刑法、関税法、税法、付加価値税法に定める国家徴税システムに関する規則違反について捜査する権限と義務を有する」に変更。</p>
<p>【第91条】捜査開始命令</p> <p>1項： 犯罪に関する確実な情報がある場合、捜査機関の長、検察院の長は、権限と義務の範囲内で、捜査開始命令を出さなければならない。その捜査開始命令には、発付の日時、場所、発付者の氏名、官職、捜査開始に至る原因と基礎、犯罪の場所、<u>刑法</u>が定められた<u>刑法典その他の関連法令</u>の該当条項を記載しなければならない。</p>	<p>犯罪に関する確実な情報がある場合、捜査機関の長、検察院の長は、権限と義務の範囲内で、捜査開始命令を出さなければならない。その捜査開始命令には、発付の日時、場所、発付者の氏名、官職、捜査開始に至る原因と基礎、犯罪の場所、<u>罪刑</u>が定められた<u>刑法典その他の関連法令</u>の該当条項を記載しなければならない。</p>
【第93条】捜査不開始命令	

<p>2項： 当事者は、当該告知を受理した日から7日以内に、捜査機関の長の捜査不開始命令については、同級の検察院の長に上訴する権利を、検察院の長の捜査不開始命令については、上級の検察院の長に上訴する権利を有する。検察院の長は、捜査不開始命令に対する上訴を5日以内に検討しなければならない。</p>	<p>当事者は、当該告知を受理した日から<u>公務日</u>7日以内に、捜査機関の長の捜査不開始命令については、同級の検察院の長に上訴する権利を、検察院の長の捜査不開始命令については、上級の検察院の長に上訴する権利を有する。検察院の長は、捜査不開始命令に対する上訴を5日以内に検討しなければならない。</p>
<p>【第95条】捜査官の活動</p> <p>1項： 犯罪に関する信用性のある告訴又は通報を受理した場合、自首、又は犯罪の痕跡を発見した場合、捜査機関の捜査官は、24時間以内に検察院に報告しないとイケない。</p>	<p>犯罪に関する信用性のある告訴又は通報を受理した場合、自首、又は犯罪の痕跡を発見した場合、<u>24時間以内に検察院の長に報告するために、捜査機関の捜査官は、捜査機関の長に報告しなければならない。</u></p>
<p>【第110条】捜査期間</p> <p>3項： 追加捜査のために事件ファイルが捜査機関に返却された場合、捜査期間は事件ファイルの日から2か月を超えないものとする。</p> <p>5項： 延長請求の許可又は不許可については、検察院の長は、請求を受領したときから48時間以内に、理由を記載した書面で命令を発するものとする。</p>	<p>3項： <u>追加捜査の意見とともに</u>事件ファイルが捜査機関に返却された場合、捜査期間は事件ファイルの日から2か月を超えないものとする。</p> <p>5項： (「請求」に該当するラオス語が追加されたが、文章の実質的な意味に変更なし)</p>
<p>【第141条】逮捕の記録</p> <p>3項： 逮捕記録には、差し押さえられた物及び被逮捕者の所持品の名称、量、種類、重量、質、特徴、特性を記録しなければならない。</p> <p>4項： 被逮捕者の適法な所持品は、すべて元の状態で、家族に返却しなければならず、被逮捕者立ち会いのもと、受領記録を作成しなければならない。これらのものが、完全でない、または元の状態でない場合、担当官は、刑法に従い刑事責任を負う。</p>	<p>3項： 逮捕記録には、差し押さえられた物及び被逮捕者の所持品の名称、量、種類、重量、質、特徴、特性を記録しなければならない。<u>物的証拠が銀、金、サファイヤ等貴重な物品のように見える場合、発見次第、可及的速やかに、その質と量を分析し証明しなければならない</u></p> <p>4項： <u>捜査の終了後</u>、被逮捕者の適法な所持品は、すべて元の状態で、家族に返却しなければならず、被逮捕者立ち会いのもと、受領記録を作成しなければならない。これらのものが、完全でない、または元の状態でない場合、担当官は、<u>罪刑が定められた刑法典その</u></p>

	他の関連法令に従い刑事責任を負う。
【第148条】事件却下	新たに「本法6条8号に規定された法律による事件却下の場合には、押収物に関しては、その民事上の損害について、関連組織に被疑者の過ちについてまとめさせ、裁判所にそれを提案し、検討させて処分書を発出させる。」が3項として追加。
【第153条】補充捜査のために事件ファイルを送り返す 3項： 捜査機関は、追加捜査指示書受領後30日以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。	捜査機関は、本法110条3項の規定に従い、追加捜査指示書受領後2か月以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。
【第156条】カムタレーン 1項： カムタレーンとは、検察院の長の意見であり、被告人の犯罪の分析を裁判所に示し、犯罪の4構成要素（物質的、客観的、主観的、行為者）、刑事責任を加重軽減する根拠、その他事件に関する重要な案件、刑法その他の刑罰を定める法律、刑事訴訟法、検察院法その他の関係法律を示すものである。	カムタレーンとは、検察院の長の意見であり、被告人の犯罪の分析を裁判所に示し、犯罪の構成要素、すなわち客体、客観的、主観的、主体、 <u>犯罪の種類、社会に対する危険の度合い、犯罪者の性格、</u> 刑事責任を加重軽減する根拠、その他事件に関する重要な案件、 <u>刑法典</u> その他の刑罰を定める法律、刑事訴訟法、検察院法その他の関係法律を示すものである。
【第161条】地区、県、首都人民裁判所の権限（管轄） 地区人民裁判所、県、首都人民裁判所の審理判決は以下のとおり行う 1 刑法その他の法律が、3年未満の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である	1 <u>刑法典</u> その他の法律が、3年以下の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である
【第163条】裁判所の権限（管轄）に関する裁定 争いがある場合、裁判所の管轄に関する裁定は以下の通りとする； 1 同一県又は首都の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、県又は首都人民裁判所長が行う 2 異なる県の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、地域人民裁判所長が行う 3 県、首都人民裁判所の管轄に関する裁定は、最高人民裁判所長官が行う	<u>どの裁判所が事件を検討する管轄を有するかに関して争いがある場合、起訴状を受け取った裁判所が最高人民裁判所に検討と裁定を求めなければならない。</u>

<p>4 人民裁判所と軍裁判所の管轄に関する規定は、最高人民裁判所長官が行う</p>	
<p>【第168条】 補充捜査のための事件ファイルの差戻し</p> <p>1項：(本文) 裁判所長は、以下の場合、補充捜査のため、あるいは追加起訴のため、検察院に事件ファイルを差戻す命令を発付する。</p> <p>3項：かかる補充捜査において、この法律148条に定める事件終了の事由がある場合、検察院の長は、事件終了命令を発付し、その旨裁判所に知らせなければならない。</p>	<p><u>「補充捜査と追加起訴のための事件ファイルの差戻し」と条文タイトルが変更。</u></p> <p>1項本文が「裁判所長は、以下の場合、補充捜査のため、あるいは追加起訴のため、<u>検察院の長</u>に事件ファイルを差戻す命令を発付する。」に変更。</p> <p>新たに「裁判所が補充捜査のために事件ファイルを人民検察院に差戻した場合、その捜査の期間を1か月以内とする。」が3項として追加。</p> <p>旧3項は「かかる補充捜査において、この法律148条に定める事件終了の事由がある場合、検察院の長は、事件終了命令を発付し、<u>裁判所に裁定書を発出するよう提案する。</u>」と一部変更され4項に。</p>
<p>【第208条】 第一審判決の種類</p> <p>2項：被告人が、本条(1項)1号に定められた有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、損害賠償について検討しなければならないが、民事訴訟法に定められた仮執行宣言を行うことができる。</p>	<p>被告人が、本条(1項)1号に定められた有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、損害賠償について検討しなければならないが、<u>判決文において意見を示すことができ</u>、民事訴訟法に定められた仮執行宣言を行うことができる。</p>
<p>【第210条】 判決の印刷と交付</p>	<p>新たに「印刷において、数字や表現、それ以外の技術的な誤りがあった場合、それについては訂正をしなければならないが、その訂正は、事件における事実と判決の効果に対して影響を与えてはならない。」が4項として追加。</p> <p>新たに「判決書を修正する場合には、関係する合議体の長の裁定書を作る必要がある。そして、それを直ぐに被告人、民事原告、検察院の長、又は判決執行職員、その他の関係者に通知しなければならない。」が5項として追加。</p>
<p>【第212条】 控訴要請の権利</p> <p>2項：民事原告、民事上の責任当事者、弁護人又はその他の後見人は、民事問題に関してのみ、裁判所の裁判に対し控訴要請の権利を有する。</p>	<p>民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護人又はその他の後見人は、民事問題に関してのみ、裁判所の裁判に対し控訴要請の権利を有する。</p>

<p>【第214条】裁判所の判決に対する控訴要請及び異議申立</p> <p>3項： 裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の予約がある場合、控訴要請又は異議申立の予約日から20日以内に、控訴要請又は異議申立の申請を行わなければならない。</p>	<p>3項： 裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の予約がある場合、控訴要請又は異議申立の予約日から20日以内に、控訴要請書又は異議申立書の申請を行わなければならない。<u>第一審裁判所の命令書、裁定書については、予約を行った日から7日以内とする。</u></p> <p>新たに「判決書、命令書、裁定書に対する控訴あるいは異議申立の期限の最終日が公休日に当たる場合、次の公用日を最終日とする。」が4項として追加。</p>
<p>【第215条】裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の規制</p> <p>5項： 判決に対する控訴要請又は異議申立の場合、第一審裁判所は、他方当事者に対し、その者が抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、控訴要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>	<p>判決に対する控訴要請又は異議申立の場合、第一審裁判所は、他方当事者に対し、その者が抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、控訴要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>
<p>【第219条】控訴審裁判所での訴訟事件審議に関連する規則</p> <p>1項： 控訴審裁判所での訴訟事件審議は、本法第167条、170条から207条の定めによる、第一審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制と同様に行うものである。</p>	<p>控訴審裁判所での訴訟事件審議は、本法第167条、170条から207条及び210条の定めによる、第一審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制と同様に行うものである。</p>
<p>【第220条】控訴審裁判所の事件審議における権限範囲</p> <p>2項： 訴訟事件の審議において、控訴審裁判所は、検察院の長の異議申立がある場合を除き、刑の軽減を判決を有するが、元より重くする権利を有しない。</p>	<p>2項： 訴訟事件の審議において、控訴審裁判所は、検察院の長の異議申立がある場合を除き、刑の軽減を判決を有するが、元より重くする権利を有しない。<u>第一審の検察院の長が異議申立を行い、控訴検察院の長もそれに合理的であると合意している場合は、控訴審裁判所は、刑を重くした判決を出すことができる。</u></p> <p>新たに「もし第一審検察院の長が異議申立を行わ</p>

	<p>ず、しかし控訴検察院の長が異議申立を行っている場合には、控訴裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出し、事件ファイルを第一審裁判所の新たな合議体に再審理させる。」が3項として追加。</p>
<p>【第222条】控訴審裁判所の判決の種類</p>	<p>新たに「控訴審裁判所の事件手続の中で民事原告が仮執行を求めた場合には、民事訴訟法の規定に従って裁判所が検討する。」が6項として追加。</p>
<p>【第224条】第一審裁判所による訴訟事件の再審議</p> <p>1項： 控訴審裁判所が訴訟事件を再審議のため第一審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の審議は、一般的規制に従うものとする。</p>	<p>1項： 控訴審裁判所が<u>事件ファイル</u>を再審議のため第一審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の審議は、一般的規制に従うものとする。そして、<u>第一審裁判所は、控訴審裁判所の判決に示された論旨に従って情報証拠と法律に基づき手続を行わなければならない。もし論理的である場合には変更した判決を行い、論理的でない場合には元の判決を承認する。</u></p>
<p>【第226条】判決への破棄要請又は異議申立</p> <p>1項： 被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定、及び判決について、法的側面の適性を調査するために、破棄審裁判所へ破棄要請又は異議申立の権利を有する。</p> <p>2項： 破棄審裁判所は、被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人からの破棄要請がある場合、又は検察院の長の異議申立がある場合に限り、控訴審裁判所の命令、決定及び判決を、審議のため受理するものとする。</p> <p>3項： 被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士、その他の後見人、又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決につ</p>	<p>1項： 被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定、及び判決について、法的側面の適性を調査するために、破棄審裁判所へ破棄要請又は異議申立の権利を有する。</p> <p>2項： 破棄審裁判所は、被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人からの破棄要請がある場合、又は検察院の長の異議申立がある場合に限り、控訴審裁判所の命令、決定及び判決を、審議のため受理するものとする。<u>ただし、当事者双方が和解している事件、軽微な事件、又は被害額等が高くない事件の場合には、破棄審としてはそれを受理しない。</u></p> <p>3項： 被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士、その他の後見人、又は検察</p>

<p>いては、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。</p> <p>4項： 破棄要請又は異議申立を予約した場合、予約日から45日以内に、破棄要請又は異議申立の申請を行わなければならない。</p>	<p>庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決については、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。</p> <p>4項： 破棄要請又は異議申立を予約した場合、予約日から45日以内に、破棄要請又は異議申立の申請を行わなければならない。<u>控訴裁判所の命令書、裁定書については7日以内とする。もし裁判所の判決文、命令書、裁定書の破棄要請、異議申立書が期限を徒過した場合、その判決書、命令書、裁定書は確定したものとみなす。</u></p> <p>新たに「もし控訴審裁判所の判決書、命令書、裁定書の破棄要請、異議申立書の提出の期限の最終日が公休日当たる場合には、次の公用日を期限とする。」が5項として追加。</p>
<p>【第227条】破棄要請に関する規制</p> <p>4項： 控訴審裁判所が、破棄要請又は異議申立を受理したが、破棄審裁判所に事件ファイルの送付期限以上に引き延ばす場合、破棄要請者又は異議申立者は、破棄審裁判所に直接破棄要請又は異議申立を行う権利を要する（4項）</p> <p>5項： 判決に対する破棄要請又は異議申立の場合、控訴審裁判所は、他方当事者に対し、その者が破棄要請の抗弁又は異議申立を提起できるように、破棄要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>	<p>4項：（文意を明確にするために言葉が追加されたもの。和訳には特に変更なし。）</p> <p>5項： 判決に対する破棄要請又は異議申立の場合、控訴審裁判所は、他方当事者に対し、その者が破棄要請の抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、破棄要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>
<p>【第231条】破棄審裁判所の判決の種類</p>	<p>「控訴審判決の一部又は全部を変更すること」が4号として追加。</p>

<p>【第234条】控訴審裁判所による訴訟事件の再審議</p> <p>1項： 破棄審裁判所が、判決を破棄し、再審議のため控訴審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の再審議は、本邦第219条に基づくものとする。</p> <p>3項： 訴訟事件の再審議において、破棄審裁判所が、同じ判決を下し、2回目にその訴訟事件を控訴審裁判所へ送り返す場合、控訴審裁判所の新たな合議体は、破棄審裁判所の判決を厳格に実施しなければならない。</p>	<p>1項： <u>破棄裁判所が事件ファイルを控訴裁判所に送り返し、再度検討させた場合は、控訴審裁判所はその事件を受理し、証拠と法律に基づき、裁判所の審理に関する一般規則に従って再審理しなければならない。</u></p> <p>3項： 訴訟事件の再審議において、破棄審裁判所が、同じ判決を下し、2回目にその訴訟事件ファイルを控訴審裁判所へ送り返す場合、控訴審裁判所の新たな合議体は、破棄審裁判所の判決を厳格に実施しなければならない。</p>
<p>【第235条】裁判所裁判の執行</p>	<p>「民事の損害賠償を仮に執行させる第一審判決又は上訴審判決」が2項4号として追加。</p>
<p>【第238条】受刑者の釈放</p> <p>4項： 大赦による釈放は、国民議会の決議に従い実施されるものとする。</p>	<p>大赦による釈放は、国民議会の決議の後、<u>国家主席の大赦の宣言に従い</u>実施されるものとする。</p>
<p>【第239条】受刑者釈放の実施方法</p> <p>1項： 受刑者が、裁判所判決で定められたとおり刑の服役を完了した、又は期間前の釈放を受けた、又は恩赦による釈放を受けた、又は検察院の長の命令に基づく釈放を受けた後、刑事施設の長は、釈放予定者に準備をさせ、教育を受けさせ、その者に宣誓書を書いて誓うよう求めるものとする。村の行政機関及びかかる者の家族又は親族は、釈放時の立会に招かれ、村の行政機関は、かかる者を引き続き教育するよう任命されるものとする。</p> <p>3項： 刑事施設の長は、法及び規則の定めにより釈放の記録を作成するものとする。</p>	<p>1項： 受刑者が、裁判所判決で定められたとおり刑の服役を完了した、又は<u>条件付き期間前</u>の釈放を受けた、又は恩赦・特赦による<u>釈放を受けた</u>、又は検察院の長の命令に基づく釈放を受けた後、刑事施設の長は、釈放予定者に準備をさせ、教育を受けさせ、その者に宣誓書を書いて誓うよう求めるものとする。村の行政機関及びかかる者の家族又は親族は、釈放時の立会に招かれ、村の行政機関は、かかる者を引き続き教育するよう任命されるものとする。</p> <p>3項： 刑事施設の長は、法及び<u>刑事施設の規則の定めに従って</u>釈放の記録を作成するものとする。</p>

インドネシアにおける知財判例集の作成について

JICA長期派遣専門家

石神有吾

1. はじめに

本プロジェクトは、プロジェクト名をビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトとするもので、検察官出身、特許庁出身、裁判官出身の3名の専門家が、それぞれインドネシアの法務人権省法規総局、同省知財総局、最高裁判所をカウンターパートとして活動している¹。

本稿では、最高裁判所をカウンターパートとする活動の中から、知財判例集の作成について、紹介する²。

2. 判例集作成の背景

インドネシアでは、最高裁判決については2013年以降、下級裁判決については2014年以降、インターネット上³ですべて公開されている。しかし、「商標権」など大まかな事件種別での検索はできるものの⁴、「周知性」などのキーワードで検索することはできない。また、過去の判決について、順次インターネット上での公開作業を進めているようであるものの、現在のところ、2006年ころ以前の判決は少ない。インターネット上で判決が公開されるようになる以前から、最高裁判例集が発行されていたものの、発行頻度は年に1回、登載判例も民事・刑事合わせて10件弱であり、知財判決の登載数は乏しかったようである⁵。このように、インドネシアでは、裁判官が、執務の参考となる判例を検索することが、困難な状況である。

もう1つの問題として、インドネシアでは、いまだ知財事件の数が多くなく⁶、例えば商標の周知性のように、今後インドネシアにおいて必要となってくる論点に関する判決の蓄積が乏しい。

¹ プロジェクトの全体像については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」(ICDNEWS 67号51ページ) 参照
筆者は、間明宏充専門家の後任として、2017年10月に着任した。

² 判例集作成活動の立ち上げ、判例の選定、判決要旨の作成など、判例集作成活動の大部分は、間明専門家の時代に行われたものである。

³ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/>

⁴ 上記注3のウェブページ左側にある「Perdata Khusus」(特別民事)のタブをクリックすると、知財を含む特別民事事件の一覧が現れる。ページ上部には、「Hak Cipta」(著作権)、「Merek」(商標)、「Desain Industri」(意匠)、「Paten」(特許)のタブが現れ、これらをクリックすると、その事件種別のみを表示できる。

⁵ 間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」(ICDNEWS 72号92ページ) 参照。筆者があらためて最高裁判所特別民事室のRahmi書記官(肩書は書記官だが、裁判官資格をお持ちである。以下「Rahmi裁判官」という。)に確認したが、同様の回答であった。

⁶ 2018年1月20日時点で、ウェブサイトで公開されている判例は、著作権が68件、商標が410件、意匠が49件、特許が20件となっている。

そこで、当プロジェクトでは、インドネシアの裁判官が押さえるべき同国の重要判例を掲載するとともに、同国における判例の蓄積が乏しい論点に関する日本の判例も掲載した判例集を作成することとした。

3. 日本の判例

日本の判例は、別表1の9件を選定した。

これらの判決の全文を翻訳し、現在、その確認作業中である。

作業に当たっている Rahmi 裁判官から、日本の判決は、事実、原審の判断、最高裁の規範定立及びその理由付け、あてはめ、結論と、内容が整理されており、論理もしっかりしていてわかりやすい、インドネシアの判決の参考にしたいとの感想を聞いた⁷。上記のとおり、日本の判例を掲載するのは、法律上の論点の紹介を目的としていたが、それのみならず、インドネシアの知財判決の向上という効果もあるのではないかと期待している。

4. インドネシアの判例

(1) インドネシアの判例は、別表2記載の7件である。要旨については、インドネシア側において、今回の活動のために作成したものである。

いずれも最高裁の判断⁸であり、①②⑤事件は、再審に関する判断である。また、④事件のみ原判決破棄であり、そのほかの事件は上告棄却または再審請求棄却である⁹。

(2) 別表2の③事件を例に、インドネシアの判決の構成と、各項目のおおよその分量を紹介すると、別表3のとおりである。

以下、雑駁なものであるが、判決を読んでの感想を記したい。

ア 記載事項の順序

インドネシアでは、先に理由を書き、主文は判決の末尾に来る。日本の判例を紹介した際、インドネシアの裁判官は、冒頭に主文が来ることに興味を示していた。

イ 主張整理

判決に占める当事者の主張の摘示の割合が大きく、上告の理由だけで判決の約半分、原審における主張を合わせると、判決の2/3以上を占める。¹⁰

あまり重要と思われぬ事実経過も摘示されていること、重複する主張や、主張自体失当と思われる主張も摘示されていることなどが、その原因であると思われる。

⁷ ただし、一文が長いことや、関係代名詞が多いことで、読みづらく感じる部分もあるようである。

⁸ インドネシアでは、営業秘密等の一部のものを除き、知財事件は、一審が地方裁判所の商事特別法廷、二審（最終審）が最高裁判所となっている。

⁹ ただし、軽微な点で原判決を修正したものがある。

¹⁰ 他の判決でも、同程度の分量である。

他方で、上告人は、すでに賠償金を被上告人に支払っていたようであるが、そのことは主張整理には現れていない。また、「原審における被告の抗弁」でも、摘示されているのは、日本では本案前の答弁に当たるもののみで、実体法上の抗弁は含まれていない。

ウ 判例の引用

不明確な訴えとの抗弁に関し、原審が、ある1つの最高裁判例に依拠して抗弁を認めなかったのに対し、上告人は、上告理由において、同判例は本件に適切でないとした上で、別の4つの最高裁判決を引用して主張をしており、インドネシアにおいて判例が重要視されていることがうかがわれる¹¹。ただし、原審の依拠した判決が本件に適切でない理由、別の判決が適切である理由は、判決の主張整理には現れていない。

エ 理由

主張整理の分量の多さに比して、判決の理由は非常に簡単である。

本件では、就業規則の、「労働者が会社に勤務をしている間に創作した、もしくは既存のものの変更の結果（改造）であるあらゆる形の物品（目に見えるもの及び目に見えないもの）、サービス、システム、手順その他で、著作権に関しては会社の保有となる。」との規定により、写真の被写体の権利も雇用主に移転するのかが、重要な争点であるように思われる。

この点について、原審は、「労働契約及び就業規則は一般的な労働関係について定めるものであるのに対し、被写体の許可を得ていない写真の使用は著作権法に定められている特殊な性格の権利に付随するものである」として、写真の被写体の権利は雇用主に移転しないとした。

これに対し、上告人は、①就業規則により被写体の権利が被告に移転すること、②写真の（カメラマンの）著作権は被告に移転しているところ、その著作権によって被告は写真を自由に利用できること、③従業員らの仕事の様子を撮影した写真を使うことは一般に行われていること、の3点を上告理由として主張した。

しかし、最高裁は、「原審は、法律の適用を誤っていない」とするのみで、簡単に上告を排斥している¹²。上告理由に見るべきものがなく、原審の判断のとおりであり、詳細な理由付けをするまでもないと考えたのかもしれないが、主張整理の分量とアンバランスであるとの印象は否めない¹³。

¹¹ 他の判決でも、最高裁判例を引用しているものがある。

¹² ただし、被告がすでに損害賠償を支払っているとして、履行保証金に関する部分を取り消したため、理由の記載がやや長くなっている。

¹³ ほかの判決でも、最高裁判決が理由を付していることは少ないが、④判決は、判決要旨に記載したとおりの理由付けをしている。破棄判決であることが影響しているのかもしれない。

5. 今後の活動予定

インドネシア側からは、日本の営業秘密や意匠に関する判例を知りたいといった要望が出されており、第2集の作成も行いたいと考えている。

別表1

	事件名（通称）	判決日	論点
①	マグライト事件	H19/6/27	商標の識別力
②	DCC事件	S58/6/16	商標の周知性
③	レールデュタン事件	H12/7/11	商標法4条1項15号の「混同」の意義
④	小僧寿し事件	H9/5/11	商標の類否
⑤	江差追分事件	H13/6/28	翻案権侵害の成否
⑥	クラブキャッツアイ事件	S63/3/15	著作権の侵害主体
⑦	ときめきメモリアル事件	H13/2/13	著作者人格権侵害の成否
⑧	黄桃事件	H12/2/29	発明該当性
⑨	ボールスプライン事件	H10/2/24	均等論（特許）

※ 実際の判例集には、別表2の「要旨」欄と同程度の詳細さの要旨を付する予定である。

別表2

番号	判決日	番号	要旨
①	2013/9/17	108 PK/ Pdt. Sus. HKI/ 2013	簡易特許権について、当該する発明の登録が受理された時点で既に開示、発表、使用、販売されており既に公有物 (Public Domain) となっている場合は新規性がなく新たな発見ではない。
②	2015/5/29	25 PK/ Pdt. Sus-HKI/ 2015	既にあり既に売買されている製品の発明者と名乗って簡易特許を取得するためにその発明を登録する行為は不当な行為であり特許法 2001 年第 14 号第 1 条 1 項および 6 項に相反する行為である。
③	2016/4/13	262 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2016	原告の同意なく、日刊新聞に掲載された広告において原告の画像・写真を使用した被告の行為は、著作権に関する法律 2004 年 第 28 号第 12 条第(1)項に述べられている著作権違反に当たる ¹⁴ 。被告に対しては、原告に損害賠償金を支払うよう命じられなければならない。
④	2014/8/19	305 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2014	<p>– 著作権の所有者として原告の名前が記載されていなかったことから、スカルノの映画の制作は原告／被上告人の著作権に違反をしていると述べた第 1 審判事の考察は、誤った考察である。スカルノは実在の人物であり、また実際に独立宣言者の一人及びインドネシア共和国初代大統領としてインドネシアで生まれ、生活し、他界した人物である。よってスカルノの人物とその人生は、個人の著作物ではない。個人はスカルノについての著作権となる著作物を、自身の視点や解釈によって生み出すことができるだけである。これを裏付ける事実は、その人物像と人道的側面を説明した複数の書物と記述に見ることができる。これらの作品はそれぞれの筆者の著作権となっている。これにより原稿の筆者、映画監督及びプロデューサーが、様々な文章や情報源を参考として取り上げ、もしくは使用し、スカルノの人生に関する映画の作成又は制作においてそれらを繋ぎ合わせて一つの脚本とし、後日それが自身の著作権となったとしても、法律違反とは言えない。</p> <p>– 例え当該の映画制作以前に、一方の当事者を原告とし他方の当事者を映画のプロデューサーと監督として、映画の制作は原告の著作物である「ブン・カルノ、インドネシアの独立」の原稿に則っていなければならないとす</p>

¹⁴ インドネシア著作権法には、写真の被写体の権利が規定されている。

			る契約書が存在し、その後プロデューサーと監督が原告の作成した原稿に則っていない映画を作り上げたことが証明されたとしても、直ちに著作権侵害が発生したと結論付けることはできず、その法的出来事はより正確には一般民事法の領域の紛争となる契約不履行と呼ばれ、知的財産権の領域の紛争ではない。
⑤	2015/8/31	23 PK/ Pdt. Sus-HKI/ 2015	被告により登録された PMB' s 公式化データベースは被告の著作物でなく、法務人権省が設置したチームの作品であることから、オリジナリティを示していない。チームの作品である公式化データベースは、チームの一員の作品として登録することはできない。
⑥	2017/2/22	166 K/ Pdt. Sus-HKI/ 2017	<p>- 原告は国際サッカー連盟 (FIFA) からインドネシアにおけるワールドカップブラジル大会を放送するメディア権のライセンスを受けた者であり、商業区域において国際サッカー連盟 (FIFA) からライセンスを受けた者である原告の許可を得ずに 2014 年ワールドカップブラジル大会を上映した被告の行為は、法律に違反する行為となる。</p> <p>- この被告の行為により原告は損害を被った。よって財産的及び非財産的損害賠償を支払うよう被告に命じることには根拠がある。</p>
⑦	1998/11/25 (言渡日)	4023 K/ Pdt/1990	<p>- 市場販売の事実から見ても商標一般登録簿における登録の事実から見ても、原告の商標は先に登録されており、市場販売の客観的側面からも宣言の原則からも、原告が最初の使用者であることは証明されている。</p> <p>- 本案件においては、1001 と 10001 (ゼロの数字を1つ加えてある) という数字の呼び方又は表記は明瞭で distinctive power (強力な識別力) を確立することはできず、よってこのようなケースでは Presumption of similarity (類似性の推定) と Presumption of confusion (混同の推定) の原則が確立されなければならない。製造され販売される商品の種類の同一性に関連して、標章、文字、色の全ての要素に留意した場合、本訴原告と本訴被告 1 の商標は非常によく似ている (nearly resemble) だけではなく、identical sign for identical good (同一商品の同一の標章) の形での同一性が実在している。</p>

別表 3

事件番号, 当事者の表示等	0.5 ページ
原審における原告の主張	4 ページ
請求原因, 事実経過等	3 ページ
請求の趣旨 ¹⁵	1 ページ
原審における被告の抗弁	1.5 ページ
当事者の欠如に関する抗弁	0.5 ページ
不明確な訴えに関する抗弁	1 ページ
原審の主文 ¹⁶	0.5 ページ
上告が適法であること ¹⁷	0.5 ページ
上告の理由	10 ページ
不明確な訴え	1.5 ページ
就業規則に基づき, 著作権が上告人に移転したとの主張	4.5 ページ
原審は, 不法行為と著作権侵害を混同しているとの主張	0.5 ページ
上告人に著作権者が移転しているから, 損害賠償支払い義務はないとの主張	1 ページ
損害額の証明がなされていないとの主張	2 ページ
まとめ	0.5 ページ
最高裁判所の判断	1.5 ページ
理由	1 ページ
主文	0.5 ページ

¹⁵ 被告が著作権法の該当条文に違反したことの確認, 損害賠償 (財産的損害, 非財産的損害を合わせ約 84 億ルピア≒7000 万円) の支払, 履行保証金 (判決確定の 1 週間後以降, 被告が履行するまで, 1 日当たり 100 万ルピアの支払), 被告財産の仮差押え, 仮執行宣言, 訴訟費用の負担。

¹⁶ 被告の著作権法違反の確認, 2 億ルピアの支払 (上告理由を読むと, 財産的損害のみ一部認め, 非財産的損害は認めなかったようである。), 1 日につき 50 万ルピアの履行保証金の支払等を命じる一部認容判決。

¹⁷ 被告が上告した。

中国立法法の改正について（1）

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

[目次]

はじめに

第1章 2015年中国立法法改正の概要

第1 立法法の全体構造

第2 本改正の趣旨等

第3 立法法の改正決定46項目

第2章 新立法法の主な内容

第1 『第一章 総則』関連

第2 『第二章 法律 第一節 立法権限』

第3 『第二章 法律 第二節 全国人民代表大会の立法手続』 ～以上まで本号

[本文]

はじめに

2014年6月から開始され、現在も継続中である『市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト』では、中国の立法起草担当機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全国人大」「法工委」という。）の弁公室をプラットフォームとして、同委員会担当室（国家法室〔2014年、2015年〕、経済法室〔2014年、2016年〕、刑法室〔2015年〕、社会法室〔2015年〕、行政法室〔2016年〕、民法室〔2016年〕）の立法起草研究に対して、法務省法務総合研究所国際協力部をはじめとする国内の関係機関及び専門家各位の多大なるご協力ご尽力により、日本法の知見を多角的・継続的に提供している。

そして2014年度に同プロジェクト最初の対象の一つとされたのが、「法を管理する法〔管法的法〕」と称される『中華人民共和国・立法法』（2000年3月15日成立、同年7月1日施行）の改正作業であり、同プロジェクトでは本邦研修及び現地セミナーを実施したところ¹、2015年3月15日の第12期全国人大第3回会議において同法

¹ まず立法法改正のための本邦研修を2014年10月20日～30日、法工委国家法室メンバーを中心として東京、京都、三重において実施した。立法法改正に関連する質問事項に対して、ICDのご協力によって、法務省民事局、内閣法制局、衆議院法制局等の関連機関を、地方立法との関係では市橋克哉教授のご協力により京都市役所、三重県庁をそれぞれ訪問し、さらに白藤博行教授、只野雅人教授他による講義を通じて調査研究を行った。

また2014年12月1、2日には、人民大会堂賓館（北京市）にて、白藤博行教授、衆議院法制局・吉澤紀子氏を講師とした現地セミナー「中日立法制度国際研究会」を開催し、①中央と地方の立法権限、②授権立法、③審議機関の職責、④法律の改正、⑤立法計画、⑥法制統一の保障、⑦立法への公衆参加等の立法法改正論点をテーマとした研究討論を実施している。ご協力いただいた皆様に対して、本紙面

の改正決定が可決されている（同日に公布・施行。以下「本改正」という。）²。

以下本稿では、まず2015年中国立法法改正を概観し、次に新立法法の主な内容について、立法起草を担当した法工委国家法室による条文解説を中心に紹介したい。

第1章 2015年中国立法法改正の概要

第1 立法法の全体構造

立法法は、立法活動を規範化し、国の立法制度を整備し、立法の質を高め、立法の実効性を確保するために、立法基本原則、立法主体の立法権限、立法手続、各「法」の効力順位、法規衝突の解決ルール、立法監督について規定しており、その全体構造は次の通りである³。

第一章 総則（1～6条）

第二章 法律

第一節 立法権限（7～13条）

第二節 全国人民代表大会の立法手続（14～25条）

第三節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続（26～44条）

第四節 法律解釈（45～50条）

第五節 その他の規定（51～64条）

第三章 行政法規（65～71条）

第四章 地方性法規、自治条例及び単行条例、規章

第一節 地方性法規、自治条例及び単行条例（72～79条）

第二節 規章（80～86条）

第五章 適用と備案審査（87～102条）

第六章 付則（103～105条）

第2 本改正の趣旨等

まず本改正の趣旨等について、全国人大では次のように説明されている⁴。

『立法は国家の重要な政治活動であり、立法法は国家立法制度に関する重要な法律である。中国の現行立法法は、2000年に公布・実施されて以来、立法活動に対する規範化、中国的特色のある社会主義法律体系の形成・整備の推進、社会主義法治の建設推進において、重要な役割を發揮してきた。実務が証明するように、立法法が確立した立法制度は総合的に中国の国情に適合し、有効なものである。しかし、経済社会の発展と改革の不断の深化、立法業務活動の強化・改善に対する人民大衆の多くの期待、習近平同志を総書記とする党中央が提起した新たな要求により、立法業務活動は多くの新たな状況、新たな問題

をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

² 全国人民代表大会「中華人民共和国・立法法の改正に関する決定」につき、全国人大HPの下記URLを参照。http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/18/content_1930129.htm

³ 2000年立法法の全6章、計94条、1万0352字から、2015年新立法法では全6章、計105条、1万3923字に変更されている。

⁴ 2015年3月8日「中華人民共和国・立法法改正案（草案）に関する説明」につき全国人大HPの下記URLを参照。http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/09/content_1916887.htm

の解決を研究する必要に直面している。立法活動は、党と国家事業の全面的発展、ゆとりのある社会の全面的構築、改革の全面的深化、全面的な法に基づく国家統治、厳重な党治戦略の全面的配置において、ますます重要な役割を發揮していく。立法業務活動の新形勢、新任務のニーズに適応するため、党の第18次全国代表大会（2012年・以下「第18全大会」という。）と党の第18期3中全会（2013年）、4中全会（2014年）の精神を貫徹し、立法法施行以来の科学立法、民主立法の実務経験を総括し、適時に立法法の改正を行うことが特に必要である。かかる立法体制の改善は、立法の質と立法の効率を高め、国家法制の統一性を保障し、完備された法律規範体系を形成し、国家の統治体系と統治能力の現代化を推し進めて、社会主義法治国家を建設する上で、重要な現実的意義及び長期的意義を有している。

立法法改正の指導思想は、党の第18全大会と第18期3中全会、4中全会⁵の精神を貫徹して実施し、中国的特色のある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的發展觀を指導に、習近平総書記の一連の重要講話精神を深く学習して徹底し、党の指導、人民が主人公となる、法に基づく国家統治の有機的統一を堅持し、立法の質の向上を重点とし、科学立法、民主立法を深く推進し、立法の牽引的・推進的な役割をよりよく發揮し、人大及びその常務委員会の立法活動における主導的役割を發揮させ、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系を改善し、法に基づく国家統治を全面的に推進し、社会主義法治国家を建設することにある。

立法法改正作業において、立法機関は以下の点に留意した。第1に、党中央の政策決定、配置を真剣に貫徹し着実に実施する。中央の全面改革深化指導者グループの党の第18期3中全会、4中全会の二つの決定中の重要措置分担案の徹底実施に基づき、およそ立法法改正に関わる措置・要求は、立法法改正を通じて着実に実施する。立法法改正を通じて、立法体制を整備し、立法政策決定と改革の政策決定を統一し、相互に関連づけ、重大改革には法的根拠があり、立法が主導的に改革ニーズに適応し、改革と法治を同時に推進する。

第2に、重点を際立たせ、立法の質の向上を中心とした制度改善に注力する。立法の牽引的・推進的な役割を發揮するには、立法の質の向上がポイントとなる。これまでの全国人大及びその常務委員会と地方人大及びその常務委員会による科学立法、民主立法の面における実践経験を真剣に総括し、立法法改正を通じてさらに良い方法を抽出し固定させる。立法体制メカニズムと手続の改善を通じて、制定・改正された法律が党の主張と人民の意思の統一を正確に體現することができ、有効に実際の問題を解決するよう努める。

第3に、積極的かつ安定的に一步一步推し進める。各方面から立法法改正に関する意見・

⁵ 「法治」を主題とした2014年10月中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（第18期4中全会）では『中共中央の法に基づく国家統治を全面的に推進することに関する若干の重大問題に関する決定』が採択されており「憲法を核心とした中国的特色のある社会主義法治体系の構築」「社会主義法治国家の建設」が打ち出されている（同決定につき『依法治国七講』同書編写組編（人民出版社・2014）参照）。

建議が多数寄せられている。今回の立法法改正は部分改正であって、全面改正ではないが、改正しなくてもよいものは保留して改正せず、認識が比較的一致し、条件の熟したものについて補充・改善を行う。未だ認識が統一されていないものについては引き続き研究を深める。業務メカニズムと法律実施面に属する問題は、関連業務の強化改善を通じて解決する。憲法は立法法制定の根拠であり、立法法の改正、立法体制の改善も憲法に基づかなければならない。また全国人民代表大会組織法、全国人民代表大会議事規則、地方各級人民代表大会、地方各級人民政府組織法、各級人大常務委員会監督法等の法律との連携協調も必要である。』

さらに草案説明では、改正の主な内容として、Ⅰ) 立法体制の改善、Ⅱ) 立法手続の改善、Ⅲ) 法制の統一を保障するための立法ルールに機能的に整理分類した上で重要な新制度を列挙しているが、これに一審稿の草案説明や学説の指摘等を加えると以下のように整理できる⁶。

I 立法体制の改善

- 1) 立法法の趣旨と根拠（1条）
- 2) 税收法定原則の徹底（8条6号）
- 3) 授權立法の整備（10条, 12条）
- 4) 立法と改革の関連付けを実現（13条）
- 5) 設区市に対する地方立法権の付与等（72条, 73条）
- 6) 部門規章・地方政府規章の根拠と権限範囲を明確化（80条, 82条）

II 立法手続の改善

- 1) 立法における人民代表大会の主導的役割の発揮
 - ①全国人大常務委員会の立法に対する統一調整を強化（50条, 51条）
 - ②全国人大代表が立法における役割を十分に発揮（16条, 36条）
 - ③立法が改革・発展の促進における役割を発揮（1条, 13条）
- 2) 科学立法, 民主立法（1条, 5条, 6条）の仕組みと手続の整備
 - ①立法の質の向上と法律の執行可能性を強化（1条, 6条）
 - ②起草体制の健全化（53条）
 - ③立法論証, 公聴等の規定を整備（36条, 52条）
 - ④法律草案パブリックコメントの整備（37条）
 - ⑤法案審議体系の健全化（30条, 41条, 43条）
 - ⑥法案の可決前評価（39条）, 法律の整理（60条）, 関連規定の制定（62条）, 立法後評価を整備（63条）
 - ⑦立法公布媒体（58条, 71条, 79条, 86条）
- 3) 行政法規制定手続の改善（66条, 67条）

⁶ 前掲注3) 草案説明の「三、立法法改正案草案の主要内容」, 張青波主編『新立法法は我々の生活に如何に影響するか』(人民出版社・2015年5月) 19~29頁, 2016年1月4日付檢察日報「2015年中国の十大立法」<http://finance.sina.com.cn/sf/news/2016-01-04/122815554.html> 参照。

Ⅲ 法制の統一を保障するための立法ルール

- 1) 備案審査の強化（98～101条）
- 2) 司法解釈の適正化と監督（104条）

第3 立法法の改正決定46項目

2015年3月15日『中華人民共和国・立法法』の改正決定は、以下の46項目である⁷。

- 1 【立法法の趣旨と根拠】 1条
- 2 【民主立法原則】 5条
- 3 【科学性原則】 6条
- 4 【全国人大及びその常務委員会に専属する立法権】 8条
- 5 【授權規則】 10条, 12条
- 6 【法律規定の暫定的調整・停止】 13条
- 7 【常務委員会による法律案先行審議・全国人大代表の意見徴求】 16条
- 8 【法律草案の事前配布と全国人大代表の会議列席】 28条
- 9 【三審制の例外】 30条
- 10 【法律委員会による法律案の統一審議】 33条
- 11 【法律案に対する意見聴取】 36条
- 12 【法律案のパブリックコメント募集】 37条
- 13 【可決前の評価】 39条
- 14 【重大問題の処理】に関する旧38条の削除
- 15 【表決可決と単独表決】 41条
- 16 【包括表決と個別表決】 43条
- 17 【立法における人大の主導的役割の発揮】 51条
- 18 【全国人大常務委員会の立法規画, 年度立法計画】 52条
- 19 【専門委員会, 常務委員会工作機構による法律草案の起草】 53条
- 20 【法律案付属文件資料の提出】 54条
- 21 【主席令の内容と法律の掲載】 58条

⁷ 改正決定に条文見出しは付されていないが、全国人大法工委による新立法法条文解説等を参考に筆者が付したものである。以下で引用する基本文献は、①全国人大法工委国家法室編著『立法法積義』（法律出版社・2015）、②全国人大法工委国家法室主任武增主編『立法法解説』（中国法制出版社・2015）、③鄭淑娜主編、郭林茂副主編『立法法積義』（中国民主法制出版社・2015）、④喬曉陽主編『立法法の読み方と積義』（中国民主法制出版社・2015）であり、詳細なものとして⑤憑玉軍主編『新立法法条文精積と適用指引』（法律出版社・2015）がある。中国の立法体制に関する日本語文献として江利紅『現代中国の統治機構と法治主義』（中央経済社・2012）の第3章「中国の人代制度と法治主義」、第4章「現代中国の立法と法治主義」、高原明生・丸川知雄・伊藤聖編『社会人のための現代中国講義』（東京大学出版会・2014）の第3講「法・中国法の枠組みと役立ち方」（高見澤磨執筆）、高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則『現代中国法入門 [第7版]』（有斐閣・2016）66～111頁、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会・2017）の第1章「法源」、第2章「中国共産党と法」、第4章「統治機構」を参照。

- 2 2 【法律の改正と廃止】 5 9 条
- 2 3 【法律草案とその他の法律との連携処理】 6 0 条
- 2 4 【法律文書の区分表記方式】 6 1 条
- 2 5 【専門事項の付属規定】 6 2 条
- 2 6 【立法後評価】 6 3 条
- 2 7 【国务院年度立法計画と行政法規の立案】 6 6 条
- 2 8 【行政法規の起草と意見聴取】 6 7 条
- 2 9 【行政法規の公布主体】 7 0 条
- 3 0 【行政法規の公布媒体】 7 1 条
- 3 1 【地方性法規の制定主体, 原則】 7 2 条
- 3 2 【地方性法規の権限】 7 3 条
- 3 3 【地方性法規の公布手続】 7 8 条
- 3 4 【地方性法規の公布媒体】 7 9 条
- 3 5 【部門規章の制定主体, 根拠と権限の範囲】 8 0 条
- 3 6 【地方政府規章の制定主体, 根拠と権限の範囲】 8 2 条
- 3 7 【規章公布手続】 8 5 条
- 3 8 【規章の公布媒体】 8 6 条
- 3 9 第五章の章名を「第五章 適用と備案審査」に改める。
- 4 0 【地方性法規, 地方政府規章の効力等級】 8 9 条
- 4 1 【提出と備案】 9 8 条
- 4 2 【受動的審査と能動的審査】 9 9 条
- 4 3 【審査手続】 1 0 0 条
- 4 4 【審査状況のフィードバック】 1 0 1 条
- 4 5 【軍事法規, 軍事規章の制定】 1 0 3 条
- 4 6 【司法解釈制定原則と備案】 1 0 4 条

第2章 新立法法の主な内容

第1 『第一章 総則』関連

決定一 第1条を次のように改める。

【本法の立法趣旨と根拠】

第1条 立法活動を規範化し、国家の立法制度を整備し、立法の質を高め、中国的特色のある社会主義法律体系を完全なものとし、立法の牽引的及び推進的な役割を発揮させ、社会主義民主を保障しかつ発展させ、法に基づく国家統治を全面的に促進し、社会主義法治国家を建設するために、憲法に基づき本法を制定する。

本条は、立法法の趣旨と根拠に関する規定である（一部改正）。

1 本法の立法趣旨

旧法第1条では「立法活動を規範化し、国の立法制度を整備し、中国の特色のある社会主義法体系を構築し、充実させ、社会主義民主を保障し、発展させ、法に基づく国家統治を推進し、社会主義法治国家を構築する。」と定めていた。これに対して本改正では以下の点を改めている。すなわち、

1)「立法の質の向上」が立法における基本的要求であることを明確にした。中国の特色のある社会主義法律体系が既に形成された新しい出発点において⁸、党の第18全大会及び第18期3中全会、4中全会では法律体系の整備、立法の質の向上について明確な要求が提起された。同時に、法治を通じて社会の公平・正義を実現し、立法を通じて発展における実際の問題を解決することに対する多くの人民大衆の期待値が次第に高まるなかで、立法に対する要求は、既に存在するかしないかではなく、良いか悪いか、有用であるか否か、問題が解決できるか否かという段階に至っている。立法の質の高さを測るには、法律が客観的規則性を反映しているか、人民の意向に合致するか、実際の問題を解決できるか否かを見なければならず、有用であり、実施することが重視されている。したがって、立法の質の向上に注力することは、現在及び今後の立法業務活動における最重要課題である。

2)「立法の牽引的及び推進的役割を發揮させる」規定を追加した。立法は法治建設における最も重要な段階で、社会の利害関係を調節するための重要な方式であり、改革のリスクを取り除き、改革の深化を推進する有効な手段である。現在中国は改革の全面的深化の重要な時期に入っており、立法の機能においても実務の総括、経験抽出の重視から、牽引の重視、先見性の強化への転換を図らなければならない。立法の牽引的・推進的役割を發揮させるとは、法的手段を運用して利害関係の調整を図り、党の政策・主張を確実に社会全体が一体となって遵守する法律規則とすることを重視することである。また、制度上、法律上から改革における根本的、全体的及び長期的な問題の解決を図り、トップダウンデザインと先行試行（全国に先駆けて新たな政策を試行すること）、革新模索とを有機的に結合し、立法を通じて社会の共通認識を形成し、制度の刷新を推進し、改革の進展を牽引することを重視することである。重大な改革には全て法的根拠がなければならないという中央が提起した要求は、法治の牽引的・推進的役割を發揮させ、立法及び改革に関する政策決定との間の連続性を実現し、改革及び経済・社会の発展におけるニーズに立法が主体的に適応し、改革及び法治を同時に推進しなければならないことである。

3)「法に基づく国家統治を「全面的に」推進する規定を追加した」。党の第18期4中全

⁸ 2011年3月10日第11期全国人大第4回会議において「中国の特色のある社会主義法律体系の形成」が宣言された当時における有効な法律は239、行政法規690余、地方性法規8600余であり、立法法の改正過程（2014年9月）では、法律が242、行政法規が737、地方性法規が約8500であった。これに対して同時期（2014年8月）の日本の状況は法律1924、政令2060、府省令3623であった。

会では法に基づく国家統治の全面的推進について戦略的手配が行われ、法に基づく国家統治の全面的推進に関する指針となる考え方、総目標、基本原則、総体的配置、重要措置と任務に関する要求が提起された。「法に基づく国家統治の全面的推進」は、系統的事業であり、国家統治分野における広く深い革命であり、その総目標は中国的特色のある社会主義法治体系の構築である。この体系には整備された法規範体系⁹、高効率の法治実施体系、厳密な法治監督体系、強力な法治保障体系、整備された党内法規体系の計5つの小体系を含む。このうち、整備された法規範体系は体系全体の中の重要な構成部分をなし、中国的特色のある社会主義法治体系の構築の前提である。「法に基づく国家統治の全面的推進」という総目標において、立法業務の強化及び改善、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系の充実化は、重要な位置にあり重要な役割を担うものと言うことができ、本改正ではこれらの点を強調して規定が置かれている。

2 憲法が立法法の立法における根拠であること

憲法は国の根本法であり、国の根本的制度及び根本的任務が規定されており、最も高い法的効力を有する。全ての法律は憲法を根拠としなければならない、かつ憲法に抵触してはならない。同様に立法法も憲法を根拠にして制定されなければならない（本条後段）。

憲法は「中華人民共和国は法に基づく国家統治を実施し、社会主義法治国家を建設する。国は社会主義法制度の統一及び尊厳を擁護する。」旨を規定し（5条1、2項）、かつ立法体制について明確に規定し（58条、67条）、立法の関連問題について一連の規定を置いている¹⁰。憲法の一連の関連規定は、立法法を制定するための根拠であり基礎である。立法法は憲法を根拠とし、立法業務において遵守すべき基本原則、法律、行政法规、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章に関する個別権限の範囲、制定手続、授權立法、法律の解釈・適用と備案等の問題について、全面的・具体的に規定している。このように憲法は立法法制定の根拠であり、立法法の改正も憲法に基づき、憲法を遵守し、かつ関連する他法律との関係に注意しつつ、それをよりよく処理するよう強調する必要がある。

※参考文献）前掲①1～7頁。②1～5頁。③1～4頁。④43～46頁参照。

⁹ 前掲注4）記載の4中全会決定に関する説明の「二、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系を整備し、憲法の実施を強化する」では、立法分野での課題として①憲法の実施及び監督制度を整備すること、②立法体制を整備すること、③科学立法、民主立法を更に推進すること、④重点分野における立法を強化することが指摘されている。

¹⁰ 憲法には法律事項の規定が45か所あり、具体的には、憲法第78条「全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会の組織及び業務手続は、法律が規定する。」、第86条3項「國務院の組織は、法律が規定する。」、第95条2項「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府の組織は、法律が規定する。」、第10条4項「土地の使用権は、法律の規定に基づき譲渡することができる。」、第13条2項「国は、法律の規定に基づき公民の私有財産権及び相続権を保護する。」、第56条「中華人民共和国の公民は、法律に基づき納税する義務を有する。」と定めている。

【本法の調整範囲】

第2条 法律，行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例の制定，改正と廃止については，本法を適用する。

2 国务院の部門規章及び地方政府規章の制定，改正及び廃止については，本法の関連規定に基づいて実行する。

【立法における憲法基本原則の遵守】

第3条 立法は，憲法の基本原則を遵守し，經濟建設を中心とし，社会主義の道を堅持し，人民民主專政を堅持し，中国共産党による指導を堅持し，マルクス・レーニン主義，毛沢東思想及び鄧小平理論を堅持し，改革開放を堅持しなければならない。

【法に基づく立法・社会主義法制の統一と尊厳】

第4条 立法は，法定の権限及び手続に基づいて，国家全体の利益を出発点とし，社会主義法制の統一と尊厳を維持保護しなければならない。

第2条は立法法の調整範囲，第3条は立法における憲法の基本原則の遵守，第4条は法に基づく立法・社会主義法制の統一と尊厳に関する規定である。

憲法及び長年の立法活動経験を総括し，立法法は，立法における基本原則として，①憲法の基本原則を遵守する原則（合憲性原則・3条，87条），②社会主義法制の統一と尊厳を維持保護する原則（法制統一原則・4条），③人民の意思を体現し人民の利益を維持保護する原則（民主立法原則・5条），④実際から出発した指導原則を堅持する原則（科学合理性原則・6条），⑤法定権限と手続に依拠すべき原則（法治原則・4条）を採用している¹¹。

決定二 第5条を次のように改める。

【民主立法原則】

第5条 立法は，人民の意思を体現し，社会主義民主を發揚し，立法の公開を堅持し，多様な方法による人民の立法活動への参加を保障しなければならない。

本条は民主立法・立法における民主原則に関する規定である（一部改正）。

1 民主立法原則の意義

1) 民主立法とは，人民の共通の意思を真の意味で最大限に反映し，人民の民主的権利を十分かつ最大限に実現し，人民の根本的利益を確実かつ最大限に擁護することを法律に求めることである。人民が国の立法活動に積極的に参加することにより，国の全ての権力が人民に属すること（憲法2条）が十分に体現され，人民が国の主人であるという社会主義民主原則が体現される。民主立法の核心は，立法は人民のための，人民によるものでなければならない点にあるが，その実現には人民の主体的地位を堅持

¹¹ 立法基本原則について蘇東編著『人大代表法律知識讀本』（中国法制民主出版社・2013）239頁，徐向華主編『立法学教程 [第2版]』（北京大学出版社・2017）47～66頁，楊臨宏著『立法学：原理，制度と技術』（中国社会科学出版社・2016）79～90頁参照。法律留保原則（8条）を強調し，立法指導思想と立法原則を峻別するものとして劉華主編『立法法』（北京大学出版社・2008）68～93頁参照。

し、大衆路線を徹底し、民主を十分に発揚し、人民が各種手段を通じて秩序正しく立法に参加できるよう保障し、これまで以上に立法が人民の実情を反映し、人民の意思と知恵を集めたものとする必要がある。

2) 人民大衆による国の立法活動への参加は、主に次の点で実現される。すなわち、① 民主的選挙により各級人民代表大会代表を選出し、人民代表大会代表が国家権力機関の活動に参加する中で人民の意見要求を反映させること、及び②関連国家機関がその立法活動において公民が秩序正しく立法活動に参加できるルートを開拓し、人民大衆の意見を幅広く聴取することである。

2 立法体制・立法手続との関係

1) 人民大衆が多様な手段を通じて立法活動に参加することは、立法の民主性、科学的合理性を強化するのに有用である。長年の立法実務において、全国人大及びその常務委員会は既に民主立法に関する実効性ある方式を構築し、2000年立法法制定時には実務経験を総括して、書面による意見募集、立法座談会、論証会、公聴会の開催、法律案の社会への公表とパブコメ募集の実施等を定めており¹²、かかる方法には公民による国の立法活動への参加を保障する積極的作用が認められた。

2) そして党の第18期3中全会、4中全会では、立法機関が主導し、社会各方面が秩序正しく立法活動に参加できるルートと方式を整備し、公民が秩序正しく立法活動に参加できるルートを開拓し、法令・規章案に関するパブコメ募集制度と採用状況のフィードバック体系を整備し、公開原則を立法全過程に徹底する要求が提起されていた。これを踏まえて本改正では、上記3中全会、4中全会決定の趣旨を徹底的に実施し、立法において民主を発揚し、人民による各種手段を通じた立法活動への参加を保障することにつき、いくつかの補充修正を行った。すなわち、①立法の公開性を強化した。第12期全国人大第3回会議の立法法改正案審議において、代表から立法法の中に立法の公開原則を追加すべき、法律案につき社会に対するパブコメ実施期間を適度に延長し、法令・規章を統一的に掲載し社会の各方面が理解、検索しやすいようにすべし等の提言がなされた。かかる意見に基づき、まず民主立法原則に関する本条に「立法の公開を堅持する」内容が追加されている。

②さらに本改正では立法の論証、聴聞、法律案パブコメと採用状況のフィードバック体制を整備し、書面による意見募集に関する制度を充実させ、下級人民代表大会への意見募集体制を整備し、論証会、公聴会を開催する事由、参加者等に関する規定を設けている（36条、37条、52条等で後述）。

※参考文献) 前掲①23～26頁、②19～22頁、③15～17頁、④57～59頁参照。

¹² 1982年憲法から2000年立法法施行までに実施されたパブコメは法律案9件に関するものだったが、2000年立法法施行から2015年立法法改正までに法律案72件のパブコメが実施されている。また2013年3月の第12期全国人大常務委員会からは法律案パブコメ業務が改善され、まず初回審議稿のパブコメを行い、さらに第2回審議稿もパブコメを行うという2度のパブコメ実施が常態化しており、パブコメの表明及び採用状況のフィードバック体系が段階的に整備されている（前掲参考文献①24頁参照）。

決定三 第6条を次のように改める。

【科学合理性原則】

第6条 立法は、現実を出発点とし、経済社会の発展と改革の全面的深化の要求に適応し、科学的合理的に公民、法人及びその他の組織の権利と義務、国家機関の権力と責任を規定しなければならない。

2 法律規範は明確、具体的であり、的確性及び執行可能性を具えなければならない。

本条は、科学立法・立法における科学合理性原則に関する規定である（一部改正）。

1 科学立法の意義

科学立法・立法における科学合理的原則とは、社会関係を調整する客観的規則性を正しく反映、体现し、同時に法体系に内在する規則性に従うことを法律に求めることである。科学立法の核心は、立法が規則性を尊重、体现すべき点にあるが、その実現には、科学的理論を指針として、国情・実情から出発し、公民、法人及びその他組織の権利と義務を科学的合理的に規範化し、国家機関の権力と責任を科学的合理的に規範化することによって、法律が経済・社会の発展における要求を満たし、真の意味で実践と歴史の検証に耐え得るようにしなければならない。

2 立法は経済・社会の発展及び改革の全面的深化の要求に適応すべき（本条1項）

- 1) 国情・実情から乖離した立法は、砂上の楼閣、机上の空論として無意味なだけでなく、立法の正しい方向からも外れる結果となる。中国は人民民主專政の社会主義国家で、広大な国土、膨大な人口を有する国であり、各地の政治、経済、文化の発展状況は不均衡である。改革開放以来、中国の経済・社会の発展は世界が目を見張る成功を収めたとはいえ、依然、中国は発展途上国で社会主義の初歩段階にあり、この状態は今後も長期的に続くことが予想される。日増しに増大する人々の物質的需要と立ち遅れた社会生産力との間の矛盾は変わらず、発展は現在も中国の全ての問題を解決する鍵であり、これは中国における最大の国情・実情である。かかる中国の国情を正しく認識することは、立法業務を着実に進めるための基本的出発点である。
- 2) 党の第18全大会では改革開放の全面的深化という目標・任務が提起され、第18期3中全会では「改革の全面的深化」につき配置が行われた。改革は掘り下げた革命であり、各分野の重大な利害関係の調整に関わり、各方面の重要な体制・機構の整備にも関わる。中国の改革は既に最も難しい問題に取り組む時期と改革難度が増した領域に突入している。各分野・各方面における改革を掘り下げるために、体制・機構の刷新を推進し、関連制度の構築を強化しなければならないが、これらはいずれも法体系整備と密接に関係する。立法業務の強化改善を図り、改革の牽引、推進、保障における立法の重要な役割を十分發揮させ、改革の政策決定を立法の政策決定と結びつけ、重大な改革には法的根拠があり、立法において主導的に改革に適応する状況を実現し、改革と法治を同時に推進すべきである。適切な時期に新しい法律を制定しても実践に関する条件が整わず先行試行が必要な場合には、法定手続に従って授權を行わ

なければならない。改革に関する要求に適応しない法令は、速やかに改廃し、法定手続を通じて党の主張を国の意思に転換できるよう努め、法治路線に沿って改革開放という偉大な事業を継続的に推進しなければならない。

以上を踏まえて、本改正では「経済・社会の発展及び改革の全面的な深化の要求に適応」すべしとの規定が追加されている（本条1項）。

3 法規範は明確かつ具体的で的確性と執行可能性を具えるべき（本条2項）

1) 上述のように本法1条で「立法の質の向上」が立法の基本要求であることを明確にし、さらに法令によっては実際問題を解決するための有効性が不十分で、的確性（立法目的への適合性）や執行可能性が高くないという問題に対応すべく、本改正では「法規範は、明確、具体的で、的確性及び執行可能性を具えなければならない」との規定を追加し、これを立法原則として確定している（本条2項）。

2) 的確性の強化とは、経済・社会の発展の中で早急に解決が必要な現実的問題と密接に寄り添って立法業務を行うべきことである。特に改革の重点分野とポイントとなる段階を把握し、調査を掘り下げ、「問題に対する立法、立法による問題の解決」を実現し、客観的規則性を把握して着実に制度設計を行い、「鍵となる条項」に重きを置き、法律で規定する内容について利害関係を科学的・合理的に調整し、現実の問題が真の意味で解決されるようにしなければならない。立法のモデル及び体裁においては、規模や網羅性を求めず、必要なものに絞って制定し、有用性と実施を重視すべきである。

3) 法律の生命力はその実施にある。よって法律は執行可能性（操作可能性、運用性）を具えなければならず、そうしてこそ効果的な実施が可能となる。第12期全国人大以来、全国人大常務委員会の指導者は、法律の執行可能性を強化し、法律規範において「具体的にできる内容はできる限り具体的に、明確にできる内容はできる限り明確にする」ことを提起してきた。これにより立法活動では法律が調整する社会関係を研究によって明確にし、法規範を科学的かつ厳密に制定することが求められ、法律で明確に規定できる内容は、できる限り詳細に規定する必要がある。

法律規範を明確かつ具体的なものとし、それに的確性及び執行可能性を具えさせるために、立法活動において立法前に論証を行い、立法中に調査研究を行い、立法後に評価を行う等、各段階における業務強化が求められ、特に立法に向けた調査研究の強化や各方面からの十分な意見聴取に注力する必要がある。立法法が提起するこの科学合理性原則は、全ての法律・行政法規等の制定においても等しく遵守されなければならない。

※参考文献) 前掲①26～32頁, ②22～29頁, ③17～22頁, ④59～65頁参照。

【全国人大及びその常務委員会の立法権限】

第7条 全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会は、国家立法権を行使する。

2 全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構及びその他の基本法律を制定・改正する。

3 全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会が制定すべき法律を除くその他の法律を制定・改正し、全国人民代表大会の閉会期間において全国人民代表大会が制定した法律に対する部分的補充・改正を行う。但し当該法律の基本原則に抵触してはならない。

本条は全国人大及びその常務委員会が有する立法権限に関する規定であり、その内容は憲法第58条、第62条及び第67条の規定に由来する。

1 中国の立法体制について

中国は統一的な、単一国家であるが、各地方の経済・社会の発展は不均衡である。かかる国情に適応して、国家の最高国家権力機関たる全国人大（憲法57条）が立法権を集中的に行使する前提の下、法律が全国で統一的に実施され、各地方の千差万別で異なる状況のニーズに適応し、実践において実施可能となるよう、憲法及び立法法は、憲法が国家機構について定める「中央による統一的指導の下、地方の主体性と積極性を十分に発揮させる原則」（憲法3条4項）に基づき、中国の統一的・階層的な立法体制が確立されている。

- 1) 全国人大及びその常務委員会が国の立法権を行使する（憲法58条、立法法7条）。
- 2) 国務院は憲法及び法律に基づいて行政法規を制定する（憲法89条、立法法65条）。
- 3) 地方人大及びその常務委員会は地方立法権を行使し、地方性法規を制定する。
- 4) 法律に基づく部門規章、地方性規章の制定、である。

憲法に基づき全国人大は、憲法を改正し、憲法の実施を監督し、さらに刑事、民事、国家機構及びその他の基本法律は全国人大がこれを制定・改正する（憲法62条1～3号）。全国人大閉会期間においては、全国人大常務委員会が全国人大の制定した法律の部分的改正をすることができるが、当該法律の基本原則に抵触することは許されない（同67条3号）。そして立法法は、全国人大及びその常務委員会の立法権限を区分し、憲法規定に依拠して規定を追加しているのである。

2 基本法律と一般法律

刑事、民事、国家機構及びその他の「基本法律」の制定・改正は全国人大が行い（本条2項）、それ以外の法律（一般法律）については常務委員会が制定・改正を行う（本条3項）。常務委員会は、全国人大閉会期間には、全国人大が制定した法律に対して部分的

¹³ 立法法第二章は全五節からなり、第一節・立法権限では主に全国人大及びその常務委員会の立法権限、専属立法権及び授權立法等を、第二節は全国人大の立法手続を、第三節は全国人大常務委員会の立法手続を、第四節は法律解釈を、第五節・その他の規定では主に全国人大及びその常務委員会の立法における主導的役割の發揮、立法規画、立法計画、法律草案の起草、署名、公布及び立法技術の規範等について規定している。

補充・修正をし（但し当該法律の基本原則に違反してはならない）、また全国人大に提出されるべき法律案提出を受けて先に審議する機能も有する（本条3項，16条）。「基本法律」の意義は必ずしも明確ではないが、法工委国家法室によれば「基本法律とは、ある種の社会関係（公民の基本的権利義務関係，国家政治生活の基本制度，国家主権等に関わるもの，国家経済及び社会生活中の一部分に関する基本関係）に対して調整及び規範化を行い，国家及び社会生活において全面的，長期的，普遍的かつ根本的な規範意義を有するもの」と説明されている¹⁴。そして基本法律の範囲には，刑事的基本法律（刑法，刑事訴訟法等），民事的基本法律（民法通則，物権法，契約法，婚姻法，継承法，民事訴訟法等），国家機構の基本法律（全国人民代表大会組織法，人民法院組織法，人民検察院組織法，立法法等）及びその他の基本法律（兵役法，教育法，工会法等）が含まれる。
※参考文献）前掲①33～38頁，②30～36頁，③23～28頁，④24，66～71頁参照。

決定四 第8条に一号を追加し，第六号とする。また，第六号を第七号に，第八号を第九号とし，以下のように改める。

【全国人大及びその常務委員会に専属する立法権】

第8条 以下に定める事項については，法律によってのみ制定できる。

- （一）国家主権に関する事項
- （二）各級人民代表大会，人民政府，人民法院及び人民検察院の設立，組織と職権
- （三）民族区域自治制度，特別行政区制度，基層大衆自治制度
- （四）犯罪及び刑罰
- （五）公民の政治権利を剥奪し，人身の自由を制限する強制措置及び処罰
- （六）税種の設定，税率の確定及び税収徴収管理等の税収に関する基本制度
- （七）非国有財産の徴収，徴用
- （八）民事基本制度
- （九）基本経済制度並びに財政，税関，金融及び対外貿易の基本的制度
- （十）訴訟及び仲裁制度
- （十一）全国人民代表大会及びその常務委員会が必ず法律を制定すべきその他の事項

本条は全国人大及びその常務委員会に専属する立法権に関する規定である（一部改正）。

法制統一を保障し，立法の矛盾を避けるために，立法法では立法権限が区分されているが，その中で最も重要な制度が全国人大及びその常務委員会の専属的立法権限に関する本条である。つまり全国人大及びその常務委員会のみが法律の制定権限を有するとして旧立

¹⁴ 前掲参考文献①36頁以下参照。実際は「基本法律」に該当する三大訴訟法の改正のうち，刑事訴訟法（2012年3月）は全国人大で決定されたが，民事訴訟法（2012年8月）・行政訴訟法（2014年11月）は常務委員会での決定である。他方，基本法律たる民法の一部を構成する権利侵害責任法（2009年12月）のように常務委員会での制定例も現れており，「基本法律」該当性は，憲法解釈権を有する全国人大及びその常務委員会の判断によって決せられているとも指摘される（前掲注7）高原他編216頁参照）。

立法法8条は10項目の専属的立法事項を規定していたが、この問題を明確にすることは、国務院の行政法規、地方性法規等の権限との区分問題を解決するのにも有用である。旧立法法の公布施行から15年間の実践は、全国人大及びその常務委員会の専属立法権規定が、中国の特色のある社会主義法律体系形成と法制統一の保障について、重要な作用を發揮していることを示している。

1 専属的立法権の意味

専属的立法権とは、一定の範囲内で社会関係を規範化する事項について、特定の国家機関のみが法規を制定することができる権限である。特定の国家機関の専属的立法権に属する事項については、その他いかなる機関も授権を受けずに立法を行うことはできず、またその他の機関が授権を受けていないが立法を行う必要があると判断する場合でも、自ら立法を行うことはできず、専属的立法権を有する機関に立法動議を提出することしかできない。

2 全国人大及びその常務委員会の専属的立法権を区分する必要性

全国人大及びその常務委員会は、国の最高権力機関として非常に広範な立法権を有する。したがって全国人大及びその常務委員会の立法権について逐一列挙することは不要かつ困難である。しかし中国の立法体制から考えた場合、全国人大及びその常務委員会の専属的立法権について、できる限り具体的に列挙することがなお必要であり、その理由は次のとおりである。

- 1) 立法が人民の意思及び利益を真の意味で體現し、国家統一及び国内市場の統一を維持するためには、重要な立法権は全国人大及びその常務委員会が直接に行使する必要がある。中央の行政機関及び地方の国家機関は特別な授権を受けなければ行使することはできない。
- 2) 中央レベルでは、全国人大及びその常務委員会と国務院の立法権を区分することにより、国務院がさらに円滑に行政法規制定を通じて行政管理に関する職権を行使するのに役立つからである。立法実務から見ると、法律及び行政法規の対象範囲の境界線を区分するいくつかの基準が既に確立されており、一定の経験が蓄積されている（例えば、刑事、民事、国家機関に関する事項は法律で規定し、行政機関内部において全国的に統一が必要な業務制度・業務手続は行政法規で規定することができる）。
- 3) 地方レベルでは、全国人大及びその常務委員会の専属的立法権を区分することは、各地が国家法制の統一を維持することを前提として、現地の具体的状況及び実際の必要性から出発して立法の主体性及び積極性を喚起し、早急に地方の法整備の歩みを加速させ、それにより法による地方事務管理をさらに円滑に行うのに役立つ。
- 4) 中央の立法機関の専属的立法権を明確に区分する方法は、圧倒的多数の国家で実際に採用されている方法であり、かかる諸外国の経験も参考にされている。

3 全国人大及びその常務委員会の専属的立法権の範囲

憲法規定に基づき、各方面の立法経験を総括し、旧立法法8条では法律でのみ制定できる事項として10項目が列挙されていたが、新立法法では1項目が追加されて計11

項目とされている。

- 1) 国家主権に関する事項（第1号）。すなわち、国の領土、国防、外交、国籍、中国公民の出入国・外国公民の出入国の管理、国旗、国章、国歌等の国家主権に関する事項である。
- 2) 各級人民代表大会、人民政府、人民法院及び人民検察院の設置、組織、職権（第2号）。例えば、選挙法、代表法、全国人大組織法、国務院組織法、人民法院組織法、人民検察院組織法、地方各級の人民代表大会及び人民政府組織法、全国人大議事規則、全国人大常務委員会議事規則等の法律を既に制定し、各級の権力機関、行政機関、裁判機関、検察機関の設置、組織、職権について全面的な規定を置いている。
- 3) 民族区域自治制度、特別行政区制度、基層大衆自治制度（第3号）。例えば民族区域自治法、香港・マカオの特別行政区基本法、居民委員会組織法、村民委員会組織法がある。
- 4) 犯罪及び刑罰（第4号）。刑法及びこれを修正補足する関連の修正案がある。
- 5) 公民の政治的権利を剥奪し、人身の自由を制限する強制措置及び処罰（第5号）。
- 6) 税種の設定、税率の確定及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度（第6号・新設規定）。

本号は税法法定原則を実施徹底するため新たに追加した内容である。税法法定原則は憲法で確立された基本原則であり、憲法第56条では「中華人民共和国の公民は、法律に従って納税する義務を有する。」と規定し、これによれば法律で規定されていなければ納税義務はなく、徴税する権限もない。そして税法法定原則については、租税徴収管理法第3条のほか、旧立法法第8条8号では専属的法律日項として「基本的な経済制度並びに財政、租税、税関、金融及び外国貿易に関する基本制度」を規定していた。

このように憲法及び旧立法法によれば、租税立法権は全国人大及びその常務委員会に属している。もっとも、改革開放初期に、租税制度の構築・整備において交錯した複雑な状況に直面し、同時に関連する経験が少なかったことを踏まえ、全国人大及びその常務委員会は2つの授権決定を公布して国務院に授権を行い、租税制度改革を含む経済体制改革と対外開放について、関連法律及び全国人大及びその常務委員会の関連決定基本原則に抵触しないことを前提に、憲法に基づいて暫定的な規定又は条例を制定できるようにした¹⁵。この2つの授権決定に基づき、18種類の租税中で、個人所得税、企業所得税、自動車・船舶税の徴収は法律で規定され、それ以外の15種類の租税は行政法規で定めていた。実際の効果から見ると、国務院が授権に基づき租税条例を制定することは、多くの税種、多くの段階を有する租税体系を基本的に構築する上で重要な役割を果たしている。しかし同時にこの租税制度の構造と税法法定原則と

¹⁵ 具体的には「商工税制の改革に係る租税条例草案の公布試行を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会の決定」（1984年制定、2009年6月廃止）及び「経済体制改革及び対外開放における暫定的な規定又は条例の制定を国務院に授権することに関する全国人大の決定」（1985年）である。

の間には非常に大きな格差が存在し、法治精神にも合致しておらず、その不備とマイナスの影響は日増しに顕著となっていた。数年来、一部全国人大代表及び中国人民政治協商會議全国委員会委員からも議案等が提出されており、税法法定原則を早急に実施し、租税条例を法律に格上げすべしと指摘していた。また党の第18期3中全会では、税法法定原則を実施することを明確に要求し、この要求を徹底実施する租税立法を急いでおり、租税条例を法律に格上げする機は熟していた。

2014年12月全国人大常務委員会に上程された立法法改正案二審稿では、租税制度を独立した一号として、「税種、納税者、徴税対象、税額計算の根拠、税率及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度」は法律でのみ規定できるとされていたが、常務委員会会議の中では異なる意見が提起された。

2015年3月の第12期全国人大第3回会議に上程された改正案では、租税に関する基本制度の内容が本条第6号に移され、「税種の徴収開始、徴収停止及び租税徴収管理に関する基本制度」と定めていた。審議過程では、租税に関する基本要素、特に税率を明確に列記すべきであるとの意見が一部代表から提起された。慎重な検討を経て、改正に関する決定では「租税に関する基本制度」の表記が「税種の設定、税率の確定及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度」に修正されたものであり、この規定に基づき、租税に関する単行法では全て税率を規定しなければならない。本改正は「税法法定原則」実施に関する大きな進歩であり、今後の租税関連の単行法制定にとって重要な意義を有する¹⁶。

7) 非国有財産に対する徴収、徴用(第7号・一部改正)。徴収〔徴収〕は、公共利益に関する必要性のため、国が個人所有の財産を強制的に国有化することであり、徴用〔征用〕は、公共利益に関する必要性のため、強制的に公民の私有財産を使用することである。徴収と徴用の共通点は、いずれも公共利益に関する必要性のためであり、法定手続が必要であり、補償される点である。他方で相違点は、徴収が主に所有権の変更であるのに対し、徴用は使用権の変更のみという点である。徴収は国が被徴収者から直接所有権を取得し、その結果として所有権移転が発生するが、徴用は主に緊急事態に私有財産を強制的に使用することであり、緊急事態が収束すれば徴用財産は原権利者に返還する。

この点、旧立法法では、非国有財産に対する徴収は法律によってのみ制定することができる旨を定めており、これは主に非国有財産に対する徴収が公民、法人及びその他組織の財産の所有権移転に関わることが考慮されたものであった。

憲法では国有財産の保護とともに、その他公共財産及び公民個人の合法的財産の保

¹⁶ 税法法定原則を確実に実施するために、全国人大法工委が先頭に立って「税法法定原則の徹底に関する実施意見」を起草し、2015年3月に当該実施意見が中国共産党中央委員会によって可決されている。実施意見では、新たな租税徴収を開始する場合、全国人大及びその常務委員会を通じて相応の租税に関する法律を制定しなければならないことが明確にされるとともに、現行15の租税条例につき、改正、法律への格上げ、又は廃止時期についての手配が行われた。実施意見によれば2020年までに関連の立法業務が完了する見込みである(前掲参考文献①51～52頁参照)。

護についても十分に重視しているところ、2004年憲法改正案では、私有財産保護と公共利益の必要性、公民の権利と国家権力との関係を正しく処理するため、法に基づく徴収、徴用に関する制度を定める¹⁷。こうして本改正では2004年憲法改正案の規定に基づき「徴用」が追加されている。

8) 民事に関する基本制度(第8号)。これは民事活動における最も主要な行動規範をいい、①民事主体、市場主体に関する制度(例えば民法通則、民法総則、会社法、外資企業法等)、②物権に関する制度(物権法、担保法、土地管理法等)、③知識財産権に関する制度(著作権法、専利法、商標法等)、④債権に関する制度(契約法、権利侵害責任法等)、⑤婚姻家庭、養子縁組、相続に関する制度(婚姻法、養子法、継承法等)を含む。

9) 基本経済制度並びに財政、税関、金融及び外国貿易に関する基本制度(第9号)。

10) 訴訟及び仲裁制度(第10号)。

11) 全国人大及びその常務委員会が法律を制定しなければならないその他の事項(第11号)。

「その他の事項」に関する立法も憲法が全国人大及びその常務委員会に付与した重要な職権である。憲法第62条は、全国人大が職権を行使する範囲として15項目を列挙する。このうち第14号までは具体的列挙方式により全国人大の職権が規定されているが、全国人大の最高国家権力機関としての地位・役割を考慮した場合、その権限を全て列挙するのは困難であるため、第15号では、全国人大が「最高国家権力機関が行使しなければならないその他の職権」を行使する権限を有する旨を規定する。同規定に基づき、全国人大は、自ら行使しなければならないと判断した場合には、それを行使する権限を有し、その中で法律を制定する必要があるものにつき、全国人大が立法を行う権限を有する。

全国人大及びその常務委員会のみが法律を制定できる「その他の事項」には次の内容が含まれる。①憲法で明確に規定されている、法律で規定すべき45項目の中で、本条各号には専属的立法権事項が明確に列挙されているが、それら以外は全て専属的立法権の「その他の事項」に属する。②憲法では特定事項について法律を制定しなければならないと規定していないが、関連法律中で当該事項につき法律で規定しなければならない旨を定める場合、当該事項は専属的立法権の「その他の事項」に属する。

※参考文献) ①38～58頁。②36～63頁。③28～50頁。④71～94頁参照。

【国務院への授権による行政法規制定】

第9条 本法第8条で規定する事項に関する法律が制定されていない場合、全国人民代表

¹⁷ 2004年憲法改正案の第10条3項は「国は、公共利益の必要性のため、法律規定に基づき土地に対する徴収又は徴用を行い、かつ補償をすることができる。」とし、第13条3項は「国は、公共利益の必要性のため、法律規定に基づき公民の私有財産に対する徴収又は徴用を行い、かつ補償をすることができる。」と定める(前掲参考文献①53頁参照)。

大会及びその常務委員会は、実際の必要性に応じてその中の一部事項についてまず行政法規を制定する旨を国務院に対して授権する決定権限を有する。但し、犯罪及び刑罰、公民の政治権利を剥奪又は人身の自由を制限する強制措置及び処罰、司法制度等に関する事項を除く。

本条は全国人大及びその常務委員会の専属立法事項の範囲内の事項につき、国務院に対する行政法規制定の授権に関する規定である。

1 行政法規制定に関する国務院の権限

行政法規制定に関する国務院の権限は、次の3つに大別できる。すなわち、

- 1) 法律の規定を執行するために行政法規を制定する必要のある事項（執行立法、例えば公民出入国管理法実施細則、租税徴収管理法実施細則等）。
- 2) 憲法第89条所定の18項目の国務院の行政管理職権に係る事項（職権立法、例えば預金保険制度を構築、適正化し、預金者の合法的権益を法により保護し、金融リスクを速やかに防止・除去し、金融安定を維持するために国務院が制定した「預金保険条例」等）。
- 3) 授権立法である。立法法では、第8条所定の事項について法律が制定されていない場合、全国人大及びその常務委員会が国務院に授権することを決定し、実際の要求に照らして、そのうちの一部事項について先行して行政法規を制定できるが、犯罪及び刑罰、公民の政治的権利の剥奪及び人身の自由の制限に関する強制措置及び処罰、司法制度等の事項は除外される（本条但書）。

※参考文献）前掲①59～64頁。②64～70頁。③50～55頁。④94～100頁参照。

決定五 第10条を二条とし、第10条と第12条として下記のように改める。

【授権規則】

第10条 授権を決定する場合、授権の目的、事項、範囲、期限及び被授権機関が授権決定の実施において遵守すべき原則等を明確にしなければならない。

2 授権期限は5年を超えてはならない。但し、授権決定に別段の規定がある場合を除く。

3 被授権機関は、授権期限が満了する6ヶ月前までに、授権機関に対して、授権決定の実施状況を報告し、関係法律の制定が必要かどうかの意見を提出する。授権の継続が必要な場合は、関連意見を提出でき、全国人民代表大会及びその常務委員会により決定される。

本条は授権規則に関する規定であり、旧10条1項を修正し第2、3項が新設されている。

1 改正の意義

この点、旧立法法10条では授権立法に関する実際の状況と問題について規範化され、授権決定では授権の目的、範囲を明確にしなければならない旨を定めた。もっとも、

授權立法に関する旧法規定は原則的であり、これまでの一部の授權範囲が著しく曖昧で、期限に関する要件がない等の問題点があったことから、本改正では授權決定において授權の目的・範囲を明確にするだけでなく、授權事項、期限及び被授權機関が授權に関する決定を実施する場合に遵守すべき原則等について明確にすることが要求された。この新规定は、全国人大及びその常務委員会が、授權決定において立法授權に関する基本的要素の統一的な規範化を行う上で有用であり、被授權機関が授權決定の要件に基づき厳格に立法するよう促すのに役立ち、被授權機関の立法活動に対する授權機関の監督強化の点でも有利である。

2 授權決定の内容（本条 1， 2 項）

- 1) 「授權の目的」とは、授權機関がその他の機関に対し立法に関する授權を行う場合の趣旨である。授權の目的は授權立法の前提であり、授權の目的を明確にすることにより、被授權機関が授權の目的を遵守して具体的規則を制定する上で有利となる。
- 2) 「授權事項及び範囲」とは、授權機関が被授權機関に対して立法を行うことを認めた事項及びその範囲である。授權事項及び範囲は授權の目的によって決定される。
- 3) 「授權期限」について旧法は明確に規定していなかったが、改正過程では、立法法で3年又は5年等と授權期限を明確に規定すべしとの意見が多数提出された。つまり、期限満了の場合、授權は即時に終了し、授權の継続が必要な場合は再度決定することができるが、通常の場合、授權立法は試験的に先行して行われるため、実務による検証を経て条件が熟すれば、速やかに法律を制定しなければならない。よって、授權立法には期限に関する要求が必要との指摘である。本改正では、授權期限が授權において確定すべき一内容であることが明確にされ、同時に授權期限は5年を超えてはならないが、授權決定で別途規定する場合を除く旨が追加されている（本条 2 項）。
- 4) 「被授權機関が授權決定の実施において遵守すべき原則」とは、被授權機関が付与された権限を行使する場合に依拠すべき準則をいう¹⁸。

3 被授權機関の報告義務及び授權継続（本条 3 項）

授權期限の満了時、授權立法に対していかなる処理を行うかについて規定する必要があることを考慮し、本改正では次の内容が追加されている（本条 3 項）。

- 1) 被授權機関の報告義務である。つまり、被授權機関は授權期限満了の6か月前までに、授權決定の実施状況について授權機関に報告し、関連法律を制定する必要があるか否かに関する意見書を提出しなければならない。かかる報告義務を規定した目的は、授權の継続又は関連法律を制定するための業務時間を残しておき、授權期限満了により法律適用に関する空白期間が生じるのを避ける点にある。

¹⁸ 通常、授權決定では被授權機関が遵守すべき原則が明確にされている。例えば、1985年「経済体制改革及び対外開放における暫定的な規定又は条例制定を國務院に授權することに関する全国人大決定」では、授權を受けた國務院は「必要に応じて憲法に基づき、関連法律と全国人大及びその常務委員会の関連決定の基本原則に抵触しないことを前提に」暫定的な規定又は条例を制定できる旨定める（前掲参考文献①66～67頁参照）。

2) 授権継続に関する規定である。すなわち、授権継続が必要な場合、被授権機関は関連の意見書を提出することができ、全国人大及びその常務委員会が決定する。授権立法に関する事項について法律制定のための条件が整っておらず、授権立法を継続する必要があると被授権機関が判断した場合は、授権決定の実施状況について授権機関に報告するとともに、授権継続に関する意見書を提出し、授権機関、つまり全国人大及びその常務委員会が授権の継続について決定を行う。

※参考文献) 前掲①64～67頁, 同②71～73頁, 同③55～58頁, 同④100～102頁参照。

【授権の終了】

第11条 授権立法事項については、実務による検証を経て、法律を制定する条件が整った場合、全国人民代表大会及びその常務委員会が遅滞なく法律を制定する。法律が制定された後、これに対応する立法事項の授権は終了する。

本条は授権の終了に関する規定であり、旧法第11条と同内容である。

決定五 第10条を二条とし、第10条と第12条として下記のように改める。

【授権された権限の行使規則】

第12条 被授権機関は授権決定に基づいて、厳格に授権された権限を行使しなければならない。

2 被授権機関は授権された権限をその他の機関に移してはならない。

本条は授権された権限の行使規則に関する規定であり、旧法第10条2項、3項に修正を加えて単独の条項としている。

1 被授権機関は授権決定に基づき厳格に授権された権限を行使（本条1項）

授権立法を厳格に規範化し、授権された権限が合法的・合理的に行使されることを保証するため、被授権機関が授権された権限の行使について規範化する必要がある。そこで、本条では被授権機関は授権決定に基づいて厳格に授権された権限を行使しなければならない旨を明記した（本条1項）。

2 被授権機関は再授権を行ってはならない（本条2項）

全国人大及びその常務委員会が国務院に授権を行う場合、授権の効力は国務院に対してのみ発生し、その他機関に対しては発生しない。被授権機関は授権された権限につき、授権決定に従って真摯に行使することしかできず、授権事項についてさらにその他機関に再授権する権限はない。被授権機関が当該権限を必要としない、又は当該権限を行使する能力がない場合には、授権機関にその旨を提出することができ、授権機関は法律を制定する、又は当該権限の撤回を決定する。本条2項によれば、国務院は授権された権限について国務院所属部門、地方政府等に再授権を行ってはならない。

※参考文献) 前掲①69～70頁, 同②76頁, 同③59～60頁, 同④104頁参照。

決定六 一条を追加し、第13条とする。

【法律規定の暫定的調整・停止】

第13条 全国人民代表大会及びその常務委員会は、改革発展のニーズに基づき行政管理等の分野の特定事項について、一定期間内に一部地方において法律の一部規定の適用を暫定的に調整又は停止する授権を決定することができる。

本条は法律規定の暫定的調整・停止の授権に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

1) 中国における法治建設と改革開放との間には密接な関係があり、立法と改革との関係、法律の安定性と変動性との関係を正しく処理することが、改革開放以降の法治建設に関わる重要課題である。法律の特徴は「定（定めること）」であり、法律の安定性を保持し、法律の権威を維持し、朝令暮改を生じさせないことが、法治に対する要求である。改革は発展の原動力であり安定を実現するための保障であるが、改革の特徴は「変（変わること）」にあり従来のルールを打破する必要がある。改革開放初期では法令が比較的少なく、しばしば改革の実践を先行させ、立法を通じて改革成果を強固なものにしてきた。中国的特色のある法律体系が既に形成され、国家及び社会生活の各方面で依拠する法律がある状況が総体的に実現した新たな出発点において、改革の意思決定を立法の意思決定と緊密に結び合わせ、調整を図りながら足並みを揃え、法治体制の上で改革を推進しなければならない。

2012年から2015年にかけて、改革をさらに深化させ、開放を拡大し、政府の機能を早急に転換させるため、全国人大常務委員会は一連の決定を可決し、改革が確実に法治体制の上で実施され、法治の枠組内で推進されるよう努めている¹⁹。

2) 党の第18期4中全会決定では、「立法及び改革に関する意思決定を相互に関連付け、重大な改革には法的根拠があり、立法が改革及び経済・社会の発展の必要性に主体的に適応する状況を実現する。実践を通じて実効性のあることが証明された場合、速やかに法律に格上げしなければならない。実践のための条件が整っておらず、先に試行の実施が必要である場合は、法定手続に基づき授権を行わなければならない。改革の要求に適応できない法令は、速やかに改正、廃止しなければならない」と提起された。この第18期4中全会決定の要求に基づき、上述の数年来の実践を総括して、立法と改革に関する意思決定の相互関連付けを実現すべく、本条が追加されたもので

¹⁹ 具体的には、①2015年2月「北京市大興区等33のパイロット県(市、区)の行政区域における関連法律規定の実施の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、②2014年12月「中国(広東)、中国(天津)、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区の拡張区域における関連の法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、③2014年6月「一部地域における刑事事件略式裁判手続パイロット事業の実施を最高人民法院、最高人民検察院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、④2013年8月「中国(上海)自由貿易試験区における関連の法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、⑤2012年12月「広東省における一部法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」等である（前掲参考文献①70～71頁参照）。

ある。

2 授権事項・授権期限

- 1) 法律中の一部規定を暫定的に調整・停止することは、行政管理等の分野の特定事項に限定される。行政管理とは、国の行政機関による社会公共事務に対する管理をいい、行政管理事項の範囲は比較的広範であり、経済建設、文化教育、公共整備、社会秩序、公共衛生、環境保全等が含まれる。授権決定の内容は行政管理分野等に限られるとともに、改革の発展に関する特定事項でなければならず不特定事項への包括授権は許されない。
- 2) 法律の一部規定の適用を暫定的に調整・停止することは、改革発展の必要性に基づき先行的に行う試行である。よって、暫定的であることを強調し、授権期限に関する規定（いわゆる「サンセット条項」）を定めなければならない。かつ試行実施期間も長すぎてはならず、本改正決定の授権は「暫定的」要件を遵守しなければならない²⁰。

3 報告制度

法律の一部規定の適用を暫定的に調整又は停止することは、通常は試行的な改革措置であり、その目的は全面的改革に向けて実践経験を蓄積することである。よって、試行期間の満了時には速やかに試行業務に対する総括・評価を行い、かつ相応の処理を行わなければならない。この点につき本条は明確に規定していないが、全国人大常務委員会の授権決定中では、被授権機関は速やかに試行業務に関する経験を総括し、かつ関連法律規定実施の暫定的調整に関する状況について、全国人大常務委員会に報告することが明確に定められている。実践を通じて実施可能であることが証明された場合、関連法律について改正、整備を行い、調整すべきではないことが証明された場合には、関連法律規定の施行を試行前に戻す。

※参考文献) 前掲①70～73頁, 同②77～80頁, 同③60～62頁, 同④104～107頁参照。

第3 『第二章 法律 第二節 全国人民代表大会の立法手続』

【関係機関による法律案提出】

第14条 全国人民代表大会主席団は全国人民代表大会に対して法律案を提出することができ、全国人民代表大会会議が審議する。

2 全国人民代表大会常務委員会, 國務院, 中央軍事委員会, 最高人民法院, 最高人民檢察院, 全国人民代表大会の各専門委員会は、全国人民代表大会に法律案を提出することができ、主席団が会議への上程を決定する。

【代表団又は代表員連名による法律案提出】

第15条 1つの代表団又は30名以上の代表員の連名によって、全国人民代表大会に法

²⁰ 前掲注19) 記載の全国人大常務委員会が可決した5つの授権決定を見ると、いずれも授権期限について規定しており、基本的に2～3年とされている。

律案を提出することができる。主席団は、会議に上程するかどうかを決定し、又は先に関連専門委員会の審議にかけて会議に上程するかどうかについての意見を提出させた上で会議に上程するかどうかを決定する。

2 専門委員会は審議の際、提案者を招請して会議に列席させ、意見発表を求めることができる。

本章第二節は全国人大における立法手続を規定する²¹。立法法及び関連法の規定によれば、全国人大及びその常務委員会による法律制定には、①法案の提出→②法案の審議→③法案の表決→④法律の公布の4つの段階が含まれるところ、法律制定手続の第1段階に位置づけられる法律案提出と当該法律案をめぐる手続は第14条～第17条が規定する。このうち、第14条が関係機関による全国人大に対する法律案提出に関する規定、第15条が代表団・代表員連名による法律案提出に関する規定である。

決定七 第14条を第16条に改め、一項を追加する。

【常務委員会による法律案先行審議・全国人大代表の意見徴求】

第16条 全国人民代表大会に提出する法律案は、全国人民代表大会閉会期間においては先に常務委員会に提出することができる。常務委員会会議は本法第2章第3節で規定する関連手続に基づく審議の後、全国人民代表大会に対して審議を求めることを決定し、常務委員会が全国人民代表大会全体会議に対して説明を行うか又は提案者が大会全体会議に対して説明を行う。

2 全国人民代表大会常務委員会は前項規定に基づき法律案を審議し、様々な形式によって、全国人民代表大会代表の意見を徴求し、かつ関連状況を報告しなければならない。専門委員会及び常務委員会工作機構が立法調査研究を行うに際しては、関連する全国人民代表大会代表を参加させることができる。

本条は、全国人大閉会期間中における、全国人大に提出する法律案に対する常務委員会の先行審議に関する規定であり、本改正では第2項が追加されている。

全国人大に提出する法律案は、全国人大閉会期間中は、まず常務委員会に提出し、常務委員会審議を経た後に全国人大審議に提出することを決定できる。提出された法律案は、まず常務委員会において立法法第2章第3節の手続（すなわち常務委員会が本来担当する非基本法律に関する審議手続）に従って審議され、全国人大の審議に提出されることが決定された場合には全国人大により更に立法法第2章第2節の手続に従って審議される。

1 全国人大に提出する法案につき先に常務委員会に提出して審議を行うことが可能

1) 全国人大は毎年1度会議を開催し、全国人大常務委員会が招集する（憲法61条）。会議は毎年第1四半期、一般に毎年3月上旬に開催される。憲法・法律は会期について規定していないが、従前の全国人大開会期状況から見ると、一般に半月で、最短で5

²¹ 1978年以降2015年3月の立法法改正までの間に、全国人大が、可決、改正を行った法律案（憲法及び憲法改正案を含む）は計58であった。このうち有効なものは38であり、2015年3月当時の有効な法律計243の15%を占める（前掲参考文献①36頁参照）。

日、最長では26日である。大会は毎年1度しか開催されずかつ会期も比較的短いため、国家権力機関の役割を十分に発揮させて国家権力行使の連続性を保障するために、全国人大は常務委員会を設置している。常務委員会は全国人大の常設機関であり、大会の閉会期間に国家権力を行使する。常務委員会は一般には毎年6度、偶数月に会議を開催する。代表大会で審議される法案を優れた内容にするために、本条1項は、大会提出法案は、大会の閉会期間に、先に常務委員会に提出し、常務委員会が先行審議できる旨を定める。憲法の関連規定に基づき、全国人大は刑事、民事、国家機関及びその他内容に関する基本法律の制定及び改正を行うため、これらに関する法案は、大会に提出しなければならないが、大会会期に制限があることから、1年のほとんどの時間は大会に法案を提出することができない。そこで、大会提出法案について十分な審議が行われるようにするため、大会の閉会期間中に先に常務委員会に提出することが認められる。

- 2) 先に常務委員会に法案を提出できる主体は、全国人大に法案を提出する権限を有するとともに、常務委員会に法案を提出する権限を有する主体でなければならない²²。
- 3) 実務から見ると、大会に上程される法案は、通常は毎年8月又は10月に常務委員会に上程され、常務委員会会議による審議の後に、各地及び各関係部門に配布して意見を募集する。法律委員会は常務委員会委員の審議意見書、関連専門委員会の審議意見書及び各方面から提出された意見書に基づき、統一的に審議を行い、改正意見書を提出する。具体的手続は本法第2章第3節で規定されている関連手続である。一般に常務委員会が2度以上の会議を開催して審議を行った後、常務委員会が大会への上程を決定する。

2 法案に関する代表からの意見募集（本条2項・新設規定）

- 1) 常務委員会が本条1項に基づき法案審議を行う場合、各種形式を通じて全国人大代表から意見を募集しなければならず、その中には書面での募集、座談会開催による募集等の形式が含まれる。実務では、代表からの意見募集は主に法案の書類資料を郵送し、代表のメールボックスを通じて電子データを送信し、省級人民代表大会常務委員会が代表を集めて法案勉強会を開催する等の形式が採用されている。代表は代表のメールボックスを通じて法案意見に返答でき、また書面で全国人大常務委員会法制工作機構に対して意見をフィードバックでき、省級人民代表大会が開催した代表による勉強会で意見を発表することもできる。現在、常務委員会が審議後に全国人大への上程を決定した法案につき、常務委員会による上程決定後と大会での審議前においても、代表を集めた法案勉強会〔代表研読〕が開催され、全国人大代表からの意見の募集が行われるが、これは既に一種の新常態（ニューノーマル）となっている²³。

²² 例えば、大会主席団は大会の開催期間のみ存在し、大会の閉会期間には存在しないことから、常務委員会に法案を提出する問題は当然存在しない。代表団も大会の開催期間のみ活動を実施し、大会の閉会期間は代表団形式では活動を行わない。よって、代表団も常務委員会に法案を提出することはできない。

²³ 常務委員会では一般に12月開催時に法案の大会上程を決定するため、代表による勉強会は翌年1月

2) 全国人大代表は最高国家権力機構の構成員である。代表の主体としての地位を十分に尊重し、立法における代表の役割を發揮させなければならない。立法における調査研究は立法過程で意見聴取する重要な形式であり、専門委員会及び常務委員会工作機構は立法における調査研究を行う場合、関連の全国人大代表を招いて参加させることができる。これにより専門委員会及び常務委員会工作機構は代表の意見、特に関連分野、基層の代表の意見を直接的かつ十分に聴取できるだけでなく、代表が調査研究を通じて関連分野、特に基層における人民一般の意見を直接的かつ広範に聴取し、反映することができ、代表の職務をさらに円滑に履行できるようになる。数年来、全国人大常務委員会は立法における調査研究の中で、代表の意見を非常に重視しており、代表が立法における調査研究に参加することも、既に立法業務における新常態である。

※参考文献) 前掲①81～84頁、同②88～91頁、同③68～70頁、同④113～115頁参照。

【法律草案の事前配布】

第17条 常務委員会が全国人民代表大会會議に審議を求めることを決定した法律案は、會議開催の1か月前に法律草案を代表員に配布しなければならない。

【代表団による法律案審議】

第18条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、大会全体會議が提案者の説明を聴取した後、各代表団が審議を行う。

2 各代表団が法律案を審議するとき、提案者は関係者を派遣して意見を聴取し、質問に回答しなければならない。

3 各代表団が法律案を審議するとき、関連機関及び組織は代表団の請求に基づき関係者を派遣して状況を説明しなければならない。

【専門委員会による法律案審議】

第19条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、関連する専門委員会が審議を行った上で主席団に審議意見を提出し、かつ會議に対して書面を配布する。

【法律委員会による法律案の統一審議】

第20条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、法律委員会が各代表団及び関連専門委員会の審議意見に基づき法律案に対して統一審議を行い、主席団に審議結果報告及び法律草案の修正稿を提出し、重要な意見の不一致については審議結果報告中で説明を加えなければならない。主席団會議の審議を通過した後、會議に対して書面を配布する。

【主席団常務主席による重大問題に関する代表団団長會議】

に開催される。代表による勉強会の後、省級人民代表大会常務委員会は当該省の全国人大代表の勉強会に関する状況について書面で全国人大常務委員会に報告し、全国人大常務委員会法制工作機構は代表による勉強会の意見を収集、整理し、かつ関連状況についてフィードバックを行う（前掲参考文献①84頁参照）。

第21条 全国人民代表大会会議に上程された法律案について必要があるとき、主席団常務主席は各代表団団長会議を招集し、法律案に関する重大問題について各代表団の審議意見を聴取し、討論を行った上で討論状況及び意見を主席団に報告することができる。

2 主席団常務主席は、法律案に関する重大な専門的問題について、代表団が選出した関連の代表を招集して討論を行った上で、討論状況及び意見を主席団に報告することができる。

第17条は会議開催の1か月前の法律草案の事前配布に関する規定である。また法律制定手続の第2段階たる全国人大における法律案審議としては、①各代表団審議(第18条)、②関連専門委員会審議(第19条)、③法律委員会による統一審議(第20条)、④代表団団長会議(第21条)、⑤大会全体会議での審議(第18条)が規定されている。

【法律案の撤回】

第22条 全国人民代表大会会議に上程された法律案が表決に付される前に、提案者が撤回を請求する場合には、理由を説明し、主席団の同意を得た上で大会に報告しなければならない。当該法律案に対する審議は直ちに終了する。

【常務委員会に対する授權による重大問題の追加検討と審議】

第23条 法律案審議中に重大な問題があり更なる検討が必要な場合、主席団の提出を経て、大会全体会議の決定によって、常務委員会に対して代表員の意見に基づいて更に審議して決定を行い、決定状況を全国人民代表大会の次回会議で報告することを授權することができる。また常務委員会に対して代表の意見に基づいて更に審議し、修正案を提出し、全国人民代表大会の次回会議で審議決定を求めることを授權することもできる。

第22条は全国人大会議に上程された法律案が提案者から撤回された場合の手続、第23条は全国人大における法案審議は、一般に会議で一度審議した後、直ちに表決が行われるが、法案審議の中で重大問題があり更に追加検討が必要な場合の処理について定める。

【法律案の表決】

第24条 法律草案の修正稿は各代表団による審議を経た後、法律委員会が各代表団の審議意見に基づいて修正を行った上で、法律草案の表決稿を提出し、主席団が大会全体会議に提出して表決を決め、代表員全員の過半数により採択される。

【通過した法律の公布】

第25条 全国人民代表大会を通過した法律は、国家主席が署名し主席令として公布する。

法律制定手続の第3段階のうち第24条は法律案の表決手続、第25条は通過した法律の公布に関する規定である。以上の第17条～第25条は旧法規定と同内容である。

(つづく)

【国際研修・共同研究】

中国民法典編纂に係る現地セミナーの開催

JICA国際協力専門員／弁護士

枝川 充志

1 はじめに

本稿は、2017年11月9日から10日にかけて行われた中国での「民法典編纂現地セミナー」（以下、「本セミナー」という。）の概要に係る報告である。

現在JICAは、中国への法整備支援として「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施している¹。本プロジェクトでは当該年度に決定した2～3個の対象法令について、本邦研修・現地セミナーを組み合わせ日本からの知見の提供・意見交換の場を設け、中国での法令の起草に協力している²。

中国では現在、2016年6月に正式表明された2020年までの民法典編纂への取組みとして、民法通則、契約法、物権法、権利侵害法、婚姻家庭法、相続法の編纂作業が進められている。

このうち民法典編纂の第一段階として、2017年3月に開催された全国人民代表大会において「民法総則」が成立し同年10月から施行されている。「民法総則」は本プロジェクトが2016年度に対象法令として選定したものであり、上記枠組みで必要な知見の提供を行った³。

2017年度においても引き続き民法典編纂作業への協力を行っており、同年11月には、2017年度合同調整委員会で合意された民法典各論編纂の論点を対象に本セミナーが開催された。

2 概要

(1) 目的

本セミナーの主たる目的は、中国側が起草研究作業を進めている民法典分則のうち契約法・婚姻家庭法分野について、中国側が日本法を研究した上で質問を洗い出し、

¹ 協力期間は2014年6月25日～2020年6月24日。2017年6月で終了予定であったが、民法典、専利法（特許法）という重要法令の作業が継続していることから、2020年6月までの延長が決定した。

² JICAの取組みについては、山本聡子「中国法整備支援について」（ICD NEWS 2017年9月号、42頁）参照。

³ 民法総則の概要については、中国駐在の白出博之JICA長期派遣専門家による「中国民法総則の制定について（上）」（国際商事法務V o 1.4 5, N o. 5, 6 2 9 頁）、「中国民法総則の制定について（中）」（国際商事法務V o 1.4 5, N o. 6, 8 0 7 頁）、「中国民法総則の制定について（下）」（国際商事法務V o 1.4 5, N o. 7, 9 5 2 頁）を参照。

日本側が日本の法制度，その趣旨・背景及び運用状況等をもとに回答しかつ意見交換を行い，もって，中国側がこれを民法典編纂作業に生かすというものである。

(2) 参加者

日中双方の参加者はそれぞれ以下のとおりである。

- ア 中国側：全人大常務委員会法制工作委员会民法室，同経済法室，最高人民法院，国務院，中国社会科学院，中国法学会，中国人民大学，中国政法大学，清華大学
- イ 日本側：松本恒雄⁴，村上幸隆⁵（以上「契約法」関係），棚村政行⁶，福市航介⁷（以上「婚姻家庭法」関係）（敬称略），白出博之 JICA 長期派遣専門家，在中国日本大使館，JICA 中国事務所，プロジェクトスタッフ

(3) セミナーの概要

ア 準備

中国側は白出専門家と協議しながら事前に優先的な論点について質問を精査し日本側に提出（質問概要は別紙のとおりである。），これに日本側が回答する形を取った。本セミナー当日までにこれらはすべて中国語・日本語の資料として翻訳され“質疑応答集”というような形で冊子にまとめられた。

その上で本セミナー当日は，日本側からポイントを絞って説明し，中国側からの質問を受ける形で議事が進行した。

イ 婚姻家庭法について

- (ア) 婚姻家庭法は民法典中の重要な分野の一つと言え，実際に多くの紛争が発生し，かつ「民生の保障」という観点からもその重要性は論を俟たない。

このように位置づけられる婚姻家庭法について，中国側の質問項目は第一に「婚姻の要件・効果」であった（別紙参照）。このうち関心が高かったのは，日本民法 761 条の日常家事債務の実務の認定状況，同 762 条の夫婦間の財産の帰属（共有財産と特有財産の確定方法）についてであった。

中国では中国婚姻法 41 条が「夫婦の共同生活のために負った債務は，離婚の際に共同して弁済しなければならない」としている。そこで，どのような場合が「共同生活のために負った債務」に当たるのか，その範囲の確定の仕方が問題となっていた。このような背景から，日本民法 761 条の「日常の家事・・・によって生じた債務」についての実務上の取り扱いが取り上げられた。

日本側からは民法 761 条の趣旨，日常家事の範囲についての裁判での認定の実態や具体的に問題となるケースが紹介された。日本で妻が夫に相談しないでリフォームを頼み，その代金が数百万に及ぶ事例が日常家事債務に当たるとされた裁判例について質問があったり，事業経営維持の場合に一方名義で借りた場合に

⁴ 独立行政法人国民生活センター理事長，一橋大学名誉教授

⁵ 弁護士（大阪弁護士会），関西大学大学院法務研究科教授

⁶ 早稲田大学法学学術院教授

⁷ 弁護士（第一東京弁護士会），日本弁護士連合会家事法制委員会事務局次長

日常家事になるのかといった質問がなされた。

(イ) 第二に「離婚の要件等」がテーマとなった(別紙参照)。このうち中国の社会的背景を踏まえた質問である「電撃結婚」や「衝動的離婚」についての日本での状況を尋ねる質問については、日本ではこのような電撃結婚や衝動的離婚について統計はなく、またそのような現象が目立っているという状況もないとの指摘がなされた。

(ウ) 最後に中国側からの総括として、現行法でもっとも争われているのは離婚時の財産分与や損害賠償の点であり、特に虚偽離婚や詐害的な財産分与等によって債権者その他の第三者の利益が害されるという病理現象が存在することも解決課題であるとの指摘があった。

そこで、夫婦の共謀等により債権者その他第三者の利益が害されるのを回避するために夫婦共同債務の規定が設けられたものの、その実効性を見直す必要があり、さらに配偶者の利益とのバランスの取れた制度設計が求められている、との説明があった。

ウ 契約法について

(ア) 契約法については、第一に日本民法における債権総則・契約総則の体系的位置づけ、第二に予約(契約)の規律、第三に第三者のための契約、第四に賃借人の利益保護、賃借人の優先購入権について議論された(別紙参照)。

(イ) このうち、第一の債権総則・契約総則については、日本での債権法改正における議論の経緯や、日本民法の総則・債権総則・契約総則について実務上のプラクティスについての説明があり、その上で、中国民法典で債権総則を設けることの必要性について議論がなされた。前記第二、第三についても日本の法制度の状況が適宜説明された。

(ウ) 第四の賃借人の利益保護、優先購入権については議論が白熱した。

① 中国契約法第229条は「賃貸借期間において賃貸物の所有権の変動が発生した場合、賃貸借契約の効力に影響を与えないものとする」として、日本と異なり、「売買が賃貸借を破らない」ルールが設定されている。

また同230条は「賃貸人は賃貸建物を売却する場合、売却前の合理的期間内に賃借人に通知しなければならない、賃借人は同等の条件による優先購入権を有するものとする」とし、賃借人に優先購入権を認めている。

以上の規定について中国側から、賃借人の保護を図るため上記「売買が賃貸借を破らない」ルールや優先購入権が不可欠なところ、「同等の条件」の内容が明確でないため紛争が生じているとの点が指摘された。

特に賃借人の優先購入権については、中国での不動産が貸し手市場ゆえ賃借人の保護が必要とされている。そのため、賃借人への優先購入権の事前付与なしでは、第三者が出てきた場合、賃料増額を図ることで賃借人の追い出しにかかったり、更新しないことで賃借人の利益を害する恐れがあるとの指摘がなさ

れた。

- ② これに対し、日本側から日本では借地借家法等で賃借人の地位が厚く保護されている点が紹介された。

加えて上記中国側の説明に対して、優先購入権まで認めなくてもよく、賃借人が追い出される状況が改善されればよいのではないかと、国有の住宅である場合には意味があるかもしれないが、民間人同士の場合には逆に所有者の権利を制限するのではないかと指摘が日本側からなされた。

そして、合意更新を認めている点は日中に違いはなく、日中の違いは日本で法定更新を認めている点である、賃借人に経済的負担を課すことになる優先購入権よりは、「売買が賃貸借を破らない」ルールがある以上、単に更新の権利を認めて賃借人の保護を図る方が妥当ではないか等の指摘がなされた。

3 まとめ

- (1) このように日本の知見を提供し意見交換する形で2017年度の現地セミナーは終了した。民法典編纂事業の完成目標が2020年3月の全国人民代表大会とされていることもあり、引き続きこのような現地セミナー及び本邦研修が実施される予定である。

なお通常、中国への法整備支援は当年度対象になった法律について、まず中国側の疑問に即して訪日研修を行い日本法についての理解を深める、その上で、次に現地セミナーを行い、残った論点等の宿題を片付け知見を深めるという建て付けで進められている。

しかし2017年度は諸事情により、従来と異なり、先に現地セミナーを行い本邦研修は年度内に実施されていない。

このような中で行われた本セミナーは、中国側からの各質問については現地駐在の白出専門家をはじめ、協力いただいた講師の先生方の周到な準備により十分な回答がなされた。しかし時間的制約のため、議論が白熱しかかり面白くなってきたと思われる段階で時間切れとなるという状況があった。諸事情があるとはいえ、効果的な支援のためにも「本邦研修⇒現地セミナー」という型を維持し、十分な議論の時間が取ればと思う。

- (2) 総じて中国法整備支援は、中国側の力量もあり、日本の法状況を研究した上で議論が展開されるため双方向的な議論となりうる。これは、法整備支援（「支援」というより「協力」）の理想型と言えるかもしれない⁸。

しかしこれは、中国のような相当の力量をもつ相手国の存在があってはじめて可能なように思える。また、日本の知見の共有という法整備支援のアプローチの一つも、受け手側の力量によって共有の度合いが左右されるように思える（相手国によって協

⁸ 自らの「オーナーシップ」で課題の問題分析をし、日本との「パートナーシップ」によりこれを解決する姿勢は、その政治経済力ゆえにという側面も多分にあるとはいえ、伝統的開発援助論からすれば理想的な協力形態とも言えよう。

力に費やす時間や方法論についてバラツキが出てくる所以である。)

中国側の日本法に対する研究度合い、中国側自身の自国の法司法状況に対する問題意識・分析内容からして、中国に対する法整備支援は日本からのインプットが活かされているとの手応えを感じさせるものとなっている⁹。本セミナーにおける中国側の準備状況や議論の内容はほんの一端に過ぎないが、改めてそのようなことを感じさせるものであった。

(3) グローバルな取引が活発化する中、少なくともアジア・ヨーロッパではこれに対応すべく民法典の整備・改正が進んでいる¹⁰。

中国において私法の基本法であり私人間の取引を規律する民法が「民法典」という形で統一化・体系化することの内外に与えるインパクトは大きい。さらにまた、歴史的大事業であるがゆえにこれに関わる意義もまた大きい。引き続き積極的な協力が望まれる。

(本文中の意見に係る部分については私見であり、筆者の属する団体の見解ではないことを申し添えます。)

⁹ 実際に過去の協力が活用されている点については、白出博之「中国民事訴訟法の改正条文について(3・完)」(ICD NEWS 2013年8月号, 38頁以下), 同「中国行政訴訟法の改正条文等について(6・完)」(ICD NEWS 2017年12月号, 83頁以下)で詳述されている。

¹⁰ JICAが継続的に協力しているベトナムでは2015年改正民法が2017年1月1日から施行され、同じく協力しているネパールでは2017年9月25日に民法典が議会で成立、またラオスにおいても2018年中の成立に向けて民法典の編纂が進んでいる。その他の動向については加藤雅信「世界と日本における民法典の編纂と改正—中国の『法律外交』の紹介を兼ねて」(判例時報2283号3頁)を参照。

2017年11月民法典編纂各論現地セミナー質問検討事項

第1部 民法典婚姻家庭編について

第1 婚姻の要件・効果等について

1 日本では、婚姻（又は離婚）の届出に関連して、実務上どのような課題が存在していますか。

また、日本民法第747条に規定されている詐欺又は強迫による婚姻の取消しについては、実務上どのように認定されていますか。

さらに、双方当事者が通謀して虚偽の婚姻（又は虚偽の離婚）をしていた場合は、法律上どのように処理すべきでしょうか。

【背景事情】中国では、婚姻登記主義を採用しています。すなわち、婚姻しようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関に出頭し、婚姻登記を行って初めて婚姻関係が成立します。また離婚には合意方式と訴訟方式とがあり、合意離婚の場合、双方は婚姻登記機関に出頭して離婚を申請する必要があります。婚姻（又は離婚）の届出に関連して、日本の実務ではどのような問題が目立っていますか。日本民法第747条所定の詐欺・強迫による婚姻取消に関連し、例えば中国では、男女の一方が自らを「富二代」（金持ちの二代目）と詐称し相手側を騙して婚姻した場合、また一方が重い病気に罹患している事実を秘匿して婚姻した場合等がありますが、これらは詐欺による婚姻に該当するのでしょうか。更に、双方が不動産取得等の特定目的のため通謀して虚偽婚姻・虚偽離婚をした場合、法律上どのように処理すべきかとの問題も生じています。

2 日本民法第761条では日常家事債務の連帯責任について規定していますが、実務において「日常の家事に関して、生じた債務」の範囲はどのように認定されますか。

また、日本民法第762条に関連して、夫婦の共有に属する財産と各人の特有財産とはどのように確定されるのでしょうか。

【背景事情】日本民法第761条は「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。但し、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。」と規定していますが、実務上「日常の家事」の具体的範囲はどのように認定されていますか。立法技術として列举型の規定とする考えもありますが、この点はどうでしょうか。また、夫婦の一方が日常家事に関して第三者と法律行為をした場合、他方は、債務の連帯責任を負う他に、連帯債権を有しますか。更に、夫婦の共有に属する財産と各人の特有財産との確定についても重要な課題となっています。

3 婚姻の届出をせずに夫婦として共同生活している場合において、その法的性質をどのように認定し、両当事者間における財産や子の扶養に関する問題を処理すべきでしょうか。

また、日本では、若者が婚姻届を提出せずに同居生活をし、或いは財産紛争を回避する

ために婚姻届を提出せずに高齢者が同居生活をするという状況は存在しますか。このような状況に対して法律上はどのように評価認定し、処理がなされているのでしょうか。

【背景事情】男女が婚姻届を提出せずに夫婦として共同生活している状況につき、日本ではその法的性質をどのように評価認定し、立法上どのように処理していますか。かかる状況では、通常の婚姻と同様に財産や子の扶養に関する法律上の処理の問題も存在します。現在、中国では、数多くの若者や高齢者がそれぞれの原因で婚姻届を提出せずに共同生活している状況が存在しているため、法律上どのように対応すべきかが課題とされています。

第2 離婚の要件等について

1 離婚訴訟において、裁判所が離婚判決をする際の判断基準はどのようなものでしょうか。日本民法第770条所定の状況以外には、夫婦の一方が離婚訴訟を提起してもその請求は認められないのでしょうか。

裁判所が離婚事件の判決をする際、離婚が夫婦の一方に深刻な損害を与える、又は未成年の子に明らかに不利益を与える場合には、離婚請求を認容しないことも可能でしょうか。

【背景事情】中国では、訴訟方式による離婚において、感情が確かに破綻し、調解をしても効果がない場合は、離婚を認めなければならないとされています（中国婚姻法32条2項参照）。

2 日本の実務では、[閃婚]（出会って間もない段階での電撃結婚）と[閃離]（結婚後すぐに離婚すること）、ないし衝動的な離婚等の現象は目立っているのでしょうか。このような問題への対処として、中国では離婚届手続において「審査期間」（又は「冷静期間」）制度を導入する議論もありますが、この点について日本法の観点からご教示下さい。

【背景事情】中国における社会の不断の発展に伴って人々の婚姻観念も変化していますが、日本では婚姻・離婚において軽率な態度を取る状況が存在するのでしょうか。中国での立法論では、婚姻当事者が衝動的に離婚合意をする状況に対して法律上「審査期間」（又は「冷静期間」）を設け、この期間内において婚姻登記機関が当事者に考え直す機会を与えて、離婚登記をしないという制度設計の合理性・必要性についてご教示頂ければ幸いです。

第3 婚姻家庭法分野の立法へのご意見等

現行の中国婚姻法（及び中国民法典婚姻家庭編の制定）について、改善のためのご意見やご提言があればご教示頂ければ幸いです。

第2部 民法典契約編について

第1 債権総則・契約総則の体系的位置づけ

法律行為の内容につき、日本民法では民法総則、債権総則及び契約総則の三者間の関係をどのように処理していますか。この問題について、これまで日本の法律界では論争等が存在しましたか。さらに近将来、何か新しい議論や考え方等がありますでしょうか。

【背景事情】中華人民共和国民法総則（民法典総則）は2017年3月の全人代審議で可決されました。民法総則では、法律行為の基本的内容について規定を置いているところ、さらに中国民法典では債権総則編を規定せずに、債権の一般的規則を契約編において充実させる可能性も高いのです。この点についてある意見は、民法総則が既に法律行為について規定している内容は、契約編において重複して規定しなくともよいと主張し、別な意見は、契約制度の適用に関する明確性を強化すると同時に契約編自体の体系を完全なものとするため、契約の観点から法律行為に関する一定の内容を重複規定すべしとの主張もなされているところです。

第2 予約（契約）の規律

当事者が応募申込書、注文書及び予約購入書等への署名によって予約（契約）を締結し、将来の一定期限内に本契約を締結することを約定した場合に、一方に契約の締結義務の不履行があったとき、その者はいかなる民事責任を負担するのか。それは契約締結上の過失責任か、又は違約責任か。継続履行すべき責任を負担するのか。賠償の範囲には、契約締結後の履行利益を含むのか。この問題に対して、日本民法ではどのように規定し、実務上では具体的にどう運用されているのか。以上についてご教示下さい。

【背景事情】中国民法典契約編において予約（契約）に関する規定を置くことが検討されていますが、一方に契約締結義務の不履行があった場合に負担すべき責任及び賠償の範囲について、いくつかの論争が存在しているところです。

第3 第三者のためにする契約

第三者のためにする契約は、契約の相対性原則を打ち破るものですが、日本民法では、この契約についてどのように規定しており、実務上どのような問題が存在し、理論上いかなる論争が存在するのでしょうか。

【背景事情】中国契約法第64条では、契約の相対性原則が堅持されており、「当事者が、債務者が第三者に対して債務を履行する旨を定めた場合に、債務者が第三者に対して債務を履行しない、又は履行した債務が契約の定めと合致しないときには、債務者は、債権者に対して違約責任を負担しなければならない。」と規定しています。民法典契約編においては、契約の相対性原則を打ち破るべく、第三者のためにする契約の規定を置くことが検討されているところ、この制度に具体的にどのような内容を規定すべきかにつき、さらに研究を進めているところです。

第4 賃借人の利益保護

日本の法律では、賃借人の利益保護をどのように図っていますか。また賃貸人が賃貸物件を売却する場合において、賃借人に優先購入権が認められるのか。賃借人の優先購入権にはいかなる制限があるのかについてご教示下さい。さらに、「売買が賃貸借を破らない」ルールについては、実務上どのような問題が発生していますか。賃貸人、賃借人及び物件の購入者の三者間の利益のバランスは、どのように調整されているのでしょうか。

【背景事情】中国民法典契約編の起草過程では、賃借人の賃借の利益と優先購入権とをどの程度まで保護すべきかについて論争が存在しているところです。

※補足情報

1) 中国契約法第13章「賃貸借」(212条～236条)では、目的物について動産、不動産を区別していません。確かに実務上重要なのは不動産のうち、住居家屋賃貸借における賃借人保護問題ですが、本文ではそれに限らず、住居家屋以外の不動産(例えば車庫等)、動産の賃貸借に関する理論的な問題もご紹介いただければ幸いです。

2) 中国契約法では

①第229条「賃貸借期間において賃貸物の所有権の変動が発生した場合、賃貸借契約の効力に影響を与えないものとする。」

②同第230条「賃貸人は賃貸建物を売却する場合、売却前の合理的期間内に賃借人に通知しなければならないが、賃借人は同等の条件による優先購入権を有するものとする。」との規定を置いており、①が「売買が賃貸借を破らない」ルールに関する規定、②が賃借人の優先購入権に関する規定です。

しかし、いずれも原則的で簡単な内容にとどまっており、実務上の問題を解決するには不十分な状況です(特に、契約法230条には、賃借人の優先購入権の行使期限、「同等の条件」の意義等の事項が明記されていないことから実務上多くの紛争が発生)。

この点、優先購入権に関して、最高人民法院「城鎮家屋賃貸借契約紛争事件の具体的法律応用に関する若干問題に関する解釈」では契約法230条に関する解釈規定が数条置かれていますが、学説の中には、当該司法解釈を新しい民法典規定に吸収するだけでなく、さらに賃借人保護を徹底すべしとの意見と、悪意(害意)ある賃借人による優先購入権の濫用的な事例の存在等を理由として優先購入権行使を制限すべしとの意見も主張されているところです。

賃借人の優先購入権については、上述の最高人民法院司法解釈の他にドイツ民法577条、中国台湾地区民法426条の2、同460条の1、中国台湾地区土地法104条に関連規定あり。

日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナー

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所では、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、2017年11月20日(月)、東京都昭島市の国際法務総合センター国際棟の国際会議場において、日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナーを開催した。

法務省法務総合研究所では、アジアの国々に対する法制度整備支援を行うほか、諸外国との司法協力活動を行っており、その一つが日韓パートナーシップ共同研究である。同共同研究は、我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員並びに韓国の法院の職員により構成される日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、法務省法務総合研究所及び公益財団法人国際民商事法センターが、大韓民国(以下「韓国」という。)の大法院法院公務員教育院と協力して、実施しているものである¹。

長年実施してきた同共同研究について、その意義及び成果を改めて示すことにより、我が国の司法協力活動を更に発展させることができる。また、法務省法務総合研究所が実施しているアジアの国々に対する法制度整備支援活動において、不動産登記制度が重要な分野となってきており、不動産登記制度の整備に対する支援を効果的に実施するに当たって、諸外国の登記制度の比較研究が必要となっている。

そこで、今回で第18回目となる日韓パートナーシップ共同研究の日本セッションの一環として、韓国から法院公務員教育院長を招き、日韓の司法協力及び不動産登記の経験及び今後について、報告、議論等する公開セミナーを開催することとした。

第2 セミナーの概要²(別紙プログラム参照)

セミナーにおいては、法務省法務総合研究所の森永太郎国際協力部長により、日韓パートナーシップ共同研究の概要について説明がされた後、法院公務員教育院の具演謨(グ・ヨンモ)院長³により、韓日登記官等相互研修⁴の意義及び韓国における不動産登記制度の最

¹ 韓国の法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、法院公務員教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

² セミナーの講演録は、公益財団法人国際民商事法センターの発刊する「ICCLC NEWS」及び同センターのウェブサイト上に掲載されるので、参照されたい。

³ グ・ヨンモ院長は、ソウル大学法科大学卒業し、ソウル大学大学院で不動産登記の分野で法学博士号を取得した上、ソウル中央地方法院登記課長、法院行政処司法登記局の事務官、課長、審議官、法院公務員教育院教授(不動産登記実務担当)、法院行政処人事運営審議官、法院図書館事務局長を歴任している。

⁴ 韓国では、日韓パートナーシップ共同研究を韓日登記官等相互研修と呼ぶ。

近の動向について、早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授⁵により、我が国における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方について、それぞれ講演がされ、最後に講演者同士の意見交換及び会場との質疑応答がされた。

グ・ヨンモ院長からは、韓日登記官等相互研修の意義について、研修生が実際に高位の法院職員に昇進していることを含め、自らが研修生であったときの経験も踏まえ説明がされた。また、韓国における不動産登記制度の最近の動向について、登記簿の電算化、登記所の広域化、オンラインによる登記業務処理、最先端の登記システム等の状況に加え、不動産登記のいわゆる形式的審査主義の問題等、登記の健全かつ円滑な発展のための院長の意欲的な問題意識等を内容とした、講演がされた。



【グ・ヨンモ院長による講演】

山野目章夫教授からは、我が国における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方について、電子申請における登記の真正性の確保、筆界を含めた正確な物件の所在の把握等、また、住所を秘匿する必要がある場合の登記事項の問題、災害が発生した際の登記による対応の問題、情報通信技術を活用した登記制度の将来等を内容として、グ・ヨンモ院長の日本の登記制度に対する質問にも回答しながら、講演がされた。

⁵ 山野目章夫教授は、東北大学法学部卒業し、東北大学法学部助手、亜細亜大学法学部専任講師、中央大学法学部助教授、エクス・マルセイユ第三大学客員教授等を歴任している。現在、国土審議会委員でもある。



【山野目章夫教授による講演】

そして、講演者のグ・ヨンモ院長及び山野目章夫教授が、互いに、我が国における相続登記がされず所有者の所在の把握が困難な土地，それに関連する登記簿に個人情報を検索できる番号を記載すること，電子申請及び書面申請の相互の順位，登記と台帳の一元化等の問題について，意見交換がされ，最後に，会場との質疑応答があった。

本セミナーは，東京都昭島市に新しく完成した国際法務総合センター国際棟で初めて開催された公開セミナーであったところ，日韓の司法協力及び不動産登記の関係者を始め約100名が参加し，日韓パートナーシップ共同研究の意義を改めて周知することができた上，日韓の不動産登記の第一人者同士による興味深くかつ有意義な内容において，日韓の不動産登記制度の比較研究としての議論が行われた。



【セミナー会場の様子】

第3 おわりに

韓国は，古くから我が国との交流があり，我が国と類似した法制度を有している。法制度の基本が類似する日韓両国において，互いの制度及び実務を比較研究することは，改めて業務の根本を考えることにつながり，制度の発展及び実務の改善に資する。また，熱心に議論を交わすことは，互いに刺激を受け，交流を深めることにつながり，両国間のパートナーシップを醸成することに資する。

今後も引き続き、日韓パートナーシップ共同研究を実施することが、日韓両国にとって重要であると考えられる。

また、韓国の不動産登記制度は、我が国と類似した面を有しているものの、情報システムの発展は目覚ましいものがある上、具体的な場面において、我が国と異なる考え方及び取扱いになっているところがある。韓国の不動産登記制度を研究することは、我が国の不動産登記制度の発展及び実務の改善に資するのみならず、比較法的な観点から実施する必要がある我が国による他のアジアの国々に対する法制度整備支援活動の効果的な実施にとって、有意義である。

本セミナーを通じて、日韓の司法分野における協力関係が更に発展するとともに、不動産登記の比較研究が更に進む契機となったのではないかと考える。

最後に、本セミナーの実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー
—日韓パートナーシップ共同研究・特別企画—
한일의 사법협력·부동산등기 특별강연 세미나
—일한 파트너십 공동연구·특별기획—

日 時：平成29年11月20日(月) 14:10~18:00

会 場：法務省国際法務総合センター国際棟国際会議場A

主 催：法務省法務総合研究所, 公益財団法人国際民商事法センター

일 시：2017년 11월 20일(월) 14:10 ~ 18:00

회 장：법무성 국제법무총합센터 국제동

주 최：법무성법무총합연구소, 공익재단법인 국제민상사법센터

13:40 **開場・受付開始** 개장・접수 개시

14:10 **開会あいさつ** 개회사

法務省法務総合研究所長 佐久間 達哉

법무성법무총합연구소장 사쿠마 타쓰야(佐久間 達哉)

法務省民事局長 小野瀬 厚

법무성민사국장 오노세 아쓰시(小野瀬 厚)

14:25 **説明** 설명

「日韓パートナーシップ共同研究(韓日登記官等相互研修)について」

「일한 파트너십 공동연구(한일 등기관 등 상호연수)에 관하여」

法務省法務総合研究所国際協力部長 森永 太郎

법무성법무총합연구소 국제협력부장 모리나가 타로(森永 太郎)

14 : 40 **講演** 강연

「韓日登記官等相互研修(日韓パートナーシップ共同研究)の意義及び韓国の不動産登記制度の最近の動向」

「한일 등기관 등 상호연수(일한 파트너십 공동연구)의 의의 및 한국 부동산등기제도의 최근의 동향」

大韓民國大法院法院公務員教育院長 具 演謨(グ・ヨンモ)

대한민국 대법원 법원공무원교육원장 구연모(具演謨)

15 : 55 **休憩** 휴식

16 : 05 **講演** 강연

「日本における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方」

「일본 부동산등기제도의 최근 동향 및 향후 과제」

早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目 章夫

와세다대학대학원 법무연구과 교수 야마노메 아키오(山野目 章夫)

17 : 20 **質疑応答・意見交換** 질의응답·의견교환

大韓民國大法院法院公務員教育院長 具 演謨(グ・ヨンモ)

대한민국 대법원 법원공무원교육원장 구연모(具演謨)

早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目 章夫

와세다대학대학원 법무연구과 교수 야마노메 아키오(山野目 章夫)

17:55 **閉会あいさつ** **폐회사**

公益財団法人国際民商事法センター理事 南 敏文

공익재단법인 국제민상사법센터 이사 미나미 토시후미(南 敏文)

18:00 **閉会** **폐**

※日本語韓国語逐語通訳で実施いたします。

※時間は進行により前後することがあります。

※ 한국어·일본어의 순차통역으로 실시합니다.

※ 시간은 진행상황에 따라 변경될 가능성이 있습니다.

講演者略歴等 강연자 약력 등

大韓民國大法院法院公務員教育院長 具 演謨 (グ・ヨンモ)

대한민국 대법원 법원공무원교육원장 구연모



【略歴】

ソウル大学法科大学卒業, ソウル大学大学院 (法学博士)

ソウル中央地方法院登記課長, 法院行政処司法登記局事務官・課長・審議官, 法院公務員教育
院教授 (不動産登記実務担当), 法院行政処人事運営審議官, 法院図書館事務局長を歴任

【약력】

서울대학교 법과대학 졸업, 서울대학교대학원(법학박사)

서울중앙지방법원 등기과장, 법원행정처 사법등기국 사무관 · 과장 · 심의관,
법원공무원교육원교수(부동산등기실무담당), 법원행정처 인사운영심의관, 법원도서관
사무국장을 역임

【著書等】

「不動産登記実務〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕」(法院行政処執筆委員), 「登記請求権に関する研究」, 「集
合建物敷地権登記の基本原理と実務上の問題」, 「鑑定料の適正な算定及び不誠実な鑑定の排
除: 入札手続の合理的な運用」, 「不動産登記の真正性の保障に関する研究」

【저서 등】

「부동산등기실무〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕」(법원행정처 집필위원), 「등기청구권에 관한 연구」, 「집합건물
대지권등기의 기본원리와 실무상의 문제」, 「감정료의 적정한 산정 및 불성실한 감정의
배제: 입찰절차의 합리적인 운용」, 「부동산등기의 진정성 보장에 관한 연구」

早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目 章夫

와세다대학대학원 법무연구과 교수 야마노메 아키오

【略歴】

東北大学法学部卒業

東北大学法学部助手, 亜細亜大学法学部専任講師, 中央大学法学部助教授, エクス・マルセイユ第三大学客員教授等を歴任。現在, 国土審議会委員



【약력】

도호쿠대학 법학부 졸업

도호쿠대학 법학부 조수, 아지아대학 법학부 전임강사, 주오대학 법학부 조교수, 엑스 마르세유 제3 대학 객원교수 등을 역임. 현재 국토심의회 위원

【著書等】

「物權法 第5版」(日本評論社), 「不動産登記法〔増補〕」(商事法務), 「要件事実論30講 第3版」(編著, 弘文堂), 「表現の自由とプライバシー」(編著, 日本評論社), 「ひとりで学ぶ民法」(編著, 有斐閣) 등

【저서 등】

「물권법 5 판」(일본평론사), 「부동산등기법〔증보〕」(상사법무), 「요건사실론 30 강 제3 판」(편저, 고분도출판사), 「표현의 자유와 프라이버시」(편저, 일본평론사), 「혼자서 배우는 민법」(편저, 유희카쿠출판사) 등






日韓パートナーシップ共同研究 (韓日登記官等相互研修) について

1

法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD)

活動

- アジア各国に対する法整備支援
- アジアの国々を中心とする法制度に関する調査・研究
- 諸外国との司法協力

経緯

- 2001年4月 大阪市福島区の大阪中之島合同庁舎に設置
- 2017年10月 東京都昭島市の国際法務総合センターに移転



2

法整備支援研修の風景



3

日韓パートナーシップ共同研究の概要

目的

- 日韓の研究員が、両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深めること
- 研究の成果を制度の発展及び実務の改善に役立てること
- 両国間のパートナーシップを醸成すること

特徴

「日本セッション」と「韓国セッション」の2本立てにより構成

- 両国の研究員が互いに相手国を訪問し、比較研究を実施
- 各研究員の研究成果等を、冊子にとりまとめ

4

日韓パートナーシップ共同研究の概要

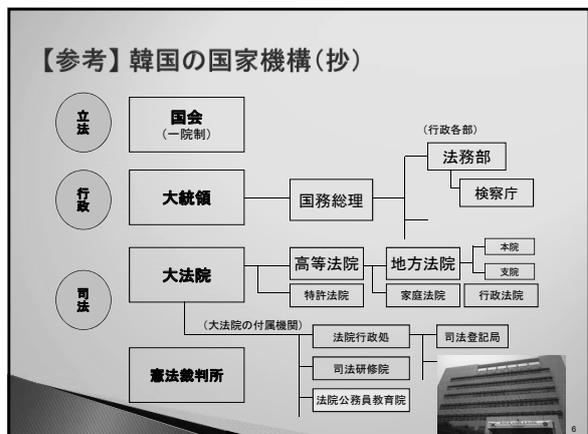
主催

- ✓ 日本側
 - 法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD)
 - 公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC)
- ✓ 韓国側
 - 大法院法院公務員教育院

研究員

- ▶ 日本側研究員: 5名
 - 法務省・法務局職員: 4名 裁判所職員: 1名
- ▶ 韓国側研究員: 5名
 - 大法院・各級法院職員の中から法院公務員教育院が選抜

5



日韓パートナーシップ共同研究の経緯

- ✓ 1999年から年1回開催(2011年は東日本大震災の影響で中止)
- ✓ 背景
日韓の物権及び登記法制の比較のための研修(研究)が構想化
- 1982年から法務局職員専攻科研修に韓国大法院職員を聴講生として受入れ
- ✓ 研究分野の拡大
第1回から第3回まで 不動産登記制度又は法人登記制度
第4回から 民事執行制度が追加(日本から裁判所職員参加)
第7回から 戸籍制度が追加
第8回から 供託制度が追加
(戸籍制度及び供託制度は、隔年で実施)

7

初期の風景



8

セッションの主な内容

- 講義
- 見学



セッションの主な内容

- 実務研究
- 総合発表



実務研究のテーマ(第18回)

- 韓国セッション
 - 外国人による株式会社設立登記における資本金払込の証明方法に関する検討(法人登記)
 - 不動産登記における権利能力なき社団に関する諸問題(不動産登記)
 - 長期間にわたり登記が未了となっている土地への対応について(不動産登記)
 - 利用者から見た不動産競売手続の利便性向上に向けた工夫(民事執行)
 - 外国人の供託物払渡し請求に添付する本人確認証明書について(供託)
- 日本セッション
 - 登記官の処分に対する異議に関する研究(不動産登記)
 - 信託登記における実務上の問題について(不動産登記)
 - 非営利法人の実務上の問題点に対する改善について(法人登記)
 - 不動産競売・公売制度の比較による改善策の検討(民事執行)
 - 刑事供託特例の導入の必要性と供託金の国庫帰属減少のための方策について(供託)

11

**韓日登記官等の相互研修
(日韓パートナーシップ共同研究)の
意義と韓国の不動産登記制度の最近の動向**

2017年11月20日
法院公務員教育院長 具 演謨

법원공무원교육원

初めに

韓日相互研修と不動産登記

「類似した制度」、「異なる運営」

韓国

- 国民向けのサービス改善と業務処理の効率性を強調
- 新たな制度の導入に果敢かつ積極的であり、電算情報化に集中

법원공무원교육원

発表者の紹介

大法院の司法登記局

事務官、書記官、不動産登記課長、司法登記審議官

一般登記所

登記所登記官、ソウル中央地方法院登記課長、中部登記所長

法院公務員教育院

不動産登記実務教授

ソウル大学法学博士

『不動産登記の真正性の保障に関する研究 —形式的審査主義に対する批判を中心に—』

법원공무원교육원

第1章 初めに

**第2章 韓日登記官等の相互研修
(日韓パートナーシップ共同研究)の意義**

第3章 登記業務の人的・物的基礎

第4章 登記手続

第5章 社会の変化と不動産登記制度

第6章 終りに

법원공무원교육원

**第2章 韓日登記官等の相互研修
(日韓パートナーシップ共同研究)の意義**

I 韓国における相互研修の運営システム

II 相互研修の意義と韓国における研修運営成果

III 今後の発展についての模索の必要性

법원공무원교육원

I 韓国における相互研修の運営システム

研修の目的

担当機関

大法院：基本計画と研修生の選抜

法院公務員教育院：研修の運営

研修生の選抜

勤務実績が優れており、専門的知識と経歴のある公務員

平均競争率 3.8:1

법원공무원교육원

II 相互研修の意義と韓国における研修運営成果

韓国の司法府の一般職公務員の研修制度

1 国費海外研修

長期(10ヶ月、または1年) 中期(6ヶ月) - 外国の大学

短期(1~3ヶ月、日本) - 日本

2 国際化研修

外国の裁判所を訪問 6泊8日

3 日韓パートナーシップ共同研究

講義とセミナー

法院公務員研修の重要な一つの軸

법원공무원교육원

II 相互研修の意義と韓国における研修運営成果

研修の部門 : 登記、民事執行、家族関係登録、供託

研究テーマ : 計181編

日本の進んだ制度と文化への理解

韓国の制度及び実務運営の改善に役立つ

研修生

優秀な公務員 → 法院の高位公務員に昇進

研修参加者 85人

45人-課長(書記官)に昇進、13人-局長に昇進

법원공무원교육원

II 相互研修の意義と韓国における研修運営成果

発表者の経験

第2回の研修生

研修の結果を制度の改善に反映

文献を通じては学ぶことのできない貴重な経験

参加した研修生たち - 思い出と経験、日本の研修生

たちに対する良い印象を話す

法院公務員たちの中で日本への関心が増加

법원공무원교육원

III 今後の発展についての模索の必要性

変化が必要な時点

阪井光平部長の訪韓

법원공무원교육원

第3章 登記業務の人的・物的基礎

I 概観

II 登記簿の電算化

III 登記所の広域化

법원공무원교육원

I 概観

1 登記所と登記官

計180ヶ所の登記所

登記局 6、登記課 24、登記所 127、登記系 23

登記職列の新設と法院事務職列との人材交流の推進

従来、法院事務職列の公務員 → 2002年、登記職列の新設

登記官の財政保証制度

全国のすべての登記官に対して、年間保険価額を10億ウォンとする身元保証契約を締結

법원공무원교육원

2 登記簿と登記記録

登記簿 vs 不動産の現況を公示する帳簿としての台帳
 登記簿と台帳の一元化についての議論

[質問]

- ① 日本における登記と台帳の一元化に対する評価は？
- ② 建物であると見ることができない施設を管理する帳簿は？

▪ 登記事項の閲覧と証明

登記申請が受け付けられた不動産についての登記事項
 証明書の発行

登記事項の公示制限

登記名義人の表示事項のうち、住民登録番号の一部の公示制限
 例) 651212 - *****

II 登記簿の電算化

1 紙の登記簿の電算化: 巨大な変化の始まり

- 1998年10月 7ヶ所の登記所で
電算登記簿による国民向けのサービス開始
- 2002年9月 全国すべての登記所(212ヶ所)で
電算化完了(第1次電算化)- 4,500万筆
- 2004年6月 すべての登記簿に対して電算化完了
問題のある登記簿 - 0.7%(34,247万筆)
[質問] 日本の場合は、電算化しにくい登記簿はなかったのか？
- 閉鎖登記簿(2007年)
- 図面、信託原簿、工場抵当目録(2010年)

2 登記簿の電算化に伴う業務環境の変化

不動産登記法の全面改正

3 登記特別会計の設置と延長

1993年登記特別会計法の制定(時限法-1994~2003)

延長: 2010年までに、2017年までに、2027年までに

➢ 新しい事業推進による制度発展のきっかけになるという意味

III 登記所の広域化

1 背景

1行政区域に1登記所の原則 : 利用者の利便性

登記業務の電算化、交通が発達した大都市地域

→ 登記所の広域化

従来の小規模登記所、劣悪な施設と業務処理の専門性及び効率性に限界

インターネットに慣れていない住民たちの便宜のために無人発行機(計1,837台)

2 推進の現況

2005年 光州地方法院

管内の4ヶ所の登記所を統合、登記局を設置

31ヶ所→12ヶ所に統合 31ヶ所→10ヶ所に統合予定

ソウル中央地方法院管内の6ヶ所の登記所を統合

→ 地下2階、地上5階の3課(全人員85人)と利用相談室

3 登記所の人材構造の再編: 登記官チーム制の導入

登記官1人、記入者1人 → 登記官3人、記入者1人

第4章 登記手続

I 概観

II オンラインによる登記業務の処理

III 所謂形式的審査主義の問題

IV 登記に関する利用者サービス

법원공무원교육원

I 概観

1 申請

出席主義

資格者代理人 - 事務員一人が登記申請書を提出できる

2 受付

電子申請と受付時期の問題

- 電子申請事件と訪問申請事件の優先順位の問題

→ 登記申請情報が電算情報処理組織に保存された時が受付時

[質問]日本では、このような問題がないのか？

법원공무원교육원

I 概観

3 登記申請事件の調査と処理

事件の配当と記入

洞別に配当 → 受付順に配当

記入：e-Form申請、電子申請 → 自動記入

処理時間についての規定

遅くとも受付後24時間以内に

遅くとも午前前に提出された事件は、翌日の18時まで

午後前に提出された事件は、翌々日の12時まで

법원공무원교육원

I 概観

4 登記手続関連の特異事項及び最近の動向

▪ 住民登録番号及び不動産登記用登録番号

▪ 印鑑証明と本人署名事実確認制度

▪ アポステイーユ

▪ 登録税の改編

▪ その他の登記手続関連の議論事項

법원공무원교육원

II オンラインによる登記業務の処理

1 インターネット登記所 (www.iros.go.kr) の開設

「電算化された登記業務環境(登記情報資料)をどのように活用するか?」→ オンラインによる登記業務の処理(第2次電算化)



법원공무원교육원

II オンラインによる登記業務の処理

2 オンラインによる閲覧と発行サービス

2002年1月 閲覧サービス 2004年3月 発行サービス
制限される場合

登記記録上で甲区及び乙区の名義人が500人以上の場合など

区分		登記所内			登記所外	インターネット	合計
		有人	無人	小計	無人発行	発行閲覧	
不動産	件数	4,164,428	1,496,854	5,661,282	2,435,957	116,129,349	124,226,588
	比率	3.4%	1.2%	4.6%	2.0%	93.5%	100.0%
法人	件数	4,219,534	19,304,997	23,524,531	616,560	17,087,348	41,228,439
	比率	10.2%	46.8%	57.1%	1.5%	41.4%	100.0%
計	件数	8,383,962	20,801,851	29,185,813	3,052,517	133,216,697	165,455,027
	比率	5.1%	12.6%	17.7%	1.8%	80.5%	100.0%

법원공무원교육원

3 オンラインによる登記申請(電子申請)

2006年6月ソウル中央地方法院登記課を指定、サービス開始

- 申請人: 申請人の制限と使用者登録
- 申請情報と添付情報の提供: 電子申請の活性化への模索
資格者代理人が申請する一定の場合、書面で作成された文書をスキャンして送信

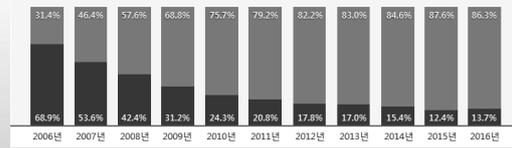
関連機関の情報連携システム構築 - 行政情報共有センターに連携要請

電子申請の比率

11.4%(2014年) 17.8%(2015年) 10.9%(2016年)

オンラインによるその他の業務処理の方式

- e-Form申請(電子標準様式による申請)



- 図面等の提出方法

図面や信託原簿の作成のための事項
訪問申請の場合でも電子文書で作成

4 インターネット登記所で提供するその他のサービス

- 電子確定日付のサービス
- 資料センター
登記申請の様式、添付書面の見本、登記例規や先例を検索できる、統計
[質問] 日本でもインターネットで登記関連例規や先例を検索することができるか?
- モバイルの登記閲覧サービス

III 所謂形式的審査主義の問題

1 問題の提起

各種の文献

- ①登記官の審査に関する立法主義は、形式的審査主義と実質的審査主義に区分することができ、韓国は形式的審査主義を取る。
- ②形式的審査主義を取った結果、不実登記が発生する恐れが非常に高く、これにより不実登記が量産されている。
- ③したがって、実体関係に符合する登記を具現するために登記原因を証明する書面の公証が必要であり、登記原因書面の公証は、公信力認定の前提条件の一つである。

2 実体法と登記手続法の連携の問題

- 物権変動の要件: 物権行為(物権的合意) + 登記
- 手続法である不動産登記法で審査する事項は?
- 発表者の解釈
 - ・登記原因の証明情報 → 債権行為の審査
 - ・厳格な本人確認、登記済情報と印鑑証明
→ 物権行為乃至物権的合意の審査

3 法律と判例及び実務の検討

- 形式的審査主義という立法主義が存在するか?
ドイツ vs スイス, ドイツの所有権移転及び地上権設定の登記物権変動理論が登記手続に具現されている形の相違であるだけである
- 全部改正された不動産登記法に関する解釈論
- 判例と実務の具体的な事案における処理

Ⅲ 所謂形式的審査主義の問題

「登記官は、登記申請に対して、不動産登記法上その登記申請に必要な書面が提出されたかどうか、及び提出された書面が形式的に真正なものであるかどうかを審査する権限を持っているが、その登記申請が実体法上の権利関係と一致しているかどうかを審査する実質的審査権限はないため、登記官としては、ひたすら提出された書面自体を検討し、又はこれを登記簿と照合するなどの方法で登記申請の適法如何を審査しなければならない」(大法院判決)

법원공무원교육원

Ⅲ 所謂形式的審査主義の問題

「登記公務員は、登記申請に対して実体法上の権利関係と一致するかどうかを審査する実質的審査権限はなく、ひたすら申請書及びその添付書類と登記簿により登記要件に適するかどうかを審査する形式的審査権限しかないわけで」「その他に必要なに応じて他の書面の提出を受け、又は関係人の陳述を求めてこれを調査することはできない」(大法院判決)

[質問]形式的審査主義の原則を宣言した日本の最高裁の判決は？

법원공무원교육원

Ⅲ 所謂形式的審査主義の問題

登記官の審査業務に対する新しいアプローチの必要性

形式的審査主義の克服

偽造された書面による登記を防止するという消極的次元を越え
実体法上の権利関係を正確に公示する制度を具現するという
積極的な次元へ

登記手続の性格を考慮して実体法上の権利関係を証明と審査

법원공무원교육원

Ⅲ 所謂形式的審査主義の問題

4 不実登記の現況についての実証的分析

形式的審査主義 → 登記原因の公証で不実登記防止？

登記の抹消を命じる判決と真正名義の回復のための移転
登記の判決の分析

2009年12月の全体判決の分析

公証で防止できる不実登記の割合 0.002%

1審判決が上級審で変更された比率: 上訴件数のうち 13.5%

법원공무원교육원

Ⅳ 登記に関する利用者サービス

1 登記関連の質疑回答制度

書面質疑、インターネット質疑、電話質疑

書面質疑 → 登記先例要旨集の発刊

登記官の処分に対する異議手続より、多く活用

2 登記業務の参考資料及び利用者サービスの改善資料の発刊

不動産登記申請書の見本及び作成案内

不動産登記実務[Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]

3 登記使用者支援センター及び登記利用コールセンターの運営

利用者の問い合わせについて1次相談を別に取り扱う組織

법원공무원교육원

第5章 社会の変化と不動産登記制度

Ⅰ 不動産登記の役割に関する問い

Ⅱ 国の不動産政策と不動産登記

Ⅲ オンラインによる不動産取引の管理

Ⅳ 未来登記システム構築の推進

법원공무원교육원

I 不動産登記の役割に関する問い

不動産登記制度の理想

実体法上の権利関係の迅速・正確な公示

実体法と手続法との関係は、どうあるべきか？

→ 不動産登記制度の独自の存在原理は何であるか？

不動産登記の在り方は何であるか？

実体法に従属、奉仕

“not a system of registration of title but a system of title by registration”

“land registration has gradually changed the nature of ownership of land”

법원공무원교육원

I 不動産登記の役割に関する問い

登記制度の役割が当事者間での私法的取引関係の領域？

登記制度導入の初期に比べての社会の発展

国の不動産政策、未来社会と第4次産業革命

법원공무원교육원

II 国の不動産政策と不動産登記

不動産投機と脱税の防止

- 不動産登記特別措置法(1990年) :
中間省略登記の禁止、契約書の検印、所有権移転登記申請の義務化
- 不動産実権利者名義登記に関する法律(1995年) :
名義信託約定の無効、違反時の刑事罰
- 不動産取引申告等に関する法律 :
不動産取引申告制と取引価額の登記制度

受分譲人の保護

建物の分譲における先分譲の慣行 → 分譲を受けた人の保護
禁止事項の付記登記

법원공무원교육원

III オンラインによる不動産取引の管理

電子政府事業

世界最高レベルの情報化インフラ、住民登録番号

全国不動産情報統合ポータル

政府ミンウオンポータルミンウオン24

不動産取引管理システム、不動産取引電子契約システム、
地方税納付システム

不動産安全取引の統合支援システムの構築

国民向けの新たな利用者サービスの提供

安心相続ワンストップサービス、先祖の土地探しサービス

법원공무원교육원

IV 未来登記システム構築の推進

1 電子広域登記システム

管轄の広域化と登記所の編制改編

拠点登記所 + 地域登記所

地域と無関係の登記サービス

2 人工知能の事件処理

一般的かつ典型的な事件 → システム自動調査

難解かつ複雑な事件 → 深層調査

법원공무원교육원

IV 未来登記システム構築の推進

3 登記ビッグデータの活用システム

多様な価値創出型登記情報の提供

民間の産業発展に寄与、政府の政策樹立に貢献

4 国民が信頼する便利な安心登記の具現

登記の信頼を強化することができる制度の確立

登記信頼度関連の情報の蓄積、分析

モバイルサービスの拡大、未来型登記簿

법원공무원교육원

第6章 終りに

「類似した制度」、「異なる運営」

韓国

国民向けのサービス改善 + 業務処理の効率性

新たな制度の導入に果敢かつ積極的 + 電算情報化に集中

日本

登記制度の歴史

学問的成果 + 制度の運営にて慎重

법원국무원교육원

ありがとうございます。

법원국무원교육원

日本における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方

早稲田大学教授
山野目 章夫

1 ようこそ日本へ

2 何から話し始めることがよいか——平成16年（2004年）の不動産登記制度改革

A から B への売買による所有権の移転の登記がされた、という場面について確かめられなければならない様々な問題

平成16年（2004年）法律第123号

(1) 権利に関する登記

本当に A・B 間の売買があったか、また、登記を申請している者は、本当に A であるか。それらが確かめられなければ、A から B への所有権の移転の登記が適正にされたとみることはできない。

不動産登記法 61 条・22 条

(2) 表示に関する登記

A から B への所有権の移転の登記に意味があるとするためには、そもそもその不動産がどこにあるか、が確かであればならない。

不動産登記法 14 条・123 条

3 これから何を考えるべきであるか——現代日本と不動産登記制度

(1) 権利に関する登記

a) A は、配偶者から暴力を受け離婚した。かつての配偶者が A を探している。見つかるならば暴力の被害を受けるおそれ大きい。登記名義人となる A の住所を登記しなければならないか。また、A が B に土地を売ることになった

場合において、Aの住所の変更の登記をしなければ、AからBへの所有権の移転の登記をすることができないか。

民事局第二課長通知平成27年(2015年)3月31日民二196号・登記情報
647号99頁

民事局第二課長通知平成25年(2013年)12月12日民二809号・民事月報
69巻2号120頁

b) 登記名義人となったBが死亡した。その相続人は、相続による所有権の移転の登記をしない。このことは、どのように考えるべきであるか。

不動産登記法63条2項

(2) 表示に関する登記

Bが登記名義人となった土地は、地震の振動により、どこへ行ったか。

民事局第二課長通知平成7年(1995年)3月29日民三2589号・先例集追VIII
668頁

4 未来の不動産登記制度へ向けて——そのヒントは何であるか?

【本邦研修】

第1回バングラデシュ法制度整備支援研修

国際協力部教官

石田正範

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）のバングラデシュ国別研修に協力し、平成29年12月3日（日）から同月16日（土）までの間（移動日を含む。）、バングラデシュ法律・司法・国会担当省¹のクルスム・ウメイ法務・司法局長ら同省等で勤務する裁判官²15名を対象として、大阪及び東京において、第1回バングラデシュ法制度整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、バングラデシュに対する法制度整備支援として初めての本邦研修であるため、実施に至った経緯、研修の概要等を紹介したい。

第2 本研修の実施に至った経緯

1 バングラデシュは人口約1億5000万人を超える大国で、日本との関係も極めて良好である³上、近年は、経済的にも繊維産業を中心に高い経済成長を遂げ、進出する日本企業の数も急増するなどしており、地政学的にも日本にとって重要な国であるが、従前バングラデシュへのガバナンス分野での支援は、行政能力強化に向けた支援が中心であり、法制度整備支援は実施していなかった。しかし、平成25年に改訂された日本政府の「法制度整備支援に関する基本方針」においてバングラデシュが法制度整備支援の重点対象国の一つに加えられたほか、平成26年には日本とバングラデシュとの間で、「包括的パートナーシップ」が立ち上げられ、「文化・人的交流の促進」がその柱の一つとして掲げられるなど、同国に対する法制度整備支援を開始する機運が高まった。

2 そこで、当部でも、平成25年度からバングラデシュに対する法制度整備支援の開始を検討し始め、外部専門家への調査委託⁴、関係者を講師に招いての勉強会、当部教

¹ 日本の法務省に相当。

² バングラデシュの法曹制度は、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）発行の「ICCLC・NEWS第44号」に詳述されているが、同国の裁判官は Bangladesh Judicial Service（BJS）という職分で採用され、裁判所で裁判官として勤務することもあれば、人事異動の一環として、法律・司法・国会担当省等の行政官庁で行政官として勤務することもある。本研修の研修員15名も、将来的には裁判所で裁判官として裁判を担当する可能性があるとのことである。

³ バングラデシュは世界的な親日国であり、2015年の国連安保理非常任理事国選挙に際しても、自国の立候補を取り下げ、日本を支持した。

⁴ 各調査委託の結果は当省ホームページを参照されたい（「バングラデシュにおける司法制度（浅野宣之大阪大谷大学教授（当時）」（<http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>）、「バングラデシュの基本法制に関する調査研究（栗津卓郎弁護士）」（<http://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf>）、「バングラデシュ法制度調査報告書（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）」（<http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>））。

官による同国出張等を通じて、同国の法・司法分野に関する基礎情報を収集するとともに、同国側関係者やJICAと支援の方向性等について協議を重ね、さらには、当省において、平成28年3月、法律・司法・国会担当省の中堅幹部4名を日本に招へいして共同研究を実施した。

それらの結果、バングラデシュの法・司法分野では、裁判所における膨大な数の未済事件の滞留が深刻な問題となっており、同国側も日本に対してその改善に向けた支援を強く求めていることや、バングラデシュの法・司法分野では、法律・司法・国会担当省の影響力が強く、効果的な支援をするためには、同省を実施機関とすることが適当であることなどを把握した。

その上で、当省は、平成28年10月、ICCLCとの共催により、アニスル・フロック法律・司法・国会担当大臣⁵ら7名を日本に招へいして共同研修を実施し、同大臣と金田勝年法務大臣（当時）が会談し、ハイレベルにおいて法・司法分野における両国の協力強化を確認した⁶。

- 3 そして、平成29年2月、JICAにおいて、バングラデシュに対する国別研修として3年間にわたり本邦研修等の支援を実施することを決定し、それを受けて、同年7月に当部の伊藤浩之副部長らが、同年9月に当所の佐久間達哉所長らが同国を訪問し、クルスム・ウメイ法務・司法局長⁷らと、本研修の日程、研修員、テーマ等について協議するなどした⁸。

第2 本研修について

1 テーマ

法律・司法・国会担当省側から、裁判未済事件の滞留を改善する一方策として裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution（ADR））の活用を検討しているため、本研修では、ADRの制度、運用を中心として日本の知見を提供してほしい旨の強い要望があったことから、本研修ではADRを主要テーマとした。

また、裁判所の未済事件滞留を改善するためには、訴訟手続において事件を効率的に処理するための事件管理に関する知見も有意義と思料し、法律・司法・国会担当省側の了解を得た上で、民事・刑事事件の事件管理についてもテーマに含めたほか、同省側から、個別の関心事項として、国際商事仲裁・調停⁹及びサイバー犯罪対策¹⁰が挙

⁵ 日本の法務大臣に相当。

⁶ この共同研究の状況については、ICD NEWS 70号162ページを参照されたい。

⁷ 法律・司法・国会担当省における日本との協力関係に関する責任者。

⁸ これらのバングラデシュ訪問状況は、法務省ホームページを参照されたい。

(<http://www.moj.go.jp/content/001230445.pdf>) (<http://www.moj.go.jp/content/001236634.pdf>)

⁹ バングラデシュでは、投資誘致の一環として、経済特区内での紛争解決機関の設置が計画されており、その制度作りに法律・司法・国会担当省も関与しているとのこと。

¹⁰ バングラデシュでは、2016年2月に中央銀行がサイバー攻撃を受け、約8100万ドルの資金が不正送金される事件が発生したことなどを契機に、法・司法分野でもサイバー犯罪対策への関心が一層高まっているとのこと。

げられたため、これらもテーマに含めた。

2 研修員

本研修に参加した研修員は別添研修員名簿のとおりであるが、クルスム・ウメイ局長自らが団長として参加したほか、法律・司法・国会担当省及びその傘下機関である司法行政研修機構¹¹、全国法律扶助機構¹²で勤務する裁判官14名¹³が参加した。

日本側は、本研修の結果をより効果的にバングラデシュの法・司法分野の改善に役立てるためには、組織内で一定の影響力がありかつ今後も一定年数以上組織内に止まる中堅クラスの裁判官を中心に参加してもらうことが有意義と考え、事前にその旨を事実上法律・司法・国会担当省に伝えていたが、同省の人選はかかる考えに適うものと思われた¹⁴。

3 講義等¹⁵

(1) 日本の民事手続

裁判官出身である当部の東尾和幸教官が、「日本の民事手続」と題し、民事手続全体の制度概要、民事事件統計、裁判所の組織・人員等についての講義をした。本講義は、ADRに関する講義に入る前の導入講義的な位置付けであったが、研修員からは、本研修の冒頭で本講義があったことで、その後の講義の内容が理解しやすかった旨の声が聞かれた。



【東尾教官による講義の様子（大阪中之島合同庁舎国際会議室）】

¹¹ 裁判官、政府申立人、検察官、裁判所職員に対する各種研修等を実施する研修機関であり、日本の司法研修所や法務省法務総合研究所に相当。

¹² 貧困層への司法サービスの提供を目的とする組織で、日本の日本司法支援センター（法テラス）に相当。

¹³ 研修員の立場の内訳は、局長級2名、中堅11名、若手2名であった。

¹⁴ 日本側から法律・司法・国会担当省側に対し、最高裁判所も含めた裁判所で現在勤務する裁判官の参加も希望していたが、仄聞する限り同省と最高裁判所の関係は良好とは言い難い模様であり、そのためか、裁判所で現在勤務する裁判官は本研修の研修員に含めなかった。両機関の関係性については、今後バングラデシュへの法制度整備支援を実施していく上で注意を要する事項と思料される。

¹⁵ 日程表は別添のとおりである。

(2) 日本の民事調停

大阪大学大学院高等司法研究科の吉野孝義客員教授¹⁶から、「日本の民事調停」と題して、民事調停の制度概要、歴史、利用状況、調停委員の属性、関連法令の整備状況、利点、問題点等について講義をしていただいた。

バングラデシュのADRにおいても、裁判官のほか民間人も調停人に就いているが、信頼の低さ等が原因で民間人の調停人が十分活用されておらず、そのことが裁判官の負担増大にもつながっているとのことであったため、研修員は、日本の民事調停において、民間人の調停人がその専門性等を活かしつつ重要な役割を担っている点に強い興味を抱いた様子で、その点に関する質問が多く出された。

(3) 日本の訴訟上の和解

吉野教授から、「日本の訴訟上の和解」と題して、訴訟上の和解の制度概要、歴史、運用状況等について講義をしていただいた。

日本の訴訟上の和解は、訴訟手続の進行中に当該訴訟の担当裁判官が関与し、和解が成立すれば当該訴訟手続が終了する手続であり、ADRとは位置づけられていないものの、紛争の実態に適した解決方法を選択できる上、裁判所の負担軽減に資するという点で、実質的にはADR同様の効果を持つ制度であるが、バングラデシュでは同様の制度はないとのことであった。

研修員は、とりわけ当該訴訟の担当裁判官が和解も主導するシステムや、裁判官が和解協議中に一方当事者ずつ面接する個別面接方式について強く興味を持った様子で、それらの点に関する質問が多く出された。



【吉野教授と研修員（大阪中之島合同庁舎国際会議室）】

(4) 日本の調停人養成

中京大学法科大学院の稲葉一人教授¹⁷から、「日本の調停人養成」と題して、調停人養成の重要性や、調停人研修の具体的な実施方法、カリキュラム案、注意点等に

¹⁶ 弁護士，元大阪地方裁判所所長。調停委員を務められているほか，ネパール，ミャンマー，モンゴル等における法制度整備支援に関与されている。

¹⁷ 元裁判官。インドネシア，モンゴル，ネパール等における法制度整備支援にも関与されている。

ついて講義をしていただいた。

研修員も調停人研修の重要性は十分認識していた様子であり、稲葉教授が提示されたロールプレイング等の手法や、具体例や視点が豊富に記載された講義資料に強い興味を示していた。

なお、本講義の講義資料は、バングラデシュで研修教材等として自由に使用してよいものとして稲葉教授からデータが研修員に提供された。



【稲葉教授による講義の様子（国際法務総合センター国際棟国際会議場B）】

(5) 日本の家事調停

当部の東尾教官が、「日本の家事調停」と題して、家事調停の制度概要、関連法令の整備状況、運用状況、利点と問題点等について講義をした。

バングラデシュにも日本の家事調停と類似の制度は存在し、一定程度活用されているとのことであり、両国の制度の異同点等を中心に質疑がなされた。

(6) 日本の民事事件管理

当部の東尾教官が、「日本の民事事件管理」と題して、民事訴訟手続において事件を効率的に処理するための制度、運用上の工夫という観点から、民事訴訟の具体的手続、裁判所における新件の事件登録、配点及び期日指定の方法、争点整理、集中証拠調べ等について講義をした。

バングラデシュにも争点整理及び集中証拠調べの制度は存在するものの、実際にはほとんど活用されていないとのことであったが、研修員は、事件の効率的な処理という見地からは両制度が非常に有益であることを改めて認識した模様であり、バングラデシュでも活用の途を探る旨の発言があった。

(7) 日本の刑事手続

検事出身である当職が、「日本の刑事手続」と題して、捜査段階から判決にいたるまでの刑事手続の流れ、検察庁・警察の組織・人員、刑事手続における検察官の権限・役割、公判前整理手続、集中証拠調べ、裁判員裁判等について講義をした。

バングラデシュの裁判所で滞留している未済事件のおよそ半数は刑事事件であるとのことであったが、研修員からは、刑事分野は民事分野と比べてバングラデシュ・

日本間で制度の違いが大きく、バングラデシュでは、日本の検察官のように起訴や公判活動に関して強い権限、責任を持つ機関が存在せず、多数の事件がスクリーニングされずに正式裁判に流入し、検察官の公判活動にも問題がないとはいえ、それらが未済事件滞留の要因となっている旨の指摘がなされた。

(8) 日本の刑事事件管理

当職が、「日本の刑事事件管理」と題して、刑事訴訟手続において事件を効率的に処理するための制度上・運用上の工夫という観点から、検察官の捜査への関与、公判における裁判所の訴訟指揮権限、三者における事前準備、公判前整理手続、証拠調べにおける書証の活用や集中証拠調べ、自白事件における一回結審・即日判決、重大事件における連日開廷等について講義をした。

研修員は、バングラデシュ・日本間の制度の違いを前提としつつも、とりわけ公判前整理手続と集中証拠調べが積極的に活用されている状況は、バングラデシュでも大いに参考になるものとして特に興味を示していた。

(9) 日本の裁判所の長期未済事件削減の方策、裁判官の配置上の工夫

大谷剛彦元最高裁判所判事から、「日本の裁判所の長期未済事件削減の方策、裁判官の配置上の工夫」と題して、訴訟促進の意義と司法行政の役割、戦後日本の最高裁判所が取り組んできた訴訟促進のための各方策、審議会の役割、裁判官の配置上の工夫等について講話をしていただいた。

研修員も、日本においてもそれほど遠くない過去に長期未済の問題を抱え、種々の方策によりその解消を図ってきたことに対して、強い興味を有している模様であった。



【大谷元最高裁判所判事と研修員（国際法務総合センター国際棟国際会議場B）】

(10) 国際商事仲裁・調停

大貫雅晴元日本商事仲裁協会理事から、「国際商事仲裁・調停」と題して、国際商事仲裁・調停等について、基本概念の整理から昨今のとりわけアジアにおける傾向等を講義していただいた。

本研修前には、各研修員がどの程度国際商事仲裁・調停についての知見を有して

いるのか必ずしも明確ではなかったが、想定以上に知見と関心を有しており、活発な質問がなされていた。

(1 1) 日本のサイバー犯罪の現状と取組み

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課の中出功課長補佐から、「日本のサイバー犯罪の現状と取組み」と題して、サイバー犯罪の定義、事件統計、捜査態様、昨今のサイバー犯罪の態様、サイバー犯罪対策等について講義をしていただいた。

研修員は、とりわけ警察庁が民間組織と協力してサイバー犯罪対策を行っている点に興味を持ったようで、その点等について活発な質問がなされていた。

3 訪問

(1) 公益社団法人民間総合調停センター

大阪市内の公益社団法人民間総合調停センターを訪問し、調停室等の施設を見学するとともに、比嘉廉丈理事長、黒田愛運営委員ら同センター幹部から、同センターの組織、運営状況、申立受理件数等について説明を受けた。また、バングラデシュでは発生する紛争の多くが土地関係とのことであったため、土地家屋調査士の西田寛運営委員から、土地境界紛争を例に挙げて、同センターにおける専門調停の進め方を説明していただいた。

研修員は、同センターが民間により運営されている点や、多くの民間人の専門家がそれぞれの専門性を活かして仲裁人等として尽力している点に強い興味を持った模様であった。



【民間総合調停センター比嘉理事長から説明を受けている様子】

(2) 東京地方裁判所

東京地方裁判所を訪問し、法廷、調停室、調停人打合せ室、裁判官室等の施設を見学するとともに、同裁判所職員から、同裁判所の民事事件係の事務（事件の受付及び分配等）について説明を受けた。

研修員は、裁判所が事件受理時に各事件に事件番号を付し、以降その事件番号で事件が統一的に管理している状況を実際に見て強い興味を持ち、将来的にはバングラデシュでも同様のシステムを導入すべきである旨の発言があった。

(3) 最高裁判所

最高裁判所を訪問し、大法廷等の施設を見学するとともに、中川正隆参事官から、最高裁判所の組織、業務等の概要について説明を受けたが、研修員は、実際に最高裁判所まで来てそのような説明を受けられたことを非常に喜ぶとともに、その建物自体にも強い印象を持った様子で、設計者を尋ねるなどしていた。

4 研修員発表

(1) 吉野教授に同席いただき、研修員から以下の発表を受けた。

(2) ADRの現状及び問題点

研修員の発表によると、バングラデシュでは、米国カリフォルニア州の制度を参考に2000年にADRが正式に導入され、2004年の民事訴訟法改正により、民事訴訟の裁判官に対し、全ての事件で当事者に調停での解決を促すことが義務付けられるなどしたほか、労働法、関税法等の特別法でもADRに関する規定がなされており、ADR関連の法整備は一応なされているものの、施設不足、弁護士の非協力、調停人の能力不足、ADRへの不信感、裁判所内でのADR軽視の姿勢等が要因となり、ADRが積極的に活用されてはいないとのことであった。

そして、その改善策として、法律・司法・国会担当省傘下にADRに関する国家的な責任主体として国家ADRセンターを創設することや、全国法律扶助機構の施設、法律扶助官を活用するなどして全国64州にADR事務所を設置することや、ADRのみを行う個別裁判所を設置することや、裁判官のADRに関する能力向上を図ることなどを検討しているとのことであった。

(3) 裁判所の未済事件滞留の状況、原因

研修員の発表によると、2016年12月末時点における裁判所の未済事件は、合計315万6878件(①最高裁判所上訴部¹⁸1万3672件、②最高裁判所高等裁判部¹⁹42万4994件、③下級裁判所271万8212件)であり、毎年新受事件数が処理事件数を上回っている²⁰ため、状況は年々悪化しているとのことである。

裁判所に多数の未済事件が滞留する要因としては、人口増加・社会構造変化に伴う裁判事件の増加²¹、裁判官に対する研修不足、総合的な事件管理戦略・方針の欠如、法定期限の不遵守、弁護人の非協力姿勢、国家の土地管理機能の不十分さ、裁判所施設・設備・システムの不十分さ、関係機関との連携不十分、検事の証人出廷確保の不十分さなどが挙げられるとのことである。

そして、その改善策として、ADRの積極活用、訴訟手続の整備(書類提出期限

¹⁸ 三審制の最終審であり、日本の最高裁判所に相当。

¹⁹ 三審制の二審であり、日本の高等裁判所に相当。

²⁰ 2016年は、新受事件が140万5002件(①最高裁判所上訴部9945件、②最高裁判所高裁判部7万647件、③下級裁判所132万4410件)で、処理事件が133万3563件(①最高裁判所上訴部9634件、最高裁判所高裁判部3万9878件、③下級裁判所128万4051件)であり、未済事件の増加は7万1439件である。

²¹ 20年前と比べると約3倍とのこと、

の厳格化，有罪答弁・司法取引の創設，期日指定・延期に関する裁判所の裁量の縮小，不適正な提訴・訴訟活動に対する費用徴収），裁判所の組織的な係属事件管理の強化，研修による裁判官の能力向上，司法行政研修機関の研修能力強化，判決ひな形の作成等が検討されているとのことであった。



【研修員発表の様子（大阪中之島合同庁舎会議室）】

5 総括意見交換

研修員と稲葉教授，小松健太 JICA 国際協力専門員及び当部教官との間で総括意見交換を実施した。

研修員からは，本研修においては様々なことを学んだが，とりわけ，バングラデシュにも迅速な裁判を行うことを目的とした法令，制度は存在しているものの，日本と異なり，それらが積極的に活用できていなかったことを改めて認識するができ，また，裁判所の未済事件滞留の問題を解消するためには，訴訟手続における事件管理と，ADR の積極的活用が重要であることを改めて認識した旨の発言があった。また，本研修を経て改めて認識したバングラデシュの法制度等における具体的な問題点，改善点としては，訴訟において口頭弁論開始後に当事者が容易に主張を変更しうる点や，裁判所の訴訟行為に対して判決前に控訴できる点や，公判前整理手続がほとんど活用されていない点や，弁護士が迅速な裁判への協力姿勢の不足，能力のある調停人が不足している点や，ADR に対する社会の理解不足，裁判官への研修不足等が挙げられた。

一方，小松専門員からは，いわゆるロジックツリーを使って問題分析をする手法を紹介するとともに，小松専門員が試験的に作成したバングラデシュの未済事件滞留等の問題点に関するロジックツリーを基に研修員と議論した。

さらに，研修員はバングラデシュに帰国後，本研修に関する報告書を作成するとのことであったため，当職らは研修員に対し，その報告書の共有を依頼するとともに，テレビ電話会議システムを使って，報告書を踏まえた本研修の総括と，来年度以降の活動内容の協議を行うことを提案し，いずれも了承を得た。

6 まとめ

本研修はバングラデシュに対する法・司法分野での初めての本邦研修ということも

あつてか、バングラデシュ側の期待は大きく、研修員もいずれも非常に熱心に取り組んでいた。

本研修に関するカリキュラムについては、来年度以降はバングラデシュ側の具体的なニーズを踏まえつつ絞り込んでいくことを念頭に、まずはある程度幅広く構成したが、研修員からは肯定的な評価を得た。

来年度、差来年度の本邦研修及び現地セミナーの具体的内容については、今後、研修員作成の本研修に関する報告書等を踏まえつつ、テレビ電話会議や出張を通じて更に法律・司法・国会担当省側と協議して決める必要はあるが、本研修等を通じて把握したバングラデシュ側のニーズと、日本側が提供できるリソースや、本邦研修及び現地セミナーを実施できる回数の制約等を考慮すると、最初に調停人になる裁判官及び民間人に対する研修に関する支援や、司法行政研修機構の能力強化に向けた支援が有益であると思われた。

最後に、本研修の実施に多大な協力をいただいた各講師の皆様、暖かく研修員を受け入れてくださった訪問先関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。本研修がバングラデシュに対する法制度整備支援の第一歩として有意義なものとなったことを祈りたい。

第1回 Bangladesh 法整備支援研修日程表

月	日	10:00	12:00	13:30	17:00
12	3	日 入国 関西空港			
12	4	9:30 JICAオリエンテーション 中之島合同庁舎	11:00 国際協力部オリエンテーション 中之島合同庁舎	12:30 【講義】日本の民事手続 国際協力部教官 東尾和幸	14:00 中之島合同庁舎
12	5	10:00 【講義】日本の民事調停 吉野孝義氏(弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科客員教授)	12:30 中之島合同庁舎	14:00 【講義】日本の訴訟上の和解 吉野孝義氏(弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科客員教授)	17:00 中之島合同庁舎
12	6	9:45 【講義】国際商事仲裁・調停 大貫雅晴氏(元日本商事仲裁協会理事)	12:30 中之島合同庁舎	14:00 【講義】日本の家事調停 国際協力部教官 東尾和幸	17:00 中之島合同庁舎
12	7	10:00 【訪問】公益社団法人民間総合調停センター 西田 寛(土地家屋調査士・民間総合調停センター理事)、黒田 愛(弁護士・民間総合調停センター運営委員)	12:30	14:00 【研修員発表・質疑】①ADRの現状・問題点、②バックログの原因・改善策 吉野孝義氏(弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科客員教授)、国際協力部教官	17:30 中之島合同庁舎
12	8	金 移動(大阪→東京)			
12	9	土			
12	10	日			
12	11	10:00 【講義】日本の調停人養成 稲葉一人氏(中京大学大学院法務研究科教授)	12:00 国際法務総合センター	13:30 【講義】日本の調停人養成 稲葉一人氏(中京大学大学院法務研究科教授)	17:00 国際法務総合センター
12	12	10:00 【訪問】東京地方裁判所	12:00	13:30 【講義】日本の民事事件管理 国際協力部教官 東尾和幸	15:30 16:00 【訪問】最高裁判所 赤れんが
12	13	10:00 【講義】日本の刑事手続 国際協力部教官 石田正範	12:00 赤れんが	12:20 法総研所長主催昼食会 法曹会館	13:30 14:00 【講義】日本のサイバー犯罪の現状と取組 中出功氏(警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐)
12	14	10:00 【講義】日本の刑事事件管理 国際協力部教官 石田正範	12:00 国際法務総合センター	13:30 【講話】日本の裁判所の長期未済事件削減の方策、裁判官の配置上の工夫等 大谷剛彦氏(元最高裁判所判事)	17:00 国際法務総合センター
12	15	金 総括質疑・意見交換 稲葉一人氏(中京大学大学院法務研究科教授)、国際協力部教官		12:30 13:30 評価会・修了式 JICA担当者	国際法務総合センター
12	16	土 出国 羽田空港			

第1回バングラデシュ法整備支援研修

1	クルスム・ウメイ
	Ms. KULSUM Ummey 法律・司法・国会担当省法務・司法局長 Joint Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
2	キブリア・ゴラム
	Mr. KIBRIA Md golam 司法行政研修機構研修部長 Director, Judicial Administration Training Institute
3	カビア・シャイク・フマユン
	Mr. KABIR Shaikh Humayun 法律・司法・国会担当省法務・司法局審議官 Deputy Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
4	イムティアズ・モハンマド・モーシェド
	Mr. IMTIAZ Mohammad Morshed 法律・司法・国会担当省法務・司法局副法務官 Deputy Solicitor, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
5	カデア・ファイサル・アティク・ビン
	Mr. KADER Faisal Atiq Bin 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
6	ビュヤン・ムハンマド・タレク・モイヌル・イスラム
	Mr. BHUIYAN Muhammad Tareq Moinul Islam 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
7	カリム・レザウル
	Mr. KARIM Md Rezaul 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
8	イスラム・アル・アサド・マハムデュル
	Mr. ISLAM Al Asad Md Mahmudul 司法行政研修機構研修副部長 Assistant Director, Judicial Administration Training Institute
9	ハサン・トイェブル
	Mr. HASAN Toyebul 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
10	ハビブ・カジ・ヤシン
	Mr. HABIB Kazi Yasin 全国法律扶助機構部長補佐(上席判事補) Assistant Director(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
11	レザ・サリム
	Mr. REZA Md Salim 全国法律扶助機構地方法律扶助官(上席判事補) District Legal Aid Officer(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
12	チャクラボルティ・シュブラ
	Ms. CHAKRABORTY Shuvra 全国法律扶助機構地方法律扶助官(上席判事補) District Legal Aid Officer(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
13	スルタナ・レズミン
	Ms. SULTANA Rezmin 主任大都市マジストレイト・ダッカ裁判所 特別大都市マジストレイト Special Metropolitan Magistrate, Chief Metropolitan Magistrate Court, Dhaka;
14	シュクナラ・ミスカト
	Ms. SHUKRANA Miskat ディナジプル地方裁判所判事補(法律扶助官) Assistant Judge/Legal Aid officer, District judge Court, Dinajpur District
15	ジャハン・ローシャン
	Ms. JAHAN Rawshan 全国法律扶助機構地方法律扶助官(判事補) District Legal Aid Officer(Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (ISHIDA Masanori), 東尾和幸 (HIGASHIO Kazuyuki)

主任国際協力専門官 /Senior Administrative staff 三浦寛史 (MIURA Hiroshi)

【人材育成研修】

平成29年度国際協力人材育成研修実施報告

さいたま地方検察庁越谷支部 検察事務官

矢部 貴志

第1 はじめに

法務省は、約20年前より独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する法制度整備支援のプロジェクトに協力するとともに、当省独自の支援を行うなどしてきたが、支援対象国が増加し、支援内容も拡大、複雑化していることから、法制度整備支援を適切に推進するためには、同支援に携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省法務総合研究所国際協力部は、平成21年より、法務・検察職員で法制度整備支援に関心を持つ者を対象に、同支援に関する講義を受けさせた上、開発途上国において同支援の現場実務を直接見聞させ、活動の実際を理解させるとともに、将来同支援に従事する際に必要な知識・技術を習得させることを目的として、毎年度1回国際協力人材育成研修を実施しており、今回が9回目となる。

第2 研修の概要

1 研修期間

平成29年11月5日ないし同月16日（移動日含む。）

2 研修場所

（1）国内研修

国際協力部（東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号国際法務総合センター国際棟）

（2）国外研修

ベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国

3 研修員

- ・前田 芳人（法務省民事局付）
- ・川野 麻衣子（法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第二係長）
- ・山崎 洋子（大阪地方検察庁岸和田支部検事）
- ・河野 龍三（鳥取地方検察庁検事）
- ・田中 隆士（旭川地方検察庁検事）
- ・矢部 貴志（さいたま地方検察庁越谷支部検察事務官）

4 研修内容（概要）

（1）国内研修（平成29年11月6日、7日、15日及び16日）

- ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義
- イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義

- ウ 国際協力専門官の業務に関する講義
- エ 国際協力部長による講話
- オ 国際協力部副部長による講義
- カ 国際連合研修協力部が実施する研修の聴講
- キ 資料整理, 研修レポート作成
- ク 総括質疑応答

(2) 国外研修 (平成29年11月8日ないし14日)

ア ベトナム

- ・ J I C A 長期派遣専門家との意見交換
- ・ J I C A ベトナム事務所訪問, 意見交換
- ・ 最高人民検察院訪問
- ・ ハイフォン市人民検察院訪問, 意見交換

イ カンボジア

- ・ J I C A 長期派遣専門家との意見交換
- ・ カンボジアにおいて活動する日本人弁護士との意見交換
- ・ カンボジア王立法律経済大学における講義及び意見交換
- ・ E C C C (カンボジア特別法廷) 訪問
- ・ カンボジア弁護士会訪問

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成29年11月6日 (月)

ア 講義「法務省の法整備支援」

国際協力部前田澄子教官から, 法務省による法制度整備支援について, 法制度整備支援の意義, 他国と比較した日本の支援の特徴, 支援への国際協力部の関わりなどを中心に講義を受けた。

イ 講義「各国法整備支援の概要1」

国際協力部の石田正範, 横山栄作, 廣田桂, 前田澄子各教官から, ネパール, インドネシア, ミャンマー, バングラデシュ, カンボジア及びラオスにおける法制度整備支援の経緯, 状況, 成果等について講義を受けた。

ウ 講義「国際協力専門官の業務」

国際協力部三浦寛史主任国際協力専門官から, 同部における国際協力専門官の業務や役割等について講義を受けた。

(2) 平成29年11月7日 (火)

ア 講話

森永太郎国際協力部長から, 法制度整備支援の歴史やベトナム及びカンボジアの法制度などについて講話を受けた。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤浩之国際協力部副部長から、ラオスに長期派遣専門家として滞在した際の経験を踏まえつつ、長期派遣専門家の役割や必要な能力などについて講義を受けた。

ウ 講義「各国法整備支援の概要2」

国際協力部の岩井具之教官から、ベトナム及び東ティモールにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について講義を受けた。

エ 国際連合研修協力部が実施する研修の聴講

国際連合研修協力部による汚職防止刑事司法支援研修が同時期に実施されていたことから、同研修を聴講した。

オ 海外研修オリエンテーション

廣田教官及び三浦主任国際協力専門官から、国外研修の心構えや生活面での注意事項等の伝達を受けた。



【国内研修の国際協力部長講話の様子】

2 国外研修

(1) 平成29年11月8日(水)

ベトナム長期派遣専門家との意見交換

塚部貴子長期派遣専門家・チーフアドバイザー、松尾宣宏長期派遣専門家、塚原正典長期派遣専門家及び鎌田咲子長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の具体的な業務、業務における困難さなどについて説明を受けた上で、意見交換会を実施した。

(2) 平成29年11月9日(木)

ア JICAベトナム事務所訪問・意見交換

JICAベトナム事務所を訪問し、岩間望次長らから、同事務所や日本の対ベトナムODAの概要などについて説明を受けるとともに、意見交換会を実施した。

イ 最高人民検察院訪問

最高人民検察院を訪問し、同検察院のレ・ティエン局長らと面談した。

(3) 平成29年11月10日(金)

ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換

ハイフォン市人民検察院を訪問し、同検察院のグエン・ティ・ラン長官らと意見交換会を行い、その後、昼食会に招かれた。



【長期派遣専門家との質疑応答の様子】

【最高人民検察院(ベトナム)訪問時の様子】

(4) 平成29年11月13日(月)

ア カンボジア長期派遣専門家との意見交換

内山淳長期派遣専門家・チーフアドバイザー、篠田陽一郎長期派遣専門家及び川口裕子業務調整員から、カンボジアにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役割などについて説明を受けた上で、意見交換会を実施した。

イ 在カンボジア日本人弁護士との意見交換会

以前、長期派遣専門家としてカンボジアに派遣され、派遣が終了した後も同国でリーガルコンサルタントとして活動されている嶋貫賢男弁護士から、現在の業務内容等について説明を受け、それを踏まえて意見交換会を行った。

ウ カンボジア人弁護士事務所訪問

国際協力部の研修に参加したこともあるイブ・ポリ弁護士及びテップ・ボパール弁護士夫婦が開設した事務所を訪問し、現在の活動状況について説明を受けた。

エ カンボジア王立法経大学講義・意見交換

カンボジア王立法経大学内に設置され、学生に対して、日本語で日本法の教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センターを訪れ、同センターの学生に対し、研修員が「日本の民事訴訟における弁論主義」及び「日本の民事訴訟における事実認定」というテーマで日本語による講義を行った。

日本語による講義であり、内容も専門的であったが、多くの学生から活発に質問がなされた。



【長期派遣専門家との質疑応答の様子】



【カンボジア王立法律経済大学での講義の様子】

(5) 平成29年11月14日(火)

ア ECCC(カンボジア特別法廷)訪問

カンボジア特別法廷(クメール・ルージュ政権が行った虐殺行為等の重大な犯罪について、同政権の上位の責任者を裁くこと目的として、国連の関与の下で設置された特別裁判所)を訪問し、同裁判所設置の沿革、裁判の状況などについて説明を受けた上、法廷等の施設を見学した。

イ 「キリングフィールド」見学

クメール・ルージュ政権下で虐殺が行われた場所の1つであるプノンペン近郊の「キリングフィールド」を見学した。

ウ カンボジア弁護士会訪問

カンボジア弁護士会を訪問し、ブン・ナビナ副事務局長らより、弁護士会の現状等について説明を受け、意見交換を実施した。

3 国内研修後半

(1) 平成29年11月15日(水)

資料整理、レポート作成

(2) 平成29年11月16日(木)

ア 課題発表・総括質疑応答

研修員が本研修の所感等を述べ、伊藤国際協力部副部長をはじめとする国際協力部教官と質疑応答を実施した。

イ 閉講式

第4 所感

本研修では、研修員6名(裁判官出身検事1名、法務事務官1名、検事3名及び検察事務官1名)が、国内研修で各国に対する法制度整備支援の歴史、現状、課題などの基礎知識を学んだ上で、国外研修としてベトナム及びカンボジアに赴き、法制度整備支援の現場を実際に見聞した。

過去の国外研修は、これまで第1回から第4回までベトナム、第5回から第7回までカンボジア、第8回がベトナム及びラオスで実施された。

前回に引き続き今回も2か国訪問したわけであるが、ベトナム及びカンボジアは、法制度整備支援の支援対象国としての歴史が長いという共通点がある一方、政治体制や法制度などが異なることから、両国の比較をしながら法制度整備支援の現場を見聞することができ、同支援に対する理解をより深めることができた。

本研修で長期派遣専門家らの活動を直接見る機会や法制度整備支援プロジェクトのカウンターパートと意見交換等をする機会を与えられたことにより、当職をはじめ、研修員は、法制度整備支援に携わる人々の熱意や苦勞、カウンターパートの日本に対する感謝や今後の要望などを抽象的にではなく、肌で感じることができた。

また、我々研修員は、本研修で様々な人に出会い、様々な経験をする中で、単なる傍観者ではなく、自己が長期派遣専門家、国際協力部教官、国際協力専門官といった立場になった場合に、どのように法制度整備支援に関わっていくか考えるようになった。

これまでの国際協力人材育成研修参加者の中から、既に7名が国際協力部に配属されていると伺っている。

本研修の研修員は、それぞれ官職や採用区分が異なるが、研修中はそのような枠を超えて固い絆で結ばれた。

そのような研修員と今後国際協力部で再会し、共に法制度整備支援活動に関わっていければ幸いである。

第5 添付資料

- 1 日程表
- 2 研修員名簿

平成29年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜	午前	12:00	午後	18:00	備考	
11 / 日 5		16:00 法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮				東京泊	
11 / 月 6		9:45 研修員 挨拶 部長室ほか 国際協力部	10:00 研修員自己紹介等 国際協力部	10:45 講義「法務省の法整備支援」 国際協力部教官(前田教官) 国際協力部	13:00 講義「各国法整備支援の概要1」 国際協力部教官(石田教官, 横山教 官, 前田教官, 廣田教官)	16:00 講義 「国際協力専門官の業務」 三浦国際協力専門官 国際協力部	東京泊
11 / 火 7		9:45 講話 国際協力部長 国際協力部	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」 国際協力部副部長 国際協力部	13:00講義「各国法整備支援の概要2」 岩井教官 国際協力部	15:00 海外研修オリエンテーション 国際協力部教官(担当教官) 国際協力専門官(担当専門官) 国際協力部	東京泊	
11 / 水 8		羽田空港発 ハノイ着 日本(東京)8:55発 ベトナム(ハノイ)13:10着(便名NH857/V)			15:30 意見交換 ベトナム長期派遣専門家 ベトナムJICAプロジェクト事務所	ハノイ泊	
11 / 木 9		10:00 JICAベトナム事務所訪問・意見交換		14:00 最高人民検察院(SPP)訪問		ハノイ泊	
11 / 金 10		10:00 ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換		ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換		ハノイ泊	
11 / 土 11		ハノイ発 プノンベン着 ベトナム(ハノイ)9:40発カンボジア(プノンベン)13:00着(便名VN921/R)				プノンベン泊	
11 / 日 12						プノンベン泊	
11 / 月 13		9:00 意見交換 カンボジア長期派遣専門家ほか カンボジアJICAプロジェクト事務所	10:30 在カンボジア日本人弁護士との意見交換	14:00 カンボジア王立法律経済大学講義「弁論主義及び事実認定について」・意見交 換		プノンベン泊	
11 / 火 14		9:00 ECCC訪問		15:30 カンボジア弁護士会(BAKC)訪問	カンボジア弁護士会	カンボジア(プ ノンベン)22:50発 (便名NH818/V)	
11 / 水 15		日本(成田)6:30着 (便名NH818/Q)	資料整理・レポート作成			東京泊	
11 / 木 16		9:45 課題発表・総括質疑応答 国際協力部		13:15 閉講式 国際協力部	原庁へ		

平成29年度国際協力人材育成研修員名簿

List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

1	前田 芳人
	Mr. MAEDA Yoshihito
	法務省民事局付 Government Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
2	川野 麻衣子
	Ms. KAWANO Maiko
	法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第二係長 Chief of the Second Policy Promotion Section, Human Rights Dept., the General Affairs Division of Human Rights Bureau, Ministry of Justice
3	山崎 洋子
	Ms. YAMASAKI Yoko
	大阪地方検察庁岸和田支部検事 Public Prosecutor, Kishiwada Branch, Osaka District Public Prosecutors Office
4	河野 龍三
	Mr. KONO Ryuzo
	鳥取地方検察庁検事 Public Prosecutor, Tottori District Public Prosecutors Office
5	田中 隆士
	Mr. TANAKA Takashi
	旭川地方検察庁検事 Public Prosecutor, Asahikawa District Public Prosecutors Office
6	矢部 貴志
	Mr. YABE Takashi
	さいたま地方検察庁越谷支部検察事務官 Public Prosecutor's Assistant Officer, Koshigaya Branch, Saitama District Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 廣田 桂 (HIROTA Kei)

主任国際協力専門官/Senior Administrative Staff 三浦寛史 (MIURA Hiroshi)

平成29年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付

前田 芳人

第1 はじめに

平成29年11月5日から同月16日までの約10日間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

本研修は、国際協力部における国内研修に加え、国外研修として法制度整備支援の相手国（ベトナム及びカンボジア）を訪問し、長期派遣専門家や相手国の関係機関（カウンターパート）の方々との意見交換等を通して、法制度整備支援の実情を直接見聞するというものであった。

本報告では、国内研修及び国外研修の概要並びに私の所感を報告する。

第2 国内研修

国内研修では、2日間をかけて、法制度整備支援に関する基本的な知識を得るため、国際協力部の教官及び専門官から、日本の法制度整備支援の概要や長期派遣専門家の役割、国際協力部の業務内容等について講義を受けた。

支援の概要に関する講義では、本研修の訪問先であるベトナム及びカンボジアのほか、ラオス、ネパール、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、東ティモールの各国における活動（プロジェクト）の実績や現状について説明を受けた。既に基本法の整備を終えて訴訟手続の運用改善等の支援を行っている国がある一方で、民法・民事訴訟法等の基本法の起草支援をする段階にある国もあり、それぞれに異なる政治・経済情勢にも応じて、様々な課題に取り組んでいる状況を知ることができた。特に印象的であったのは、日本の法制度整備支援においては、日本の制度をそのまま提供するのではなく、各国の要望や実情に即して、適切な法律や運用の在り方を考えるという姿勢で活動が行われているということであり、この点は私の法制度整備支援に対するイメージを変えるものであった。そして、そのような姿勢で各国のニーズに合った支援を行うためには、各国の歴史や地理、政治体制等について十分な基礎知識を持つことが必要であることも認識することができた。

また、部長・副部長からは、教官及び長期派遣専門家として法制度整備支援に関与してきた経験を踏まえ、ベトナム及びカンボジアの法制度の特徴等や長期派遣専門家の業務について講義をしていただき、その後の国外研修を充実したものとするために、大変参考になった。

第3 国外研修

1 ベトナム

ベトナムにおいては、まず、JICAプロジェクト事務所において、長期派遣専門家の方々から、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの概要等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

ベトナムにおいては、これまで20年以上にわたり法制度整備支援が続けられ、民法改正等により基本法の整備は概ねできており、現プロジェクトでは、法令間の不整合等を抑制・是正し、法令の適切な理解と統一的な運用のための法令審査能力強化等を目的とした取組がされているとのことであった。また、現プロジェクトでは、各種取組を通して、人材育成に重点が置かれているとのことであった。長期専門家の方々からは、現地での活動に当たっても、20年以上にわたる日本の法制度整備支援の活動の実績とその間に相手国に即した制度はどのようなものであるかを真剣に考える姿勢を持ち続けてきたことが、カウンターパートの高い信頼を得ていると感じる場面は多いとの話も聞くことができた。他方で、自国の法令の基本的な概念についても理解が不足している場面がみられることや、言語の問題によって、解決すべき問題点の把握・共有が難しいと感じることもあるとの話も聞くことができ、相手国の実情に即した支援の困難さが窺えた。

その後、JICAベトナム事務所を訪問し、インフラ整備等を含めた支援活動の現状について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

JICAベトナム事務所では、ベトナムの経済の発展は著しく、今後は支援の対象ではなく、ベトナムが自力で資金調達をし、日本企業の有力な投資先になることも期待しているが、他方で、法制度整備等のソフト面の支援については、インフラ整備等と比べて、より長期間にわたって必要とされるのではないかとの話を聞くことができた。法制度整備支援の関係では、JICAベトナム事務所は、長期派遣専門家とカウンターパートとの調整等の役割を担っているとのことであったが、ここでも日本の法制度整備支援が高い信頼を得ているとの話を聞くことができた。特に印象的であったのは、現地での活動に当たって、人種や文化等の違いによって苦勞を感じることはないと言われたことであった。その趣旨は意思決定の仕組みが異なることを意識して適切な働きかけの仕方を考えて対応すればよいということであったが、そのような発想は、これまでに先輩の裁判官から適切に訴訟手続を運営していく上で重要な考え方であると聞いてきたものと共通しているところがあり、現在の私の職務においても、将来裁判官として訴訟手続を適切に運営していく上でも、意識しておくべきものであると改めて感じた。

さらに、現プロジェクトの支援対象機関である最高人民検察院（SPP）に対する表敬訪問を行い、関係部局の局長等から、日本のベトナムに対する法制度整備支援に対する所感等について話を聞いたほか、前プロジェクトにおいてパイロット地区として支援活動の対象としていたハイフォン市人民検察院を訪れ、同院長官等と意見交換

を行った（なお、ベトナムでは、職権主義的な刑事手続が採用され、刑事事件における検察官の役割が日本とは大きく異なるほか、検察官は民事事件や行政事件について裁判所を検察する役割も担っている。）。

S P P及びハイフォン市人民検察院とも、研修員という立場の我々に対して、局長や長官をはじめとする多くの方々に対応していただき、大変な歓迎をしていただいた。S P Pにおいては、ベトナムにおける犯罪の特徴や検察官の育成、検察官を補佐する検査官の役割を含めた人民検察院の体制など、人民検察院の実情を聞くことができた。また、ハイフォン市人民検察院では、当地の犯罪の実態や検察官の能力向上、訴訟手続の運用改善への取組などを聞くことができた。例えば、日本の取調べの手法を参考にし、模擬裁判等を通じて尋問技術を学ぶなどして、捜査・公判の能力向上に努めており、実務の運用においても、証人尋問はまず裁判官が行い、検察官は補充的に尋問をするにとどまるのが標準的なものである中で、証人尋問において検察官がしっかりと尋問をしていくことを試みており、裁判官も検察官に十分な尋問時間を与えてくれるようになっているとのことであった。このほか、いずれの機関においても、日本の法制度整備支援に高い信頼を寄せており、今後の支援について高い期待を持っている旨が示された。そうした発言だけでなく、我々に対しても人や時間を割いて歓迎してくださったことや研修員に同行してくれた長期派遣専門家の方々とのやり取りを見ても、長期派遣専門家の方々から築いた人的な信頼関係、そして日本という国に対する信頼の深さを感じることができた。また、日本の支援を受けつつ検察官の能力向上に積極的に取り組んでいることや、日本と異なる職権主義的な刑事手続の下でも、日本での研修等を参考にして手続の運用の改善に取り組んでいることなど、日本の法制度整備支援の成果を具体的に聞くこともできた。

ベトナムへの訪問の全過程を通して、20年以上にわたって支援を続ける中で、ベトナムの実情に合った制度の在り方を模索してきた日本の姿勢が高い信頼を得ていることを実感することができた。他方で、ベトナムにおける法制度整備の課題として、当初の立法計画に従って「あるべき姿」が探求されるあまり、運用が困難な制度ができてしまうことがよく見られるということが挙げられていた。例えば、刑事訴訟法では取調べの録音録画が定められたものの、いまだに必要な機材が整備されておらず、当初予定した新法の適用日からの運用開始は難しいのが現状であるとのことであった。この点は課題でもあるが、特に法的な思考が根付いていない社会では、法制度を整えた上で適切な運用に導いていくことが必要な場面もあるように思われ、理想を追求しつつも運用可能性を保つというバランスが重要になると考えられた。

2 カンボジア

カンボジアにおいても、まず、J I C Aプロジェクト事務所において、長期派遣専門家の方々から、カンボジアにおける法制度整備支援プロジェクトの概要等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。そして、それに続けて、カンボジアで活動する日本人弁護士（前長期派遣専門家）の方との意見交換を行った。

カンボジアにおいては、ポル・ポト政権下の虐殺により法律家を含む知識人のほとんどが殺害されたため、法制度整備や運用を担う法曹がほとんどいない状況から支援が始められ、これまでに日本の支援を受けて民法・民事訴訟法等の起草がされ、法制度の整備自体は進んでいるが、整備した法制度の国民に対する普及が課題となっているとのことであった。そのため、現プロジェクトにおいては、民事事件手続に関する書式例を準備することや判決書等の公開手続を確立し、その公開を開始することに取り組み、民法・民事訴訟法に従った適切な実務の基礎が確立されることが目的とされているが、国民の中には紛争を法的手段で解決するという意識が高くない者も多い(法律家に相談するとか、裁判所に訴えを提起するのではなく、村長の裁きに委ねるようなことが多い)ということであり、法制度を国民一般に広く普及させるのは容易でないものと思われた。また、ここでも、長期派遣専門家の方から、プロジェクトを円滑に進めるには何よりも人と人との関係が大事であるとの話があったことが印象的であった。

その後、現地で開業するカンボジア人の弁護士事務所を訪問した。この弁護士の方は、日本の支援プロジェクトの人材育成の対象として法律を学んだ方であり、現在は、弁護士や学生に対して無料で民法等を教えるセミナーを開催しているとのことであった。このことについては、長期派遣専門家の方も、法制度整備支援の成果がカンボジア国民の手によって次につながる形となっており、理想的な展開であると評価されていた。

さらに、本研修では、カンボジア王立法律経済大学の日本法教育研究センターを訪問し、他の研修員と共に、同センターに所属する学生に対して民事訴訟に関する講義をする機会を得た。同センターに所属する学生は、大学の本科授業のほかに、課外授業として日本語と日本法を学んでおり、その卒業生にはJICAプロジェクト事務所のスタッフとして勤務している方もいるとのことであった。同センターの教育課程では、国際協力部で作成した教材も活用されているとのことであり、法制度整備支援の活動が人材育成という面で大きな成果を上げていることが実感された。プロジェクトを円滑に進めるに当たっては、現地の言語と法律、日本語と日本法のいずれも理解することができる人材は得がたいものであり、法制度整備支援の活動が人材育成の面で成果をあげ、その人材育成の成果が日本の法制度整備支援に多大な貢献をしているという好循環が生まれているものと思われた。なお、今回の講義も日本語で行ったが、学生たちからは、しっかり予習をして講義に臨んでいる様子や講義の内容を理解しようと努める姿勢が強く感じられて、ありがたい思いであったが、それと同時に、より分かりやすい講義ができなかったかと反省する思いもあった。学生たちの姿に良い刺激を与えられるとともに、カウンターパートから直接に話を聞くだけでなく、法制度整備支援の成果が実際に活かされている現場を見ることができるといった貴重な機会であった。今後の国際人材育成研修に参加する研修員に対しても、是非とも同様の機会を与えていただければと思う。

また、本研修の最後にカンボジア弁護士会を訪問した。カンボジア弁護士会は、比較的歴史の浅い機関ではあるが、現会長の下で組織改革が進められ、現在は政府から金銭面での支援を受けつつ、貧困層や地方に法律サービスを提供する取組を進めているところであるとのことであった。もっとも、国民には弁護士に紛争解決を依頼しようとする意識が高くなく、弁護士の人数もそれほど多くないとのことであり、法律サービスの価値を国民に見出してもらうことには、なお時間が必要であるように思われた。そうした中で、日本において生じている問題やその解決策について質問があるなど、弁護士の在り方を真剣に考えていることが感じられた。また、ここでも人材育成の面での日本の支援は歓迎しているとの発言があった。

なお、本研修では、ECCC（カンボジア特別法廷）を訪問し、キリングフィールドを視察する機会を得た。これらは法制度整備支援と直接的に関係するわけではないかもしれないが、法制度整備支援に当たって現地の歴史や文化を知ることは重要であり、その意味でも、カンボジアの歴史的事実に触れられたことは非常に良い機会であった。

第4 所感

本研修の全体を通じて最も感じたことは、日本の法制度整備支援がベトナム・カンボジア両国において着実に成果を上げているということである。約1週間の滞在であったため、法制度の実際の運用等を見る機会はなかったが、いずれの国でも、日本にいてはあまり見ることができなかつたと思われる形で、日本の法制度整備支援が人材育成の面で相当の成果を上げている様子を見ることができた。特に、カンボジアにおいては、カンボジア人同士でのセミナーが開催されるなど、日本からの支援を直接に受けるだけでなく、それを離れて自ら後進を育成しようとする姿勢も見られ、支援が根付いていることが感じられた。こうした成果を目に見える形で（定量的に）示すことは困難な面があり、プロジェクトの成果が評価されにくいことは長期派遣専門家の方々にとっても大きな悩みであるとのことであった。すぐに適切な評価の方法は考えつかないところであるが、目に見えにくい部分もしっかりと評価され、ベトナム・カンボジアに限らず、必要な法制度整備支援が継続して行われるようになってもらいたい。

本研修においては、ベトナムとカンボジアの2国を訪問したが、支援の段階が異なる両国の法制度整備支援の実情を見ることができ、両国の町中の様子の違いを含めて、異なる国の現状に触れることができたことは、良い経験になった。

また、法曹に関わる仕事として見た時に、法制度整備支援に関わる仕事が非常に興味深くやりがいのある仕事であるということも感じた。長期派遣専門家の方々には、現地の言語でカウンターパートと日常的なコミュニケーションをとっているようであり（ベトナム及びカンボジアにおいては、英語は相手にとっても母国語でないため、英語でのコミュニケーションは齟齬が生じやすいとのことであった。）、そうした言語の習得を含めて、全く異なる文化や考え方を持つ相手とのコミュニケーションには苦勞する場面も多

いと思われるが、その仕事の内容は国の制度を作り、国を支える人材を育成するものであり、その成果は多大であると実感されるものであった。カウンターパートの方々の話には過去に長期派遣専門家として勤務した方々の名前が出てくることも多く、相手の記憶にしっかりと残る職務であると感じることもあった。また、その職務に当たっては、多くのカウンターパートと調整を図りながらプロジェクトを進めていく調整能力や、スタッフと共にプロジェクト事務所を運営していく経営能力等の面で高い能力が求められるが、これらの能力は法曹として高い水準で職務を行う上でも共通して必要な能力であり、法曹としての能力が活かせる部分もあるように感じた（他方で、長期派遣専門家の職務を通じてこれらの能力を向上させることは、その後の法曹としての職務の質の向上にもつながることと思う。）。

他方で、支援の段階が進んでいるベトナムにおいても、法制度の適切な運用のためには、まだ課題が多く、また、日本でも同様であるが、社会経済の発展に従って、それに対応する必要性も高くなるものと思われる。その意味で、法制度の発展には完成はないところ、どのように関わっていくのかは解決困難な課題となるように思う。加えて、各国の実情に応じた支援を掲げる以上は、他国での成功体験をその後別の国の支援につなげることができにくく、多くの支援対象国において、それぞれ手探りで支援活動を進めざるを得ないという難しさもあるのではないかと感じた。

本研修を通じて、日本の法制度整備支援においては、日本の制度をそのまま提供するのではなく、各国の要望や実情に即して、適切な法律や運用の在り方を考えるという姿勢で活動の計画が立てられ、実際に現地の長期派遣専門家の方々においてもその姿勢が共有されていることを実感することができ、私はその姿勢を非常に好ましいものと感じた。しかし、その旨を帰国後の報告の場でも述べたところ、日本の制度をそのまま提供する形での支援の方が有用な場合もあるとの指摘をいただき、実際に活動を進める中では、基本的な考え方も見つめ直しながら、最善の方法は何かを模索しているのではとの印象を強めた。

第5 終わりに

以上、雑多な所感を述べたが、本研修は、法制度整備支援に全く縁のなかった私にとって、非常に新鮮で、得がたい経験であった。今後、私自身が法制度整備支援に関わる機会があるかは分からないが、裁判官・検察官の同僚が法制度整備支援に興味を持ち、長期派遣専門家やその他の形で法制度整備支援に関わることを希望する者も出てくるように、本研修で得た知見や法制度整備支援の魅力を伝えていきたい。そして、本研修と同様の研修を是非とも後輩にも体験してもらいたい。

最後になったが、本研修の準備を含めて本研修に多大な時間をかけていただいた国際協力部の皆様、長期派遣専門家を始めとする JICA プロジェクト事務所の皆様、本研修を引率して下さった廣田教官、三浦主任国際協力専門官、業務多忙の中、本研修に送り出してくれた民事局の皆様に心から感謝申し上げます。

国際協力人材育成研修に参加して

法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室

施策推進第二係長 川野麻衣子

1. はじめに

当職は、平成29年11月5日から16日までの間、法務総合研究所国際協力部が主催する国際協力人材育成研修に参加する機会を得た。

同研修は、国際協力部において法制度整備支援の概要等について講義を受ける国内研修と、法制度整備支援の現場を実際に訪れ、支援の対象者（カウンターパート）との意見交換等を通じて法制度整備支援の現状について学ぶ国外研修とに分けられ、その両方を通じて法制度整備支援の基礎知識を習得することを目的として実施されたものである。

本稿では、同研修の概要及び同研修を通じて、当職が法制度整備支援について認識を新たにした点並びに国外研修として訪問したベトナム及びカンボジアに共通する法制度整備支援の今後の課題と考えられる点について記載したい。

なお簡単に当職のバックグラウンドを申し上げておくと、法務省民事局に採用されてから10年強、行政官として法務省や法務局の業務に携わった他、他省庁出向時には国際業務を担当したり、英国への留学経験もあり、「国際」と名のつくものには相当程度の興味がある。もちろん法務総合研究所国際協力部の存在も知っていたし、その業務についても興味を持っていたが、法制度整備支援は「外国に行って法律作成をしている、法律家でない私には縁のなさそうな取組である」というのが本研修に参加するまでの率直な感想であった。

2. 研修の概要

研修の初めの2日間は法務総合研究所国際協力部において、法制度整備支援の基礎的な情報について講義を受けた上で、現在、支援が行われているベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス、東ティモール、バングラデシュ、インドネシアといった様々な国における支援の概要等について講義を受けた。

法制度整備支援は、政府開発援助（ODA）の技術協力に位置づけられ、検察官、裁判官及び弁護士といった専門家の国外への派遣だけでなく、法務総合研究所国際協力部において支援対象国の研修員を受け入れる本邦研修や支援対象国において実施する様々なプロジェクトの組み合わせによって成り立っており、各国ごとに必要に応じて異なる支援が展開されている。本研修に参加するまでは、各国一律の支援を実施しているものと思っていたが、各国ごとに異なるプロジェクトが進められていること、また支援対象国が想像していた以上に多くあることに衝撃を受けた。さらに、支援に当たって、支援対象国の政治や経済、歴史的な背景等を踏まえ、かつ支援対象国の要望も汲み取っ

た上で必要なプロジェクトを展開していることが分かり、価値観や法制度の押しつけではない、支援対象国に寄り添った支援が行われているということ強く感じた。

続いて、研修3日目からの7日間で、ベトナム及びカンボジアを訪問し、法制度整備支援に携わる方々との意見交換を行い、「現場」を体感させていただいた。

ベトナムは、日本が初めて法制度整備支援を実施した国であり、支援は20年以上続いている。そのため、既に基本法の起草支援を終え、支援の対象は法令間の不整合の解消や人材育成に移っており、さらにはこの先、支援を継続するか否かも含めた支援の在り方をも検討すべき状況にある。このような中、現地では長期派遣専門家やJICA現地事務所職員と意見交換を行った他、法制度整備支援のカウンターパートである最高人民検察院及びハイフォン市人民検察院を訪問し、主に刑事法の整備支援の現場を見せていただいた。

一方カンボジアは、法制度整備支援を開始してから10年弱が経過したところで、民法、民事訴訟法等の起草を終え、実務の運用改善のためのプロジェクトを実施している段階である。また、ポルポト政権の大量殺戮によって法律家がほぼいない状況となってしまったことから、法律家の養成も支援の大きなポイントとなっている。現地では、長期派遣専門家との意見交換のほか、弁護士と意見交換をさせていただく機会が多く、カンボジア弁護士会、カンボジア人の弁護士、カンボジアで活躍する日本人弁護士とそれぞれ意見交換を行った。また、王立法律経済大学において、日本語で日本法を学習する大学生に対して、日本の民事訴訟法についての講義を行う機会もあり、民事法の整備支援の現状を伺い知ることができた。さらに、カンボジア特別法廷及びキリングフィールドといったカンボジアの悲惨な歴史に関する場所も訪問することができ、得がたい経験をすることができた。

ベトナム及びカンボジアからの帰国後には、各研修員が本研修で得た知識や経験を報告会において共有し、12日間のプログラムが終了した。

3. 法制度整備支援についての新たな認識

前述のとおり研修期間中は様々な方から様々なお話を伺ったが、その中で、法制度整備支援について認識を新たにしたい2点をここでは記載したい。

(1) 「支援」であり「整備」ではないこと

本研修に参加するまで、法制度整備支援とは日本側が主に法律を作って相手国に適用して終わり、という形の取組だと思っていたが、欧米の支援がそのような形式であり、日本の支援はそれとは異なるということが分かった。支援の核となるものはやはり法律案の起草ではあるが、必要な法律の選定や法律案の起草の過程に現地の専門家を交えて一条ずつ検討を重ねるなど法律案を成立させるためにはカウンターの能動的な行動が必要となり、あくまで、支援対象国の自主性を重んじた「支援」であって「整備」そのものを行うわけではないということを認識した。

支援対象国の必要としていることを汲み取って、その中で最善の方法を一緒に検討

しプロジェクト化していること、また、法律が施行された後もその運用について支援しているという寄り添い型の活動であるということは、本研修を受けて初めて分かったことである。

寄り添い型の支援であるがゆえに、カウンターパートがどれだけ積極的にプロジェクトに取り組むかという点も重要となる。カウンターパートが能動的に行動を起こさない限り、法律や政策等が完成しないばかりか法律等を運用できる有用な人材も育っていかない。

この点について、ベトナムではカウンターパートの積極性を見せていただくことができた。最高人民検察院では、自らの課題が法律の執行にあることを把握し、職員的能力向上を課題として掲げ、これについて今後も日本の支援が必要であるとの話があったし、ハイフォン市人民検察院でも、日本の支援のおかげで職員的能力が向上され、これからもこの取組を続けたいとの発言があった。ベトナムでは、既に法制度整備支援が開始されてから20年が経過しているという状況で、支援があることが前提となっただけのもの、カウンターパート自らが法制度を整備するという意識を持って行動する土壌ができあがっている様子が感じられた。

検察についてはこのように法制度整備支援による発展が感じられたところであるが、他方で、ベトナムでは検察官に比べて裁判官や弁護士の地位が低く、弁護士養成所の必要性が認識されず、未だに設立できていないとお話も伺った。支援する側としては必要性を認識しているものの、支援対象国には必要性が認識されない。ここに支援のジレンマがあり、裁判官や弁護士の重要性について認知度を少しでも上げるために努力したいとの長期派遣専門家のお話が心に残った。

(2) 法制度整備支援の評価の難しさ

続いて認識した点は、法制度整備支援の評価の難しさである。現在、私が在籍している人権擁護局では、国民に人権尊重の思想を普及させることを目的とした人権啓発の施策を行っているが、この施策により国民が人権の大切さを認識したかどうかは目に見えず、何をもちょう効果的な施策であるといえるのか評価が大変難しい。この経験から、法制度整備支援の評価方法にも興味があったところ、ベトナムの長期派遣専門家との意見交換においてこの点についてお話を聞くことができた。

法律の起草支援などであれば、法律案ができたことが一定の評価基準になりうる。しかし、法律案ができてそれを運用する側の検察官、裁判官、弁護士にその知識がなければ意味がない。では、その人材の育成については何をもちょう効果があったと評価すればよいのか。長期派遣専門家からは、名古屋大学が運営する日本法教育センターの取組は、目には見えないが成果が現れているのではないかという御意見があった。

この点については、実際にカンボジアで王立法律経済大学内にある日本法研究センター（C J L）の学生と交流する機会があり、学生達が大学の本科の授業に加えて、大学の単位にならないにもかかわらず、日本語や日本法を学び、将来は弁護士や検察

官になりたいという強い意志のもとC J Lに通っている姿を目の当たりにした。C J Lは、このような人材育成プロジェクトを複数国において展開していて、カンボジアにおいてはこれを10年間も続け、その卒業生は実際に弁護士や裁判官等になって活躍しているということである。このような「一定の知識を持つ者を何人養成した」という指標は法制度整備支援の評価基準となりうるのではないかと感じた。

また、カンボジアでは、JICAプロジェクトにかかわった現地の弁護士とも意見交換したが、彼らは、法制度整備支援により得た知識を次の世代に伝えるべく、「コントリビューションロー」という若手弁護士の育成事業を立ち上げて運営しており、数字で表すのは難しいが、明らかに法制度整備支援の成果が出ていると感じることができた。ただ、これをいかに数値化するかはやはりまだ難しい問題であると感じている。

4. 法制度整備支援の課題と今後への期待

次に、本研修を通じて法制度整備支援の今後の課題と思われた点及び期待される点について記載したい。

(1) 法律の運用支援を通じた社会環境の整備

本研修において、法律を作成する支援だけでなく、法律を運用していく人たちの能力向上のための支援が重要であることを認識したが、ベトナムにおいては、法律が施行されてから運用について考えることが通例であるという驚くような話を耳にして、運用していくことを念頭に置いた法律作成のあり方を社会全般に広めていくことは大きな課題であると思った。

また、カンボジアにおいても法律より先に省令が制定されたり、賄賂が横行していて裁判が正しく行われなかったりするとの話もあり、法律を運用するのに適した社会の仕組みを整えていくことも必要なことであると感じた。

ただ、社会の仕組みを変える可能性のあるプロジェクトについては、カウンターパートが積極的に取り組まないことは容易に想像できる。また、カウンターパートが取り組んだとしても、国会等において変革が進まず仕組みが整わないことも考えられる。この課題について、ベトナムでは、訪問したハイフォン市のようにパイロット地区を指定して、地方で成功した事例を国にも適用して少しずつ枠組みを改善していくという方法が採られていたが、このような小さな変革を積み重ね、法律を運用するのに適した社会的な環境を整えていくことが今後も重要であると考えられる。

(2) 法教育の必要性

法律を運用していく上では、法律を運用する側の能力向上も必要である一方で、国民一般に法律に関する知識を普及させるための法教育も必要だと感じた。カンボジアでは、未だに村長が内紛の裁定をしており、民事の事件が裁判にまで持ち込まれることは少ないと聞いた。また裁判になったとしても法律的判断が必要な事案はほぼないとのことであった。

現在でも、長期派遣専門家の方々が、支援対象国の各地域を飛び回ってセミナー等を開催されているというお話であったが、人的にも金銭的にも限界があるものと思われる。このような中、カンボジアでは、カンボジア弁護士会が地方において法律サービスを提供するための財団を組織して取組を進めているとのことであり、このような法制度整備支援から派生する草の根的な活動を通じて法教育が広まることにも期待したい。

(3) プロジェクトの拡大化

ベトナムでは、現在、中小企業関連の法律など日本の法務省が所管していない分野の法整備に着手し始めているとのことで、整備すべき法律の幅が着実に広まっていることを感じた。日本でも法律は様々な省庁で所管していることから、法制度整備支援にも今後複数の省庁がかかわっていく必要があるのかもしれない。

既に税務など一定の行政分野について J I C A による支援プロジェクトが立ち上がっているとのことであり、関連する日本の省庁が参加しているほか、現地におけるプロジェクト同士の交流も始まっているようである。しかし、ベトナムの J I C A 事務所の方からは、ベトナム国内でのプロジェクト同士の連携だけでなく、日本においても省庁同士の連携協力が必要ではないかとの示唆があった。

ベトナムにおける法制度整備支援の今後の在り方については検討が進められているとのことであったが、現地はもちろんのこと、日本において様々な省庁との連携を深め、法務省の所管の枠を超えた法分野の整備支援の在り方を考える必要があるのではないかと考える。その際に法務省ができることとしては、これまでの法制度整備支援で培った枠組みやノウハウを他省庁にも広め、リーダーシップをとっていくことではないだろうか。

他方で、基本法が制定されてしまえば、支援対象国が独自に法律を制定する力を身につけているのではないかと考えられるので、個別の法律の作成をどこまで支援するのかという線引きも難しいと感じている。

5. 最後に

最後に、法制度整備支援とは直接関係がないが、大学、大学院と国際人権法を学んできた当職にとって、カンボジア特別法廷を見ることができたのは大変有意義であったのでその点について記載しておきたい。今回、ポルポト政権の大量殺戮の歴史や背景等について一から勉強する機会を得て、大量殺戮は最大最悪の人権侵害であること、歴史を語り継ぐことによって同じ過ちを繰り返さないことが人権教育・啓発であって欠かせないものであることを改めて感じた。カンボジア特別法廷では、市民に対するスタディプログラムとして、市民を特別法廷に呼んで、同じ過ちを繰り返さないための教育が行われているとの話も伺った。同法廷は、将来的には終了してしまうものと思われるが、終了してもこのスタディプログラムは続いて欲しいと思う。

以上、雑駁ではあるが、本研修の概要及び本研修を通じて法制度整備支援について認識を新たにした点と今後の課題点について記載した。本研修を終えて、漠然としていた法制度整備支援のイメージがかなり明確になった。法制度整備支援は国際的な業務であり、魅力を感じてはいたものの、法律家でない者にできることはないのではないかと思っていたが、今後の課題点として記載した法律の運用や法教育を展開するための実務、関係省庁間の調整などであれば行政官であっても対応が可能であると分かった。また、プロジェクトの戦略的な運営にも寄与できるのではないだろうか。このような発見があったことは今回の研修の非常に大きな収穫であったと思うし、今後、機会があればこの業務に携わることができればと思っている。今回は貴重な経験をさせていただき大変感謝しているし、ぜひより多くの行政官にもこの研修に参加する機会が与えられることを願う。

最後に、本研修を支えてくださった廣田教官と三浦主任国際協力専門官、ベトナム及びカンボジアの長期派遣専門家の皆様、そして多忙な時期にもかかわらず研修に送り出していただいた人権擁護局の皆様に感謝を申し上げて本稿を終わりにしたい。

【海外出張】

世界銀行 Law, Justice and Development Week 2017に参加して

国際協力部教官

福岡文恵

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

2017年11月6日から同月10日まで、アメリカ合衆国のワシントン D.C.において、世界銀行（World Bank Group）が主催するシンポジウム Law, Justice and Development Week (LJD Week) 2017が開催され、法務省法務総合研究所国際協力部から、福岡文恵教官及び大西宏道教官が参加した。

LJD Week は、世界銀行が、開発における法的側面に関わる170を超えるパートナーの国際的な情報交換のプラットフォームである Global Forum on Law, Justice and Development (GFLJD) と連携して、法及び司法を扱う開発に関する専門家のコミュニティに呼びかけ、年1回開催しているシンポジウムである。法務省法務総合研究所は、GFLJD の一員であり、当部は2013年から LJD Week に参加しており、今回で5回目の参加となる。

今回の LJD Week 2017 のメインテーマは、Gender, Law and Development であり、68のセッションに185のスピーカーが参加し、約1,200の参加者が集まった。当部は、1日目から3日目まで参加し、当部の活動に関連するセッションを聴講するとともに、名古屋大学、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共同でセッションを実施した。以下、当部が参加した部分における概要を紹介したい。なお、本稿において、意見にわたる部分は私見に過ぎない。

第2 当部職員の実施したセッションについて

名古屋大学、JICA及び当部において共同提案し、名古屋大学の伊藤弘子特任准教授をモデレーター、JICAの田中由美子シニアジェンダーアドバイザー及び竹内麻衣子主任調査役並びに当部の大西教官をスピーカーとして、”Harmonizing Traditional Values with Modern Institutional Development; How Promotion of Gender Equality is Possible with Assuring Property Rights and Dispute Resolution – Lessons from Japanese Cooperation Projects in Asia and Africa.”（「近代的制度開発及び伝統的価値観の調和：財産権及び紛争解決におけるジェンダー平等の促進－アジア及びアフリカにおける日本の国際協力プロジェクトからの教訓」）と題し、ネパール、タンザニア及び東ティモールを題材として、法及び開発におけるジェンダー平等の関係及び実態に関し、法律による近代化の推進と慣習により守られる伝統との調和を保ちながら法制度を整備することの重要性等について発表を行った。

具体的には、JICAの竹内氏から、ネパールについて、我が国による民法の起草支援

において、地域のカウンターパートと協力して様々なステークホルダーと議論を行い、伝統的な概念及び法制度の近代化を両立させた経験に関する発表がされた。また、JICAの田中氏からは、タンザニアについて、我が国の支援によって生み出されたキリマンジャロ地方における農地の社会的及びジェンダー的な影響に関し、水田の再配分において女性の有する灌漑面積がどのように変化したか、女性の土地に対する地位及び価値観がどのように変化したか等の女性の財産権及びエンパワーメントの変化を示した調査結果の発表がされた。

当部の大西教官からは、東ティモールについて、地方において伝統的な紛争解決制度が重要視されている現状、その中のジェンダー平等の観点からの課題等を紹介し、そのような状況において、我が国が、東ティモール対して調停法に関する法整備支援をするに当たって、考慮している点等の発表がされた。その発表を通じて、特に、慣習と密接に関係する法制度の整備に当たって近代化の推進及び伝統の尊重の調和を図ることが重要であること、その支援においては、一定の価値観を押し付けるのではなく、現地の実情を綿密に調査し、関係者との協議を実施した上で、国際基準も踏まえ、法的考え方の選択肢を提供して、対象国の立案担当者の能力向上を図ることにより、対象国による主体的な立案を促すことが重要であること等を発言した。当部からの発表の後、東ティモール司法省の司法制度立案担当でジェンダー問題担当でもある法律諮問立法局長のネリンホ・ヴィタル (Nelinho Vital) 氏がビデオメッセージにより、東ティモールとして、近代的な調停制度の整備を図っているものの、伝統的な紛争解決制度を近代的な法制度にどのように取り込むべきか難しい現状がある旨を発表した。

聴衆は、世界銀行等の国際機関、各国の大学、NGO関係者等であり、熱心に聴講していた上、東ティモールにおける司法改革の内容等について質問が出るなど、当部の発表に対する関心の高さがみられた。



【名古屋大学、JICA及び当部のメンバー】

第3 聴講した主なセッションの概要について

1 Plenary Session

世界銀行上級副総裁兼グループジェネラルカウンセルのサンディー・オコロ (Sandie Okoro) 氏の挨拶で始まり、米州機構 (Organization of American States) マルチディメンショナルセキュリティ長官でグアテマラの司法長官でもあるクラウディア・パズ (Claudia Paz y Paz) 氏が、ラテンアメリカにおける女性に対する暴力の現状について基調講演を行った。

パズ氏は、暴力を受けた女性が司法による救済を求める上での問題点、また、女性に対する暴力を減らし、犯罪を未然に防ぐための手段として、何が機能して何が機能していないのかを見極めるとともに、事後的な司法救済手段を整備することが必要であること等を述べた。

最後に、世界銀行総裁のキム・ジムヨン (Jim Yong Kim) 氏は、ジェンダーに基づく暴力の防止及び平等の推進の重要性及び緊急性を強調し、法律及び正義が開発努力のあらゆる側面に浸透していることを確認した。

2 "Why Economic Empowerment for All Requires Equal Legal Capacity and Nationality Rights for Women" (「なぜ経済的エンパワーメントは女性の法的能力の平等及び国籍を必要とするのか」)

UNHCR, UN Women, NGO等の職員によるセッションであり、子ども及び外国人の配偶者に国籍を与える権利を含む国籍に関する女性の法的能力を制限している国が世界に25か国あること、不公正な国籍法は行動の自由すら制限されるなど様々な影響が生じること等の現状を説明するとともに、国籍法におけるジェンダー差別を解消するための国際行動を推進する国籍平等のためのグローバルキャンペーン、中東及び北アフリカにおける平等を追求する女性の市民活動に対する支援等のケーススタディを通じて、どのようにすれば法的改革が達成できるかについて議論された。

3 "Women's Right to Land and Property : Legal Basis for Empowerment and Business" (「土地及び財産に対する女性の権利：エンパワーメント及びビジネスのための法的基盤」)

世界銀行の職員らによるセッションであり、発展途上国における土地及び財産をめぐる女性の権利の現状及び取組に関する発表及び議論がされた。女性が、法的に、金融機関の口座を持つことができない国、財産を所有することができない国等が紹介された上、女性の財産権に対する法的認知が高まることが女性のエンパワーメント及び解放に積極的な影響を与えること等が主張された。世界銀行からは、財産権及び女性のエンパワーメントとの相互依存性をより深く理解するために、女性、ビジネス及び法律の統合的なプロジェクトに取り組んでいる旨の紹介があり、公証人国際連合 (International Union of Notaries) からは、公的なかたちでジェンダー平等を規律するドゥ・ジャール法の実施及び普及が重要である旨の意見があった。

4 "Women's Access to Justice in Fragile, Conflict and Crisis Situations: Backlash, Progress and Ways Forward – A Focus on Gender-Based Violence" (「脆弱、紛争、危機の状況における

女性の司法へのアクセス：バックラッシュ、進歩と今後の方向性 - ジェンダーに基づく暴力に焦点を当てて」)

国際女性判事連盟 (International Association of Women Judges), UN Women 及び世界銀行の職員によるセッションであり、脆弱な又は紛争中の危機的状況の国における女性に対する正義を確保することが重要でありながら、これらの場面における女性の司法へのアクセスを確保することがあえて避けられてきた現実があること、特に、ジェンダーに基づく暴力に関する女性の司法へのアクセスにおいて、この問題が顕著に表れていること等について議論がされた。

5 ”Education, Law, and Land Ownership” (「教育, 法律, 土地所有権」)

国際通貨基金 (IMF) の職員が、貧困削減戦略の一環として無料の教育制度を導入したケニア、タンザニア及びウガンダにおける女性の土地及び住宅所有の割合を比較し、教育が女性の土地及び住宅所有を高めることにつながることを発表した。



【Plenary Session の様子】

第4 おわりに

法整備支援を実施するに当たっては、法と開発の分野における国際的潮流を把握する必要がある。今回の LJD Week 2017 のメインテーマはジェンダーであって、当部はジェンダーに焦点を当てて活動してはいないが、ジェンダー問題の主流化が言われる国際場裡で活動を実施するに当たって、ジェンダー問題を含む国際的潮流を把握することは重要である。このため、今回の LJD Week 2017 に参加し、当部の活動に関係し得る各セッションを聴講することによって、法と開発におけるジェンダー問題、それに対する世界銀行を始めとする各国際機関、諸外国の取組等について、知見を得ることができたことは有意義であった。また、他の支援関係機関の考え方等を把握すること、支援関係者と知り合うこと等は、今後の活動を円滑かつ効果的に推進するに当たって重要である。

複数のセッションにおいて、支援に当たっては、法制度の整備のみならず、機関強化、人材育成、運用能力向上、啓発活動等、あらゆる観点から統合的に取り組む必要がある旨の主張が見られた。これは、最近の開発援助の場において、よく見られる議論であるもの

の、いまだ、画一化された成文法の整備により一律に近代化を推し進めようとしている国際機関及び欧米諸国が存在する中、対象国の実情、主体性等を尊重しながら、対話を通じて、法整備、人材育成、運用支援等を統合的に進めていく我が国の法整備支援活動の意義を改めて見出すことができた。

また、世界銀行は、開発分野における代表的な国際機関であり、多数の関係者が参加したシンポジウムであるにもかかわらず、アジアからのスピーカーによるセッションは当部が実施したもののみであり、開発分野におけるアジアの存在感は依然として大きくないと感じた。今後は国際的なシンポジウム、会議等にも積極的に参加するとともに、各国際機関及び諸外国との連携を深め、相互に活動を紹介し合うことによって、アジアの代表として我が国の活動をより広く世界に周知していくことが必要であると感じた。

最後に、共にセッションを実施していただいた名古屋大学の伊藤弘子准教授並びに J I C A の田中由美子シニアジェンダーアドバイザー及び竹内麻衣子主任調査役、世界銀行との事前調整をしていただいた J I C A の磯井美葉国際協力専門員、セッションの内容について助言及び調整をしていただいた名古屋大学のコン・テイリ准教授に感謝申し上げたい。

NOVEMBER 6-10 | WASHINGTON DC

LAW, JUSTICE AND DEVELOPMENT WEEK 2017
GENDER, LAW AND DEVELOPMENT

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

Gender Issues in Dispute Resolution in Timor-Leste and Legal Technical Assistance of Japan
Hirohichi Onishi

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

Gender Issues in Dispute Resolution in Timor-Leste and Legal Technical Assistance of Japan

- Overview of Society in Timor-Leste
- Rural Areas in Timor-Leste
- Status of Women in Timor-Leste
- Situation of Justice System in Timor-Leste
- Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste
- Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste
- My Comments
- Comments from MOJ of Timor-Leste

<http://www.worldbank.org/ljdweek2017> 3

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

Overview of Society in Timor-Leste

<http://www.worldbank.org/ljdweek2017> 4

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

Overview of Society in Timor-Leste

- Beach near Dili
- Local market in Dili

<http://www.worldbank.org/ljdweek2017> 5

LJD LAW, JUSTICE and DEVELOPMENT

Overview of Society in Timor-Leste

- Mt. Ramelau
- Virgin Maria at Mt. Ramelau

<http://www.worldbank.org/ljdweek2017> 6

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Overview of Society in Timor-Leste

- Election campaign
- Center of Dili

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 7

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Rural areas in Timor-Leste

- Traditional house
- Village

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 8

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Rural areas in Timor-Leste

- Village leader (Chef de Suco)
- Sacred house (Uma Lulik)

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 9

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Status of Women in Timor-Leste

- Girls in Dili
- Girls in Dili

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 10

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Status of Women in Timor-Leste

- Woman in a village
- Woman and girls in a village

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 11

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Situation of Justice System in Timor-Leste

- Court room in the Dili District Court
- Ministry of Justice

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 12

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Situation of Justice System in Timor-Leste

- Only four district courts in 13 municipalities
- One court of appeal instead of a supreme court
- 34 judges nationwide
- Court proceedings in Portuguese

<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 33

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Situation of Justice System in Timor-Leste

- Justice Sector Strategic Plan (2011-2030)
- Thematic Area 5: Access to justice Goals:
 - 11. Every 5 years (2015, 2020, 2025, 2030), there will be significant improvement in the current situation of the justice sector, in terms of availability of justice services and in the awareness of and the public confidence in the justice system.
 - 12. Within 5 years (2015), crime prevention policies and actions will be implemented in the justice sector.
 - 13. Within 5 years (2015), the principle of non-discrimination, sensitivity to gender issues and the protection of vulnerable groups and human rights will be guaranteed in the justice sector.
 - 14. Within 3 to 5 years (2012/2015), customary law and community justice mechanisms will be regulated, and the systematic monitoring of their conformity to human rights will be implemented.



<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 34

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Situation of Justice System in Timor-Leste

- Developing justice system by mainly MOJ
- Public defender system
- Mobile court
- Access to justice clinics
- Reform of Legal Training Center
- Examination of mediation law and law concerning traditional justice

<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 35

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- Constitution
 - Section 2 (Sovereignty and constitutionality)
 - 4. The State shall recognise and value the norms and customs of Timor-Leste that are not contrary to the Constitution and to any legislation dealing specifically with customary law.

<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 36

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- Primary customary law (Lisan, Adat) in Timor-Leste
 - Traditional norms (Tara Bandu)
 - Traditional dispute resolution system (Nahe Biti)
 - Family mutual aid norms (Feto San Uma Mane)

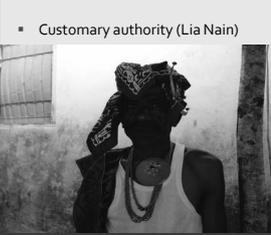
<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 37

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- Customary authority (Lia Nain)





- Sacred house (Uma Lulik)
- Traditional norm (Tara Bandu)

<http://www.worldbank.org/ijdweek2017> 38

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- ◆ Timor-Leste Law & Justice Survey 2013 by Asia Foundation
- Satisfaction level with traditional justice - 85% in 2008 and 94% in 2013.
- Percentage of people against making statements by women in traditional justice - 58% in 2008, 39% in 2013.

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 19

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- Reasons for use of traditional justice
 - Availability
 - Cost-effective
 - Speedy
 - Familiarity with procedures and judgements
 - Use of local languages
 - Conducive to resolution
 - Traditional legitimacy

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 20

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Traditional Dispute Resolution System in Timor-Leste

- ✓ Issues in traditional justice (in particular for women)
 - Women are not allowed to be involved in procedures and decision-making
 - Judgement based on traditional gender concepts and practices
 - Irrationality in procedures and judgments
 - Issues in criminal cases (ex. domestic violence)

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 21

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste

- MOJ of Japan has provided assistance since 2008 with a focus on strengthening legislative-capacity in accordance with requests from the government of Timor-Leste
- MOJ of Timor-Leste as counterpart
- Assistance in drafting individual laws, including the Law of Extradition, Drug Crime Control Law, Juvenile Justice Law, Mediation Law, etc.

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 22

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste

- Characteristics
 - Jointly explore laws and systems most appropriate for the situation in Timor-Leste, through dialogue with legal drafters.
 - Focus on capacity-building to encourage the recipient government to take the initiative in establishing, operating and improving their own systems.
 - Use their own language for mutual understanding
 - Discuss with relevant players including local authorities and civil societies in order to more fully comprehend the actual situation on the ground.

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 23

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste



Local seminar



Discussion with MOJ

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 24

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste

- Discussion with NGO



- Discussion with local authority

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 25

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

Legal Technical Assistance of Japan to Timor-Leste

- Support for drafting mediation law and relevant law since 2009
- Provide advice on draft law prepared by MOJ of Timor-Leste
- Upon understanding of actual situation, examine appropriate measures in line of international standards
- Provide optional legal thoughts on the basis of Japanese experience
- Examine informal justice system, along with development of formal justice system
- Steady assistance through joint-work for establishment of deep-rooted legal system in society as a whole

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 26

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

My comments

- Try to harmonize modernization and tradition in establishing laws and systems
- Respect politics, society and culture of the country
- Listen to opinions of various relevant parties
- Assist capacity-building to encourage the recipient country to take the initiative in establishing, operating or improving its own systems

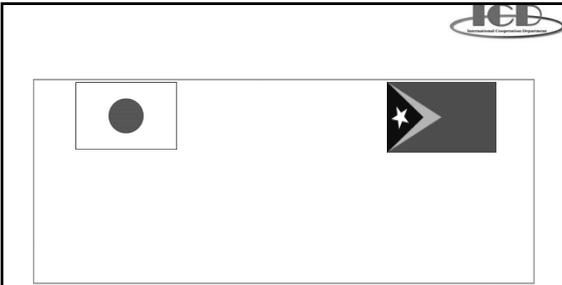
<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 27

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

My comments

- Expect to improve gender issues in dispute resolution in Timor-Leste, self-actively, and steadily
- Since Timor-Leste is still at the stage of nation building, and there is feasibility to realize, now, cooperate together

<http://www.worldbank.org/ljd/week2017> 28



- International Cooperation Department
 - Research and Training Institute
 - Ministry of Justice of Japan
- International Justice Center of Japan
 - 2-1-18, Mokusei-no-Mori, Akishima-shi, Tokyo, 196-8570
 - Phone: +81-42-500-5150 Fax: +81-42-500-5195
 - E-mail: icdmj@i.moj.go.jp



Gender Equality and Dispute Resolution System in Timor-Leste and Legal Technical Assistance by Japan

Hirofumi Onishi

LJD LAW JUSTICE and DEVELOPMENT WORLD BANK GROUP

【国際法務総合センター開所記念アジ研・ICD講演会】

国際法務総合センターでの新たなスタート

国際協力部副部長

伊藤 浩之

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、従前業務を行っておりました大阪市にある大阪中之島合同庁舎から、東京都昭島市に新設された「国際法務総合センター」へ移転し、平成29年10月2日より、同センターでの業務を開始しております。

ICD NEWS 2017年9月号（No. 72）及び同12月号（No. 73）においても、移転の御案内を掲載いたしましたでしたが、今回は、「国際法務総合センター（国際棟）」とはどのような施設なのか、そもそも、その所在地である昭島市とはどのようなところなのか、といった点をもう少し詳しく御紹介し、併せて、平成29年11月27日に開催した、国際法務総合センター落成式及び同センター開所記念アジ研¹・ICD講演会について御紹介いたします。

2 昭島という土地について

国際法務総合センターは、「東京都昭島市もくせいの杜」にあります。皆さんは、「昭島」の由来をご存じでしょうか？

私自身、国際法務総合センターに来るまで、昭島市のことはよく知らず、今回、昭島市のウェブサイトやいわゆる地域資料の文献を調べてみました。それらによると、昭和29年に、北多摩郡昭和町と拝島村が合併し、市になったもので、「昭島」という市名は、この二つの自治体名を合わせたものということです。

市のウェブサイトなどによると、昭島市は、都心から西に約35キロメートル、東京都のほぼ中央に位置する、人口約11万人の市であることなども分かります。

ちなみに、市の木が「もくせい」とされています。

そして、「昭島市の歴史を語るうえで、最初にふれなくてはならないもの」は、「アキシマクジラ」だそうです²。皆さんお分かりでしょうか？

昭和36年に、この地で、全長16メートル余り、鯨の化石としては世界で初めて、ほぼ完全な姿で発見されたこの「アキシマクジラ」は、160～170万年前の化石とされています³。この地も大昔は、海だったということが分かります。

もう一つ、この昭島市が誇るものとして、水がおいしいことが挙げられます。ICDが

¹ 正式名称は、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNITED NATIONS ASIA AND FAR EAST INSTITUTE FOR THE PREVENTION OF CRIME AND THE TREATMENT OF OFFENDERS)

² 昭島市教育委員会発行「昭島の歴史」22ページ

³ 同「昭島の歴史」8ページ

昭島市に移転した御挨拶に昭島市役所を訪れた際に、臼井伸介昭島市長からも御説明いただきました。昭島市は、地下水のみを水源としており、東京都の区市町村で、地下水（深層地下水）のみを水源としている自治体は昭島市だけだそうです。

このような昭島市の東側に位置する旧米軍立川基地跡地昭島地区に新設されたのが、国際法務総合センターであり、法務省の刑事司法分野及び民商事法分野の国際協力関連施設を集約・整備することで、より効果的な国際協力事業の推進・強化を図ることと、併せて、矯正医療機能の向上と矯正研修の充実化を図るために、東京都内や近郊に分散する老朽・狭隘化した法務省関連施設を集約・整備するという趣旨で新設されたものです。

3 国際法務総合センターの概要

(1) 国際法務総合センターには、以下のような施設が新設されています。

- ・法務総合研究所国際協力部（ICD）
- ・国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研/UNA FE I）
（この両組織が入る建物を「国際棟」と呼んでいます。）
- ・矯正研修所
- ・東日本成人矯正医療センター
- ・公安調査庁研修所
（このほかに少年矯正施設を建設中。）

国際法務総合センターの敷地内にこれらの施設がありますが、それぞれ別の建物に分かれています。

ちなみに、国際法務総合センターは、英語名を「International Justice Center」としており、略称が「I J C」となっています。

アジ研については、御存知の方も多いと思いますが、簡単に御紹介いたします。

アジ研は、国連と日本国政府との協定に基づいて設置された機関であり、国連プログラムネットワーク機関（PNI）の一つであって、法務総合研究所国際連合研修協力部がその運営を行っています。アジ研の歴史は、ICDより古く、昭和37年から、東京都府中市に設けられた研修施設で、研修等を行ってきており、主な業務は、各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナーの開催、並びに犯罪防止及び犯罪者処遇に関する調査研究の実施などです。

(2) 次に、ICDとアジ研が入っている国際棟に関して説明します。

国際棟は、研修棟（事務棟）、国際会議棟、宿泊棟の3つに分かれています。

まず、研修棟は、5階建てであり、主なものとして以下のような構成になっています。

- 5階 会議室、客員専門家室、講師控室
- 4階 アジ研所長室、同次長室、国際協力部長室、同副部長室、専門官室
- 3階 教官室
- 2階 セミナー室
- 1階 食堂、ラウンジ、和室

幾つか特徴を挙げると、1階のラウンジ、和室等は、以前、アジ研にあったもので、I C Dにはこれまでなかったものですが、研修員等の交流の場として利用されています。

2階のセミナー室は、6室設けられていますが、人数に応じて、部屋を仕切って使用することができる部屋も設けられています。

また、3階の教官室は、アジ研とI C Dの教官が同じフロアで執務しています。以前のI C Dの教官室のような個室ではなく、フロア内がパーテーションで区切られているだけですので、以前と比べると開放的な空間ということはできます。

4階の専門官室も同様で、アジ研とI C Dの職員は、一つの大部屋で業務を行っています。教官室と専門官室とでフロアが異なることなど、良い面ばかりではないのですが、I C Dという部内だけでなく、アジ研との連携を緊密に行うきっかけになればと考えています。

- (3) 次に、2階建ての国際会議棟ですが、ここは、2階に国際会議場が2か所あり、それぞれ「A」「B」としています。

国際会議場Aの方が広く、従前のおおさか中之島合同庁舎の国際会議室に相当するものですが、約110席設けられています。大阪の国際会議室が長方形であったことに比べると、この国際会議場Aは、正方形に近い形です。

平成29年11月20日に、韓国大法院法院公務員教育院のグ・ヨンモ院長及び早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授に御講演をお願いし、「日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナー」を開催したのを皮切りに、今後、法整備支援連絡会などI C Dが行うシンポジウム、セミナー等の会場として利用してまいります。

一方の国際会議場Bは、60席程度であり、主に、アジ研及びI C Dが行う研修の際に利用しています。正面には、日本らしく障子をイメージしたスクリーンも設けられています。

いずれの国際会議場も同時通訳ブースが設けられており、Aは4ブース、Bは3ブース設置されています。

国際会議棟の1階は、図書室、多目的ホール、トレーニングルーム等が設けられています。図書室は、I C D、アジ研共通のものとなり、これまでより広いスペースが確保されています。多目的ホールやトレーニングルームも、従来アジ研にあったものです。

I C Dの研修は、2週間程度の期間で実施することが多く、アジ研の研修に比べると比較的短期間ですが、研修員の皆さんには、トレーニングルーム等を活用して、快適に過ごしていただければと思います。

- (4) 最後に、9階建ての宿泊棟があります。

一部、客員専門家用の部屋などがあるほか、ほとんどが研修員用の寮室であり、55室あります。身体に障害のある方でも宿泊していただけるバリアフリーの部屋も用意されています。また、ムスリムの研修員もいらっしゃることから、祈祷室も設けてあります。

個々の寮室は、さほど広いというわけではありませんが、建物・設備とも新しく、なかなか快適に滞在していただけるのではないかと思います。

ちなみに、天気にもよるものの、高いところからは、遠くに富士山を見ることができます。

これまでアジ研にしかなかった設備も多く、ICDとしては、新たな設備が加わったという面があるのですが、何より大きな違いは、宿泊施設ができた、という点だと思います。

これまでは、研修の講義は、大阪中之島合同庁舎で行う場合でも、研修員の宿泊は、近隣のホテルとなっていました。今後は、寮生活を送ることになり、時には、アジ研の国際研修で世界各国から来ている研修員や、同じICDの研修でも他の国から来ている研修員などと生活を共にし、交流が深まる機会が増えることが期待されます。

地理的には、都心からやや離れているものの、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）や独立行政法人国際協力機構（JICA）の御協力もいただいて、研修員は、研修中の週末には都心に出て日本の文化に触れることもあります。一方で、別の休日には、すぐ近くにある国営昭和記念公園に散策に行くこともあるようで、ある研修員の方からは、都心と昭和記念公園の自然と両方を楽しむことができたなどの感想も聞きました。



【国際法務総合センター国際棟外観】

（正面が国際会議棟。右が研修棟。研修棟の奥に宿泊棟）



【国際会議場 A】



【国際会議場 B】



【セミナー室】



【宿泊室】

4 落成式・記念講演会

国際法務総合センターに移転した上記各機関が、同センターでの業務を開始したことから、平成29年11月27日、国際法務総合センター全体での落成式とそれに続いて、開所記念アジ研・ICD講演会を開催しました（それぞれ施設内覧会も併せて行いました）。

落成式は、午後3時30分から、矯正研修所で行われ、法務省関係者のほか、地元自治体や工事関係者など多くの来賓の方々に御臨席いただきました。

続く記念講演会は、午後4時45分から、国際棟国際会議場Aで行われ、法制度整備支援に関わる方々、アジ研やICDの国際協力のパートナーとなっている各国の在京大使館の方々など多くの方に御臨席いただきました。

講演会では、佐久間達哉法務総合研究所長、葉梨康弘法務副大臣の各挨拶に続き、JICA前田秀理事から、御祝辞をいただきました。

そして、ICD及びアジ研に縁の深い海外の方からも、お祝いのビデオメッセージを送っていただいております。前ベトナム司法大臣のハー・フン・クオン氏とタイ法務研究所⁴（TIJ）所長のキティポン・キタヤラク氏からのメッセージが会場で上映されました。

キティポン所長は、アジ研と同じ国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関であるTIJ所長であるとともに、アジ研卒業生でもあります。

一方、クオン前司法大臣は、平成29年1月に開催された第18回法整備支援連絡会に

⁴ Thailand Institute of Justice

基調講演者として御臨席いただいたように、ベトナムと日本の法制度整備支援における協力を深く関わってこられた方です。クオン前司法大臣からは、新しいセンターの開設に対するお祝いとともに、「ICDがその使命を一層積極的に果たし、アジアの平和と繁栄に貢献してくれると信じている。」との期待の言葉もいただきました。

その後、お二人のゲストから、記念講演をしていただきました。

お一人が、ICCLCの宮原賢次会長です。ICCLCには、法務省が法制度整備支援を行うようになった頃から、この事業を様々な面で支えていただいております。その功績から、ICCLCは、平成28年にJICA国際協力感謝賞を、平成29年に外務大臣表彰を受賞されています。宮原会長は、平成15年にICCLCの会長に就任され、法務省等が行う法制度整備支援に多大な御協力をいただいております。宮原会長には、「国際民商事法センターの20年とこれからの法制度整備支援」とのテーマで御講演をいただき、日本にとっても **Challenging** な時代となるこれからの法制度整備支援への期待のお言葉をいただきました。

もうお一人は、元国連薬物・犯罪事務所条約局長のエドワルド・ベテレ氏であり、「犯罪防止刑事司法分野における国連の挑戦：UNAFEIの役割—これまでとこれから」とのテーマで御講演をいただきました。

このようにして、国際法務総合センター開所記念アジ研・ICD講演会は盛況のうちに終わり、続くレセプションで更に皆様に懇親を深めていただき、この日の行事を無事終えることができました。



【アジ研・ICD講演会】

5 移転後の活動について

移転後、新たな施設、設備を活用して、既に幾つかの研修等をここ国際法務総合センターで実施しており、見えてくる課題にも対処しながら、業務を行っております。宿泊施設が併設されたことから、アジ研が伝統的に行ってきた、研修員の到着時と出立時の職員全員での歓迎・見送りが、ICDの研修でも行われるようになっていきます。

そして、移転による新たなスタートを機に、アジ研との連携により、業務を効率化するとともに、効果を最大化させ、法制度整備支援の内容を一層充実させることに取り組まなければならないと考えています。

研修内容については、これまでも様々なリソースとなる方々に御協力をお願いし、相手国のニーズに合った、充実したプログラムを提供するように心掛けてまいりましたが、今後も、相手国の文化、法制度、現状、課題等をよく知り、事前の準備、事後のフォローも的確に行うことで、着実に進めてまいりたいと思います。

その上で、アジ研との情報共有・情報交換を緊密に行い、お互いの知見・経験を共有して一層充実した法制度整備支援を行いたいと考えています。

これまでは、ICDとアジ研との間で、電話をかけたり、メッセージのやりとりをしたりということが必要でしたが、現在は、気軽に隣の部屋にいるアジ研の石原香代次長のところに顔を出して相談することもできるなど、既にその恩恵を感じています。

そのほかにも、お互いの研修中の講義等を傍聴したり、アジ研のリソースパーソンを紹介してもらって、ICDの研修に協力してもらおうといったことも行っています。さらに、法整備支援連絡会においても、アジ研の渡部亜由子教官に、パネルディスカッションのモデレーターをお願いするなど、これまでよりいろいろな場面で連携・協力が行われるようになっていきます。

アジ研は、国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関としての立場がありますし、それぞれの業務は、主に対象とする分野や、国、協力の方法等でも違いがありますが、共通する部分や参考になる部分も多く、今後一層連携に取り組む所存であります。

一方で、ICDとしては、これまで活動の拠点とし、多くの方々に支えていただいた大阪での活動も引き続き行ってまいります。

移転後も、平成29年12月に実施した、バングラデシュ及びラオスの本邦研修は、東京又は横浜だけでなく、一部の日程を大阪で実施しました。従前大阪で行っておりました、アジア・太平洋会社法実務研究会も、引き続き大阪で開催しております。また、公益社団法人日本仲裁人協会が主催するセミナーを在阪の関係者の皆様とも協力し、大阪中之島合同庁舎国際会議室で共催するなど、関西での活動も継続しております。

皆様には、引き続き、当国際協力部の業務に御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【国際法務総合センター】

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号

電話：042-500-5150（国際協力部代表）

FAX：042-500-5195



【講義・講演】

2017年11月から2018年1月の期間中、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 信州大学における講義

日 時 2017年11月13日
場 所 信州大学
対 象 信州大学経法学部生
テーマ 国際協力部と法整備支援論
担 当 国際協力部教官 福岡文恵

2 慶應義塾大学法科大学院における講義

- ①日 時 2017年11月16日
場 所 慶應義塾大学
対 象 慶應義塾大学法科大学院生
テーマ 国際協力部による法整備支援の概要及びカンボジアへの支援
担 当 国際協力部教官 福岡文恵
- ②日 時 2017年11月30日
場 所 慶應義塾大学
対 象 慶應義塾大学法科大学院生
テーマ ミャンマーへの支援及び国際知財司法シンポジウムを終えて
担 当 国際協力部教官 横山栄作

3 名古屋大学法科大学院における講義

- ①日 時 2017年12月6日
場 所 名古屋大学
対 象 名古屋大学法科大学院生
テーマ 法整備支援論
担 当 国際協力部教官 福岡文恵
- ②日 時 2017年12月13日
場 所 名古屋大学
対 象 名古屋大学法科大学院生
テーマ 法整備支援論
担 当 総務企画部・国際協力部教官 國井弘樹

4 明治大学法学部における講義

日 時 2017年12月18日

場 所 明治大学

対 象 明治大学法学部生

テーマ 法曹家の海外における活躍

担 当 総務企画部・国際協力部教官 國井弘樹

【活動予定】

2018年4月から同年6月の間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。
聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場所のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) 第14回ラオス本邦研修

日 時 2018年5月中旬～下旬（2週間程度）（予定）

場 所 国際法務総合センター（予定）

担 当 国際協力部教官 前田澄子

(2) 第59回SPC（最高人民裁判所）ベトナム本邦研修

日 時 2018年6月中旬～下旬（2週間程度）（予定）

場 所 国際法務総合センター（予定）

担 当 国際協力部教官 梅本友美

(3) 第13回ミャンマー本邦研修

日 時 2018年6月中旬～下旬（2週間程度）（予定）

場 所 国際法務総合センター（予定）

担 当 国際協力部教官 岩井具之

2 共同研究

第19回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 2018年6月18日（月）から同月28日（木）まで

場 所 国際法務総合センター（予定）

テーマ 不動産登記制度，商業法人登記制度，戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度
上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 大西宏道

3 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 2018年6月中旬（予定）

場 所 国際法務総合センター又は大阪中之島合同庁舎

担 当 国際協力部教官 前田澄子

国際協力部に勤務して

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門

統括国際協力専門官 伊地知 康 弘

1 はじめに

私が平成28年4月に法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門に統括国際協力専門官として配置され、間もなく2年を迎えようとしている。

検察事務官として大津地方検察庁に採用され、これまで大阪・京都への転勤はあったものの、検察の仕事しか経験がなかったところ、この度ご縁があって国際協力部で勤務する機会に恵まれた。

ここでは、初めて検察の業務を離れて国際協力部で勤務した1年9か月を振り返り、この間に感じたことを交えながら国際協力専門官の業務内容等について紹介することにした。

2 国際協力事務部門の組織・業務内容

私が所属する国際協力事務部門は、法務省の研修・研究業務をつかさどる法務総合研究所の一部門であり、検察、法務、矯正出身の国際協力専門官から構成されており、国際協力部がアジアの開発途上国を対象に実施している法制度整備支援に関する業務が円滑に実施できるよう、様々な事務手続を行っている。

具体的には、各種研修・シンポジウム等の準備・運営、支援対象国において行う現地セミナーや各種会議等への出席に伴う海外出張に関する事務、JICA（独立行政法人国際協力機構）、ICCLC（公益財団法人国際民商事法センター）、外務省その他関係省庁等との連絡調整、当誌ICDNEWSの編集・発刊、国際協力部の業務に関連する各種照会案件への対応、及びこれらの業務に付随する庶務・経理的な事務を主な業務内容としている。

これまでに刊行されたICDNEWSにおいて、歴代の統括国際協力専門官が述べているように、私も国際協力部に異動した当初は、日常業務で話されるアルファベットの略語や専門用語の理解に苦しみ、また、検察庁勤務の時代と比較して、業務上連絡を取り合う関係機関の多様さについていけず、戸惑いを覚えることが多々あったが、今ではそのような関係機関の方々を相手に電話やメールで略語や専門用語を自然に使う日々である。

なお、国際協力部では、将来、法制度整備支援業務に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に国際協力人材育成研修を実施しているが、この研修は、国内での講義により予備的な知識を得た後、支援対象国を訪れ、支援対象国における支援活動の現場を体感することで、支援に必要な知識や技術を習得してもらうことを目的としてい

る。

本年度、同研修に参加した研修員の方々のレポートが本誌に掲載されているので、是非ご一読いただきたい。

3 我が国の法制度整備支援について思うところ

これまでの国際協力部での勤務を踏まえ、我が国の法制度整備支援について思うところを述べてみたい。

我が国が行う法制度整備支援は、①基本法令の起草支援、②法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成の三つを大きな柱としているが、諸外国が行う支援と比較した特徴の一つとして、自国の法制度を押し付けるのではなく、相手国の主体性（オーナーシップ）を重んじ、相手国関係者との対話を通じてその実情に合った法律や制度を共に考える手法を採っている点が挙げられる。

いうまでもなく、法制度は国家・社会の在り方や司法の根幹にかかわる重要なものであることから、最終的には、実際に運用を行う相手国の関係者自身の手によって、その整備を行うのが理想である。

したがって、その支援を行うに当たっては、自国の制度をそのまま押し付けるような手法は望ましくなく、相手国の相手国の主体性（オーナーシップ）を尊重して、その実情を踏まえた支援を行う我が国の支援のスタンスは正しいものであると思う。

また、支援対象国に派遣され、現地で生活しながら相手国関係者との信頼構築に努め、日々の活動を行っている長期専門家の制度は、このような支援を行う上で合理的で、かつ、有効なものであると思う。

私は、これまでの経験から、アジアの支援対象国が我が国の法制度整備支援活動に寄せる期待が極めて大きいことを感じているが、これは、明治維新期の日本が、フランス、ドイツ、そしてアメリカから順次西欧法を受け入れ、以来、独自の法制度を発展させてきたことが、地理的・文化的な親近感と相まって、良き先例として頼りにされていることの現れではないかと感じている。

このような法制度整備支援の活動は、地道で長期に及ぶものである上、その効果を目に見える形で評価することが困難なものであるが、開発途上国の国づくりに貢献し、平和で安定した国際社会を実現するため、極めて重要な貢献策であると考えている。

4 移転、そしてこれから

国際協力部は、昨年10月に、これまで活動の拠点としてきた大阪中之島合同庁舎から東京・昭島の国際法務総合センター内の国際棟へ移転し、これまで東京・府中で活動してきた国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研，UNA FE I）と同じ建物で業務を行うこととなった。

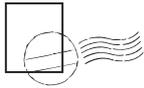
これまで15年以上にわたり大阪の地で多くの関係者の方々に支えられながら業務を行ってきたが、今後もそのネットワークを維持し、一部の業務については引き続き大

阪で活動を継続していくこととしている。

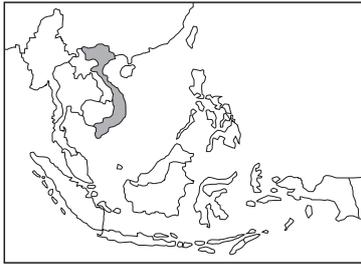
また、東京・昭島においては、近隣の関係機関の方々と新たな関係構築を図り、連携しながら業務を進めることが課題となる。

さらに、アジ研との関係では、同じ国際協力を行う部門でありながら、これまで業務内容の詳細について互いに知る機会が少ないところがあったが、今後、連携を進め、互いの持ち味を生かして、学び合いながら業務を実施していければよいと思う。

今年も充実した1年になりそうである。



各国プロジェクトオフィスから



11月末でスタッフの Nguyen Thu Ha さんが当プロジェクトを退職いたしました。Ha さんは、ベトナム日本法教育研究センター (CJLV) の卒業生で、名古屋大学への留学を経て、昨年約一年間にわたり当プロジェクトで働いてくれました。

日本語が堪能で、ベトナム法も日本法も学んだ経験から、広い視野でベトナムの現状を分析できるという高い能力に加え、責任感と積極性、持ち前の明るさで私たちの活動にたくさんの貢献をしてくれました。

Ha さんの退職は、我々にとっては大きな損失ですが、ベトナムで弁護士資格を取り、日本語と日本法を学んだ経験を活かした活動をしたいという夢のために新たなステージに進む彼女を応援することにしました。

CJLV は設立 10 周年を迎え、Ha さんのような優秀な人材を多数送り出しています。法整備支援は、その成果をどのような指標で判断するか難しく、特に人材育成分野は、成果が上がるまで時間がかかると言われています。しかし、私は、実際にベトナムに赴任してから、Ha さんを始めとする多くの CJLV の在学学生、卒業生と接する機会があり、これほど大きな成果を得られる分野はないと感じることが多くあります。

カウンターパートとの活動でベトナム側の発表や議論を聞いていると、法学教育の脆弱さを感じることも多々あるのですが、Ha さんは、これらの資料の翻訳を担当してくれる中でこれらの問題にも気付き、私たちに質問してくることがありました。活動に行き詰まりを感じた時も、「彼女たちが担うベトナムの未来は明るい！」と勇気付けられることが多くありました。

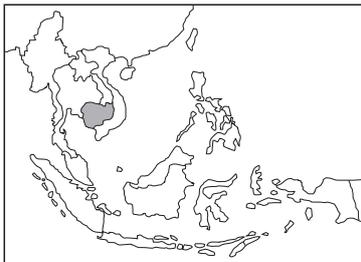
ベトナムでは、政府機関への採用方法が不透明であり、優秀な人材が活躍できる仕組みがまだまだ整っていません。彼女たちが一線で活躍できる日がくることを切に望みます。

CJLV の活動については、当プロジェクトも微力ながら出来る限りのお手伝いを続けていきたいと思えます。

また、もう一つの新しい出来事として、当プロジェクトは、12月2日に事務所を移転しました。新しい事務所の住所は、

#1004, 10th Floor, Daeha Business Center, No.360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi
です。ハノイにお越しの際には、是非お立ち寄りください。

(ベトナム長期派遣専門家 塚部貴子)



日本では、この時期になると、「都心で初雪」「吹雪で欠航」など、雪の話題がトップニュースになることが多いです。

しかし、カンボジアは、年間平均気温が約 28℃。日中は、ほとんど 30℃ 超えです。年末年始でも、全く雪は降りませんので、ゲレンデでシュプール、コタツでミカンなどの「冬の風物詩」を望むすべもありません。

その代わりに、首都プノンペンの中心部にある王宮の前を流れるメコン川沿いでは、新年に合わせて花火が打ち上がります。半袖姿で、夜空を彩る「夏の風物詩」を眺めながら、年越しをするのも一興です。

ところが、ニュースによると、今冬は、世界的に例年よりも寒さが厳しいようです。カンボジアも例外ではありません。誰に聞いても、「今年は、例年よりも寒い。」という答えが返ってきます。実際、街角では、ニット帽をかぶっている人、ダウンジャケットを着ている人、マフラーと手袋を身に付けてい

る人がいます。

さて、気温は？

プノンペン市内は、冷え込む朝晩でも、「約18℃」です。「氷点下18℃」ではありません。風の強い日もありますので、体感気温がもう少し低いかもしれませんが、氷点下にはなりません。でも、朝、ホテルのスタッフと挨拶を交わすと、「今日は寒いねえ。」と言って、両腕をさするしぐさをしています。日頃の会議などでは、室温設定を16℃にして、冷房をガンガンに効かせている人たちなのですが…。

カンボジアに赴任した当初、街の洋服屋さんで、冬物衣類を販売しているのを見たことがありました。当時は、この暑い国で、いつ着るのかといぶかっていたのですが、最近、街角を眺めていると、かなりの需要があることが分かりました。

かく言う私も、周囲が「寒い。寒い。」と繰り返し言うので、そう思い込んでしまったようで、半袖シャツから長袖シャツに「衣替え」して通勤しています。

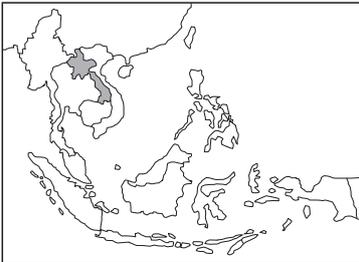
どうやら、身も心もカンボジアに染まりつつあるようです。

来年の今頃は、「寒いねえ。」と言って、ニット帽をかぶり、ダウンジャケットを着て通勤しているかもしれません。

関係者の皆様、旧年中は、大変お世話になりました。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)

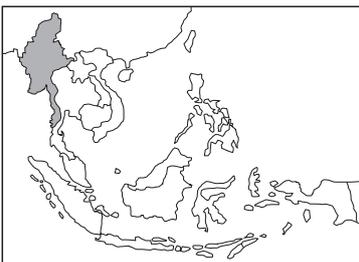


当プロジェクトにおいて、主に民事経済法分野を担当してくれておりました天野麻依子（あまのまいこ）専門家（弁護士）が、10月31日付けをもって任期を終了され帰国いたしましたので、ご報告させていただきます。皆様もご存じのとおり、同専門家は、約1年間の任期中、経済紛争解決法、労働法のハンドブックの作成・普及、ドナー協調や広報等に尽力されました。

11月より、新しいプロジェクトスタッフが加わりました。ダヌボン君です（Mr. Danouphonh CHANTHAKOUMMANE）。将来は、自分自身でラオスの教育のためになる組織を立ち上げたいという大きな希望を持っている24歳の男性で、青年の船で日本にも訪問した経験のある将来有望な若者です。

プロジェクトメンバーの入れ替わり等がございましたが、皆様におかれましては従前同様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

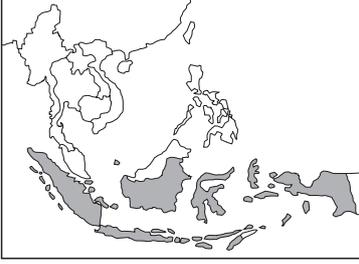
(ラオス長期派遣専門家 須田 大)



最近、ラカイン州での問題と関連して当地のジャーナリストが「逮捕」され裁判にかけられるという事件が発生し、世界から比較的注目を集めています。普段は、あまり注目されない刑事事件（刑事手続）なのですが、当地の日本関係者から、ミャンマーにおける刑事手続について聞かれたり、日本語にするときの訳について聞かれたりすることがありました。ノンコミットル前提で御説明をするのですが、日本人からすると、「なぜ比較的重大な犯罪はCognizable-offenceとして無令状で逮捕できるのか、逆ではないか。」「原告は誰なのか。」「警察が裁判所に起訴するのか。」「チャージをフレームするとはどういう

ことか。」「Prima facieとは何か」などの疑問がたくさんあるようでした。あらためて、インド法系と我が国の制度の違いについて考えさせられました。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



インドネシアには、東西5,000キロ超の範囲に、大小13,000余の島が存在し、その中に、約140の活火山があると言われています。

ニュースでご存知の方も多いと思いますが、今年11月、その中の一つであるバリ島にある標高3000mを超えるアグン山が、約50年ぶりに噴火しました。

今回の噴火は小規模なものでしたが、50年前の噴火では、1000名を超える犠牲者が出たとのことで、今回の噴火後も、大規模な噴火のおそれがあるとして、引き続き高いレベルの警戒が続いて

います。

バリ島は、日本からも多くの観光客が訪れる世界的な観光地ですが、今回の噴火をめぐる警戒のため、外国観光客のキャンセルが相次ぎ、観光省によれば、その損害額は、11月末から12月末までの間で約700億円に達すると見積られているそうです。

インドネシアでは、近年、このアグン山だけでなく、スマトラ島にあるシナブン山、ロンボク島にあるリンジャニ山、テルナテ島にあるガマラマ山などでも、噴火を含む活発な火山活動が続いています。

同じ島国であり、火山大国でもある日本の国民として、大きな災害とならぬよう、祈るばかりです。引き続き、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介)

編集後記

－編集後記－

ICD NEWS 74号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

改めて、本号に掲載された記事を振り返ってみたいと思います。

本号の巻頭言には、昨年10月に国際協力部の部長に就任した森永太郎部長の挨拶を掲載しております。法整備支援における当部の役割や、時代と共に変化する法整備支援の課題などが記載されています。

「寄稿」では、73号に引き続き、カンボジアで JICA 長期派遣専門家として活動している内山専門家による「プノンペンの平日(2)」を掲載しています。現地で法制度整備支援の最前線で活躍している専門家の具体的な業務内容を知ることができる貴重な記事であるとともに、帰宅後のプライベートまで垣間見ることができる興味深い記事です。

「特集」では、昨年10月30日から11月1日までの3日間に渡って開催された「国際知財司法シンポジウム2017」を取り上げています。初日に行われた特許に関する模擬裁判について知的財産高等裁判所の杉浦判事に、2日目に行われたパネルディスカッションについて日弁連知的財産センターの城山委員長、同センターの相良委員及び法務省大臣官房司法法制部の伊賀部付に、3日目に行われた講演、パネルディスカッションについて特許庁審判部審判課の高橋課長補佐及び高田企画係長にそれぞれ紹介していただきました。このシンポジウムは日中韓、ASEAN の裁判官、弁護士を集めて開催された国際シンポジウムで、昨年が初めての開催となります。各国の知的財産制度に関する考え方を知る上で非常に貴重な記事となっています。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア及び中国における法制度について、各国の長期派遣専門家による記事を掲載しています。いずれの記事も、各国の法制度について長期派遣専門家による鋭い考察がなされており、各国の法制度を知る上で非常に参考になる記事となっております。

「活動報告」では、当部が実施したセミナー、支援対象国の研修員が参加した本邦研修、次世代の法整備支援の担い手を発掘するために実施した研修及び海外出張に関する記事を掲載しています。当部の活動についてはホームページにも記載しておりますが、ICD NEWS ではより詳細に活動内容を紹介しておりますので、お読みいただくと幸いです。

その他に、本号には当部の伊藤浩之副部長による「国際法務総合センターでの新たなスタート」という記事を掲載しています。すでにご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、当部は昨年10月2日から東京都昭島市にて業務を行なっています。記事の中では、私たちが勤務する国際棟が写真と共に詳細に紹介されています。また、関係者を招いて実施した国際法務総合センターの内覧会、落成式の様子についても紹介しています。

ご寄稿いただいた執筆者の皆様に改めて御礼申し上げます。

さて、私事で恐縮ですが、最近、バングラデシュ人の友達ができました。

きっかけは昨年12月のバングラデシュ研修の時のことです。バスに乗って都内に向かっていて、突然「カラオケしようぜ。」と言って、研修員が歌を歌い出しました。皆さん、バスの中でこんなに熱唱するかというほど気持ち良さそうに歌っていました。

しばらくしてバスが都内に入ったころ、事件がおきました。

「ミウラさーん」

後ろから私の名前を呼ぶ声が聞こえるではありませんか。

最初は気のせいかなと思いましたが、すぐにまた

「ミウラさーん」

という声が聞こえてきました。

自分の名前が呼ばれていることに気づいて慌てて振り返ると、そこには笑みを浮かべながら私にマイクを差し出す研修員がいました。「えっ、自分も歌うの?」、「そもそもなんの曲を歌えばいいんだ。」と戸惑いましたが、そんな私の思いをよそに、研修員たちのテンションは上がり続けます。こうなってしまったからには、この場を盛り上げることも国際協力だ、彼らのテンションを下げるわけにはいかないと自分に言い聞かせ、マイクを受け取りました。

外国人にも分かる曲、と一瞬考え、頭に浮かんできたのは「上を向いて歩こう」のメロディーでした。これしかないと感じた私は、マイクを握りしめ、彼らのために熱唱しました。歌い終わると、研修員は口々に「素晴らしい曲だ、なんという曲か教えてくれ。」と言って興味津々な様子でした。

私が曲名を教えると、研修員たちは早速、携帯電話で「Sukiyaki」を検索し始め、中にはその場で歌いだす人まで出てきました。

これがきっかけとなり、研修員たちは私を見かけると「上を向いて歩こう」を歌いだすようになり、急速に仲良くなっていきました。

こうして私にバングラデシュ人の友達ができました。

いつの日か、また彼らと会える日を楽しみに、これからも友情を深めていきたいと思えます。

主任国際協力専門官 三浦 寛史

【表記誤りのお詫びと訂正】

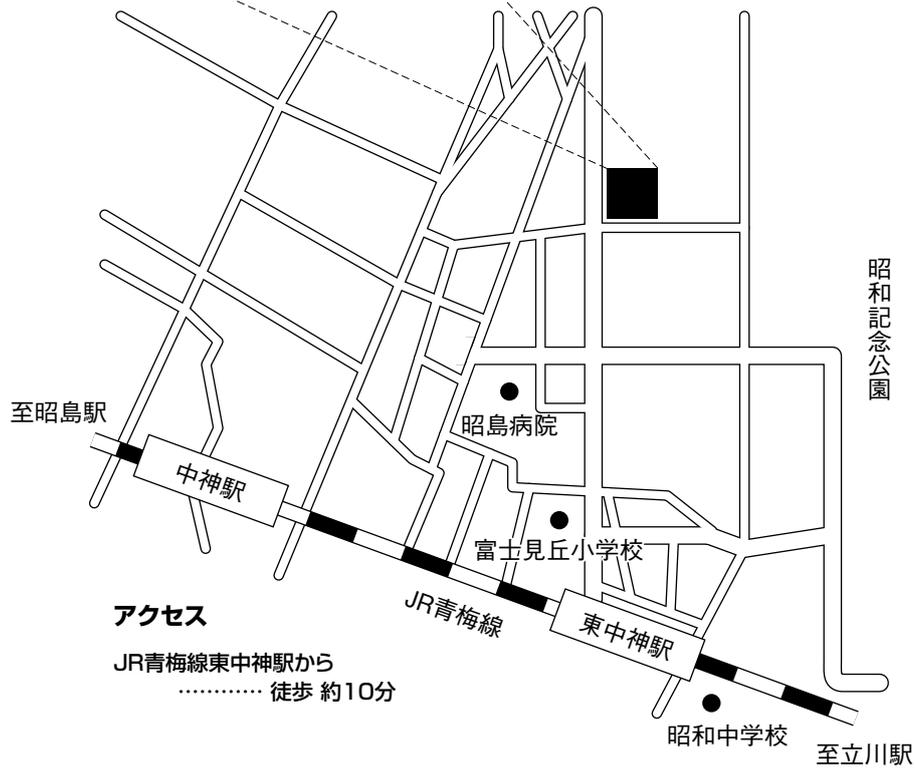
ICD NEWS No. 73の石崎長期派遣専門家による「ネパール新民法、遂に成立！」80頁15行目の表記に誤りがありましたので、訂正の上、お詫び申し上げます。

誤 「2017年9月24日」

正 「2017年9月25日」



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp (2016年9月 メールアドレス変更)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2018年3月

